

2017 年度知的財産活動実態調査

The Survey on Intellectual Property-Related
Activities in Korea 2017

特許庁

(仮訳：日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所)

本仮訳は、韓国特許庁で発表した「2017年度知的財産活動実態調査」をジェットロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。

(http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=3081&catmenu=m04_06_01_02)

【免責条項】 本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

利用者のために

1. この報告書は韓国における企業及び大学・公共研究機関の知的財産活動の現状を把握するため、基準年度に産業財産権の出願及び登録の実績のある企業及び大学・公共研究機関を対象に 2017 年に実施した知的財産活動調査の結果を収録したものである。
2. この報告書に収録されている統計数値は標本調査の結果を基に母数推定 (parameter estimates) したものである。
3. 統計表の統計数値は全て四捨五入上の差異によって各項目の合計と総計が一致しない可能性があり、複数回答項目は構成比の合計が 100 を超過する。
4. 産業分類は 2017 年 1 月 13 日改正告示された第 10 次標準産業分類を適用している。これに従って業種分類の差異を認知した上で使用しなければならない。
5. この報告書に使用されている図と表の年度は別途表示が無い限り全て 2017 年度の調査結果を意味する。
6. この報告書の内容に関する問合せは韓国知識財産研究院の調査分析チーム (02-2189-2628) が対応している。また、報告書の内容は韓国特許庁のホームページ (<http://www.kipo.go.kr>) でも確認することができる。

<目次>

要約	1
第1章 調査の概要	13
第1節 調査の目的及び沿革	13
1. 調査の目的	13
2. 調査沿革	13
第2節 調査質問事項及び標本設計	16
1. 調査質問事項の設計	16
2. 標本設計	18
第3節 調査方法及び結果	25
1. 調査方法	25
2. 調査結果	27
第2章 企業の知的財産活動	31
第1節 知的財産活動のインフラ	31
1. 知的財産担当組織及び人材	31
2. 知的財産担当人材に対する職務教育及び人件費/教育費	36
3. 知的財産サービスの活用状況	39

第2節	特許基盤の知的財産活動	41
1.	職務発明補償	41
2.	先行特許(技術)調査など特許情報の活用	45
3.	技術取引機関、技術マーケティング会社との協力	48
第3節	知的財産の創出及び活用	53
1.	知的財産基礎統計情報及び情報システム	53
2.	外部からの知的財産導入実績及び今後の計画	55
3.	保有知的財産の調査状況	59
4.	知的財産権の売却・移転及び活用状況	61
5.	効果的な知的財産の創出及び活用のために必要な政策支援	64
第4節	知的財産の保護	67
1.	予備評価の実施状況	67
2.	研究開発成果の保護戦略	69
3.	産業財産権の海外出願/登録及び国内出願計画	72
4.	産業財産権の出願・審査・維持費用及び関連規定の状況	75
5.	効果的な知的財産保護のために必要な政策支援	78
第3章	大学及び公共研究機関の知的財産活動	80
第1節	知的財産活動インフラ	80
1.	知的財産担当組織及び人材	80

2. 知的財産担当人材に対する職務教育及び人件費・教育費.....	83
3. 知的財産サービスの活用及び総合的な管理システムの構築状況	86
第2節 特許基盤の知的財産活動	90
1. 職務発明補償	90
2. 先行特許(技術)調査など特許情報の活用.....	93
3. 技術取引機関、技術マーケティング会社との協力.....	96
第3節 知的財産の創出及び活用活動	100
1. 知的財産基礎統計情報及び情報システム.....	100
2. 知的財産を創出するための研究開発活動及び今後の戦略.....	102
3. 保有知的財産の調査状況.....	103
4. 知的財産権の売却・移転及び活用状況.....	105
5. 効果的な知的財産の創出及び活用のために必要な政策支援...	108
第4節 知的財産の保護	110
1. 予備評価の実施状況	110
2. 研究開発成果の保護戦略.....	112
3. 産業財産権の海外出願/登録及び国内出願計画.....	114
4. 産業財産権の出願/審査/維持費用及び関連規定の状況.....	117
5. 効果的な知的財産保護のために必要な政策支援.....	117
第4章 韓国知的財産活動の年度別傾向	119
1. 知的財産担当組織及び人材保有比率の変化.....	119

2. 知的財産先行活動の変化.....	121
3. 外部からの知的財産導入の変化.....	124
4. 知的財産の活用及び事業化活動の強化.....	126
5. 知的財産保護戦略の変化.....	127
用語整理.....	130
付録1. 業種分類と韓国標準産業分類表 (KSIC) との連結 .	132
付録2. 調査票 (企業用)	134
付録3. 調査票 (大学及び公共研究機関用)	154

○表目次

[表 1.1] 知的財産活動の分類	17
[表 1.2] 知的財産活動実態調査の主要調査項目	17
[表 1.3] 既存知的財産権侵害実態調査との母集団比較	19
[表 1.4] 年度別母集団の規模	20
[表 1.5] 企業母集団の分布	21
[表 1.6] 大学・公共研究機関の母集団の分布	21
[表 1.7] 企業標本の分布	22
[表 1.8] アンケート調査のプロセス及び方法	25
[表 1.9] 調査拒否及び不誠実な回答である場合の対応策	26
[表 1.10] 回答が無い場合の対応策及び欠測値の補正方法	27
[表 1.11] 有効標本の規模及び回答率	28
[表 1.12] 業種別有効標本の規模及び回答率	28
[表 1.13] 業種別、企業類型別回答企業の分布	29
[表 1.14] 大学・公共(研)類型別回答機関の分布	30
[表 2.1] 職務教育の実施を希望する場合、取扱うべき内容	37
[表 2.2] 知的財産担当者の人件費及び教育費の状況	39
[表 2.3] 知的財産サービスの利用状況	39
[表 2.4] 職務発明補償類型別の実施比率	43
[表 2.5] 全体特許出願件数による職務発明補償規定の保有比率	45
[表 2.6] 国内技術取引システムの活用度	50
[表 2.7] 最近3年間外部から知的財産を導入した企業の比率	57
[表 2.8] 回答企業が保有している特許の活用件数及び事業化件数、比率	64
[表 2.9] 効果的な知的財産創出のための政策支援の必要性	65
[表 2.10] 効果的な知的財産活用のための政策支援の必要性	65
[表 2.11] 研究開発成果保護戦略の活用度	70
[表 2.12] 2016年比2017年の知的財産権出願計画	74
[表 2.13] 産業財産権の国内出願増減に影響を及ぼす要因	74
[表 2.14] 知的財産の出願・審査・維持費用	75

[表 2.15] 効果的な知的財産保護のための政策支援の必要性.....	79
[表 3.1] 職務教育の実施を希望する場合、取り扱うべき内容.....	84
[表 3.2] 知的財産担当者の人件費及び教育費の状況.....	86
[表 3.3] 知的財産サービスの利用状況.....	86
[表 3.4] 職務発明補償の類型別実施比率.....	92
[表 3.5] 国内技術取引システムの活用度.....	99
[表 3.6] 効果的な知的財産創出に向けた政策支援の必要性.....	108
[表 3.7] 効果的な知的財産活用に向けた政策支援の必要性.....	109
[表 3.8] 2016 年対比 2017 年の知的財産権出願計画.....	115
[表 3.9] 産業財産権の国内出願の増減に影響を及ぼす要因.....	116
[表 3.10] 知的財産の出願・審査・維持費用.....	117
[表 3.11] 効果的な知的財産保護のための政策支援の必要性.....	118

○図目次

[図 2.1] 知的財産担当組織の保有状況	32
[図 2.2] 知的財産担当組織総括者の地位	32
[図 2.3] 知的財産担当人材の保有状況	33
[図 2.4] 知的財産関連業務を行っている企業の比重	34
[図 2.5] 知的財産専門担当人材の採用予定比率	35
[図 2.6] 知的財産権担当人材に対する職務教育の状況及び必要性	37
[図 2.7] 知的財産人材の能力を高めるために必要な政府政策	38
[図 2.8] 知的財産サービス提供機関別の利用比重	40
[図 2.9] 職務発明補償規定の保有及び活用状況	41
[図 2.10] 職務発明補償規定を保有していない場合、その主な理由	42
[図 2.11] 職務発明補償規定の保有企業及び未保有企業の知的財産活動状況	44
[図 2.12] 先行特許(技術)調査の実施状況	46
[図 2.13] 先行特許(技術)調査の必要性	46
[図 2.14] 出願件数別の先行特許(技術)調査の必要性	47
[図 2.15] 先行特許(技術)調査を行う場合の実施人材	47
[図 2.16] 最近3年間技術取引機関に対する業務依頼及び締結状況	49
[図 2.17] 技術取引機関などに業務を依頼した場合の主な費用支給方法	50
[図 2.18] 特許技術の事業化における最大の問題点	52
[図 2.19] 知的財産基礎統計情報の活用状況	53
[図 2.20] 企業類型別の知的財産情報システムの活用	54
[図 2.21] 出願規模別の知的財産情報システムの活用	55
[図 2.22] 国内知的財産導入企業の比率及び平均導入件数	56
[図 2.23] 知的財産を導入した企業の類型別導入件数	56
[図 2.24] 知的財産導入を拡大する予定の企業の比率	58
[図 2.25] 知的財産導入に向けた投資拡大の方向	58
[図 2.26] 知的財産調査の実施状況	59
[図 2.27] 知的財産調査の必要性	60

[図 2. 28] 知的財産調査を行っている場合、その遂行人材.....	61
[図 2. 29] 知的財産の売却・移転状況.....	62
[図 2. 30] 知的財産を売却・移転する際の最大の問題点.....	63
[図 2. 31] 特許権の活用率及び事業化率.....	63
[図 2. 32] 産業財産権出願前の社内予備評価の実施状況.....	67
[図 2. 33] 予備評価実施の必要性.....	68
[図 2. 34] 予備評価を行っている場合の実施人材.....	69
[図 2. 35] 研究開発成果保護戦略の活用比率及び活用度.....	70
[図 2. 36] 公式的/非公式的な権利保護の比率.....	71
[図 2. 37] 国内知的財産保護水準に対する意見.....	72
[図 2. 38] 特許権の海外出願及び登録企業の比重.....	73
[図 2. 39] 企業類型別の特許権海外出願及び登録企業の比重.....	73
[図 2. 40] 営業秘密の管理及び技術流出防止指針の保有及び遵守状況....	76
[図 2. 41] 営業秘密管理及び技術流出防止のための人的管理状況.....	77
[図 2. 42] 営業秘密管理及び技術流出防止のための物的管理状況.....	77
[図 2. 43] 産業財産権紛争(侵害など)を事前に予防するための活動状況..	78
[図 3. 1] 知的財産担当組織の保有状況.....	80
[図 3. 2] 知的財産専門担当人材の保有状況.....	81
[図 3. 3] 知的財産担当者の主要業務.....	82
[図 3. 4] 知的財産担当人材の採用計画.....	83
[図 3. 5] 知的財産権担当人材に対する職務教育の状況及び必要性.....	84
[図 3. 6] 知的財産人材の能力強化のために必要な政府政策.....	85
[図 3. 7] 知的財産サービス提供機関別の利用比重.....	87
[図 3. 8] 知的財産管理システムの構築及び活用状況.....	88
[図 3. 9] 知的財産管理システムの構築費用.....	89
[図 3. 10] 職務発明意補償規定の保有及び活用状況.....	90
[図 3. 11] 職務発明補償規定を保有していない場合、その主な理由.....	91
[図 3. 12] 職務発明補償規定の保有・未保有機関における産業財産権の活用 比率.....	93
[図 3. 13] 先行特許(技術)調査の状況.....	94

[図 3. 14] 先行特許(技術)調査の必要性	94
[図 3. 15] 先行特許(技術)調査を行う場合の実行人材	95
[図 3. 16] 先行特許(技術)調査に対する機関の支援	96
[図 3. 17] 最近 3 年間技術取引機関への業務依頼及び締結の状況	97
[図 3. 18] 技術取引機関などに業務を依頼した場合の主な費用支給方法 ..	98
[図 3. 19] 知的財産基礎統計情報の活用状況	100
[図 3. 20] 機関類型別の知的財産情報システムの活用	101
[図 3. 21] 優秀な知的財産を創出するための活動及び戦略	102
[図 3. 22] 知的財産調査の実施状況	104
[図 3. 23] 知的財産調査の必要性	104
[図 3. 24] 知的財産調査を行っている場合の実施人材	105
[図 3. 25] 知的財産を売却/移転した機関の比率及び件数	106
[図 3. 26] 特許権の総保有件数対比活用件数の比率	107
[図 3. 27] 特許権未活用の理由	108
[図 3. 28] 産業財産権の出願などに先立って行う予備評価の実施状況 ...	110
[図 3. 29] 予備評価実施の必要性	111
[図 3. 30] 予備評価を実施している場合の実施人材	112
[図 3. 31] 研究開発成果保護戦略の活用比率及び活用度	113
[図 3. 32] 公式的/非公式的な権利保護の比率	113
[図 3. 33] 現在国内知的財産保護水準に対する認識	114
[図 3. 34] 特許権の海外出願及び登録の比重	115
[図 4. 1] 知的財産担当組織保有比率の推移	119
[図 4. 2] 専担人材の保有比率及び専担人材数の推移	120
[図 4. 3] 知的財産担当人材職務教育の実施状況	121
[図 4. 4] 企業の先行活動実施比率の推移	122
[図 4. 5] 大学及び公共(研)の先行活動実施比率の推移	122
[図 4. 6] 全体研究開発課題、発明、保有知的財産のうち実施比率の変化	123
[図 4. 7] 先行活動の必要性に対する認識の変化	124
[図 4. 8] 知的財産導入の推移	125
[図 4. 9] 知的財産導入拡大方向の変化	125

[図 4.10] 全体特許保有件数対比の活用率及び事業化率.....	126
[図 4.11] 権利保護手続きの進行比率.....	127
[図 4.12] 国内知的財産保護水準強化の必要性.....	128
[図 4.13] 海外出願及び登録の推移.....	129

要約

I. 調査の目的及び沿革

1. 必要性及び目的

□知的財産政策を効率的に樹立・推進するため、各企業、大学・公共研究機関の活動状況を総合的に把握及び分析できる統計資料が必要

□知識財産基本法第31条に基づき、知的財産の創出・保護・活用などの状況について「知的財産活動実態調査」を実施

2. 統計作成の沿革

□2006年：企業を対象に知的財産活動調査を実施

○法的根拠：統計法による政府承認統計(第13802号、「知的財産活動調査」)

□2007年：調査対象を大学・公共(研)まで拡大

○名称の変更：知的財産活動実態調査(The Survey of Intellectual Property-Related Activities)

○知的財産活動の段階別先行活動に対する質問事項などを細分化

□～2010年：ニーズによって調査項目を修正するなど改善活動を展開

□2011年：調査領域の拡大及び知的財産基本法に基づく法的根拠の確保

○貿易委員会の「知的財産権侵害実態調査」と統合*

*2016年度貿易委員会の「知的財産権侵害実態調査」課題の中断によって侵害及び紛争関連の一部調査項目を除いて調査を実施

□2012～2013年：知的財産の範囲及びニーズによって調査項目を修正するなど改善活動を展開

□2014年～2016年：調査の信頼性を高めるための標本設計の精巧化及び調査票の改善、報告書活用度の向上及び主要結果分析の強化

□2017年：結果検証体系の強化及び調査管理強化を通じて調査信頼性を高める

3. 調査概要

□調査期間：2017. 8. 08～2017. 11. 07(約3ヵ月)

□調査標本の設計

○2017年を基準に、基準年度(出願2014年と2015年、登録2012年～2016年)に産業財産権を2件以上出願し、1件以上登録した**国内29,660**の企業及び大学・公共研究機関

*ここで産業財産権とは特許、実用新案、デザイン、商標を全て含める

(単位：個)

	母集団の大きさ	企業	大学及び公共(研)
2007年	10,202	10,050	152
2008年	11,470	11,292	178
2009年	11,987	11,792	195
2010年	13,392	13,165	227
2011年	17,440	17,220	220
2012年	18,656	18,418	238
2013年	20,795	20,566	229

2014年	20,799	20,569	230
2015年	25,415	25,166	249
2016年	26,199	25,947	252
2017年	29,660	29,407	253

○企業の場合、産業財産権の出願規模(共通)と業種(企業)を基準に26の集団に層化してランダム抽出

ー基準年度に年平均出願10件以上または5年間登録100件以上の企業は**全数調査**

ー基準年度に年平均出願10件未満、そして5年間登録100件未満の企業などに対しては**標本調査を実施**

*抽出率10%で標本抽出

ー全体標本数：4,900(2,177は全数調査、2,723は標本調査)

○大学及び公共研究機関の場合は出願及び登録件数に関係なく全数調査を実施

□標本誤差：95%信頼水準に±2.82%

○標本誤差の推定式

$$1.96 \times \sqrt{((1 - (n/N)) \times (P(1 - P)/n))}$$

※ n は標本数、N は母集団の数であり、P は(最大許容誤差)母比率である。

□回答率：47.8%(企業44.8%、大学・公共(研)80.6%)

○企業全数層の回答率39.5%、標本層の回答率47.0%

□母数推定(Parameter Estimates)

○抽出された標本調査の結果と層化された各集団の母集団加重値を利用し、母集

団に対する推定結果をともに提示、また全数調査の場合も回答率を調整するために加重値を利用して母数を推定する。

□調査項目

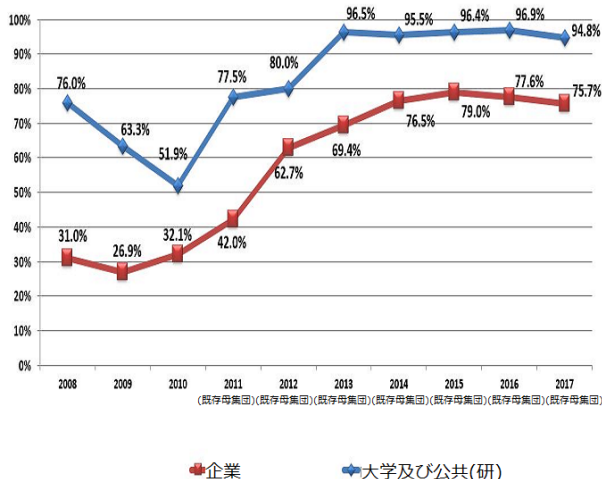
- 知的財産活動の基盤となるインフラ領域と特許基盤の知的財産活動分野、知的財産活動の創出及び活用活動、知的財産の権利化及び保護活動に関する事項に区分する。

Ⅱ. 主要調査結果

1. 知的財産活動のためのインフラ

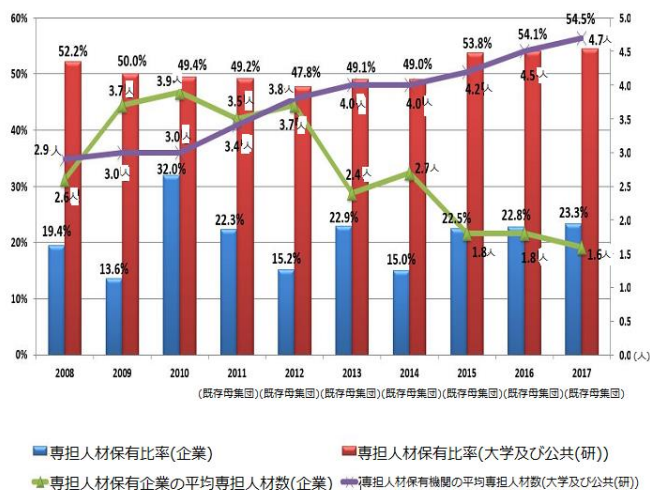
インフラ

知的財産担当組織及び人材



□知的財産担当組織の保有比率は企業の場合69.4% (75.7%)¹で前年比減少し、大学・公共(研)もまた94.5% (94.8%)で前年比減少。

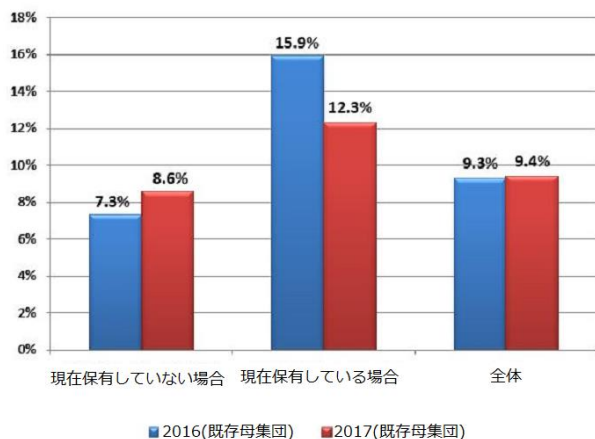
○企業の場合、独立専門担当部署の保有比率が8.2% (7.1%)から4.7% (4.8%)に減少。



□知的財産を専門的に担当する人材の保有比率は、企業の場合23.6% (23.3%)、大学・公共(研)の場合52.8% (54.5%)で前年比全て増加。

□知的財産専門担当者を保有する企業及び機関の平均専任人材数は企業の場合1.5人(1.6人)に小幅減少、大学・公共(研)は4.7人(4.7人)で前年比増加。

¹ 2011年度に侵害実態調査との統合によって母集団の変更が発生したため、括弧の中に2010年と同じ母集団を構成した場合の母集団推定値を書き込み、年度別比較の場合は括弧の中の数値である既存母集団推定値を使用。



□知的財産専門担当人材の採用予定比率は企業の場合 8.9% (9.4%) で前年比小幅増加、大学・公共(研)の場合は 18.3% (18.9%) で前年比減少。

□1年間支出した知的財産担当者に対する人件費/教育費は企業が 1,867 (2,264) 万ウォン、大学・公共(研)も 1億2,209 (1億2,576) 万ウォンで前年比全て減少。

< 知的財産担当人材の採用計画(企業) >

< 知的財産担当者に対する人件費/教育費 >

(単位: 万ウォン)

	2008年	2009年	2010年	2011年 (既存母集団)	2012年 (既存母集団)	2013年 (既存母集団)	2014年 (既存母集団)	2015年 (既存母集団)	2016年 (既存母集団)	2017年 (既存母集団)
企業	4,936	4,810	4,654	3,526	2,731	4,346	3,177	2,748	3,715	2,264
大学・公共(研)	7,687	6,091	5,153	6,754	8,574	9,993	9,167	9,569	1億32	1億2,576

□企業の場合、知的財産を専門的に管理する専担人材保有比率の増加など知的財産インフラを強化している。

○企業の場合担当組織保有比率及び独立専門担当組織比率は前年比やや減少したが、専担人材保有比率が増加。

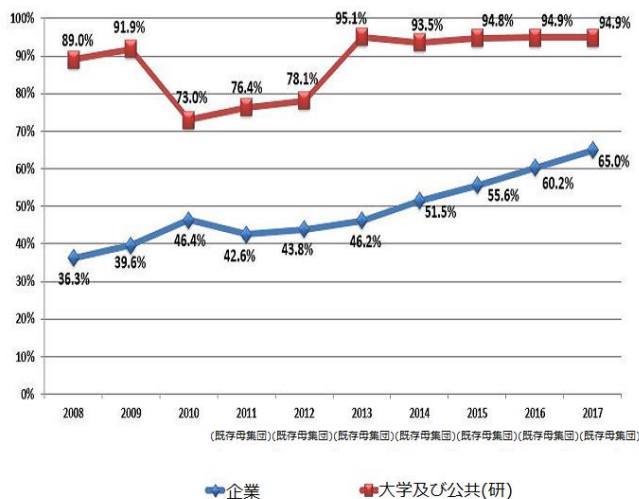
□大学及び公共(研)の場合、知的財産の担当組織及び人材など高いインフラレベルを堅調に維持している。

○大学・公共(研)もまた担当組織の保有比率はやや減少したが、専担人材の保有比率が増加し、保有機関の平均専担人材数なども全て前年比増加。

2. 特許基盤の知的財産活動

特許基盤活動

職務発明補償規定の保有状況

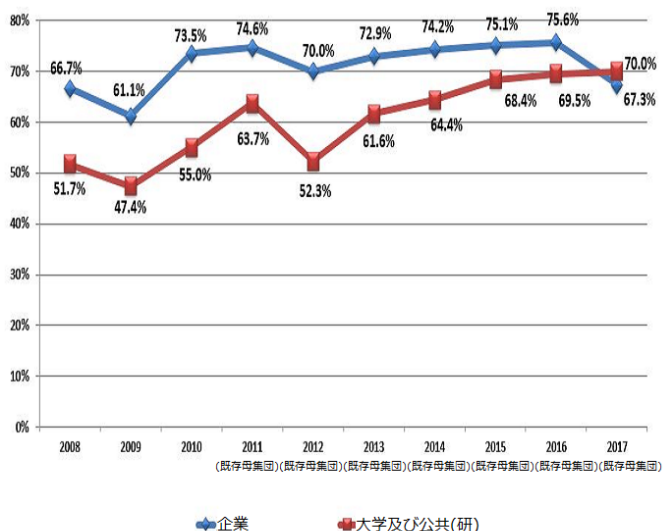


□職務発明補償規定を保有及び活用する企業は 65.0%で前年比増加、大学・公共(研)も 94.9%で前年比同水準を維持。

□国内特許登録補償と出願補償を実施する企業の比率はそれぞれ 85.8%、78.5%を記録。

特許基盤活動

先行特許(技術)調査の活動状況

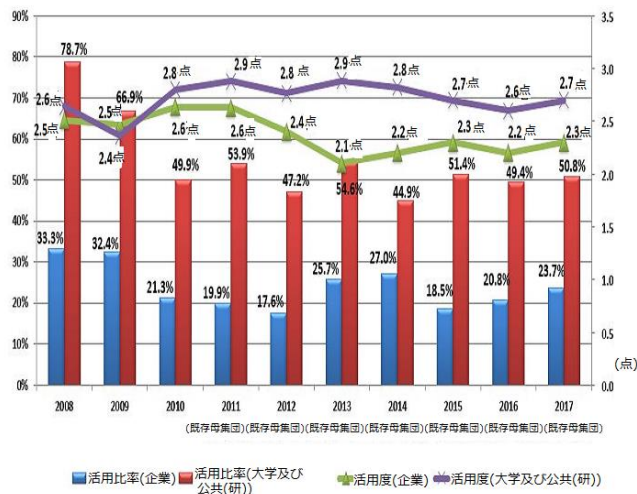


□先行特許(技術)調査を行っている企業の比率は 67.3%で前年比やや減少、大学・公共(研)の比率は 70.0%で前年比小幅増加。

□全体研究開発課題のうち調査実施の比率は、企業は 49.7%で前年比減少、大学・公共(研)は 68.5%で前年比増加。

特許基盤活動

技術取引システムの利用状況



□オンライン技術取引システムの活用比率は企業 23.7%で前年比増加し、活用度もまた 2.3 点に増加。

□大学・公共(研)のオンライン技術取引システムの活用比率は 50.8%で前年比増加し、活用度もまた 2.7 点に増加。

特許基盤活動

特許に基づく知的財産活動の特徴

□企業の場合、職務発明補償規定の保有及び活用比率の増加を中心に特許に基づく知的財産活動を強化。

○企業の場合、職務発明補償制度の保有及び活用比率が前年比で増加し、特に中小企業の場合は大幅増加

□大学・公共(研)の場合、職務発明補償規定の保有及び活用、先行特許(技術)調査など特許に基づく知的財産活動が活発に行われる。

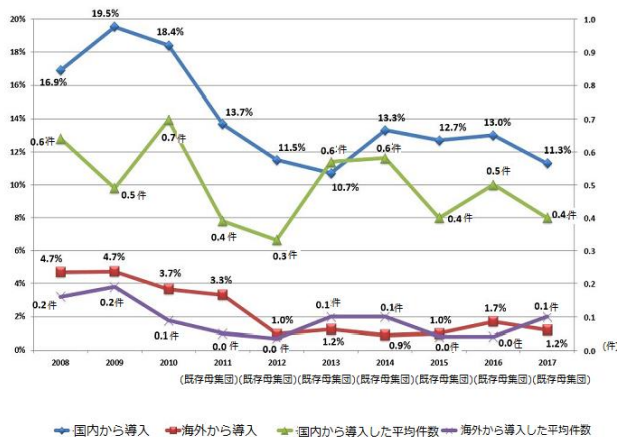
○大学・公共(研)の場合、職務発明補償規定の保有及び活用比率は前年比同水準を維持し、先行特許(技術)調査比率は小幅増加。

○既に高い水準であった既存関連制度及び活動を維持

3. 知的財産の創出及び活用活動

創出及び活用

外部知的財産の導入状況



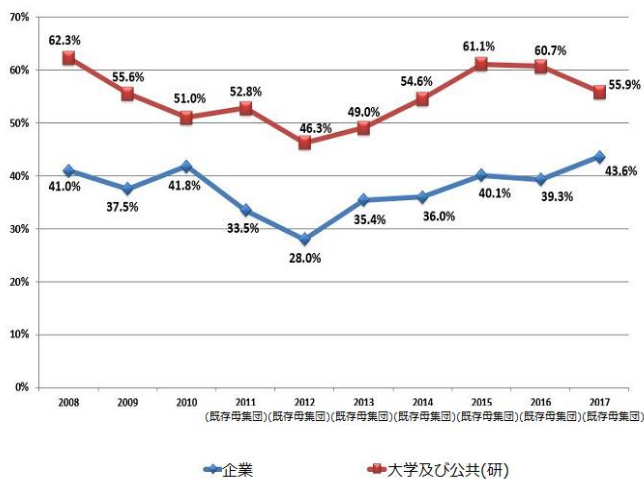
□国内知的財産を導入した企業の比率は 8.9% (11.3%) で前年比減少。

○全体企業の平均導入件数は 0.3 件 (0.4 件) に減少。

○知的財産を導入した企業の平均導入件数もまた 3.2 件 (3.3 件) で前年比やや減少。

創出及び活用

保有知的財産の調査及び評価状況

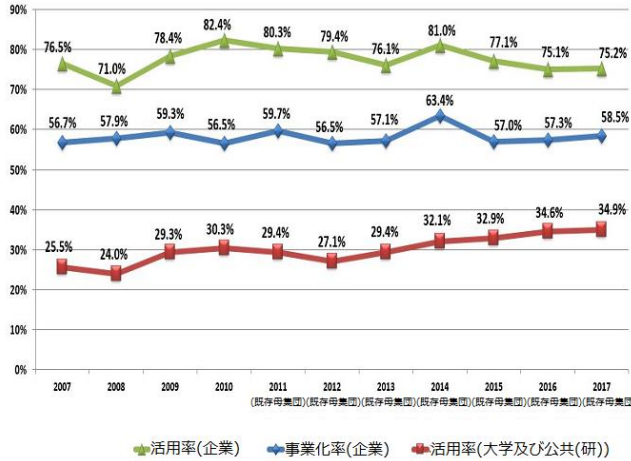


□知的財産調査(評価)を行う比率は企業 36.7% (43.6%) で前年比やや増加、大学・公共(研)は 55.3% (55.9%) で前年比減少。

□保有している全体知的財産のうち調査(評価)を行っている比率は、企業、大学・公共(研)ともにやや減少。

創出及び活用

保有特許全体に対する特許活用の状況



□企業が保有する特許全体に比べて特許を活用した比率は 75.5% (75.2%)、事業化比率は 58.9% (58.5%) で前年比やや増加、大学・公共(研)の活用比率もまた 34.9% (34.9%) で前年比増加。

創出及び活用

知的財産の創出及び活用活動の特徴

□企業の場合、保有している知的財産の調査、特許の活用及び事業化活動を中心に知的財産の活用を強化。

○企業の保有知的財産に対する調査比率は前年比増加し、特許活用率及び事業化率もまた増加

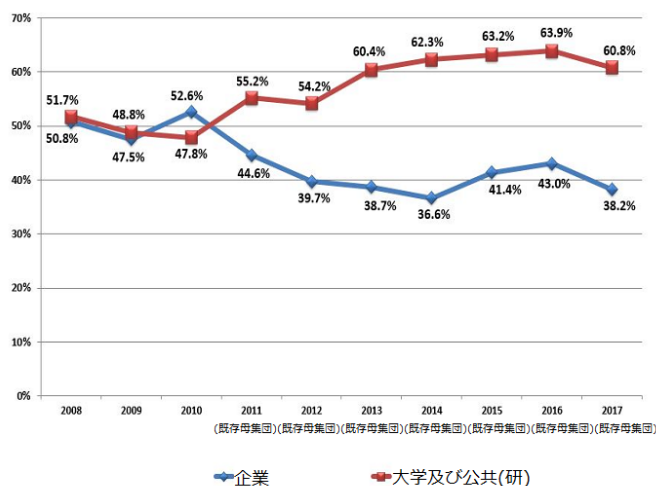
□大学・公共(研)の場合、保有特許の活用を持続的に強化しており、知的財産の創出だけでなく効果的な活用にも集中。

○保有している特許全体件数に比べて活用比率が最近 5 年間着実に増加。

4. 知的財産の保護

保護

予備評価の実施状況



□予備評価の実施比率は企業の場合 31.6% (38.2%)、大学・公共(研)の場合も 60.2% (60.8%)で前年比ともに減少。

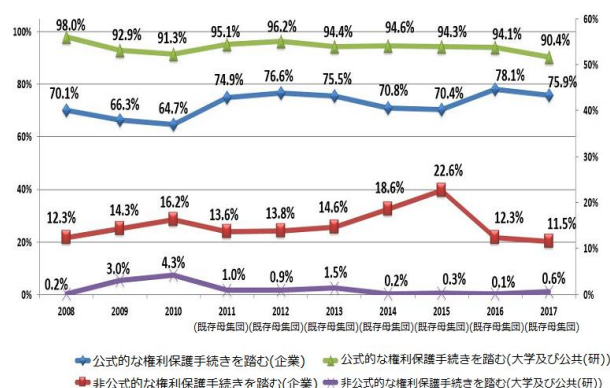
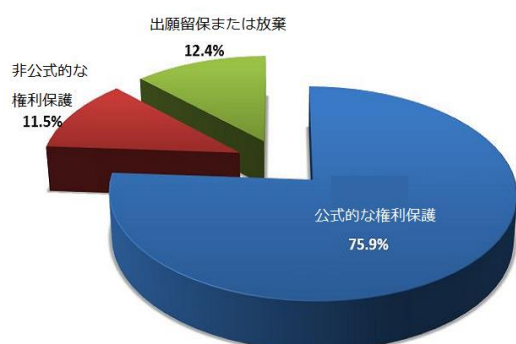
□届出のあった発明全体のうち予備評価を行っている比率は、企業と大学・公共(研)の場合ともに前年比減少。

保護

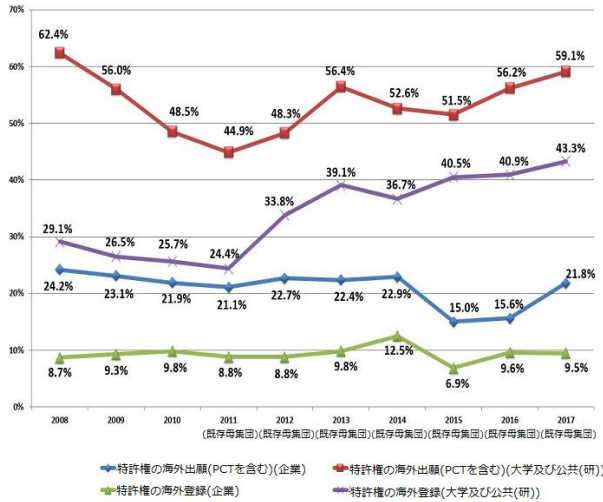
産業財産権の出願比率及び保護水準に対する認識

□企業の場合は産業財産権の出願など公式的な権利保護プロセスを踏む平均比率は全体発明のうちそれぞれ 74.9% (75.9%)に減少し、非公式的に権利保護手続きを踏む比率もまた 11.1% (11.5%)に減少。

□大学・公共(研)が公式的な権利保護プロセスを踏む比率は 90.6% (90.4%)で小幅減少したが、非公式的な権利保護手続きを踏む比率は 0.6% (0.6%)で前年比小幅増加。



< 権利保護手続きを踏む比率(企業) >



□2016年の1年間特許権を海外出願した企業は14.8%(21.8%)に増加、海外登録した企業は7.0%(9.5%)で前年比小幅減少。

□2016年の1年間特許権を海外出願した大学・公共(研)は57.5%(59.1%)、海外登録した比率は41.9%(43.3%)で前年比ともに増加。

□企業の場合、特許権の海外出願を中心に海外における紛争などに備えた海外保護活動を強化

○企業の海外出願比率が前年比増加

□大学・公共(研)の場合も、海外出願及び登録比率の増加など海外における知財権保護活動を強化。

○大学・公共(研)の海外出願及び登録比率はともに前年比増加。

第1章 調査の概要

第1節 調査の目的及び沿革

1. 調査の目的

知的財産関連の統計は企業や大学、公共研究機関が知的財産と関連する意思決定や未来戦略の樹立において合理的な判断の根拠を提供する手段である。また、知的財産関連の統計は政府、政策研究機関など多様な需要者層で活用できる。そこで、国内企業や大学・公共研究機関の知的財産活動及びインフラなどの情報を総合的に測定・分析するため 2006 年に知的財産活動実態調査がスタートした。

知的財産活動実態調査は次のような目的で行われている。第一、国内企業と大学・公共研究機関における知的財産の創出、権利化及び保護、活用状況を調査・分析して信頼できる情報を提供する。第二、知的財産活動の主要項目に対する年度別比較を通じて国内知的財産活動のトレンドを分析する。第三、これを通じて企業及び大学・公共研究機関の合理的な意思決定を支援するとともに、知的財産政策の樹立に反映させる。

2. 調査沿革

2006 年にスタートした「企業知的財産活動調査」は活発に研究開発を行う国内企業(基準年度に 1 件以上の特許または実用新案を出願)を対象に施行された。企業を対象にした理由は、調査施行当時に内国人特許出願を企業が主導していたことに対し(特許庁、2005)、知的財産部分において大学や公共研究機関に比べて企業を対象にした調査統計が相対的に少なかったためである。また、特許または実用新案の出願数を基準にした理由は特許出願件数が研究開発費の規模と密接に関係しているため、出願規模によって調査対象企業を選定する方が企業の全般的な知的財産活動状況を理解する上で効果的であると判断したためである。

2007年には2006年度の調査結果を基に調査質問事項の一部を修正し、知的財産活動の段階別先行活動に対する質問を細分化することで、知的財産活動実態調査の統計的な安定性(stability)と妥当性(validity)の強化を図る改善プロセスが行われた。また、知識の創出及び拡散をリードする公共研究機関(大学を含む)の重要性を考慮し、調査対象を従来の企業から大学・公共研究機関まで拡大した。²

2008年度には回答者の利便性と情報活用度を高めることができると判断される項目を中心に回答方法及び調査質問事項を一部修正し、改編(2008年7月承認統計変更)した。従って、2007年度の知的財産活動調査結果と比較する時には調査回答方法と質問事項の変更による差異を把握した上で使用する必要がある。2009年度の調査では実態調査結果の活用性を高めるため、一部時宜性の低い質問事項を削除し、実態調査質問事項に対する企業と政策ニーズを調査・反映した(2009年7月承認統計変更)。

また、2011年度には知的財産関連の類似調査の重複実施による企業、大学・公共研究機関の回答負担を減らし、よりクオリティの高い調査のため、貿易委員会が毎年実施している「知的財産権侵害実態調査」を統合することで、知的財産の創出、保護、活用及び侵害と関連する最も広範囲な調査としての体系が整えられた。2012年には知的財産活動実態調査結果の活用性を最大化するため、再び調査項目に対する改善を図った。標本の信頼度を考慮し、調査項目に対する需要を検討して、その意見を反映することで最終調査項目を確定した。

以後、累積データを基に年度別変化の推移分析を強化し、専門家の検証過程を強化することで、知的財産活動の流れを診断・分析し、有意味な指標産出を通じて知的財産活動の状況が把握できるように取り組んだ。企業類型を考慮して標本設計を精巧化し、アンケートを再構成することで調査の正確性を高めた。主要指

² そこで統計の名称も「企業知的財産活動調査」から「知的財産活動調査(The Survey of Intellectual Property -Related Activities、承認番号第138002号)」に変更した。

標の場合は追加分析を通じて政策的な活用度が高められるように取り組んだ。報告書の活用度を高めるため、企業需要調査の強化を通じてアンケート項目を改善し、主要統計結果の場合、企業規模別、出願件数別、産業業種別の比較など特異点が見られる場合は結果を分析して示唆点を見出せるよう取り組んだ。また、専門家の意見を取り集めて調査結果の多角的な解釈を図るとともに、現場における問題点、政府政策ニーズなどを把握して政策的活用度を高めた。

2016年には連携された質問事項間の回答クロスチェック、主要指標分析を通じたダブル検証など検証手続きを強化し、回答率アップや主要結果の民間活用度アップを基に調査結果の信頼性を強化した。但し、2016年度の場合には、貿易委員会の「知的財産権侵害実態調査」課題の中断によって調査項目から侵害及び紛争と関連する一部項目は除外して行った。

2017年には結果検証体系を強化し、調査管理を強化することで調査の信頼性を高めることに重点を置いた。

第2節 調査質問事項及び標本設計

1. 調査質問事項の設計

(1) 知的財産活動の定義

知的財産活動は「知的財産の創出と保護、活用に関連する全ての活動」を意味するものと定義づけられる。従って、知的財産(intellectual property)の範囲を如何に設定するかによって知的財産活動実態調査で測定しようとする対象と調査領域が変わってくる。広義としての「知的財産」は発明、考案、デザイン、商標、著作物、公演など人間の創造的活動によって創られた科学技術的、文学・芸術的な成果を意味する。³知識基盤経済で知的財産に対する関心が高まっている理由は、知的財産が生産性の向上及び経済成長をリードする中核要因となったためである。また、企業価値の源泉も有形資産から知的財産を含む無形資産へとスピーディーにシフトしつつある。

しかし、知的財産の範囲を広義の概念に拡大する場合、統計データの集計及び調査方法における困難が予想される。即ち、測定の対象である知的財産の概念が包括的であるほど回答者の主観が介入したり、生データ(raw data)の品質が低下する矛盾関係(trade-off)に直面する可能性が高い(チェ・ソンホなど、2006)。そこで、本調査では効果的に調査を行うため、知的財産の範囲を文学・芸術的な表現と関連する著作権を除く科学技術分野の産業財産権⁴に限定し、調査質問事項によってノウハウ及び新知的財産権の一部を含めることにする。

知的財産の活動は大きく創出、権利化及び保護、活用に分けられ、その主な活動は[表 1.1]のとおりである。

³ 世界知的所有権機関(WIPO)と日本知的財産基本法では知的財産を「発明、著作物、公演など人間の創造的な活動による科学技術的、文学・芸術的な成果が権利として保護を受けること」と規定している。

⁴ 特許権、実用新案権、デザイン権、商標権

[表 1.1] 知的財産活動の分類

	目標	主要活動
創出	研究開発活動の生産性向上と価値のある知的財産の創出及び獲得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先行特許(技術)調査 ・ 研究開発(R&D)投資 ・ 知的財産の導入
権利化及び保護	知的財産の価値を最大化し、それにかかる費用を最小化するための権利化及び保護戦略の実行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予備評価 ・ 知的財産保護戦略の選択 ・ 産業財産権の国内・外出願
活用	保有している知的財産の効果的な活用を通じた十分な収益の創出及び費用節減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保有知的財産の調査・評価 ・ 技術取引システムの活用 ・ 事業化または売却・移転

(2) 主要調査質問事項

前述したように知的財産活動実態調査の調査質問事項は企業、大学・公共研究機関の知的財産活動と密接に連携している要素やシステムの活用状況、そしてその結果を測定する上で必要な核心内容を反映して設計することを目指した。但し、出願人別国内産業財産権の出願件数などのように特許庁を中心に既に調査・公表されている項目は調査項目から除外している。⁵

[表 1.2] 知的財産活動実態調査の主要調査項目

分類	主要調査項目
一般事項及びインフラ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社形態、輸出状況* ・ 従業員数及び売上高* ・ 研究開発人材及び研究開発費 ・ 知的財産担当組織及び人材、職務教育の状況 ・ 知的財産サービスの活用状況
特許基盤の知的財産活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先行特許(技術)調査など特許情報の活用 <ul style="list-style-type: none"> － 先行特許(技術)調査の活用状況、必要性、担当人材など ・ 職務発明補償の状況 <ul style="list-style-type: none"> － 職務発明補償規定の保有及び活用状況、補償金の水準及び補償費用、関連制度の効果など

⁵ このような統計資料は知的財産統計年報(特許庁)、韓国の特許動向(特許情報院)などから確認できる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・技術取引機関、技術マーケティング会社との協力 <ul style="list-style-type: none"> －技術取引機関への業務依頼及び協約締結、技術取引システムの活用度、特許技術事業化における問題点など
知的財産の創出及び活用活動	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの知的財産導入(outsourcing)の方向と戦略 <ul style="list-style-type: none"> －外部から知的財産導入の方式及び導入経路による実績、知的財産導入に向けた投資計画など
	<ul style="list-style-type: none"> ・保有している知的財産に対する調査活動 <ul style="list-style-type: none"> －調査の実施状況、必要性、実施人材など
	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産の売却移転活動 <ul style="list-style-type: none"> －売却移転の実績、売薬移転時の問題点など
	<ul style="list-style-type: none"> ・産業財産権の活用状況 <ul style="list-style-type: none"> －産業財産権の活用状況及び未活用の主な理由など
	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な知的財産保護のために必要な政策支援
知的財産保護活動	<ul style="list-style-type: none"> ・予備評価の実施活動 <ul style="list-style-type: none"> －予備評価の実施状況、必要性、担当人材など
	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産保護戦略の活用度 ・知的財産の管理及び保護に関する認識度
	<ul style="list-style-type: none"> ・産業財産権の国内外出願、登録実績及び今後の計画 ・出願・審査・維持の費用
	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な知的財産保護のために必要な政策支援

*企業に対してのみ調査

まず、調査項目は知的財産活動の基盤となるインフラ領域(知的財産人材、知的財産管理システムなど)と特許基盤の知的財産活動分野、知的財産の創出及び活用活動に関する事項、知的財産の保護及び権利化に関する事項に区分して構成した。また、各活動分野による状況、問題点、求められる政策需要などを調査することで、企業及び大学・公共研究機関で行われている知的財産活動の特性がより体系的に理解できるようにした。調査項目別の主な調査質問事項は[表 1.2]のとおりである。

2. 標本設計

(1)母集団及び標本規模

2010年までの「知的財産活動実態調査」と「知的財産権侵害実態調査」の母集団及び標本は[表 1.3]のように相異なる。「知的財産活動実態調査」の場合は知的財産活動を活発に展開している企業及び機関が調査対象であるため、最近2年間特許及び実用新案を出願した企業及び大学・公共(研)を母集団に取り入れてきた。また、「知的財産権侵害実態調査」は侵害対象の知的財産権を保有する企業を調査対象としているため最近5年間産業財産権を登録した企業を母集団に取り入れた。

[表 1.3] 既存知的財産権侵害実態調査との母集団比較

調査区分	母集団	標本
知的財産活動実態調査 (特許庁)	・ 2年間(2007～2008) 2件以上の 特許及び実用新案 出願企業、大学・公共(研)	・ 全数調査 ：10件以上特許及び実用新案を出願した企業(2年間) ・ 標本調査 ：出願10件未満の企業を対象に業種を分類して標本を抽出
知的財産権侵害実態調査 (貿易委員会)	・ 直前5年間(2005～2009)1件以上 産業財産権(特許、実用新案、商標、デザイン) を登録した企業	・ 全数調査 ：100件以上産業財産権を登録した企業(5年間) ・ 標本調査 ：産業財産権登録件数別に9つのグループに分け、登録件数加重が適用された分布によって比例割当

2011年調査では[表 1.3]のように母集団の異なる「知的財産活動実態調査」と「知的財産権侵害実態調査」が統合されたことで母集団変更の必要に迫られた。2011年調査では現在活発に知的財産活動を行うと同時に侵害対象の知的財産権を保有している企業及び大学・公共(研)を母集団に取り入れる必要があった。そこで、2年間(2008～2009)2件以上の産業財産権を出願し、同時に5年間(2006～2010)1件以上登録した企業及び大学・公共(研)を母集団に入れた。出願対象を既存の特許、実用新案から最近産業財産権としての価値が高まりつつあるデザインと商標までその範囲を拡大した。2017年調査では既存の母集団と同じ母集団を対象にし、2016年度の場合と同様に調査項目から侵害及び紛争と関連する一部項目は除いて行った。

母集団に含まれる大学・公共研究機関は「技術移転及び事業化促進に関する法律」第2条に基づいて国公立試験研究機関、科学技術分野政府出捐研究機関、特定研究機

関、専門生産技術研究所、非営利法人及び団体、国公立大学及び私立大学を意味し、公企業及び中央行政機関、地方自治団体は除外した。

2017 年度調査における母集団の規模は企業が 29,407 社、大学・公共研究機関が 253 個である。母集団に含まれる企業のうち 20 件以上(年平均 10 件以上)の産業財産権を出願したり、100 件以上(年平均 20 件以上)を登録⁶した企業は 2,177 社である。

[表 1.4]年度別母集団の規模

	母集団の規模	企業	大学及び公共(研)
2007 年	10,202	10,050	152
2008 年	11,470	11,292	178
2009 年	11,987	11,792	195
2010 年	13,392	13,165	227
2011 年	17,440	17,220	220
2012 年	18,656	18,418	238
2013 年	20,795	20,566	229
2014 年	20,799	20,569	230
2015 年	25,415	25,166	249
2016 年	26,199	25,947	252
2017 年	29,660	29,407	253

標本抽出のために産業財産権の出願規模と業種(企業)、機関類型(大学・公共研究機関)を基準に 2 次層化した後、最終標本機関を選定した。母集団に含まれる企業は 2017 年 1 月 13 日改正告示された第 10 次韓国標準産業分類表(KSIC)を基準に 13 業種に区分した。⁷ 産業財産権の出願及び登録規模と業種(企業)、機関類型(大学・公共研究機関)に区分された母集団の分布は[表 1.5]、[表 1.6]のとおりである。

⁶ 全数調査の対象は既存調査での基準を適用する。全数調査対象標本の分布は[表1.5]のとおりである。

⁷ 業種分類と韓国標準産業分類表(KSIC)との連携表は付録 1 を参照

[表 1.5] 企業母集団の分布

(単位：個、%)

	20 件以上出願 (or) 100 件以上登録	20 件未満出願 (and) 100 件未満登録	合計	比重
農林水産及び鉱業、飲食 料及びタバコ製造業	116	1,341	1,457	5.0
卸及び小売業	266	4,166	4,432	15.1
事業サービス業、通信業	186	2,642	2,828	9.6
金融及び保険業	37	130	167	0.6
建設業	43	1,471	1,514	5.1
その他サービス業	249	3,575	3,824	13.0
繊維製品、衣服、靴製造	131	949	1,080	3.7
紙及び印刷、出版業	20	274	294	1.0
化学産業	302	2,239	2,541	8.6
鉄鋼及び金属産業	50	646	696	2.4
電気電子産業	179	1,740	1,919	6.5
機械産業	519	7,183	7,702	26.2
その他製造業	79	874	953	3.2
合計	2,177	27,230	29,407	100.0
比重	7.4	92.6	100.0	-

[表 1.6] 大学・公共研究機関の母集団の分布

(単位：個、%)

	20 件以上出願 (or) 100 件以上登録	20 件未満出願 (and) 100 件未満登録	合計	比重
国公立大学	29	3	32	12.6

私立大学	93	75	168	66.4
政府出捐(研)	20	0	20	7.9
その他公共(研)	24	9	33	13.0
合計	166	87	253	100.0
比重	65.6	34.4	100.0	-

各業種及び機関類型によって母集団の数が決まった後、業種(企業)内での出願規模別割当は基準年度に 20 件以上(年平均 10 件以上)の産業財産権を出願、もしくは 100 件以上(年平均 20 件以上)登録した企業は全数を調査対象とした。

また、基準年度に 20 件未満(年平均 10 件未満)の産業財産権を出願した企業などに対してはマルチ層化系統抽出法を用いて基本的に業種を 1 次層にし、更に規模(出願及び登録件数)基準で 2 次層化した後、ランダムサンプリング法を施行した。業種(企業)によって区分された各集団に対する標本割当比率は平均 10%を適用した。業種(企業)別に割り当てられた標本の分布は[表 1.7]のとおりである。

[表 1.7]企業標本の分布

	全数調査企業数	割当てられた 標本企業数	総標本企業数
農林水産及び鉱業、飲食 料及びタバコ製造業	116	134	250
卸及び小売業	266	417	683
事業サービス業、通信業	186	264	450
金融及び保険業	37	13	50
建設業	43	147	190
その他サービス業	249	358	607
繊維製品、衣服、靴製造	131	95	226
紙及び印刷、出版業	20	27	47

化学産業	302	224	526
鉄鋼及び金属産業	50	65	115
電気電子産業	179	174	353
機械産業	519	718	1,237
その他製造業	79	87	166
合計	2,177	2,723	4,900
比重	44.4	55.6	100.0

(2)母集団推定

本報告書では 5,153 の企業及び大学・公共研究機関を標本調査して収集された結果を基に母数推定(parameter estimates)を行い、その結果を第 2 章(企業)及び第 3 章(大学・公共研究機関)で提示している。母集団推定のためには標本を抽出した業種及び機関類型と出願規模別に層化された 34 の集団(企業 26 社、大学・公共研究機関 8 個)に対して回収されたアンケートの回答を集計した後、これを母集団規模まで拡大して母集団値を推定した。その際、以下のような方法で作られた加重値を活用している。

$$W_{ij} = \frac{N_{ij}}{n_{ij}}$$

ここで N_{ij} は層化された各集団に含まれる母集団の数であり、 n_{ij} は層化された各集団別回答企業の数である。また、既存実態調査結果との連続的な比較のため、母集団を 2010 年以前と類似するよう構成(基準年度に特許、実用新案 2 件以上出願した企業、大学・公共研究機関)した時の推定値を別途括弧内に表示している。

本報告書に収録されている統計表では調査結果を企業の類型⁸(大企業、中堅企業、中小企業)、大学・公共(研)の類型(国公立大学、私立大学、政府出捐研究機関、その

⁸ 大企業の場合は相互出資制限企業集団でグループの資産総額が5兆ウォンを超える企業であり、中堅企業は産業発展法第10条に基づいて中小企業を卒業した企業のうち相互出資制限企業集団に属さない企業として区分する。また、中小企業基本法第2条に基づき、中

他公共(研))に分けて提示している。中小企業の場合は 2016 年度の分類と同様に、ベンチャー/Inno-Biz 企業を除いた一般中小企業とベンチャー/Inno-Biz 企業を中小企業に統合して結果を提示した。これは韓国全体中小企業の知的財産活動状況を把握・分析することで、大企業、中堅企業に比較される差別的な知的財産戦略を樹立し、中小企業のための合理的な制度及び政策施行を支援するためである。

第3節 調査方法及び結果

1. 調査方法

本調査の調査対象期間は2016年1月1日から2016年12月31日までを基準とし、12月決算でない場合は質問事項別に回答の利便性を考慮して2016年(1月～12月)または直前会計年度のうち一つを選択して回答できるようにした。調査質問事項の中で先行特許活動、産業財産権の活用状況(収入と支出を除く)、知的財産担当人材の状況などの質問事項は回答時点を基準にしている。

調査方法は3段階ハイブリッド方法(Hybrid Method)を活用している。1段階の定性調査では企業、大学・公共研究機関の知的財産担当で構成された諮問グループを構成し、フォーカスグループインタビュー(Focus Group Interview)を実施した。これを通じて調査票の回答利便性及び活用性を検討した。

[表 1.8] アンケート調査のプロセス及び方法

調査プロセス	調査方法
調査準備	企業情報自動確認システムを通じて調査対象企業の連絡先の有効性を一括点検→調査効率性の改善及び調査期間の短縮
アンケート調査	標本選定企業を対象にメール、FAX、電話調査を実施 回収率を高めるための調査対応をマニュアル化(調査拒否、理解不足など)
資料 エディティング	1次資料を取り集め 項目間、回答内容間でのロジックの合理性を確認
補完調査及び 資料入力	異常回答値に対して専門調査員が補完調査 エディティング及び補完調査が全て完了した資料に限りデータ入力

2段階としてはアンケート調査を行った。アンケート調査期間は2017年8月8日から11月7日まで約3ヶ月間である。調査は郵便アンケート調査(Mail Survey)を基本調査方法として使用し、韓国知識財産研究院のホームページを通じてアンケート用紙を直接ダウンロードして作成できるようにした。調査のためにまず対象となる企業及

び大学・公共研究機関との事前コンタクトを通じてメイン回答者を決め、郵便でアンケート用紙を発送する方法を進めた。本調査の主要回答者は各企業の特許関連専担部署及び関連部署、大学の産学協力団、技術移転センター(TLO)などの関連業務担当者である。調査拒否の場合、不誠実な回答である場合、回答が無い場合は以下のマニュアルに従って対応した。

[表 1.9]調査拒否及び不誠実な回答である場合の対応策

	事例	対応策
調査拒否	内容が理解できない	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産分野の産業分析専門家で構成された調査支援チームが調査の目的、事業内容及び回答方法に対して再び説明 ・調査支援チームの説明の後に同じ理由で調査を拒否する場合、意図的な調査拒否と看做して調査対象企業から外す
	回答できない内容	<ul style="list-style-type: none"> ・企業が一定規模以上である場合、調査分野別に回答可能な部署が違いため、担当者の適正性を再確認 ・調査内容が業種及び規模に合わないため回答できない場合は業種を再確認して適した調査用紙を発送、小規模の企業である場合は該当する質問事項のみ回答できるように案内
	調査対象に適した企業ではない	<ul style="list-style-type: none"> ・調査支援チームが取扱製品やサービスを確認し、適合性を判断 ・適合した企業として判定された場合、その事由を企業に伝えて調査参加を再要請する
	調査に応じる時間がない	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象企業が以前の調査回答企業であったり、業種別有効標本を確保するための必須調査対象である場合、前年度の調査回答企業である場合には、既存回答資料の変動事項のみ修正を要請 ・上記の調査条件に対しても拒否する場合、調査対象企業から外す
	特別な事由のない調査拒否	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の目的及び調査結果の活用方向などを再び説明 ・説明の後も拒否する場合、調査対象企業から外す

不誠実な回答	回答値が会社規模(売上状況及び人材状況)に比べて過大/過小値である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・調査担当研究員がエディティング過程で選別する ・企業情報 DB 内の該当企業情報を詳細検討し、回答値の有効性を判断 ・異常値として判断された場合、関連質問事項のみ電話で再調査を実施
	類似した質問事項に相反する内容の回答である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・調査担当研究員がエディティング過程で選別 ・質問事項間の回答有意性を確認した後、異常値として判断された場合、該当質問事項のみ電話で再調査を実施 ・回答が全体的に連結性がなく適当に作成されたものと判断された場合、該当回答用紙の廃棄及び再調査または代替企業を調査

[表 1.10]回答が無い場合の対応策及び欠測値の補正方法

事例	対応策
企業秘密に該当すると判断して回答しない質問事項	<ul style="list-style-type: none"> ・調査機関の対外認知度及び信頼性に対して説明した後、再び協力を求めると同時に調査結果は全体統計としてのみ活用されることを強調 ・必要な場合は訪問を通じて信頼性を確認した後、補強調査 ・保有している財務資料 DB を活用して一部補完
作成途中に回答を中断した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の基本(概要)情報のみ回答した場合と調査の 50%以上回答しなかった場合、該当アンケート用紙は廃棄⇒代替企業を調査 ・アンケートに対する回答が 50%未満であるものの必須調査項目には答えた場合、電話で再調査を実施
欠測値の補正方法	<ul style="list-style-type: none"> ・単一確率代入法(Single Stochastic Imputation)⁹を活用

最後の 3 段階では知的財産先行活動を活発に展開している企業などを対象に担当研究員が調査対象を直接訪問してインタビューを行っている。これを通じて具体的な知的財産先行活動、売却・移転活動などを把握した。

2. 調査結果

⁹ 平均代入法で観測された資料を基に推定された統計量で欠測値を代入する時、ある適切な確率値を与えた後代入する方法。この方法は推定量の標準誤差が過小推定される問題が補完できる。

調査対象である 5,153 機関のうち、不渡りや廃業、欠番などによって発生した標本損失を除外した有効標本規模¹⁰を基準にした回答率¹¹は 47.8%で、前年度回答率の 47.6%より 0.2%p 増と、類似した水準である。企業は 1,208 社が回答して 44.8%、大学及び公共研究機関は 200 機関が回答して 80.6%の回答率となっている。企業業種別有効標本の規模及び回答率は[表 1.11]と[表 1.12]のとおりである。

[表 1.11]有効標本の規模及び回答率

(単位：個、%)

区分	抽出した 標本	欠番/ その他	該当 無し	不渡 /廃業	重複	有効 標本	事前 拒絶	回答 企業	回答率
企業	4,900	1,164	11	25	6	3,694	995	1,208	44.8
大学・公共(研)	253	5	0	0	0	248	0	200	80.6

[表 1.12]業種別有効標本の規模及び回答率

(単位：個、%)

業種名	抽出した 標本	欠番/ その他	該当 無し	不渡 /廃業	重複	有効 標本	事前 拒絶	回答 企業	回答率
農林水産及び鉱業、飲 食料及びタバコ製造業	237	51	1	0	0	185	47	74	53.6
卸及び小売業	747	223	1	7	1	515	160	151	42.5
事業サービス業、通信業	430	130	1	1	1	297	83	80	37.4
金融及び保険業	48	15	0	0	0	33	7	6	23.1
建設業	234	56	1	2	0	175	52	66	53.7
その他サービス業	589	185	2	0	1	401	122	108	38.7
繊維製品、衣服、靴製造	193	45	1	2	1	144	51	39	41.9

¹⁰ 有効標本規模 = {[抽出した標本規模] - ([欠番及びその他] + [該当無し] + [不渡/廃業] + [重複])}

¹¹ 回答率 = {[実際の回答規模] ÷ ([有効標本規模] - [事前拒絶])} × 100

紙及び印刷、出版業	54	9	1	0	0	44	11	7	21.2
化学産業	466	82	1	2	1	380	87	149	50.9
鉄鋼及び金属産業	122	30	0	1	0	91	19	33	45.8
電気電子産業	330	84	0	5	0	241	72	73	43.2
機械産業	1,295	217	2	5	1	1070	252	384	46.9
その他製造業	155	37	0	0	0	118	32	38	42.2

また、業種別、機関類型別回答機関の分布は以下の[表 1.13]、[表 1.14]のとおりである。

[表 1.13]業種別、企業類型別回答企業の分布

区分		全数層 (企業数)	標本数 (企業数)	合計 (企業数)
業種	農林水産及び鉱業、飲食料及び タバコ製造業	21	53	74
	卸及び小売業	20	131	151
	事業サービス業、通信業	14	66	80
	金融及び保険業	3	3	6
	建設業	4	62	66
	その他サービス業	22	86	108
	繊維製品、衣服、靴製造	13	26	39
	紙及び印刷、出版業	1	6	7
	化学産業	68	81	149
	鉄鋼及び金属産業	8	25	33
	電気電子産業	31	42	73
	機械産業	106	278	384
	その他製造業	12	26	38
企業 類型	大企業	24	9	33
	中堅企業	80	44	124
	中小企業	219	832	1,051

合計(社)	323	885	1,208
-------	-----	-----	-------

[表 1.14] 大学・公共(研)類型別回答機関の分布

区分	全数 (機関数)	標本 (機関数)	合計 (機関数)
国公立大学	26	2	28
私立大学	77	60	137
政府出捐(研)	14	0	14
その他公共(研)	17	4	21
合計	134	66	200

第2章 企業の知的財産活動

本章では標本調査の結果を基に母集団全体を推定した結果を提示している。そのために本調査では母集団を業種及び出願規模によって層化した 26 の企業集団に区分し、各集団別に回収されたアンケートの回答を集計した後、これを母集団規模に拡大して母集団値を推定した。企業知的財産活動の基盤となるインフラ領域、特許基盤の知的財産活動、知的財産の創出及び活用活動、知的財産保護活動など 4 つの活動領域を中心に主な結果を提示した。

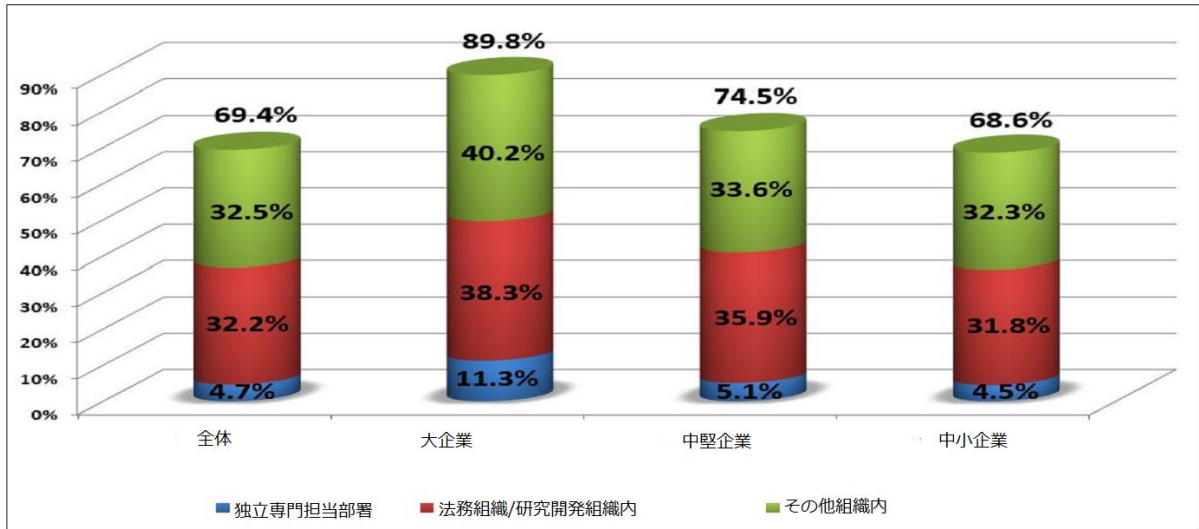
第1節 知的財産活動のインフラ

1. 知的財産担当組織及び人材

母集団に属している企業の 69.4% (75.7%)¹²は知的財産の管理を担当する組織を保有していることがわかった([図 2.1])。担当組織の形態別から見ると、独立した専門担当部署を保有している比率が 4.7% (4.8%) で、兼任組織¹³の保有比率が 64.7% (70.9%) であることがわかった。

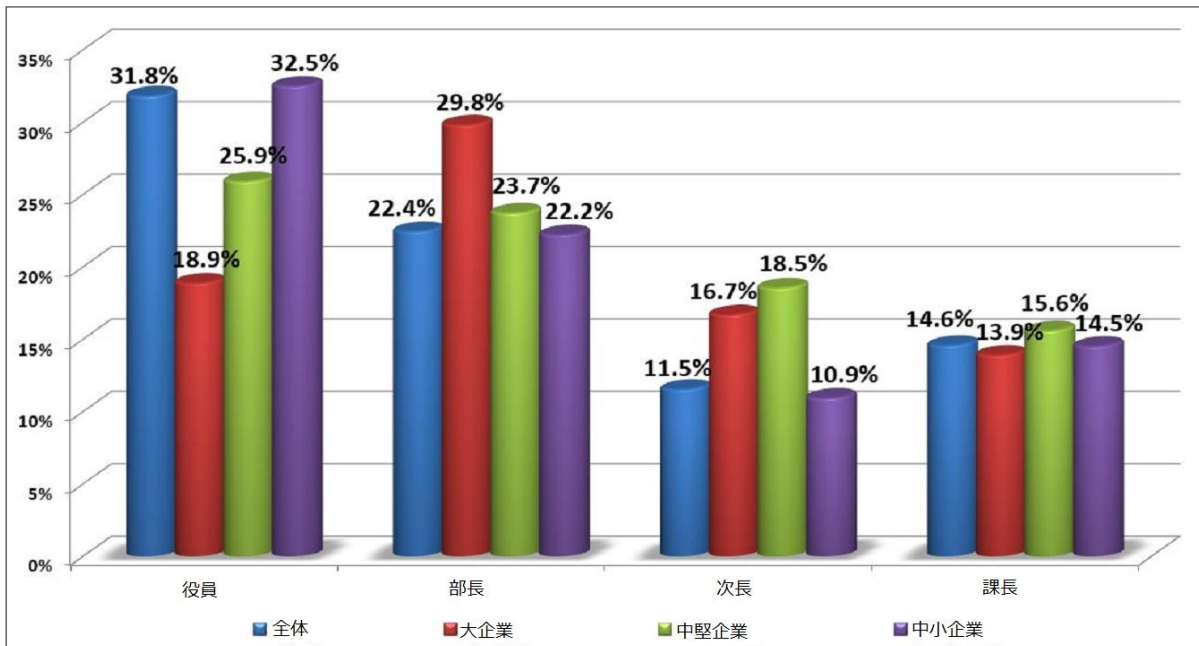
¹² 2011年度に侵害実態調査との統合によって母集団の変更が発生したため、括弧の中に2010年と同様な母集団を構成した場合の母集団推定値を書き込み、年度別比較の場合は括弧の中の数値である既存母集団推定値を使用している。

¹³ 法務組織や研究開発組織、その他組織内に知的財産担当組織が存在。



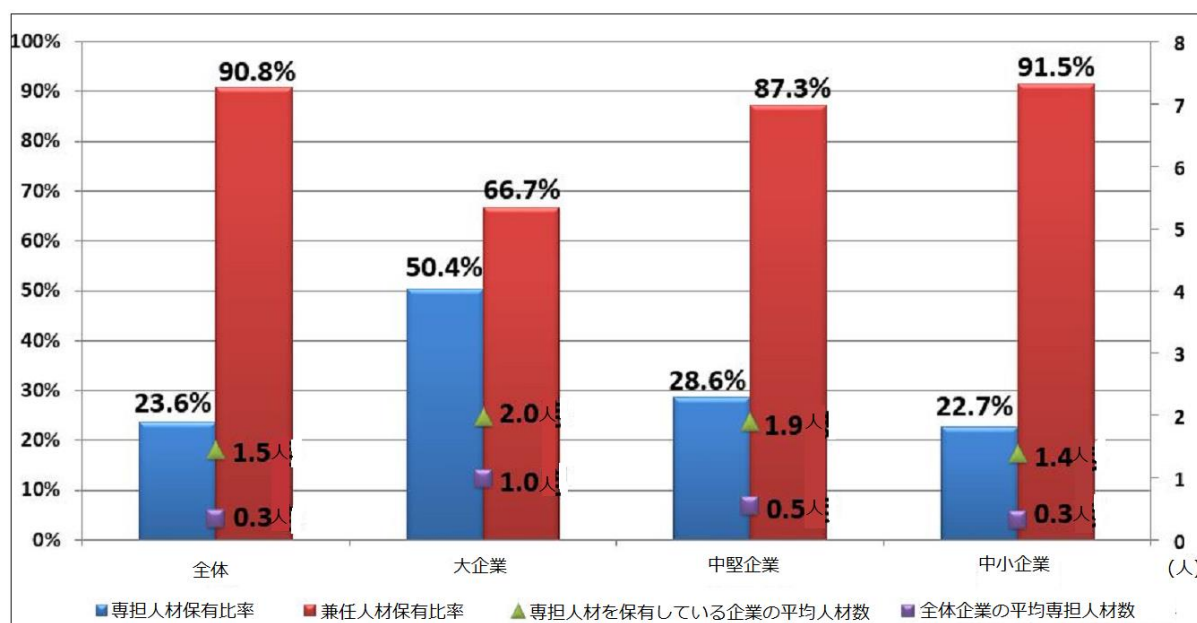
[図 2.1] 知的財産担当組織の保有状況

企業類型別では、大企業の 89.8% (100.0%)、中堅企業の 74.5% (79.9%)、中小企業の 68.6% (74.9%) が知的財産担当組織を保有していることがわかった。特に、大企業の場合、知的財産担当組織が独立専門担当部署である比率が 11.3% (19.3%) で相対的に高いことが分かる。大企業の場合、知的財産活動を基にする専門的なインフラ構築に向けた努力を傾けているものと見られる。



[図 2.2] 知的財産担当組織総括者の地位

知的財産担当組織総括者の地位と関連する分布は[図 2.2]のとおりである。知的財産担当組織総括者の地位が役員である比率は 31.8% (36.6%) で最も高く、部長 22.4% (21.1%)、課長 14.6% (13.2%)、次長 11.5% (12.8%) の順となっている。特に、中堅企業の場合、知的財産担当組織総括者の地位が役員である場合が 25.9% (32.7%)、部長である場合が 23.7% (25.4%)、中小企業の場合は役員である場合が 32.5% (37.0%)、部長である場合が 22.2% (20.5%) と相対的に高いことがわかった。一方、大企業の場合は総括者の地位が役員である場合が 18.9% (30.9%) と相対的に低いことがわかった。中堅・中小企業は相対的に高い比率で役員が知的財産を含めた意思決定を行う場合が多く、大企業であるほど知的財産を専門的に担当する総括人材の職位が明確であると判断できる。



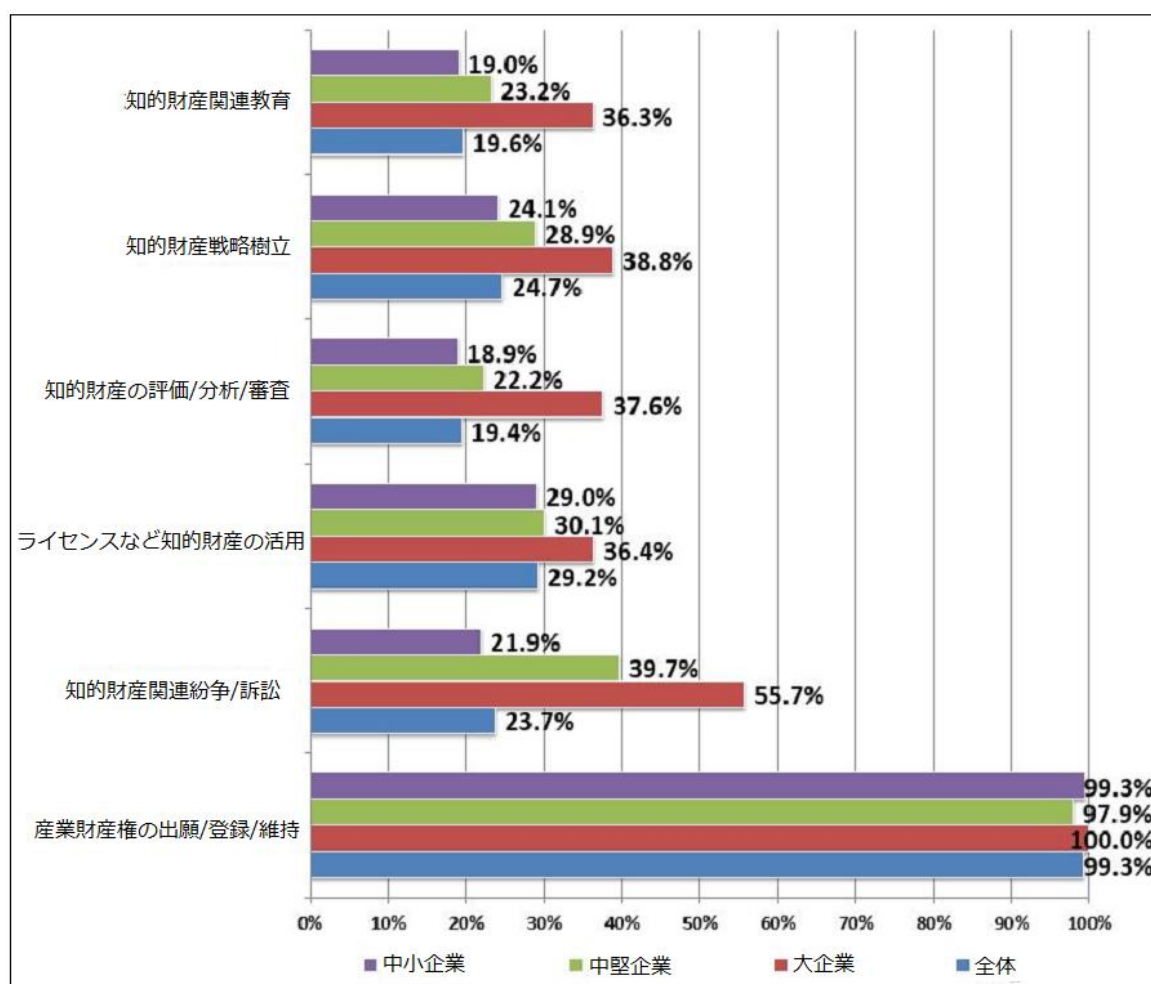
[図 2.3] 知的財産担当人材の保有状況

専ら知的財産関連業務だけを担当する専門人材¹⁴を保有している比率は全体の 23.6% (23.3%)、その他業務を並行する兼任人材を保有している比率は全体の 90.8% (89.6%) となっている ([図 2.3])。企業類型別では、大企業の 50.4% (45.3%)、中堅

¹⁴ 知的財産担当人材は企業内で特許ポートフォリオ分析などの知的財産戦略企画、国内外産業財産権の出願及び登録・維持管理、知的財産権動向調査、特許侵害関連の対応及び訴訟業務、知的財産権の販売またはライセンス交渉及び技術料管理などの業務を担当する人材を意味し、この中で知的財産専門担当人材はこのような知的財産関連業務だけを専門的に行う人材を意味する。

企業の 28.6% (32.3%)、中小企業の 22.7% (22.1%) が 1 人以上の知的財産専任人材を保有していることが分かった。

全体企業の平均専任人材数は 0.3 人 (0.4 人) であり、専任人材を保有している企業平均は 1.5 人 (1.6 人) となっている。出願件数別で見ると、年平均 61 件以上を出願する企業の専門担当人材は平均 3.7 人 (4.5 人) と平均専任人材数が多い。¹⁵ 知的財産が多い多出願企業の場合、専門性のある人材を多く採用して保有していることがわかる。多出願企業の場合、知的財産管理において専門性が重要であるという認識が高まり、それを基に専門性を備えた人材を確保することが重要であると判断していると思われる。



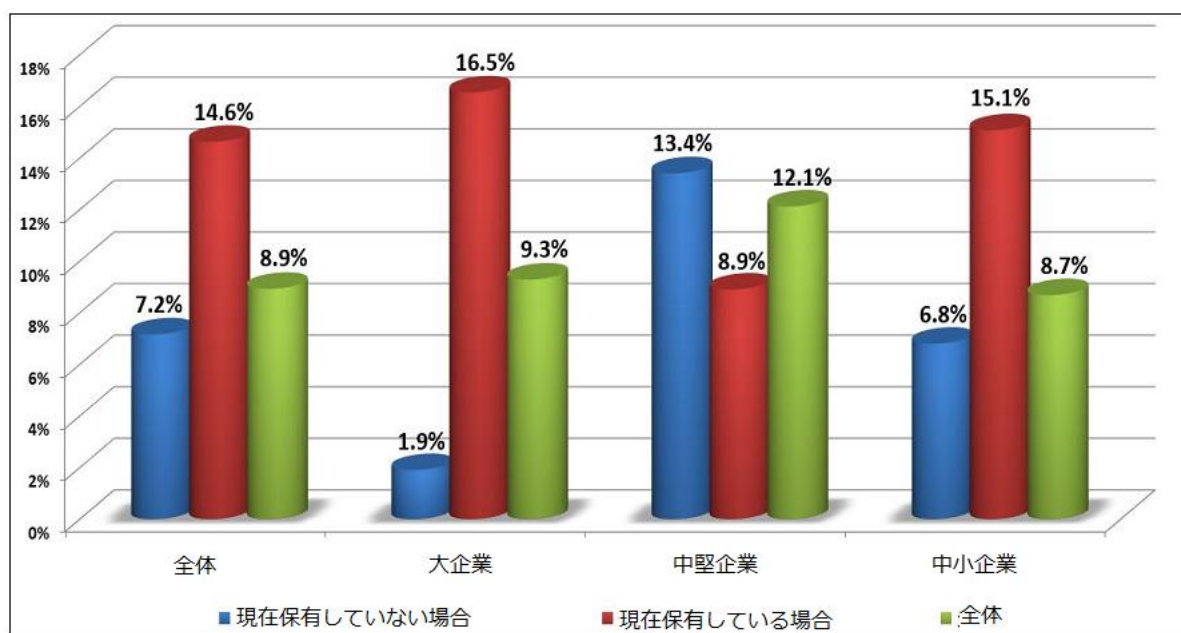
[図 2.4] 知的財産関連業務を行っている企業の比重

注. 知的財産担当人材を保有している場合である。

¹⁵ 10件未満出願企業1.4人 (1.5人)

知的財産担当人材を保有している場合、担当業務の内容は[図 2.4]のとおりである。知的財産担当人材が知的財産関連の評価/分析/審査及び知的財産関連の教育業務を行っている企業の比率は相対的にやや低いことがわかった。特に、大企業の場合は中小企業に比べて知的財産担当人材がより専門的な知的財産関連紛争/訴訟業務、知的財産の評価/分析/審査業務を行う比率が相対的に高いことがわかった。

全体企業の 8.9% (9.4%) は今後、知的財産担当人材を採用する計画があると回答している ([図 2.5])。特に、現在、知的財産担当人材を保有している企業の 14.6% (12.3%) が追加採用計画があると答え、現在保有していない企業の場合 7.2% (8.6%) が採用計画があると回答した。既に知的財産担当人材を保有している企業の採用計画比率は全体企業及び担当人材未保有企業に比べて高いが、これは知的財産の重要性に対する認識が高い企業であるほど、追加的な人材採用を通じて専門的な知的財産管理の強化を図っているものと見られる。



[図 2.5] 知的財産専門担当人材の採用予定比率

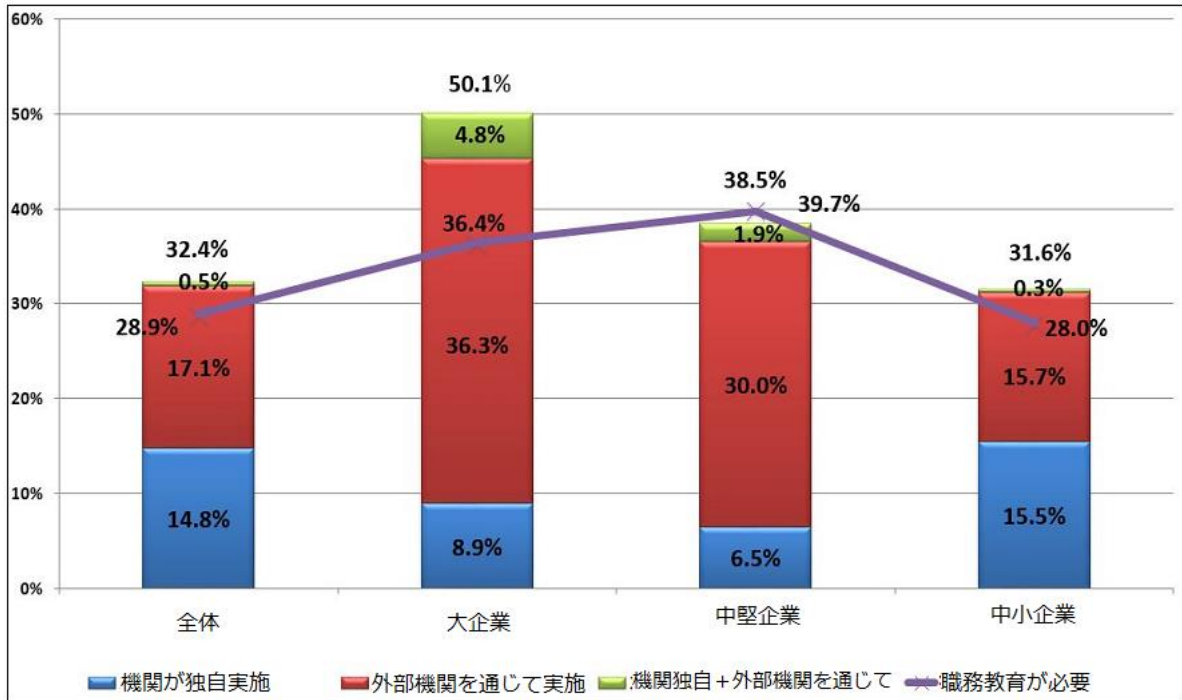
企業類型別で見ると、中堅企業の 12.1% (12.7%) が今後採用計画があると答え、全体に比べて高い数値を示している。特に、担当人材を保有していない企業を対象にし

た結果もまた中堅企業が 13.4% (12.6%) で他の企業類型に比べて高いことがわかった。これは中堅企業の場合には最近知的財産の管理に対する認識が高くなり、そのような認識を基に担当人材を保有しようと計画しているものと見られる。但し、現在保有している場合は大企業が 16.5% (31.4%) と高く、知的財産管理を必要として既に担当人材を構築している場合は、持続的な人材保有の必要性を認知しているものと判断される。

2. 知的財産担当人材に対する職務教育及び人件費/教育費

全体の 32.4% (37.8%) に該当する企業は、知的財産担当人材に対する職務教育を実施していることがわかった([図 2.6])。これは言い換えると全体の 67.6% (62.2%) に該当する企業が知的財産担当人材向けの職務教育を如何なる形でも全く実施していないことを意味する。職務教育の形態別で見ると、独自に実施している場合が 14.8% (16.9%)、外部機関を通じて実施する場合が 17.1% (20.1%) となっている。

知的財産担当人材に対する職務教育の必要性は全体の 28.9% (32.4%) が必要またはとても必要であると認識していることがわかった。この比率は中堅企業が最も高い 39.7% (47.1%) で、中小企業は最も低い 28.0% (31.0%) となっている。中堅企業の場合、現在職務教育を実施している企業の比率に比べて職務教育の必要性を感じている企業の比率が高いが、これを踏まえると中堅企業の場合、相対的に現在実行している内容より、より積極的な職務教育を実行する必要があると見られる。



[図 2.6] 知的財産権担当人材に対する職務教育の状況及び必要性

職務教育の内容に関しては全体のそれぞれ 47.1% (44.5%)、36.0% (38.3%) が特許制度と特許情報検索に関する職務教育が必要であると回答している ([表 2.1])。その他に 特許ライセンス(技術事業化)と特許紛争(訴訟)が必要であると回答した企業はそれぞれそれぞれ 32.5% (35.7%) と 32.2% (30.4%) となっている。特に、特許ライセンス(技術事業化)関連の職務教育が必要であると答えた比率は中小企業が 33.6% (36.7%) で大企業の 23.2% (38.8%)、中堅企業 20.5% (21.7%) より高いことがわかる。中小企業の成長とともに中小企業が保有している知的財産の活用に対する職務教育が求められていると判断できる。

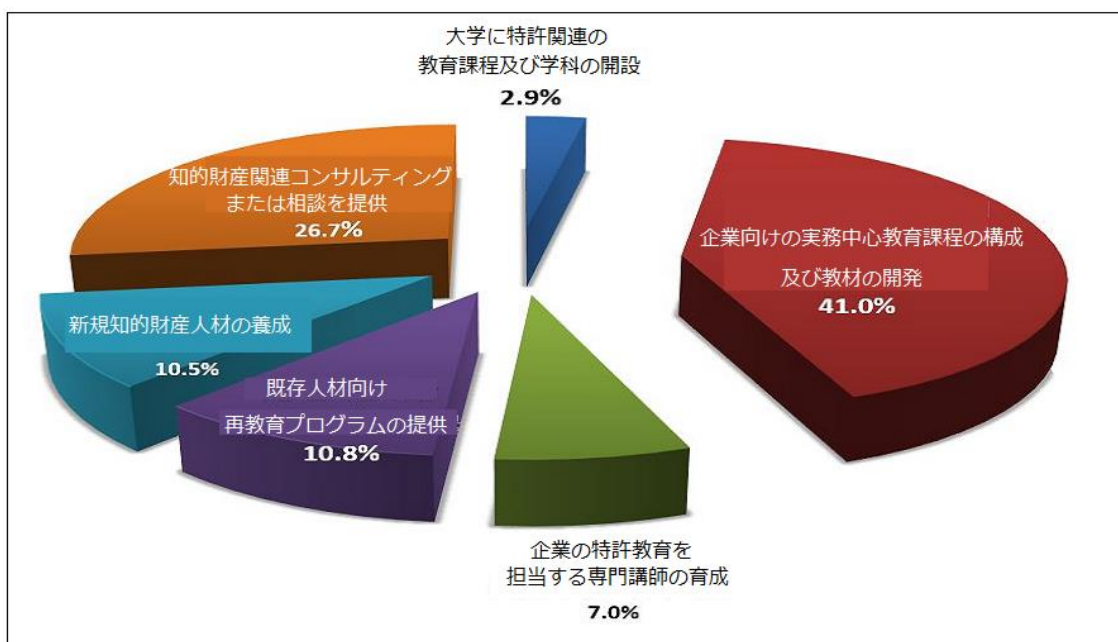
[表 2.1] 職務教育の実施を希望する場合、取扱うべき内容

	全体	大企業	中堅企業	中小企業
特許制度	47.1%	49.8%	51.5%	46.8%
特許明細書の作成法	22.7%	13.9%	14.5%	23.5%
特許情報の検索	36.0%	36.6%	44.7%	35.3%
特許紛争(訴訟)	32.2%	53.7%	40.3%	31.1%
特許情報の分析方法(特許マップ)	26.5%	29.5%	43.5%	25.2%
特許ライセンス(技術事業化)	32.5%	23.2%	20.5%	33.6%
海外特許出願及び訴訟	18.8%	27.4%	21.1%	18.5%

営業秘密の保護	21.2%	10.2%	23.1%	21.3%
知的財産権の管理	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%

注. 複数回答

最後に、知的財産人材の能力強化のために必要な政府政策として、全体の 41.0% (39.6%) が実務中心の教育課程の構成及び教材の開発を挙げている ([図 2.7])。また、知的財産関連のコンサルティングまたは相談の提供と既存人材向けの再教育プログラムの提供が最も必要であると回答した比率もそれぞれそれぞれ 26.7% (26.7%) と 10.8% (11.2%) となっている。知的財産能力を高めるために必要な政府政策に対するニーズは企業類型別に大きな差は見当たらない。但し、中堅、中小企業の場合、知的財産関連コンサルティングまたは相談の提供を挙げた比率がそれぞれそれぞれ 21.3% (23.5%)、27.6% (27.4%) で大企業 4.0% (3.2%) に比べて高いことがわかった。



[図 2.7] 知的財産人材の能力を高めるために必要な政府政策

知的財産担当者の人件費及び教育費は [表 2.2] のとおりである。2016 年の 1 年間企業が支出した知的財産担当者の人件費と教育費はそれぞれそれぞれ 1,801 万ウォン (2,187 万ウォン) と 67 万ウォン (77 万ウォン)、合計¹⁶は 1,867 万ウォン (2,264 万ウ

¹⁶ 企業が保有している知的財産担当者全員に対する総人件費及び教育費を意味する。

オン)となっている。企業類型別では大企業、中堅企業、中小企業が支出した平均人件費及び教育費の合計はそれぞれそれぞれ 6,136 万ウォン(8,647 万ウォン)、2,839 万ウォン(3,553 万ウォン)、1,716 万ウォン(2,055 万ウォン)となっている。

[表 2.2] 知的財産担当者の人件費及び教育費の状況

	人件費	教育費	合計
全体	1,801 万ウォン	67 万ウォン	1,867 万ウォン
大企業	5,966 万ウォン	170 万ウォン	6,136 万ウォン
中堅企業	2,723 万ウォン	117 万ウォン	2,839 万ウォン
中小企業	1,655 万ウォン	61 万ウォン	1,716 万ウォン

3. 知的財産サービスの活用状況

2016 年の 1 年間外部の知的財産サービス¹⁷を利用した企業は全体の 58.5% (66.3%) となっている([表 2.3])。企業類型別では中堅企業の 60.2% (71.3%) が、中小企業の 58.7% (65.9%) が知的財産サービスを利用したと回答し、大企業は 42.8% (64.4%) がサービスを利用したと答えて外部知的財産サービスを利用する比率は相対的に低いことがわかった。

[表 2.3] 知的財産サービスの利用状況

(単位：万ウォン)

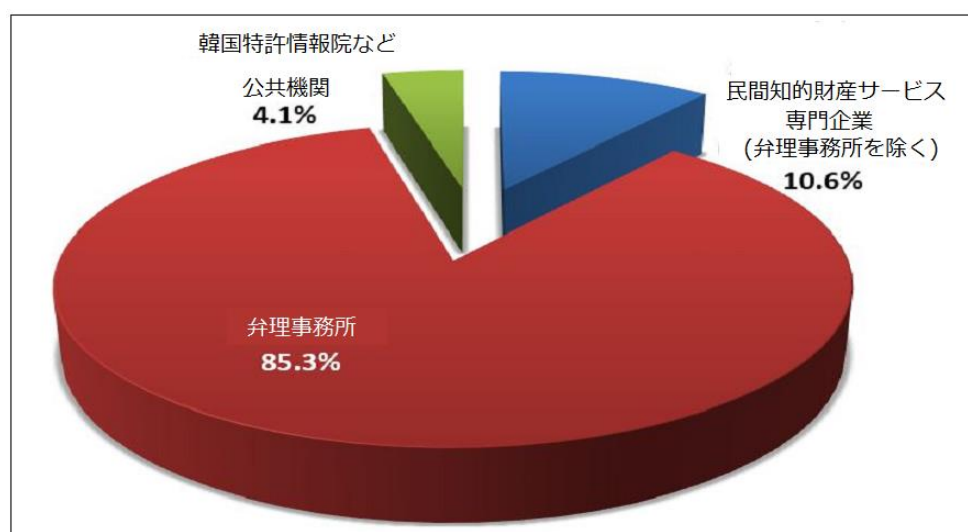
区分	利用している	法律代理	評価、 賃貸及び 仲介	流通	情報サ ービス	コンサル ティン グ、教育 及び広報	金融、 保険	創出支援 及び出 版、施設 運営	合計	
全体	58.5%	1,696	18	3	51	21	0	3	1,791	
企業 類型 別	大企業	42.8%	27,446	0	0	325	116	0	0	27,887
	中堅企業	60.2%	4,530	76	0	292	53	0	4	4,955
	中小企業	58.7%	1,133	13	4	29	17	0	3	1,199

¹⁷ 知的財産サービスとは知的財産の創出、管理、活用、保護、取引などを支援する専門サービスで、情報調査及び分析、技術移転及び取引、IP翻訳、コンサルティングなどの事業を意味し、知的財産サービスの分野区分は知的財産サービス産業特殊分類体系の7つの大分類に従う。

出願 件数 別	年平均 10件未満	56.9%	951	12	4	30	20	0	2	1,019
	年平均 10～20件	76.2%	2,581	21	0	133	7	0	9	2,750
	年平均 21～60件	81.7%	9,669	12	0	296	46	0	0	10,023
	年平均 61件以上	86.3%	58,395	657	0	808	191	0	0	60,050

知的財産サービスを利用した企業の2016年平均支出額はIP法律代理が1,696万ウォン(2,224万ウォン)で最も高く、情報サービスが51万ウォン(63万ウォン)、コンサルティング、教育及び広報が21万ウォン(27万ウォン)であった。企業類型別に見ると、大企業と中堅企業の場合IP法律代理がそれぞれそれぞれ27,446万ウォン(33,072万ウォン)、4,530万ウォン(6,007万ウォン)で比較的に高く、中小企業の場合は相対的に1,133万ウォン(1,370万ウォン)で低いことがわかった。

知的財産サービスを提供する機関類型別利用比重は弁理士事務所が85.3%(85.7%)で最も大きな比重を占めている([図2.8])。企業類型別では中堅企業が92.0%(89.6%)で最も高く、大企業の86.8%(85.6%)、中小企業の84.8%(85.3%)が弁理士事務所を利用していると回答した。特許情報院など公共機関は4.1%(3.7%)、民間知的財産サービス専門企業(弁理士事務所を除く)は10.6%(10.7%)となっている。特許情報院など公共機関の利用比重は中小企業の場合4.1%(3.6%)で他企業類型より相対的に高いことがわかった。

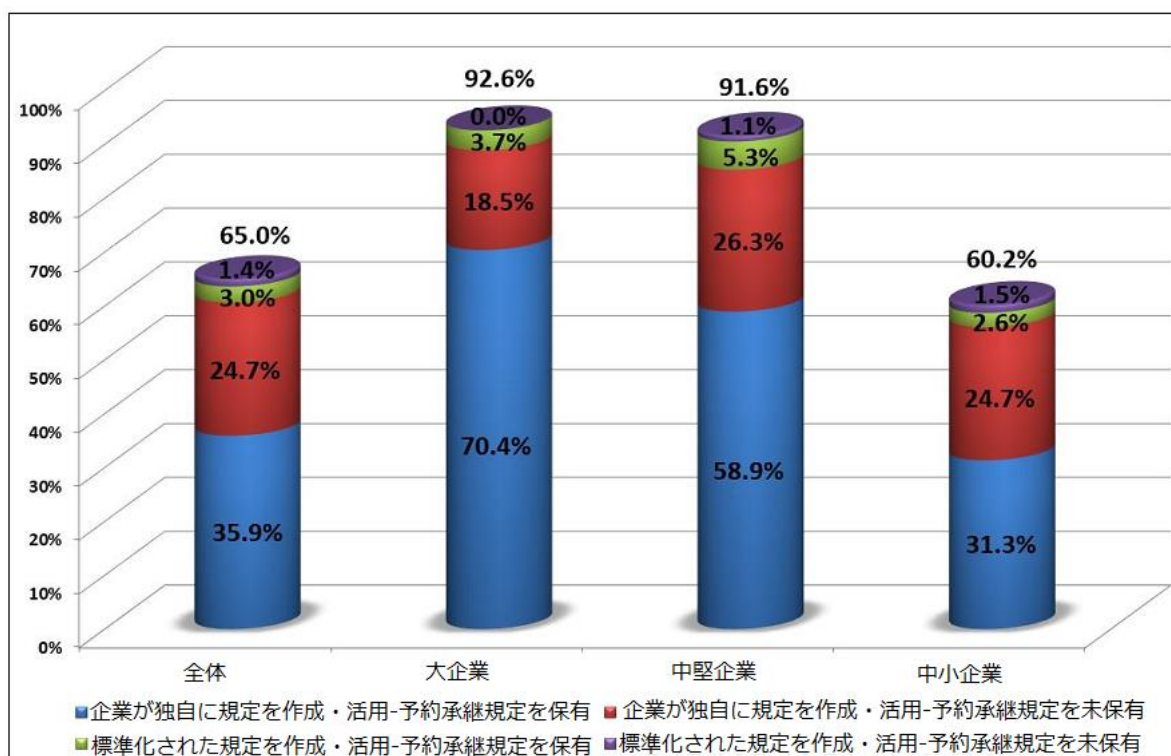


[図 2.8] 知的財産サービス提供機関別の利用比重

第2節 特許基盤の知的財産活動

1. 職務発明補償¹⁸

職務発明補償規定を保有・活用している企業の比率は全体の 65.0%となっている（[図 2.9]）。これを細分化すると、企業が独自に職務発明補償規定を作成して活用している比率¹⁹は 60.6%、特許庁など関連機関が作成・普及・標準化した職務発明補償規定を作成・活用している比率²⁰は 4.3%であることがわかった。



[図 2.9] 職務発明補償規定の保有及び活用状況

注. 2010 年度既存母集団基準の標本調査結果である。

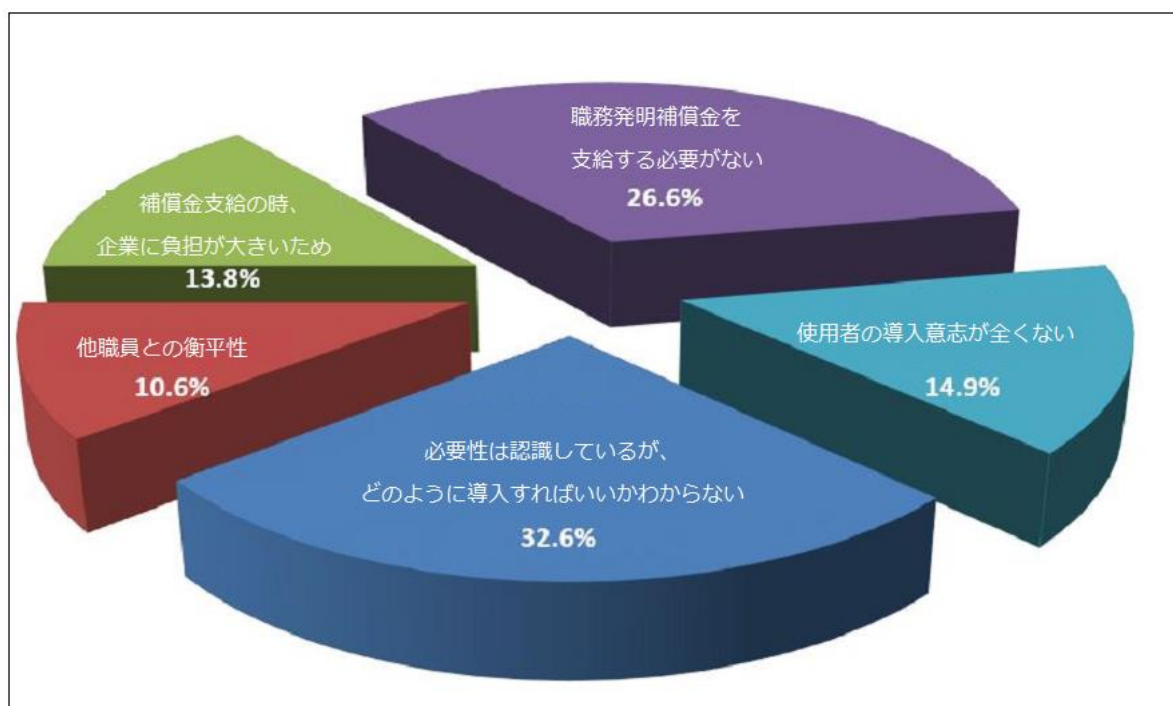
¹⁸ 研究者が職務上行った発明に対して会社はその発明に対する特許権を承継し、特許取得と事業化を通じて発生した利益を研究者に補償することを指す。したがって、職務発明補償規定の保有状況は特許中心の知的財産活動として2010年既存母集団基準による標本調査結果を提示する。

¹⁹ 予約承継規定を保有する場合35.9%、予約承継規定未保有の場合24.7%

²⁰ 予約承継規定を保有する場合3.0%、予約承継規定未保有の場合1.4%

企業類型別では大企業の 92.6%が職務発明補償規定を保有及び活用して最も高く、中堅企業の 91.6%、中小企業の 60.2%が職務発明補償規定を保有及び活用していることがわかった。中小企業の職務発明補償規定の保有及び活用比率は相対的に他の企業類型に比べて低いことが分かった。中小企業の場合補償金の算定、導入手続きなど制度導入による問題が多いと判断され、このような部分を支援する方法が求められている。

補償規定を保有していない理由は、必要性は認識しているもののどのように導入すればいいかわからないと回答した比率が 32.6%で最も高い([図 2.10])。職務発明補償規定の導入比率が最も低い中小企業の場合もまた必要性は認識しているもののどのように導入すればいいかわからないと答えた比率が 33.1%であった。また、補償金を支給する場合企業の負担が大きいためと答えた比率も 14.3%であった。中小企業を対象に職務発明補償規定に対して広報活動を展開し、制度を導入するための手続きを案内するなど政策広報に向けた方策を設ける必要があると思われる。



[図 2.10]職務発明補償規定を保有していない場合、その主な理由

注. 2010 年度既存母集団基準の標本調査結果である。

職務発明補償の類型別実施状況を見ると以下の[表 2.4]のとおりである。国内特許登録補償、国内特許出願補償、海外特許登録補償を実施している比率がそれぞれそれぞれ 85.8%、78.5%、60.2%と高いことがわかった。企業類型別では、大企業の場合は国内特許出願及び国内特許登録補償の場合がそれぞれそれぞれ 91.3%、87.0%で最も高く、中堅企業、中小企業の場合も国内特許登録補償の場合が最も高い比率であった。職務発明に対して金銭的な補償を実施する場合の補償金水準は、国内特許登録補償平均 162.7 万ウォン、国内特許出願補償平均 68.7 万ウォン、海外特許登録補償平均 65.3 万ウォン、海外特許出願補償平均 40.2 万ウォンとなっている。

[表 2.4]職務発明補償類型別の実施比率

	全体	大企業	中堅企業	中小企業
発明提案(発明届出)補償	37.6%	17.4%	26.1%	44.5%
出願留保	33.9%	43.5%	21.7%	37.4%
国内特許出願	78.5%	91.3%	84.1%	74.7%
国内特許登録	85.8%	87.0%	94.2%	82.4%
海外特許出願	54.4%	56.5%	53.6%	54.4%
海外特許登録	60.2%	56.5%	62.3%	59.9%
その他産業財産権の国内登録	52.6%	47.8%	55.1%	52.2%
その他産業財産権の海外登録	43.1%	21.7%	39.1%	47.3%
自社実施	39.4%	39.1%	49.3%	35.7%
他社実施	22.3%	26.1%	31.9%	18.1%
処分	27.7%	39.1%	37.7%	22.5%

注. 2010 年度既存母集団基準の標本調査値である。

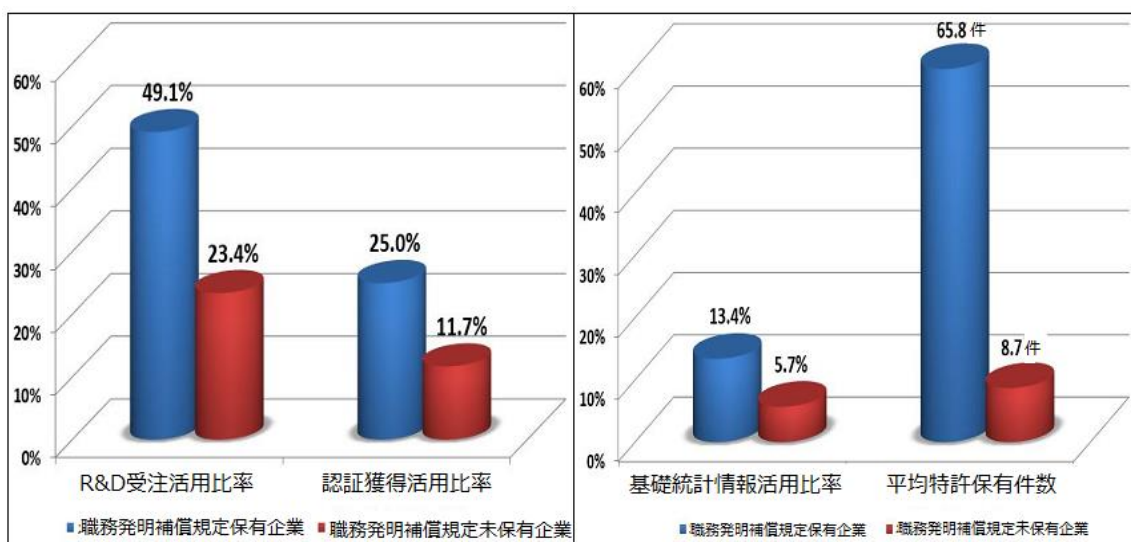
職務発明補償と関連する制度の効果と関連し、職務発明に対する補償実施または補償水準の拡大が機関内発明件数及び品質向上と技術流出防止に効果的であると答えた比率がそれぞれ 43.5%と 33.9%を占めている。

<職務発明補償規定の保有企業及び未保有企業における知的財産活動の比較>

職務発明補償規定を保有している企業が産業財産権を R&D の遂行または各種認証の獲得に活用した比率を分析した結果、未保有企業に比べて極めて高いことがわかった。

職務発明補償規定を保有している企業が産業財産権を R&D の遂行及び認証獲得に活用した比率はそれぞれ 49.1%、25.0%であり、未保有企業の場合はそれぞれ 23.4%、11.7%であることがわかった。

また、職務発明保有企業の基礎統計情報を活用する比率と平均特許保有件数を調査した結果、未保有企業に比べて高いことがわかった。職務発明補償規定保有企業の場合、基礎統計情報の活用比率と平均特許保有件数はそれぞれ 13.4%、65.8 件であり、未保有企業の 5.7%、8.7 件に比べて比較的に高いことがわかった（[図 2.11]）。



[図 2.11]職務発明補償規定の保有企業及び未保有企業の知的財産活動状況

注. 2010年度既存母集団基準の標本調査値である。

<企業の全体出願件数による職務発明補償規定の保有比率>

職務発明補償規定を保有している企業の比率を企業の全体特許出願件数別に見ると、特許出願が多い企業の保有比率が高いことがわかった。5 件以上出願企業の保有比率は 66.4%で、10 件以上出願した企業の保有比率は 69.0%、20 件以上出願した多出願企業の場合は職務発明補償規定を保有している企業の比率が 69.9%であった

([表 2.5])。

[表 2.5] 全体特許出願件数による職務発明補償規定の保有比率

企業規模	5 件以上	10 件以上	20 件以上	全体出願
大企業	92.6%	96.2%	96.2%	92.6%
中堅企業	91.5%	91.3%	91.3%	91.6%
中小企業	61.1%	64.6%	68.8%	60.2%
全体	66.4%	69.0%	69.9%	65.0%

注. 2010 年既存母集団基準標本調査の結果。

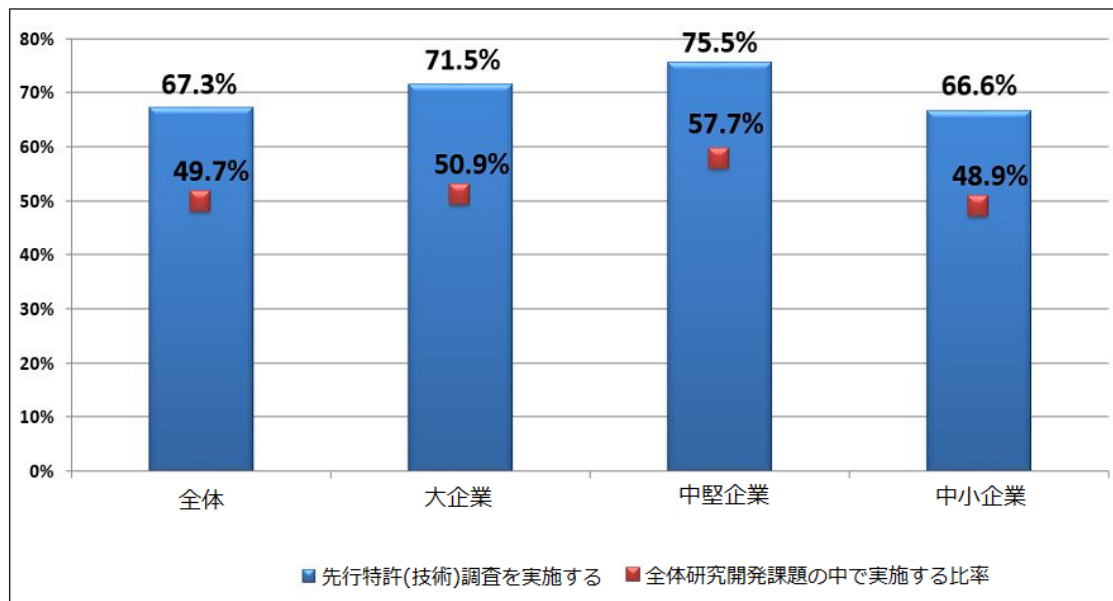
2. 先行特許(技術)調査²¹など特許情報の活用²²

研究開発の企画段階で先行特許(技術)調査など特許情報を調査する企業の比率は 67.3%となっている([図 2.12])。この企業は全体研究開発課題の 49.7%に対して先行特許(技術)調査を行っていることがわかった。

企業類型別では大企業 71.5%、中堅企業 75.5%、中小企業 66.6%が先行特許(技術)調査を行っている と答えた。中堅企業が先行特許(技術)調査活動を最も活発に展開しており、全体研究開発課題のうち先行特許(技術)調査を行っている比率もまた中堅企業が 57.7%で最も高く、中小企業が 48.9%でやや低い結果となっている。

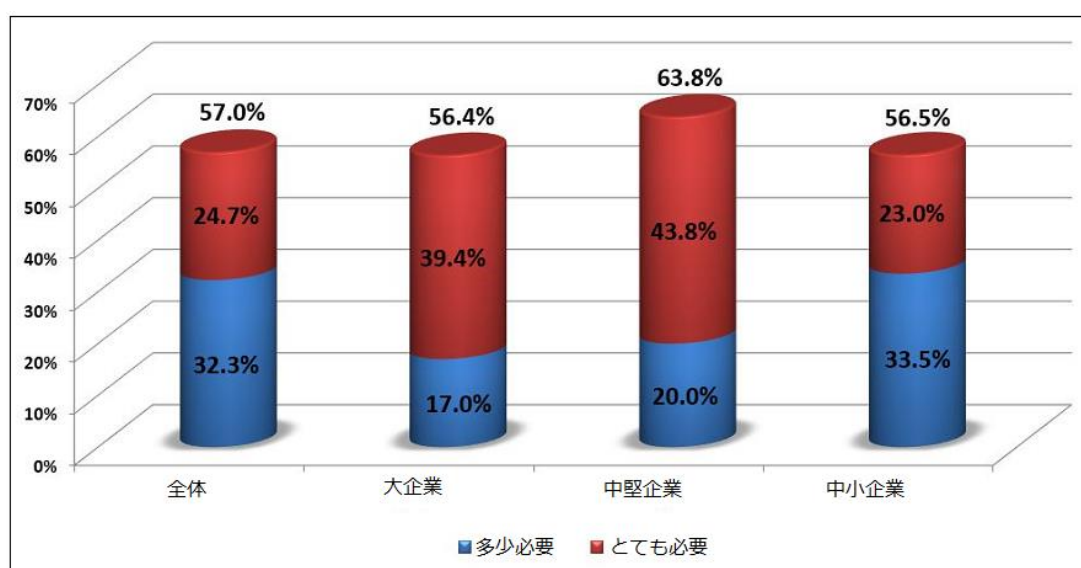
²¹ 先行特許(技術)調査とは、新技術の開発などのための研究開発(R&D)活動に先立って開発しようとする技術に対する先行技術または該当技術と同一もしくは類似した特許が存在しているかどうかなどを調査するものである。

²² 先行特許(技術)調査活動の場合、特許集中的な特許基盤の知的財産活動であり、特許、実用新案中心の2010年母集団を基準に算出した母集団推定値を表記している。

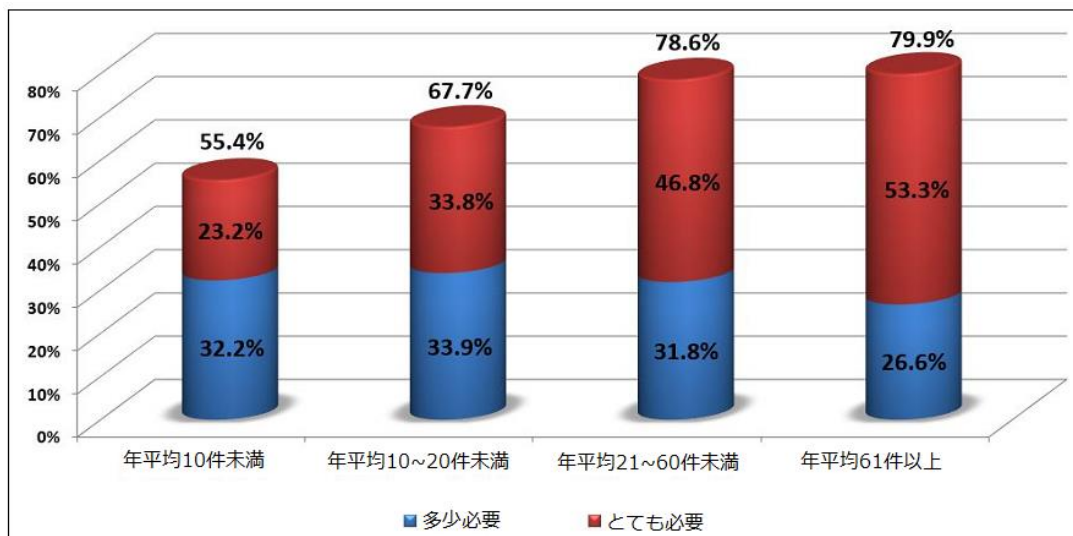


[図 2.12] 先行特許(技術)調査の実施状況

知的財産担当者が認識している先行特許(技術)調査の必要性に対しては全体の57.0%が必要またはとても必要であると回答している([図 2.13])。企業類型別では中堅企業が先行特許(技術)調査の必要性を最も強く感じていることがわかった。出願件数別に見ると([図 2.13])、61件以上多出願企業の場合先行特許(技術)調査が必要またはとても必要と答えた比率が79.9%で最も高く、10件未満企業の場合55.4%で相対的に低いことがわかった。

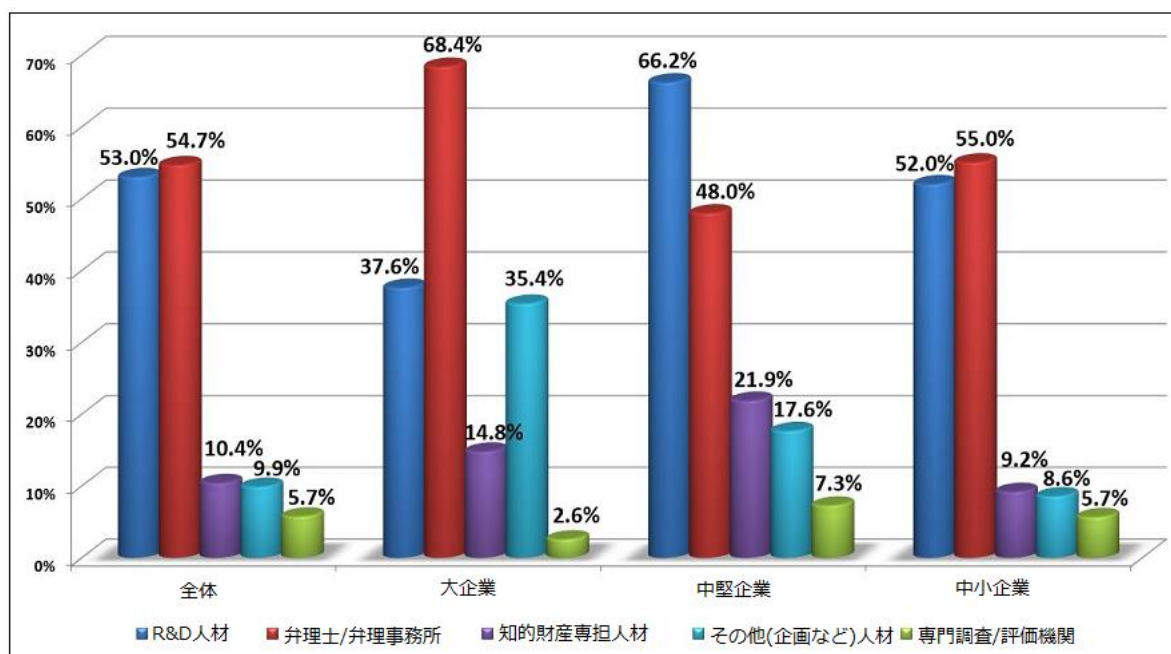


[図 2.13] 先行特許(技術)調査の必要性



[図 2.14] 出願件数別の先行特許(技術)調査の必要性

先行特許(技術)調査を行っている場合の 54.7%が該当業務を弁理士または弁理士事務所を通じて行っていることがわかった。R&D 人材を通じて行っている場合は 53.0%で二番目に高く、知的財産専担人材を活用する場合は 10.4%であった。



[図 2.15] 先行特許(技術)調査を行う場合の実施人材

注. 複数回答

企業類型別に見ると、大企業の場合は弁理士または弁理士事務所を通じて行う場合が68.4%で最も高く、中堅企業の場合はR&D人材を活用する場合が弁理士または弁理士事務所を通じて行う場合より高いことがわかった。特に、中堅企業の場合は知的財産専担人材を活用する場合が21.9%で大企業の14.9%、中小企業の9.2%に比べて高いことがわかった。中小企業の場合知的財産専担人材を活用する場合は9.2%でやや低いことがわかった。一方、年平均61件以上の多願企業の場合は知的財産専担人材が業務を行う比率が53.8%で相対的に極めて高いことがわかった。²³

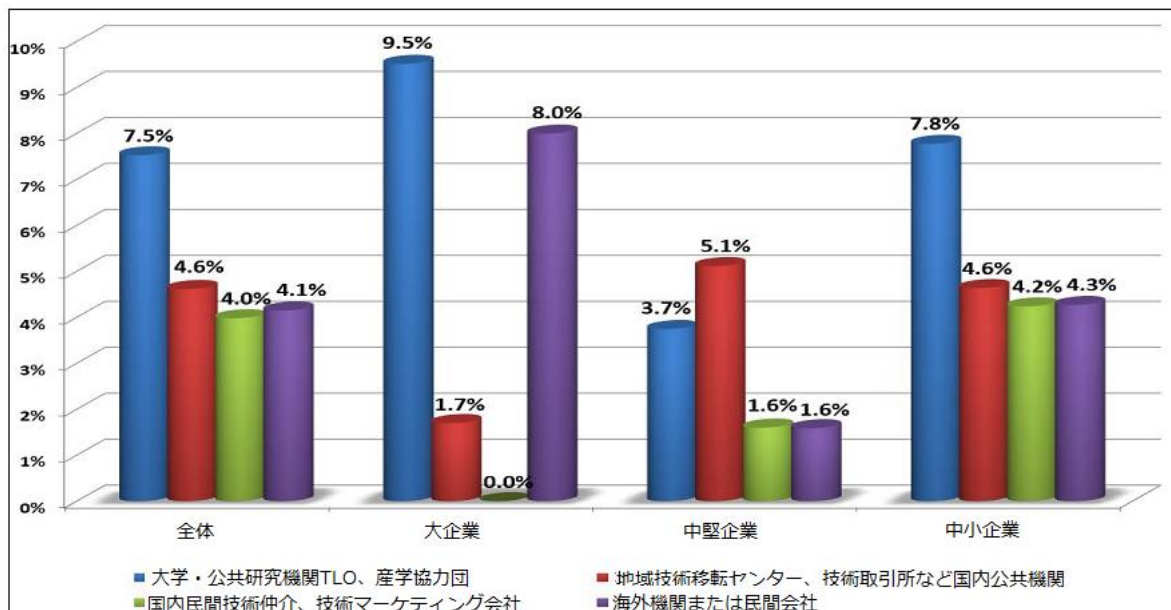
3. 技術取引機関、技術マーケティング会社との協力²⁴

最近3年間技術取引及び技術マーケティングのために技術取引機関に業務を依頼、もしくは協約を締結した企業の比率は[図 2.16]のとおりである。全体企業の7.5%が大学・公共研究機関の技術移転専門担当組織(TLO)及び産学協力団に業務を依頼もしくは締結したことがあると答えた。また、地域技術移転センターなど国内公共機関、国内民間技術仲介会社、海外機関に業務を依頼または締結した企業の比重はそれぞれ4.6%、4.0%、4.1%となっている。

企業類型別では、大企業の場合は大学・公共研究機関の技術移転専門担当組織(TLO)及び産学協力団に依頼した比率が最も高く、海外機関または国内民間技術会社に依頼及び締結した比率が高いことがわかった。一方、中堅企業の場合は地域技術移転センター、技術取引所など国内公共機関に依頼及び締結した比率が高い。中小企業の場合は大学・公共研究機関の技術移転専門担当組織(TLO)及び産学協力団に依頼した比率が最も高いことがわかった。

²³ 年平均10件未満企業で知的財産専担人材が業務を行っている比率は7.8%。

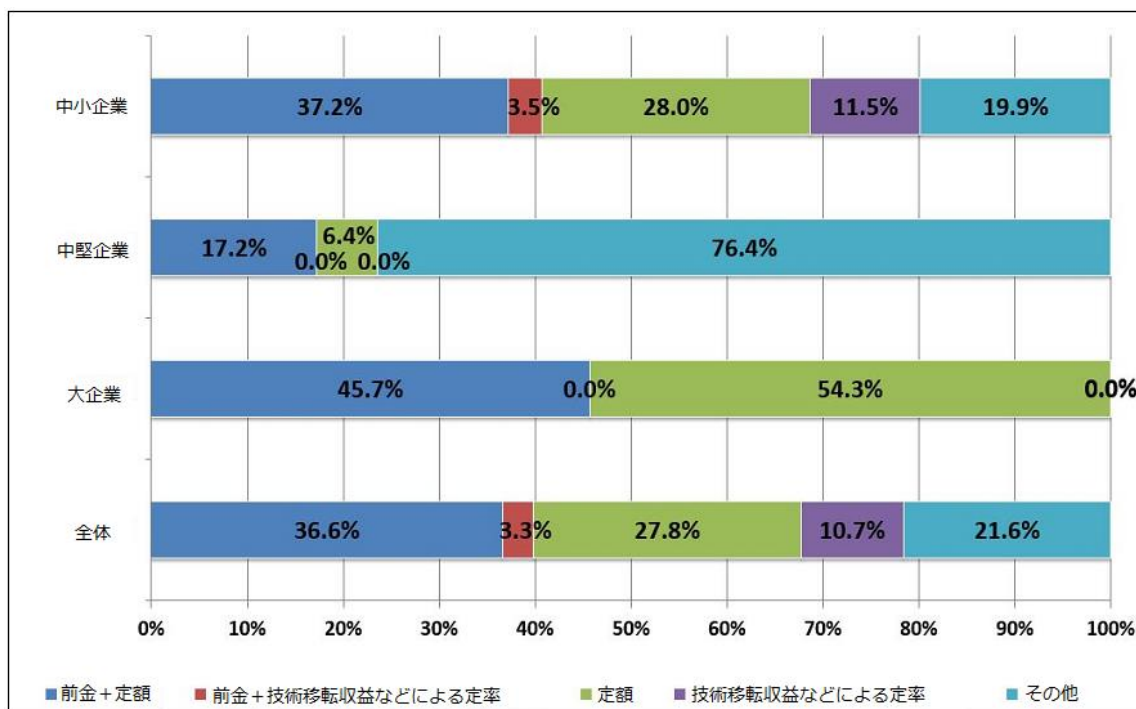
²⁴ 技術取引機関、技術マーケティング会社との協力と関連する活動は先行特許(技術)調査と同様に特許集中的な特許基盤の知的財産活動で、特許、実用新案中心の2010年母集団を基準に算出した母集団推定値を表記している。



[図 2. 16]最近 3 年間技術取引機関に対する業務依頼及び締結状況

技術取引機関などに業務を依頼した場合、主な費用支払い方法は調査/マーケティング費用など活動費(前金)と成功報酬(定額)が混ざった形態が全体の 36.6%で最も高い比重を占めた([図 2. 17])。また、成功報酬として定額を支給する場合は 27.8%、技術移転収益などによる定率の成功報酬のみ費用を支給する場合は 10.7%であった。一方、活動費(前金)と技術移転収益などによる定率の成功報酬が混ざった形態で支給する場合は 3.3%で最も低いことがわかった。

企業類型別では、大企業の場合は成功報酬として定額を支払う比率が最も高いことがわかった。中堅企業と中小企業の場合はその他の場合を除けば活動費(前金)と成功報酬(定額)が混ざった形態が最も高く、中小企業の場合は成功報酬(定額)形態の費用支払い方法も非常に高いことがわかった。



[図 2.17] 技術取引機関などに業務を依頼した場合の主な費用支給方法

企業が保有している知的財産取引のために IP-mart²⁵など国内オンライン技術取引システムを活用している企業の比率は全体の 23.7%となっている([表 2.6])。国内オンライン取引システムを活用している企業のうち活用度が比較的に高いと肯定的に答えた比率は 13.6%となっている。企業類型別に見ると、国内オンライン取引システムを活用している比率は大企業 32.2%、中堅企業 31.4%である一方、中小企業が 22.9%でやや低いが、活用度の側面では中堅企業が 12.3%で最も低いことがわかった。

[表 2.6] 国内技術取引システムの活用度

		全体	大企業	中堅企業	中小企業
国内オンライン取引システム	活用企業	23.7%	32.2%	31.4%	22.9%
	活用度が比較的に高い	13.6%	17.7%	12.3%	13.6%
国内オフライン	活用企業	23.4%	40.2%	27.6%	22.8%

²⁵ IP-martは特許庁が運営しているインターネット特許技術市場であり、特許技術の技術移転・取引及び事業化など関連情報を提供し、利用者が自律的に技術取引に参加できるよう、オンライン上で特許技術取引を仲介する専門ポータルサイト(<http://www.patentmart.or.kr/>)である。

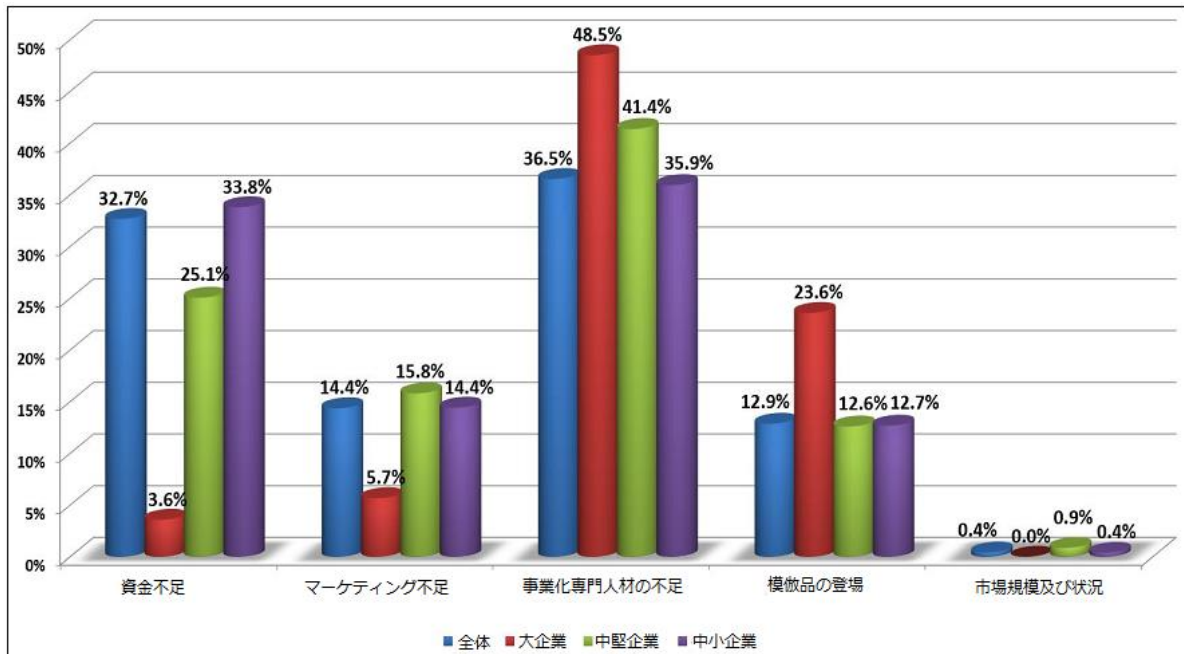
取引システム	活用度が比較的に高い	12.1%	29.4%	11.1%	11.6%
海外オンライン取引システム	活用企業	18.7%	28.8%	21.4%	18.3%
	活用度が比較的に高い	6.8%	22.0%	3.7%	6.7%
海外オフライン取引システム	活用企業	18.5%	28.8%	21.4%	18.1%
	活用度が比較的に高い	7.7%	7.4%	5.5%	7.9%

注. 「活用度が比較的に高い」は 5 点尺度(1:活用度が低い、5:活用度が高い)で

$$[(4 \text{ と } 5 \text{ で回答した企業数}) / (\text{活用した経験のある企業数})] \times 100(\%)$$

特許技術移転博覧会など国内オフライン取引システムを活用している企業の比率は 23.4%でオンライン取引システムを活用する比率と同水準であることがわかった。また、実際オフラインシステムを活用している企業のうち活用度が高いと答えた比率は 12.1%である。大企業の国内オフライン取引システムの活用状況の場合、活用率が最も高く、活用度も同様に高いことがわかった。海外オンライン及びオフライン取引システム活用率の場合、特に大企業はそれぞれ 28.8%で同じく活用しているが、活用度の場合、海外オンライン取引システムは 22.0%、海外オフライン取引システムは 7.4%でやや相反する結果となっている。

企業にとって特許技術の事業化における最も大きな問題として、全体の 36.5%が事業化専門人材の不足を挙げている([図 2.18])。また、資金不足によって事業化が難しいと答えた企業も 32.7%を占めている。



[図 2.18] 特許技術の事業化における最大の問題点

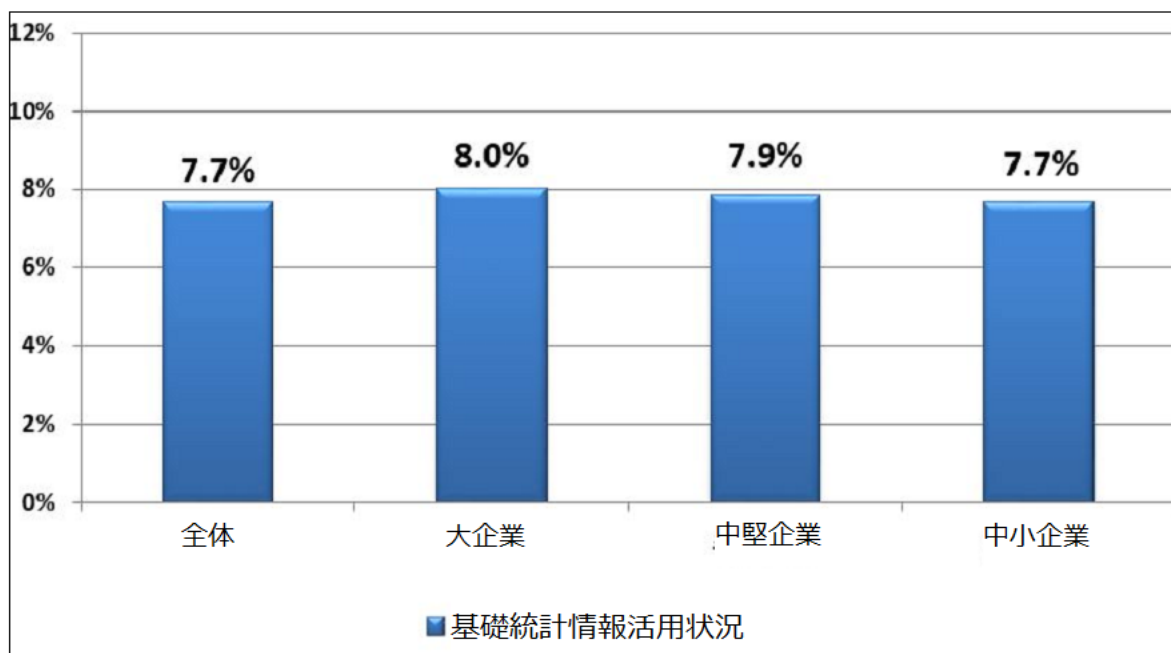
事業化における問題点として事業化専門人材の不足を指摘した比率は大企業 48.5%、中堅企業 41.4%、中小企業 35.9%であった。但し、資金不足を挙げた企業の比率は大企業は 3.6%であったが、一方中堅企業、中小企業はそれぞれ 25.1%、33.8%と高く、特に中堅・中小企業の事業化に向けた資金問題を解決させられる方策が求められていることがわかった。

第3節 知的財産の創出及び活用

1. 知的財産基礎統計情報及び情報システム

知的財産統計など基礎統計情報を活用している比率は全体の 7.7% (8.2%) となっている ([図 2.19])。機関類型別では大企業の活用比率が 8.0% (14.1%) で最も高く、中堅企業 7.9% (9.3%)、中小企業 7.7% (8.0%) と続いている。

主に活用している統計指標に関する調査項目では「年度別出願件数」を利用する場
合が回答者の 31.2% (32.8%) であり、「産業部門別の出願件数」を主に活用する比率
がそれぞれ 31.1% (34.3%) となっている。



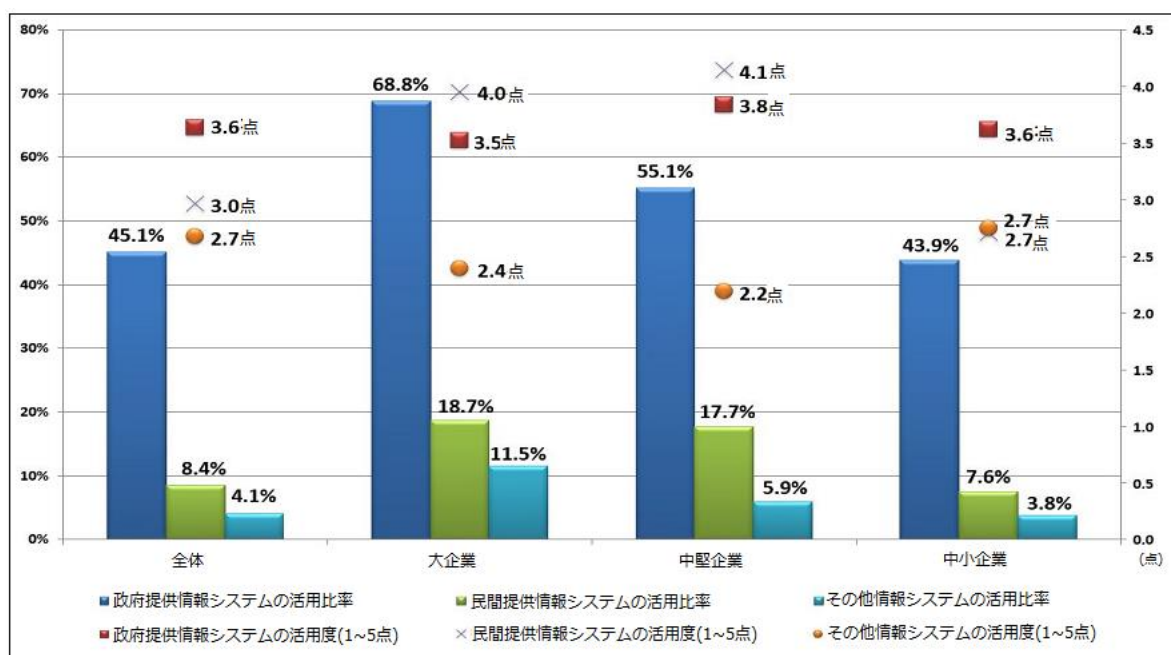
[図 2.19] 知的財産基礎統計情報の活用状況

政府または民間が提供する知的財産情報システムに対する活用度を見ると、まず政府が提供する知的財産情報システムを活用していると答えた比率が 45.1% (50.5%) となっている ([図 2.20])。活用している企業の平均活用度 (5 点尺度) は 3.6 点 (3.8 点) となっている。企業類型別に見ると、大企業の 68.8% (64.7%) が情報システムを活用

していると答えて最も高く、中小企業が 43.9% (48.9%) で最も低い。主に活用する情報提供システムの場合、「KIPRIS」が 94.7% (95.1%) で最も高いことがわかった。

民間が提供する知的財産情報システムを活用していると答えた比率は 8.4% (11.2%) となっている ([図 2.20])。活用している企業の平均活用度は 3.0 点 (3.0 点) となっている。企業類型別に見ると、大企業 18.7% (19.1%)、中堅企業 17.7% (26.4%)、中小企業 7.6% (9.9%) と続いている。主に活用する民間提供情報システムの場合「WIPS」が 90.3% (89.2%) で最も高いことがわかった。

その他情報システムの場合 4.1% (4.4%) が活用していると答え、大企業 11.5% (5.9%)、中堅企業 5.9% (8.5%)、中小企業 3.8% (4.0%) となっている。その他情報システムとしては「インターネット情報」が 43.5% (47.8%) で最も高く、「KIP0(特許庁)」を活用する場合は 21.9% (28.4%) となっている。

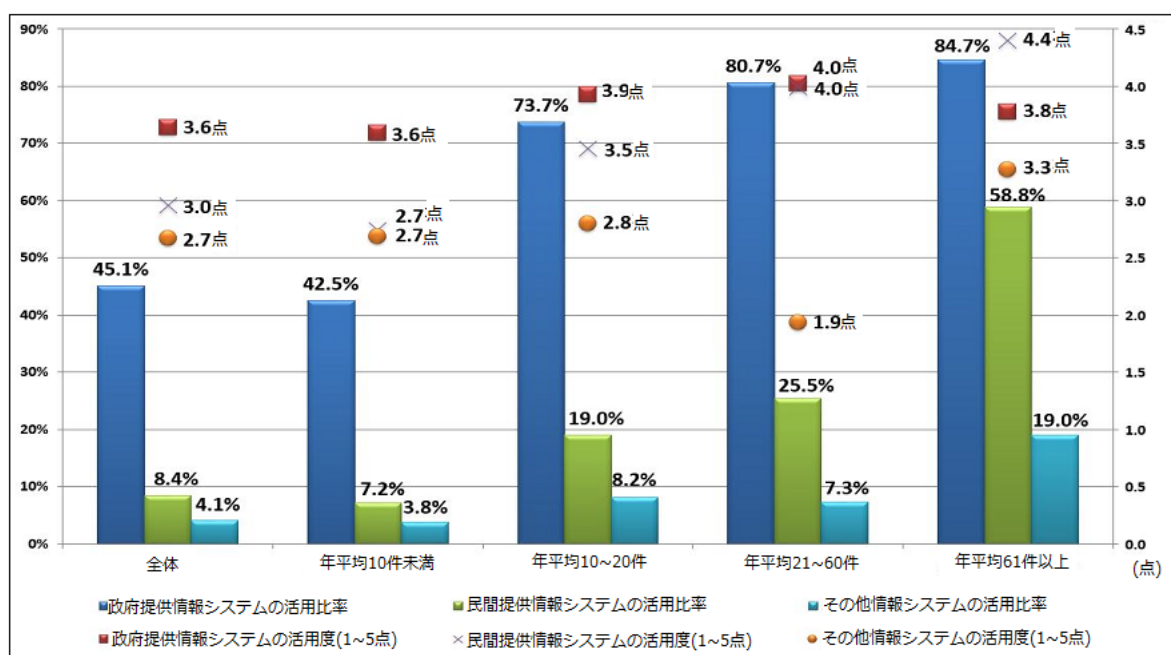


[図 2.20] 企業類型別の知的財産情報システムの活用

出願規模別に政府が提供する知的財産情報システムの活用比率を見ると、年平均 10 件未満企業の場合 42.5% (47.5%) が活用していると答え、10~20 件出願企業が 73.7% (76.9%)、21~60 件出願企業が 80.7% (84.3%)、61 件以上多出願企業の場合

84.7% (92.2%)となっている ([図 2.21])。多出願企業の活用比率が最も高く、知的財産が多いほど情報システムの活用比率が高いことがわかる。

民間が提供する知的財産情報システムの活用比率もまた出願規模が大きくなるにつれ、それぞれ活用比率が 7.2% (9.5%)、19.0% (21.3%)、25.5% (32.0%)、58.8% (74.1%)と増加している。

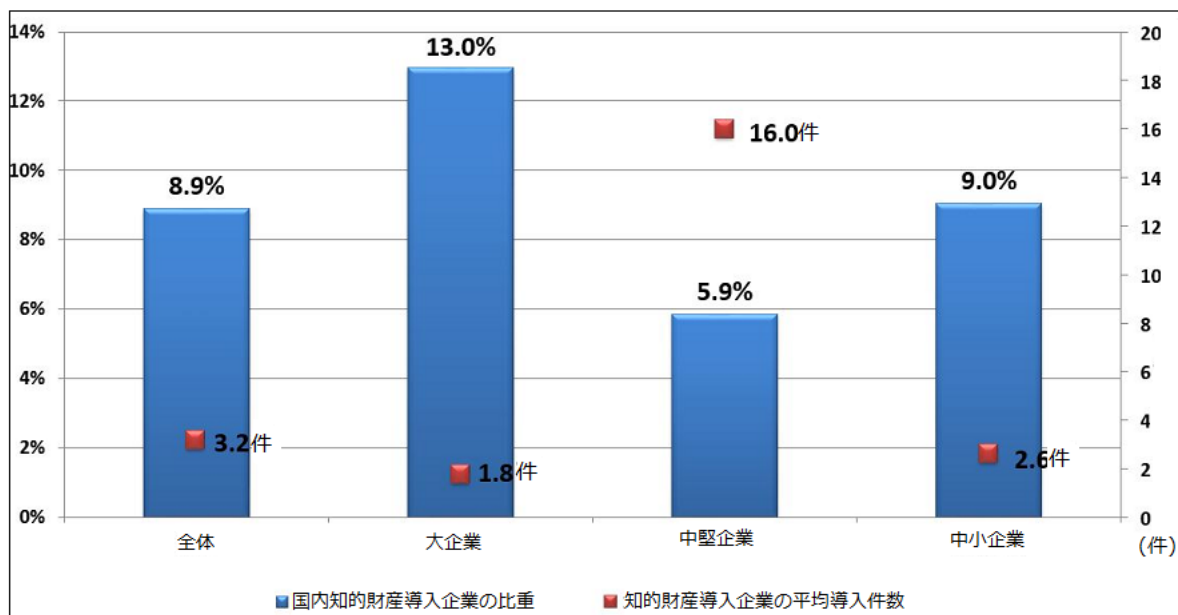


[図 2.21] 出願規模別の知的財産情報システムの活用

2. 外部からの知的財産導入実績及び今後の計画

2016年の1年間国内から知的財産を導入した企業は全体の8.9% (11.3%)となっている ([図 2.22])。企業類型では大企業が13.0% (21.2%)で最も高く、中堅企業が5.9% (8.3%)で最も低いことがわかった。

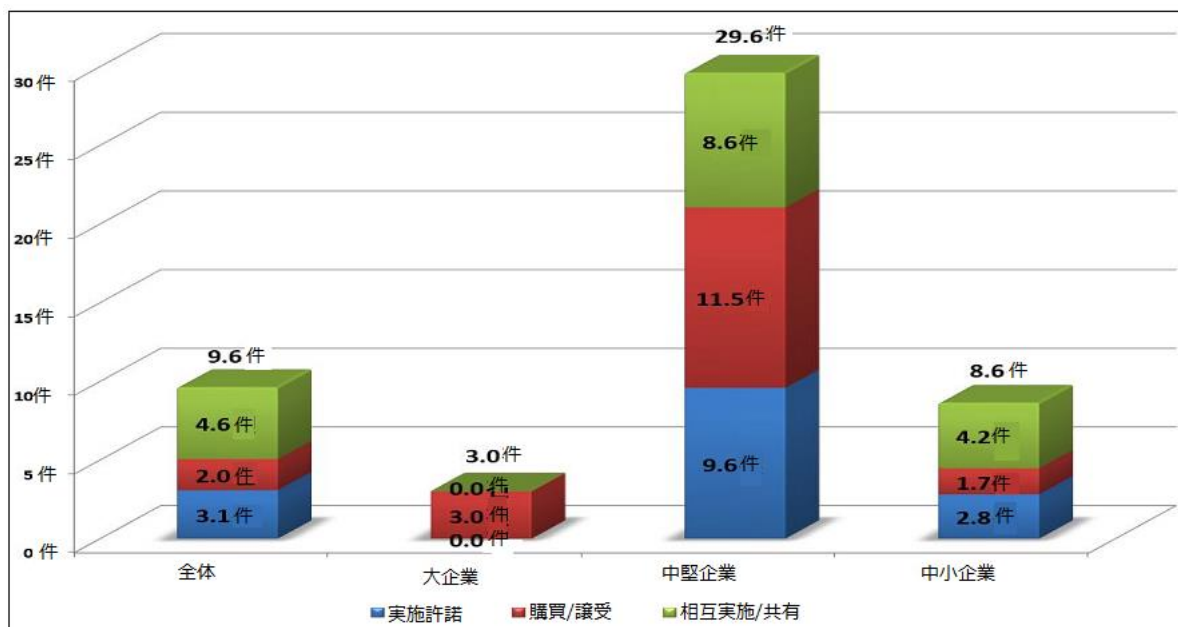
また、国内から知的財産を導入した企業の平均導入件数は3.2件 (3.3件)、全体企業の平均は0.3件 (0.4件)となっている。企業類型別では導入比率とは逆に知的財産を導入した企業の平均知的財産導入件数が中堅企業が16.0件 (17.7件)で最も高く、大企業が1.8件 (1.8件)で最も低いことがわかった。



[図 2.22]国内知的財産導入企業の比率及び平均導入件数

注. 件数は知的財産を導入した企業の平均である。

導入した知的財産を類型別に見ると、平均的に 4.6 件(5.5 件)の知的財産を相互実施/共有の形態で導入しており、また実施許諾、購買/譲受の形で導入した件数も平均それぞれ 3.1 件(3.0 件)、2.0 件(2.1 件)となっている([図 2.23])。



[図 2.23]知的財産を導入した企業の類型別導入件数

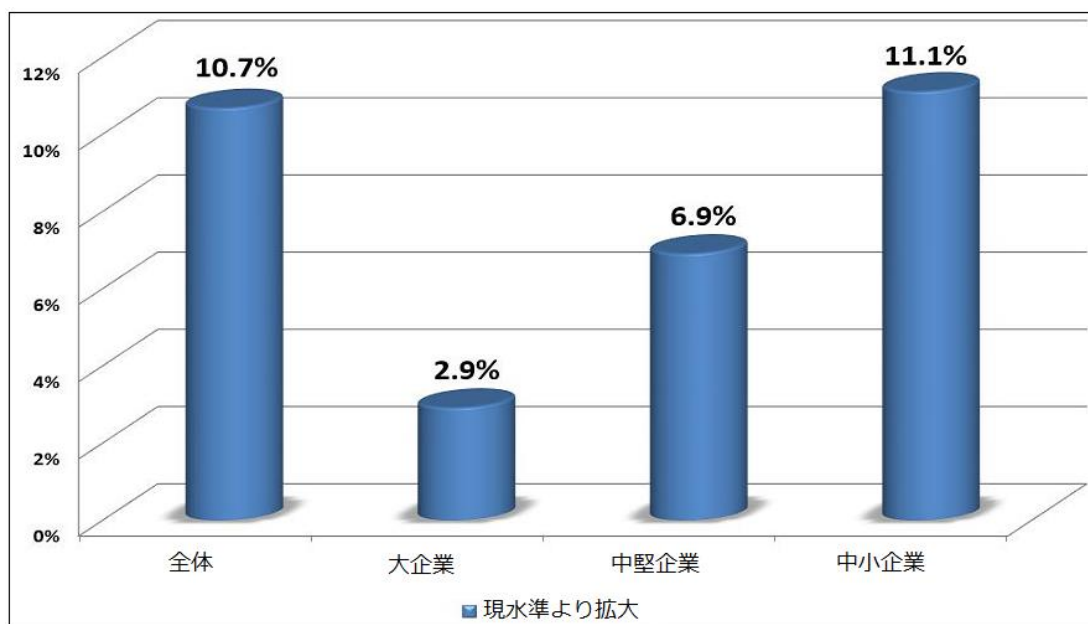
注. 総件数は個別類型の数値を全て合計した後、最終的に四捨五入した値である。

最近 3 年間外部から知的財産を導入した企業の比率は[表 2.7]のとおりである。出捐(研)など公共機関から知的財産を導入した企業の比率は 5.0%(6.9%)で最も高いことがわかった。その他に国内のその他企業 3.7%(4.7%)、国内大学が 3.4%(4.3%)と続いている。企業類型別では大企業の場合国内その他企業からの導入比率が 10.7%(12.0%)で高いが、一方中小企業は出捐(研)など公共研究機関から知的財産を導入した比率が 5.2%(7.0%)で高いことがわかった。

[表 2.7]最近 3 年間外部から知的財産を導入した企業の比率

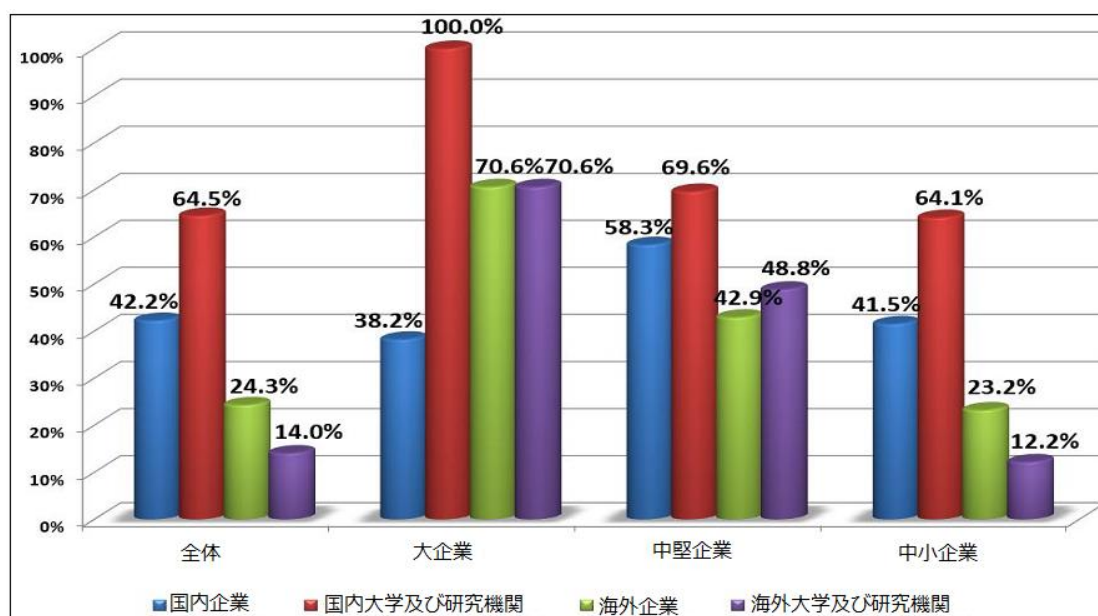
	全体	大企業	中堅企業	中小企業
国内グループ系列会社	0.6%	0.0%	3.6%	0.3%
国内需要(納品)/供給(下請)企業	1.9%	8.0%	3.4%	1.7%
国内その他企業	3.7%	10.7%	5.7%	3.5%
国内大学	3.4%	8.0%	3.7%	3.3%
出捐(研)など公共研究機関	5.0%	2.6%	3.8%	5.2%
海外企業	1.3%	0.0%	2.5%	1.3%
海外大学・研究所	0.7%	0.0%	0.2%	0.8%

一方、今後外部からの知的財産導入を拡大すると答えた比率は全体の 10.7%(12.3%)となっている([図 2.24])。これは縮小すると答えた比重である 3.0%(3.2%)より高い数値である。企業類型別では中小企業の導入拡大予定比率が 11.1%(12.8%)で最も高いことがわかった。



[図 2.24] 知的財産導入を拡大する予定の企業の比率

知的財産導入に向けた投資拡大を計画している場合、国内大学及び公共研究機関からの知的財産導入を拡大すると答えた企業が 64.5% (67.8%) で最も多く、国内企業からの知的財産導入を拡大すると答えた企業の比率は 42.2% (40.2%) と続いている ([図 2.25])。また、海外企業からの知的財産導入を拡大する計画を立てている企業の比率も 24.3% (24.0%) となっている。



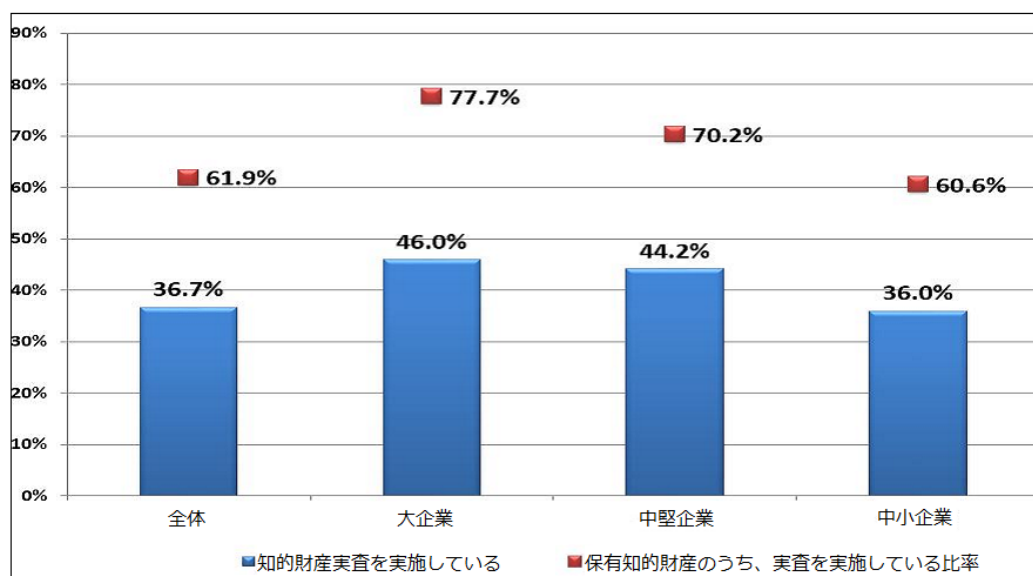
[図 2.25] 知的財産導入に向けた投資拡大の方向

注. 複数回答

企業類型別に見ると、知的財産の導入拡大を計画している大企業の場合は国内大学及び研究機関から知的財産を導入すると回答した比率が 100.0% (100.0%) で最も高い。また、海外大学及び研究機関から知的財産を導入すると答えた比率がそれぞれ 70.6% (72.3%)、70.6% (72.3%) で非常に高いことがわかった。中堅企業の場合は国内大学及び研究機関から導入すると答えた比率が 69.6% (61.0%)、国内企業から導入すると答えた比率が 58.3% (54.0%) で高いことがわかった。中小企業の場合も中堅企業と同様、国内大学及び研究機関、国内企業からの知的財産導入に向けた投資拡大を主な方向としていることがわかる。大企業の場合、海外企業及び大学、研究機関を中心に投資拡大を計画している一方、国内の場合は大学及び研究機関を中心に投資拡大の計画を持っていることがわかる。

3. 保有知的財産の調査状況

保有している知的財産に対する調査及び評価²⁶を行っている企業の比率は全体の 36.7% (43.6%) となっている ([図 2.26])。知的財産調査を行っている企業は平均的に保有している知的財産のうち 61.9% (60.9%) に対して調査を行っていることがわかった。

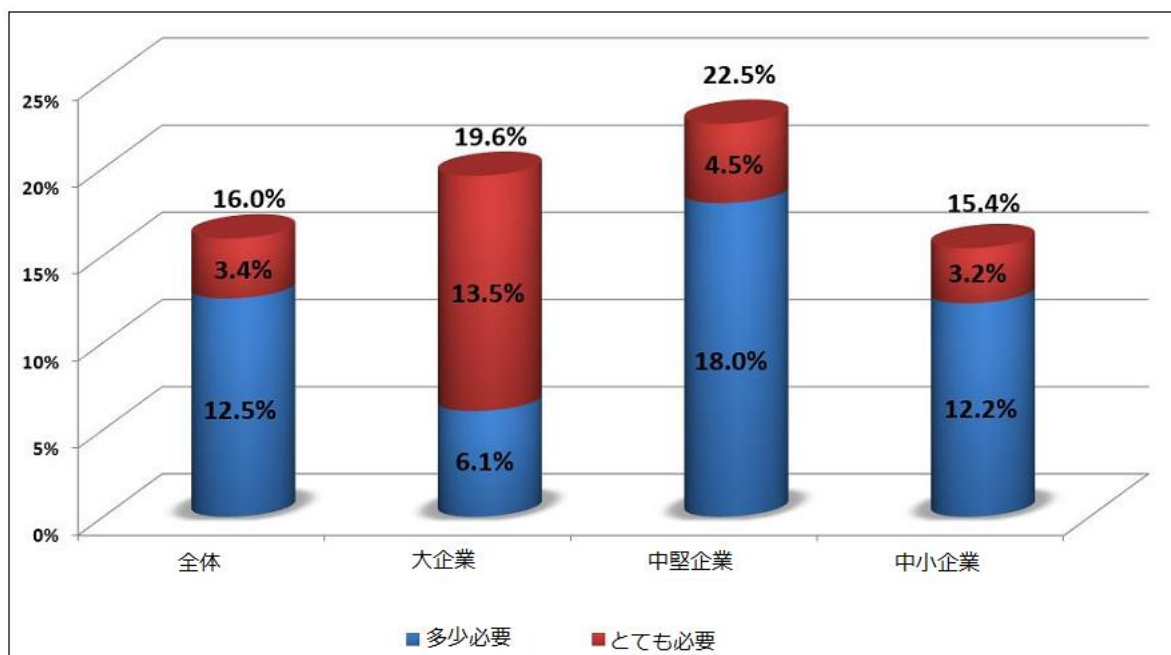


[図 2.26] 知的財産調査の実施状況

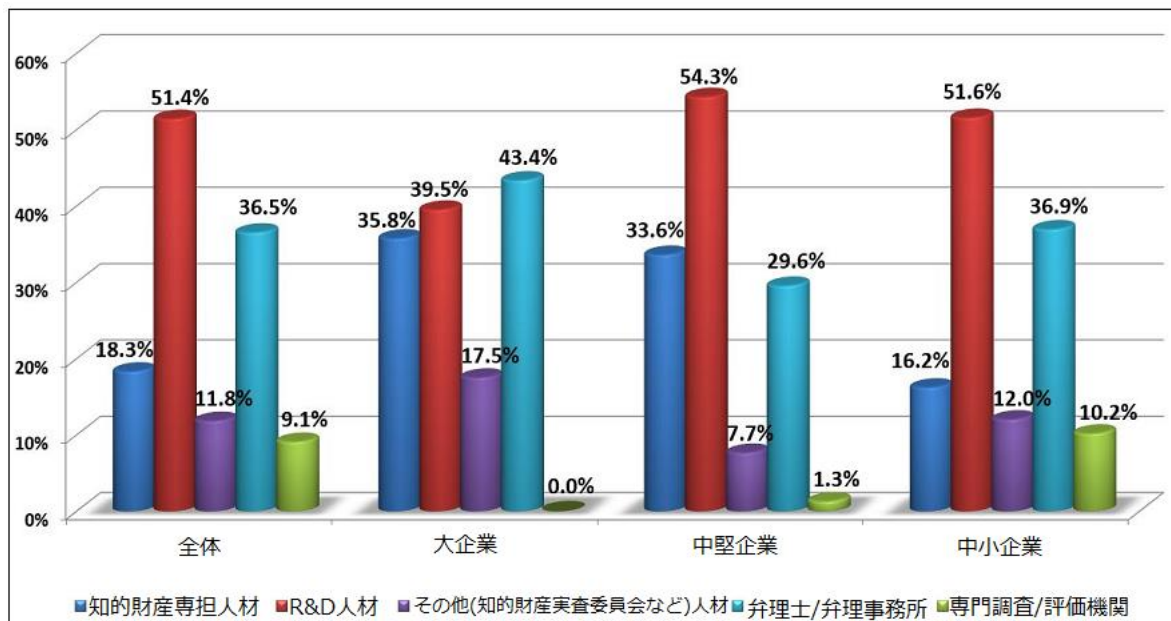
²⁶ 特許などの維持/放棄の決定、事業化有望技術及び移転対象技術などを発掘するために保有している知的財産の価値を把握することを意味する。

企業類型別に見ると、大企業の場合は知的財産に対する調査を行っている比率が46.0% (63.7%)で他の企業類型に比べて高く、保有知的財産の中で調査を行っている比率も大企業が77.7% (78.4%)で最も高いことがわかった。

保有している知的財産に対する調査が必要またはとても必要であると回答した企業の比率は全体の16.0% (18.7%)となっている([図 2.27])。大企業の場合19.6% (32.0%)が知的財産調査が必要またはとても必要であると答えたが、特にとても必要であると答えた大企業の比率は13.5% (21.5%)で企業類型の中で最も高いことがわかった。中堅企業の場合22.5% (32.3%)が知的財産調査が必要またはとても必要であると答えた。また、多出願企業であるほど該当業務が必要であると答えた企業の比率が極めて高いことがわかった。



[図 2.27] 知的財産調査の必要性



[図 2.28] 知的財産調査を行っている場合、その遂行人材

注. 複数回答

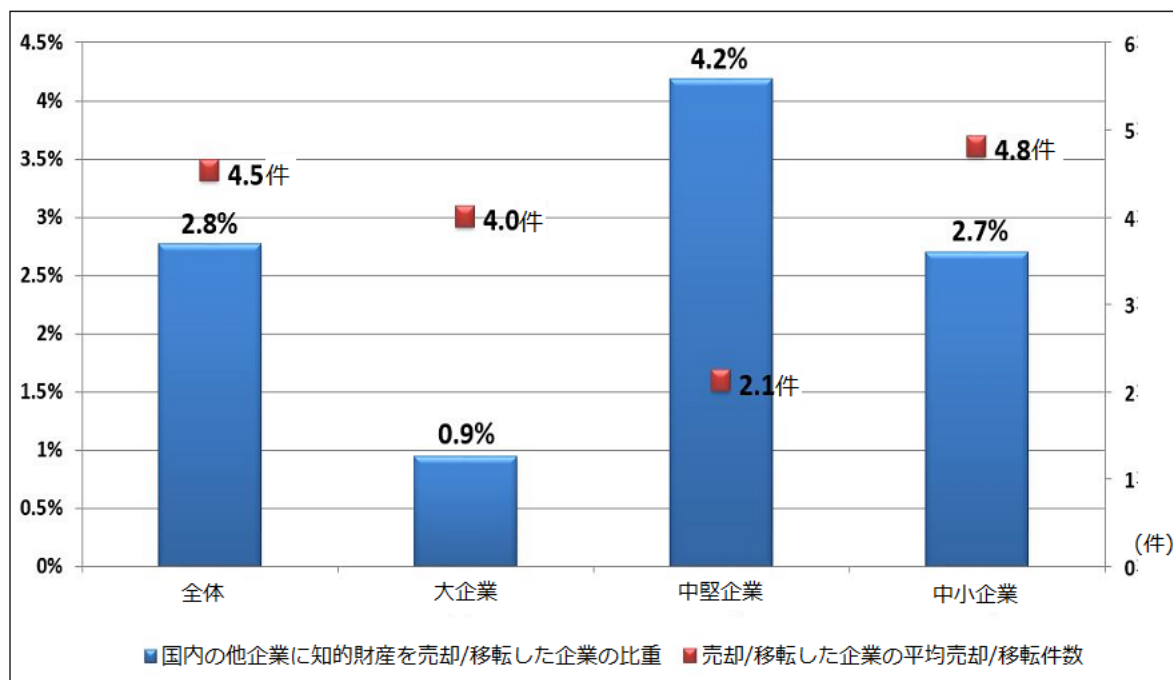
知的財産調査を行っている企業のうち 51.4% (53.4%) は R&D 人材が直接該当業務を担当していること答えている ([図 2.28])。弁理士及び弁理士事務所に該当業務を依頼して遂行していると答えた企業は 36.5% (38.3%) で、知的財産専任人材が調査業務を行っている企業は 18.3% (19.7%) であった。

企業類型別に見ると、知的財産専任人材が関連業務を行っている比率は大企業が 35.8% (38.0%) で相対的に高く、出願件数別に見てもまた年平均 61 件以上の多出願企業が 78.5% (76.6%) で高いことがわかった。また、弁理士及び弁理士事務所を活用している比率は大企業が 43.4% (40.5%) で他の企業類型に比べて高く、専門調査/評価機関などの外部人材を活用する比率は中小企業が 10.2% (11.5%) で他の企業類型に比べて高いことがわかった。

4. 知的財産権の売却・移転及び活用状況

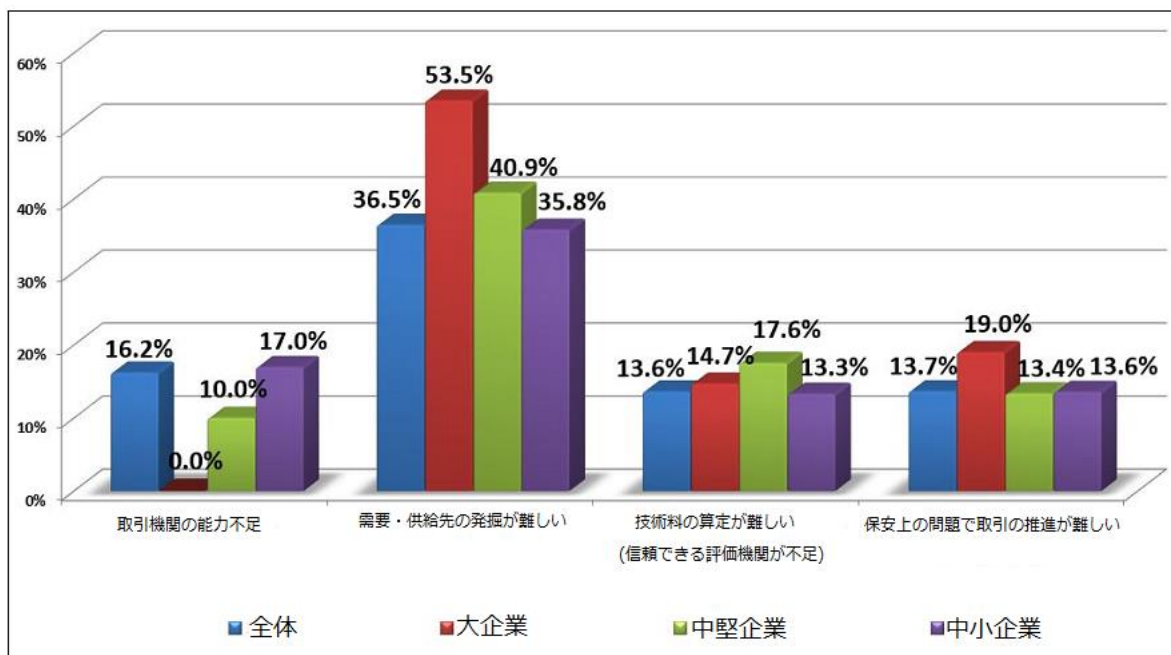
2016 年の 1 年間保有している知的財産を国内の他企業などに売却・移転した企業の比率は 2.8% (3.8%) で、知的財産を売却・移転した企業の平均売却・移転件数は 4.5

件(3.7件)となっている([図 2.29])。知的財産を売却・移転した企業の比率は企業類型別に見ると、中堅企業が4.2%(5.6%)で最も高く、大企業0.9%(1.7%)、中小企業2.7%(3.7%)である。

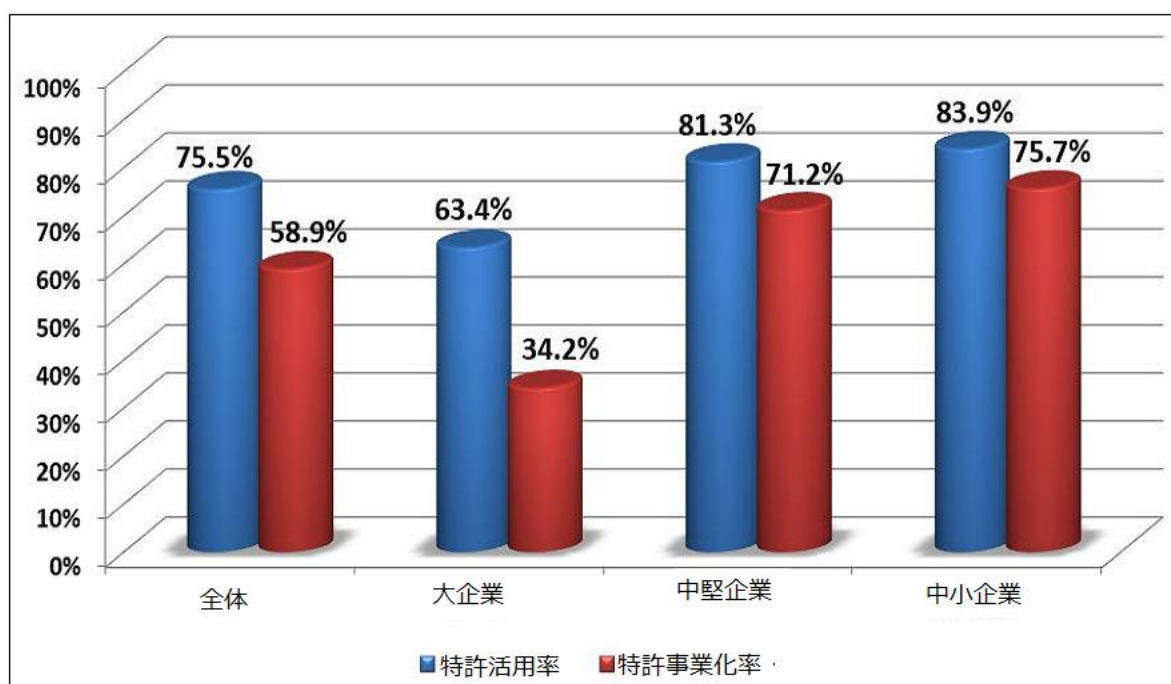


[図 2.29] 知的財産の売却・移転状況

売却・移転した企業の平均売却・移転件数は4.5件(3.7件)で、このうち売却・譲渡を通じて移転された件数は2.7件(2.6件)、実施許諾を通じた移転件数は0.7件(0.7件)である。知的財産の売却・移転の際に最も大きな問題点として、全体企業の36.5%(38.7%)が需要・供給先発掘の難しさを挙げ、16.2%(14.0%)が取引機関の能力不足を挙げた([図 2.30])。



[図 2.30] 知的財産を売却・移転する際の最大の問題点



[図 2.31] 特許権の活用率及び事業化率

注． 回答企業が保有している特許の総件数に比した活用件数、事業化件数の比率である。

全体企業が保有している全特許権のうち現在活用²⁷及び事業化²⁸の比率はそれぞれ75.5% (75.2%)、58.9% (58.5%)となっている²⁹。企業類型別に見ると、大企業の活用比率が63.4% (63.4%)、中堅企業81.3% (81.6%)、中小企業83.9% (83.5%)である([図 2.31]、[表 2.8])。

[表 2.8] 回答企業が保有している特許の活用件数及び事業化件数、比率

企業区分	保有件数	活用件数	事業化件数	活用率	事業化率
全体	38,153 件	28,821 件	22,481 件	75.5%	58.9%
大企業	14,317 件	9,077 件	4,893 件	63.4%	34.2%
中堅企業	10,033 件	8,157 件	7,139 件	81.3%	71.2%
中小企業	13,803 件	11,587 件	10,449 件	83.9%	75.7%

5. 効果的な知的財産の創出及び活用のために必要な政策支援

効果的に知的財産を創出するために「職務発明補償制度の実施企業に対する税制メリット付与、関連規定の整備支援」が必要と認識している企業の比重が49.8% (58.0%)で最も高く、「中小企業特許コンサルティング事業の拡大など中小企業の知的財産権創出への支援」が必要であると答えた企業は49.7% (56.1%)と続いている。

「特許情報活用拡散事業の拡大など先行特許調査と特許情報活用支援」が必要であると認識している企業は48.1% (56.3%)となっている([表 2.9])。職務発明関連の税制メリット、中小企業に対するコンサルティングなど支援に関する政策ニーズが反映されているものと見られる。

²⁷ 保有している特許のうち①製品やサービスの生産、工程の改善に活用していたり、②収益創出などを目的として他機関に移転した場合、または③生産活動や技術移転などには直接活用していないものの戦略的な目的(核心技術の防御、特許訴訟の防止、国家レベルでの必要性など)で保有、活用している特許の比率

²⁸ 保有している特許のうち防御的な目的で活用している場合を除いて製品やサービスの生産、工程改善に活用していたり、収益創出などを目的として他機関に移転した特許の比率

²⁹ 回答した全ての企業が保有する特許を合算し、その中から活用されている比率と事業化されている比率を算出したものである。したがって、多出願企業の活用率と事業化率が加重反映されていると言える。

[表 2.9] 効果的な知的財産創出のための政策支援の必要性

	全体	大企業	中堅企業	中小企業
職務発明補償制度の実施企業に対する 税制メリット付与及び関連規定の整備支援	49.8%	45.2%	51.3%	49.8%
特許情報活用拡散事業の拡大など 先行特許調査と特許情報活用支援	48.1%	37.5%	50.0%	48.2%
中小企業特許コンサルティング事業の拡大な ど中小企業の知的財産権創出支援	49.7%	48.1%	46.4%	50.0%
多様な技術分野に対する特許マップ構築支援	42.0%	51.1%	52.4%	41.1%
研究者向け知的財産権関連教育の支援	45.3%	57.9%	51.3%	44.6%

注：(%)は5点尺度(1：必要性が最も低い、5：必要性が最も高い)で[(4点または5点と答えた企業数)/(総回答機関数)]×100(%)

知的財産を効果的に活用するため「新技術製品の販路支援及びマーケティング活動支援」が必要であると答えた比率は全体の56.9%(62.8%)で最も高い。また、「偽造品及び模倣品の取締強化」が必要であると答えた比率は54.4%(58.7%)、「新技術事業化に向けた中小・ベンチャーの創業支援」が必要であると答えた比率は51.4%(58.2%)となっている。

企業類型別に見ると、大企業は「偽造品及び模倣品の取締強化」が必要と答えた比率が最も高く、中小企業の場合は「新技術製品販路支援及びマーケティング活動支援」に対する政策ニーズが最も高いことがわかった。

[表 2.10] 効果的な知的財産活用のための政策支援の必要性

	全体	大企業	中堅企業	中小企業
保有特許技術に対する価値評価の支援	49.6%	58.0%	50.0%	49.5%

新技術製品の販路支援及びマーケティング活動支援	56.9%	55.2%	53.9%	57.2%
偽造及び模倣品の取締強化	54.4%	60.9%	52.3%	54.4%
新技術の事業化に向けた中小・ベンチャー創業支援	51.4%	49.3%	49.6%	51.5%
特許技術の取引・流通システムの改善	42.7%	33.8%	40.3%	43.0%
優秀技術の輸出支援	48.8%	47.1%	46.0%	49.1%
地域知識財産センターなどを通じた出願から事業化までの特許総合コンサルティング支援	50.9%	24.6%	50.2%	51.5%

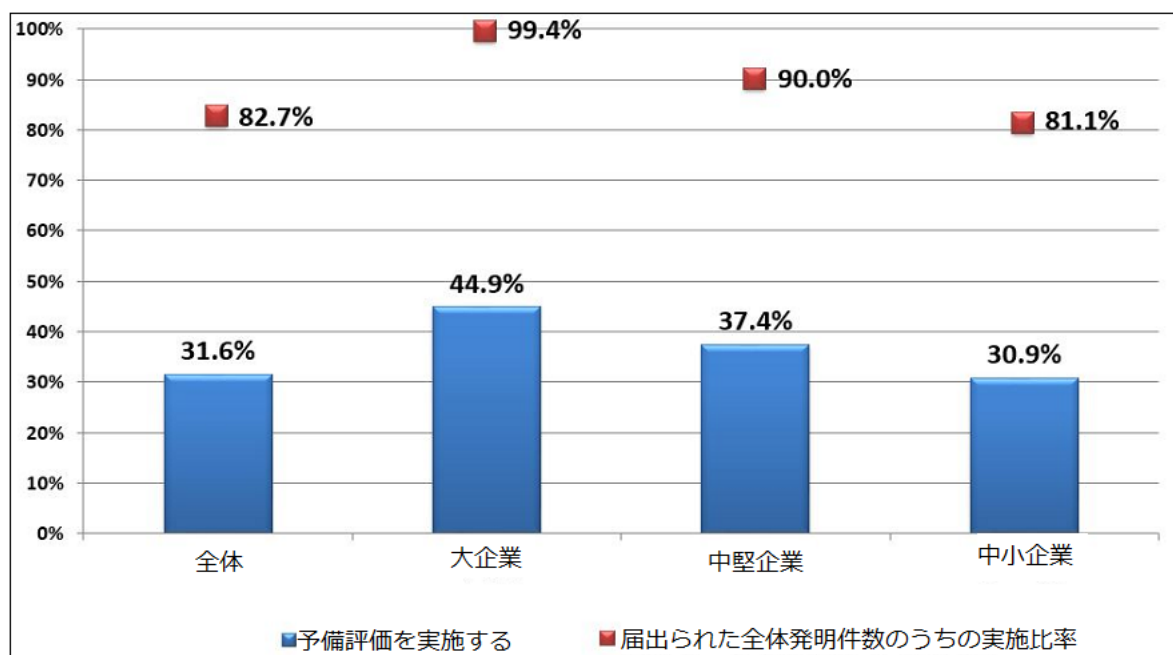
注：(%)は5点尺度(1：必要性が最も低い、5：必要性が最も高い)で[(4点または5点と答えた企業数)/(総回答機関数)]×100(%)

第4節 知的財産の保護

1. 予備評価の実施状況

産業財産権の出願などに先立って予備評価³⁰を行っている企業の比率は 31.6% (38.2%) であり、平均的に全体発明件数の 82.7% (82.3%) に対して予備評価を行っていると回答した([図 2.32])。

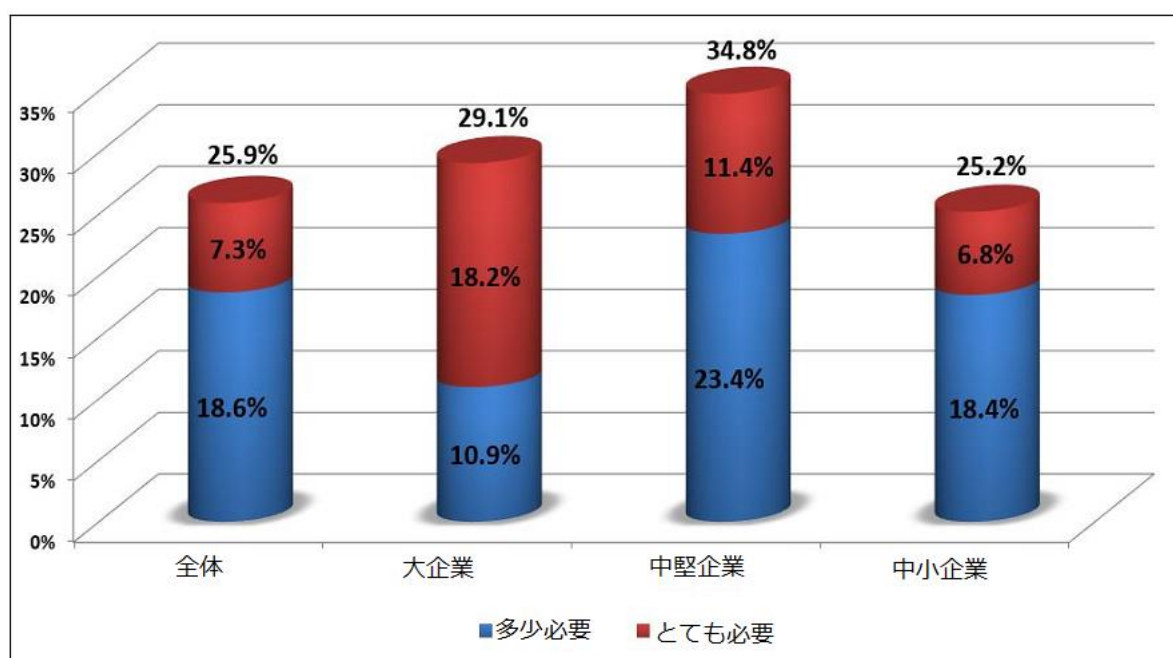
企業類型別では大企業が予備評価を行っている比率が 44.9% (62.1%)、中堅企業が 37.4% (45.7%) で相対的に高いことがわかる。また、予備評価を行う企業の比率を出願件数規模で見ると、10 件未満企業が 29.5% (35.5%) であるが、一方 61 件以上多出願企業は 85.8% (91.6%) で相対的に高いことがわかった。発明届出件数のうち予備評価の実施比率の場合、特に大企業は 99.4% (99.4%) で極めて高いことがわかった。



[図 2.32] 産業財産権出願前の社内予備評価の実施状況

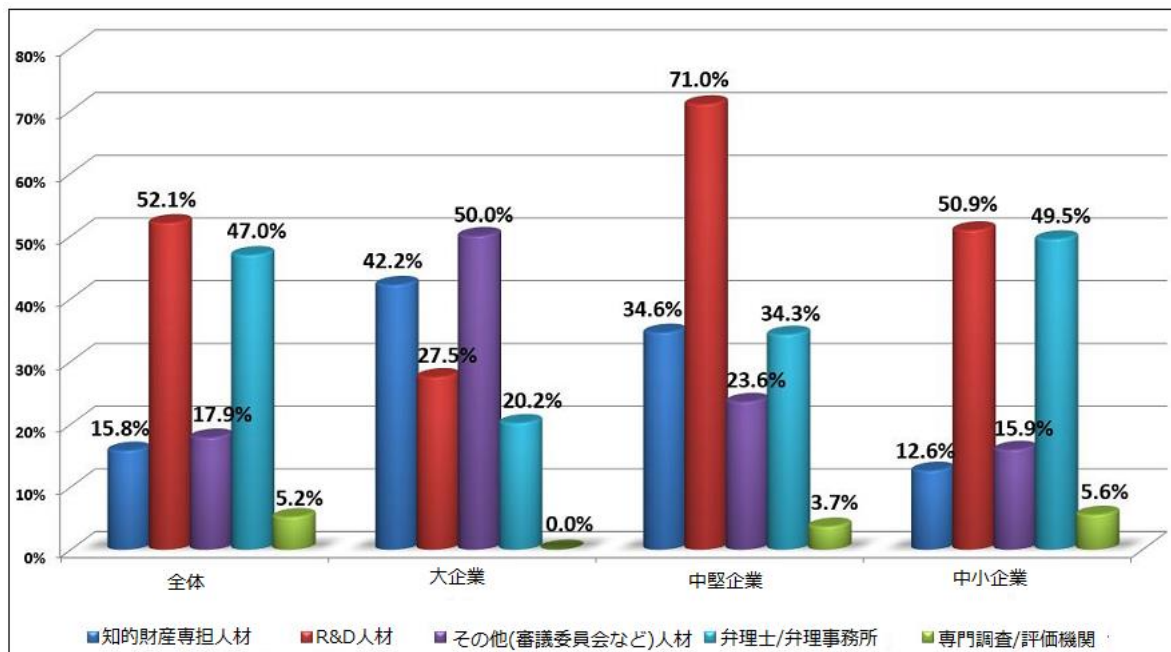
³⁰ 「予備評価」とは提出された発明届出書に対して職務発明委員会などを通じて発明の評価、承継状況、出願状況、審査請求状況などを決定することを意味する。

全体企業の 25.9% (30.6%) が出願前の予備評価が必要またはとても必要であると答えている ([図 2.33])。企業類型別で見ると予備評価が必要またはとても必要であると答えた企業の比重は中堅企業が 34.8% (52.9%) で相対的に高いことがわかった。出願件数規模別に見ると、同様に 61 件以上多出願企業が 61.6% (77.5%) で高いことがわかった。特に、出願する前に予備評価がとても必要であると答えた比率は年 61 件以上出願する企業の場合 35.8% (43.9%) で高いことがわかった。



[図 2.33] 予備評価実施の必要性

予備評価を担当している人材状況は [図 2.34] のとおりである。予備評価を実施している企業の 52.1% (53.4%)、47.0% (46.3%) は R&D 人材と弁理士・弁理士事務所が該当業務を担当していると答えた。また、その他人材が該当業務を行っている企業の比重は全体の 17.9% (18.2%)、知的財産専門担当人材が行っている場合は 15.8% (19.3%) となっている。



[図 2.34] 予備評価を行っている場合の実施人材

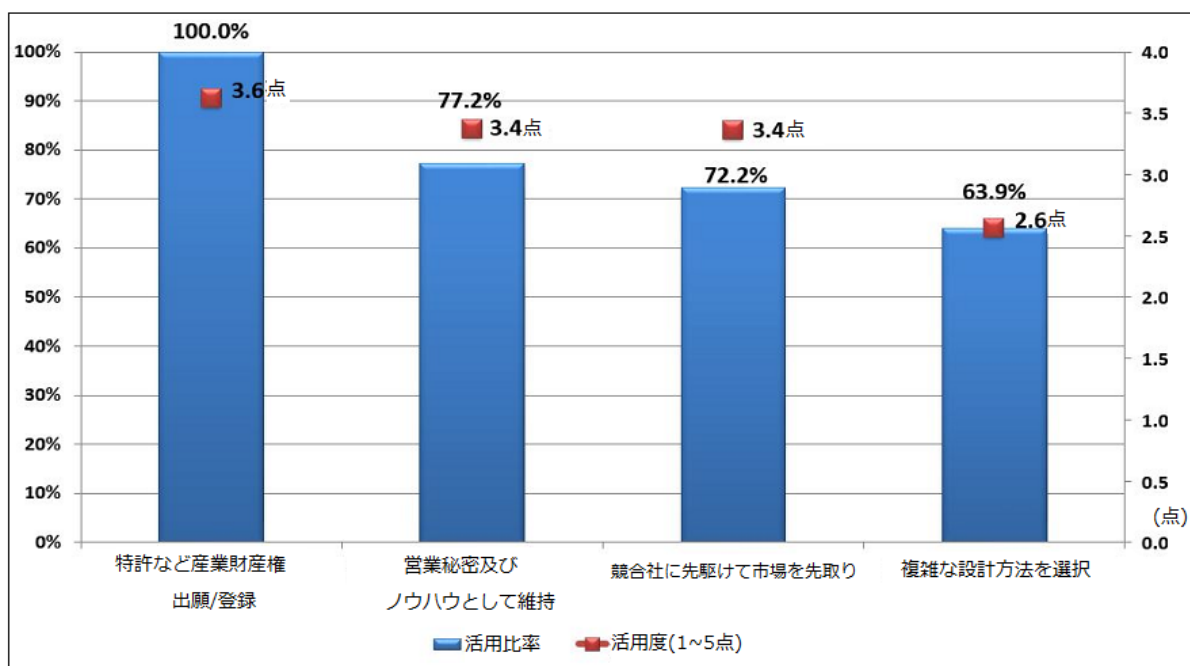
注. 複数回答

企業類型別に知的財産専任人材が業務を行っている比率を見ると、大企業が 42.2% (44.2%) で最も高く、中堅企業 34.6% (31.1%)、中小企業 12.6% (16.2%) である。

一方、出願件数規模別に見ると、知的財産専任人材が業務を行う場合は年平均 10 件未満の企業の場合 10.5% (14.0%) に過ぎないが、出願件数の多い 61 件以上多出願企業の場合 66.0% (69.6%) で大きな差が見られる。

2. 研究開発成果の保護戦略

研究開発の成果に対する保護戦略として全体企業の 100.0% (100.0%) が特許など産業財産権の出願/登録を活用していることがわかった ([図 2.35])。次に全体の 77.2% (83.7%) と 72.2% (77.8%) がそれぞれ研究開発の成果を社内営業機密またはノウハウとして維持したり、競合社に先駆けて市場を先取りする戦略として活用していることがわかった。また、複雑な設計方式を採択することで研究開発の成果を保護する戦略も全体企業の 63.9% (69.7%) が活用していることがわかった。



[図 2.35] 研究開発成果保護戦略の活用比率及び活用度

注. 複数回答

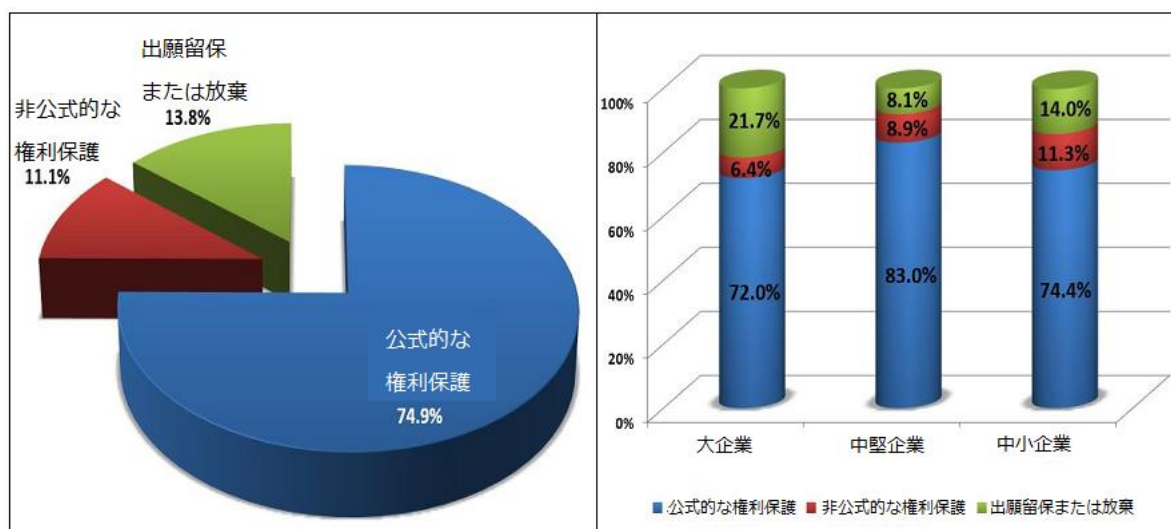
また、各研究開発成果の保護戦略に対してこれを活用している企業が感じている活用度³¹は特許など産業財産権の出願/登録を使用する戦略が 3.6 点(3.8 点)で最も高い。また、営業秘密及びノウハウとして維持する戦略が 3.4 点(3.4 点)、競合社に先駆けて市場を先取りする戦略が 3.4 点(3.4 点)であった。また、複雑な設計方法を採用する方法は 2.6 点(2.6 点)で企業が認知している該当戦略に対する活用度が最も低いことがわかった。

[表 2.11] 研究開発成果保護戦略の活用度

	全体	大企業	中堅企業	中小企業
特許など産業財産権の出願/登録	3.6 点	3.8 点	3.7 点	3.6 点
営業秘密、ノウハウとして維持	3.4 点	3.4 点	3.4 点	3.4 点
競合社に先駆けて市場を先取り	3.4 点	3.8 点	3.4 点	3.3 点
複雑な設計方法を採用	2.6 点	3.1 点	2.6 点	2.5 点

³¹ 研究開発成果の保護戦略に対する活用度は5点リッカート尺度で測定されている。

全体発明届出件数のうち予備評価などを経て産業財産権の出願など公式的な権利保護手続きを踏むようになる比率は 74.9% (75.9%) となっている ([図 2.36])。また、経済性や技術性の不足などで出願を留保したり放棄する比率は 13.8% (12.4%) で、営業秘密の維持など非公式的な権利保護を進める比率は 11.1% (11.5%) であった。企業は公式的な権利保護手続きを踏むことによる技術の露出が懸念される場合、営業秘密またはノウハウなど非公式的な権利保護手続きを活用していると見られる。



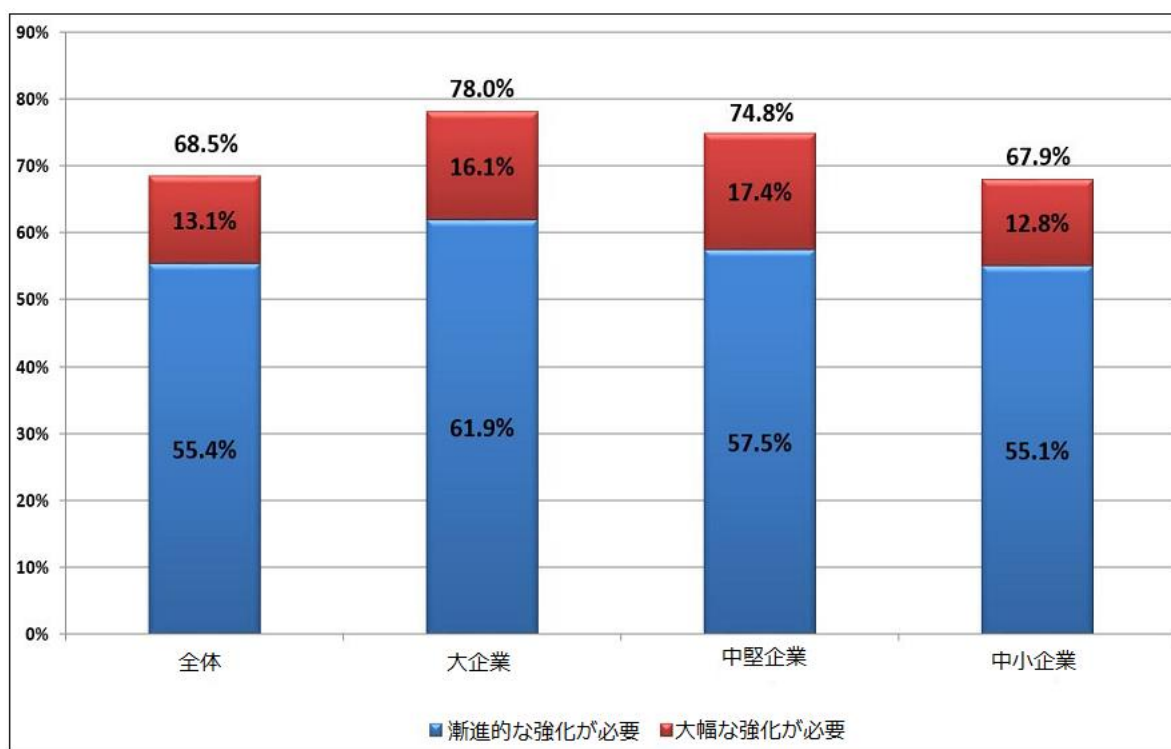
[図 2.36] 公式的/非公式的な権利保護の比率

このような比率において企業類型と出願件数による大きな差は見当たらない。但し、営業秘密の維持など非公式的な権利保護を展開するようになる比率は大企業が 6.4% (6.9%) で、中堅企業、中小企業に比べて相対的に低く、出願を留保したり放棄する比率は 21.7% (20.2%) で比較的に高いことがわかった。これは大企業の場合より公式的に権利保護を進め、技術性、経済性などを考慮した戦略的な保護及び管理を行っていると思われる。

韓国企業の 68.5% (71.1%) は国内知的財産保護水準³²をより強化する必要があると答えている ([図 2.37])。これは全体の 31.5% (28.9%) が現在の知的財産保護水準が

³² 特許制度のように創出された知的財産に権利を付与するシステムが効率的に運営されているかどうか、そしてこれを通じて成立された知的財産権が他人によって侵害された時

適切な水準より低いと認識していることを意味する。保護水準に対する必要性の比率は大企業、年平均出願件数が 61 件以上の多出願企業において相対的に高いことがわかった。

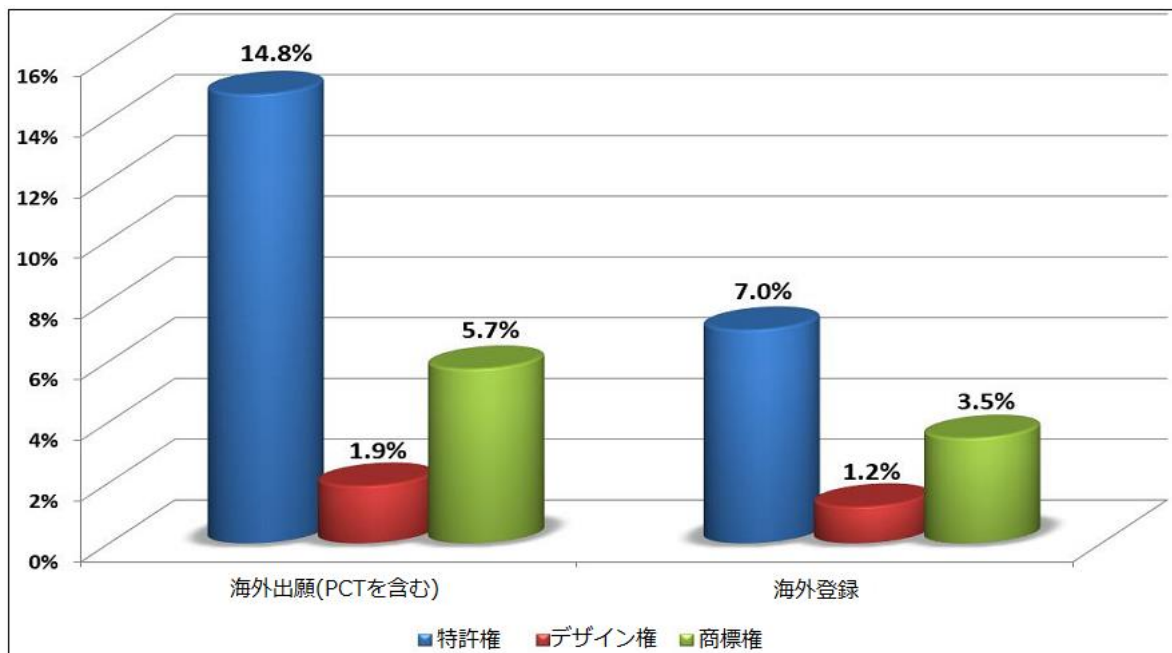


[図 2.37] 国内知的財産保護水準に対する意見

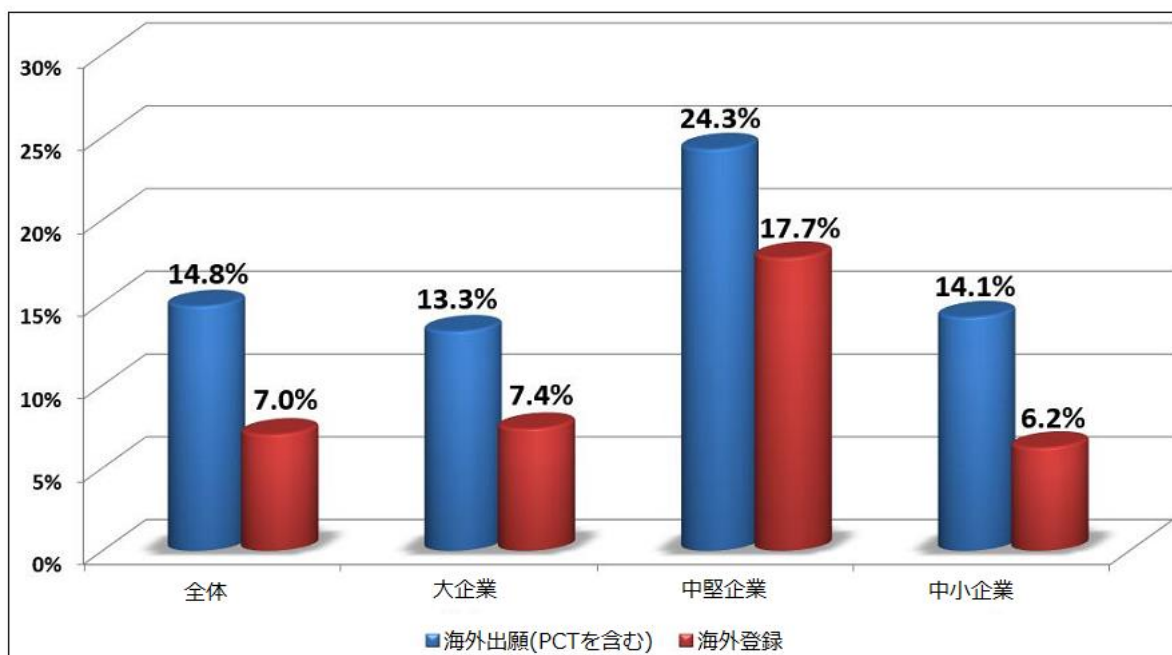
3. 産業財産権の海外出願/登録及び国内出願計画

2016 年に 1 件以上の特許権を海外に出願 (PCT を含む) した企業は 14.8% (21.8%) となっている ([図 2.38])。また、特許権を海外に登録した企業の比重は 7.0% (9.5%) となっている。特許権の他にデザイン権を海外出願及び登録した企業はそれぞれ 1.9% (2.2%) と 1.2% (1.4%)、商標権を海外出願及び登録した企業はそれぞれ 5.7% (4.5%) と 3.5% (2.9%) となっている。

に対抗できる効率的な行政的及び司法的措置が十分取られているかどうかを意味する。



[図 2.38] 特許権の海外出願及び登録企業の比重



[図 2.39] 企業類型別の特許権海外出願及び登録企業の比重

企業類型別に見ると、2016年に特許権を海外出願(PCTを含む)及び登録した中堅企業は24.3%(40.9%)、17.7%(29.3%)、大企業はそれぞれ13.3%(23.0%)、7.4%(13.1%)、中小企業はそれぞれ14.1%(20.3%)、6.2%(7.9%)となっている。

一方、2016年に比べて2017年に国内特許出願を拡大する予定であると答えた企業は全体の28.3%(36.7%)で、縮小すると答えた比率である1.0%(1.4%)より高い水準であることがわかった([表2.12])。企業類型別に見ると、中堅企業及び中小企業が大企業に比べて相対的に産業財産権の出願を拡大すると答えた比率が高かった。

[表2.12]2016年比2017年の知的財産権出願計画

		全体	大企業	中堅企業	中小企業
特許	縮小	1.0%	0.0%	0.3%	1.0%
	拡大	28.3%	9.5%	35.1%	28.1%
実用新案	縮小	0.3%	0.0%	0.0%	0.3%
	拡大	8.1%	4.5%	9.1%	8.1%
デザイン	縮小	0.8%	1.1%	0.0%	0.8%
	拡大	12.8%	5.4%	12.2%	13.0%
商標	縮小	0.8%	1.1%	0.2%	0.8%
	拡大	13.0%	7.3%	11.4%	13.3%

[表2.13]産業財産権の国内出願増減に影響を及ぼす要因

影響要因	全体	大企業	中堅企業	中小企業
研究開発投資の増減による研究成果の変化	10.3%	9.0%	12.6%	10.2%
企業の事業戦略の変化(事業分野の多角化または事業構造調整など)	11.8%	14.4%	11.0%	11.8%
企業の産業財産権戦略の変化(量または品質中心の知的財産出願戦略、維持費用対比収益性戦略の変化など)	8.2%	11.7%	9.5%	8.0%
市場及び技術競争環境の変化(市場の拡大または縮小、新技術または新市場の出現など)	12.3%	24.9%	12.7%	12.1%
国内及びグローバル景気の変動(国内総生産の増減、物価及び為替の変化、世界金融危など)	6.6%	4.1%	4.6%	6.8%
産業財産権出願環境の改善及び支援制度の強化(出願手数料の減免、手続きの簡素化、知財権創出支援制度など)	8.8%	15.0%	9.2%	8.7%

注. (%)は[(優先順位が最も高いと回答した機関数)/(総回答機関数)]×100(%)

一方、知的財産権出願の増減に最も大きな影響を及ぼす要因として全体企業の12.3% (13.7%)、11.8% (13.7%)が企業外部の環境的要因である「市場及び技術競争環境の変化」と内部的な要因である「企業の事業戦略の変化」を挙げた。

企業類型別では、大企業と中堅企業、中小企業の場合ともに「市場及び技術競争環境の変化」が知的財産権の出願に影響を及ぼすと答えた比率が最も高い。中小企業の場合「企業の事業戦略変化」に大きな影響を受けると答えた比率が相対的に高い([表 2.13])。

4. 産業財産権の出願・審査・維持費用及び関連規定の状況

2016年の1年間知的財産権の国内及び海外出願・審査・維持のために企業が支出した平均金額は8,821万ウォン(1億1,492万ウォン)となっている([表 2.14])。企業類型別で見ると、大企業、中堅企業、中小企業の平均支出額はそれぞれ4億5,658万ウォン(5億922万ウォン)、8,950万ウォン(1億152万ウォン)、7,989万ウォン(1億457万ウォン)となっている。

[表 2.14] 知的財産の出願・審査・維持費用

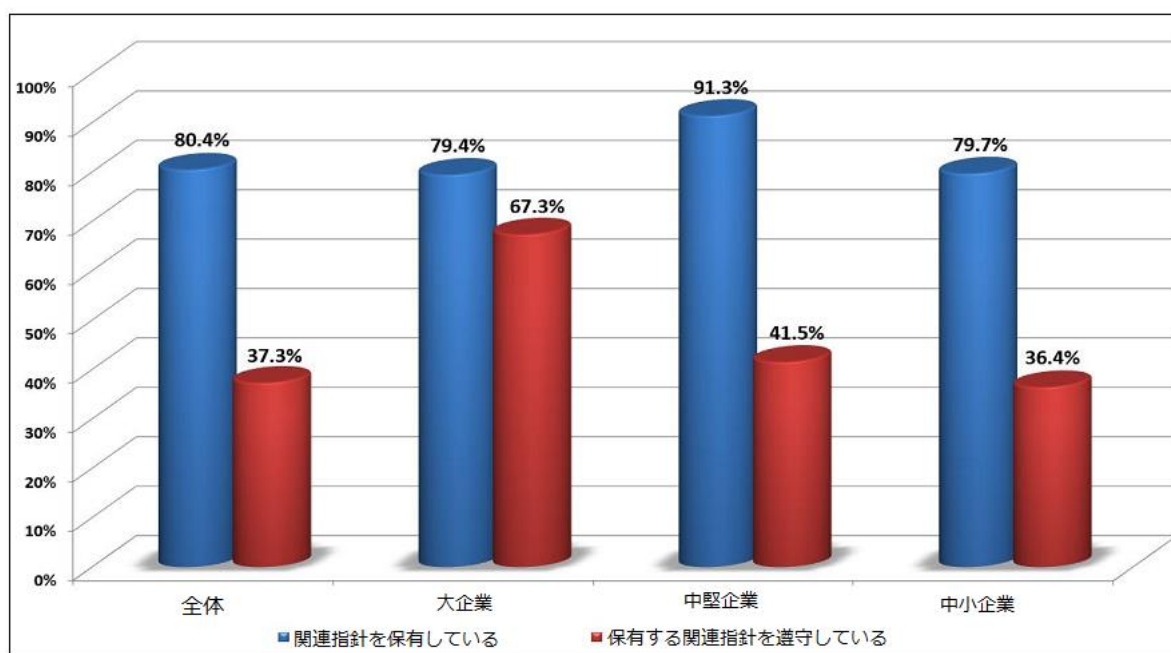
	国内		海外		出願・審査・維持費用の合計
	出願・審査 ³³	維持 ³⁴	出願・審査	維持	
全体	1,904万ウォン	2,986万ウォン	2,833万ウォン	1,098万ウォン	8,821万ウォン
大企業	5,293万ウォン	2,009万ウォン	3億149万ウォン	8,207万ウォン	4億5,658万ウォン
中堅企業	1,369万ウォン	1,136万ウォン	4,893万ウォン	1,552万ウォン	8,950万ウォン
中小企業	1,871万ウォン	3,164万ウォン	2,094万ウォン	859万ウォン	7,989万ウォン

³³ 出願/審査費用は産業財産権の出願手数料、審査請求料、弁理士費用、決定系審判(特許出願に対する拒絶決定など審査官の処分不服して請求する審判)にかかった費用

³⁴ 維持費用は産業財産権の登録と権利維持にかかる金額(登録料と維持年金)

全体企業の 80.4% (86.1%) に該当する企業は営業秘密の管理及び技術流出防止指針を保有し、37.3% (42.6%) の企業がこれを遵守していることがわかった ([図 2.40])。より詳しく見ると、全体企業の 43.1% (43.6%) は関連指針は保有しているものの遵守しなければならないという認識が低く、19.6% (13.9%) は関連指針を保有していないことがわかった。

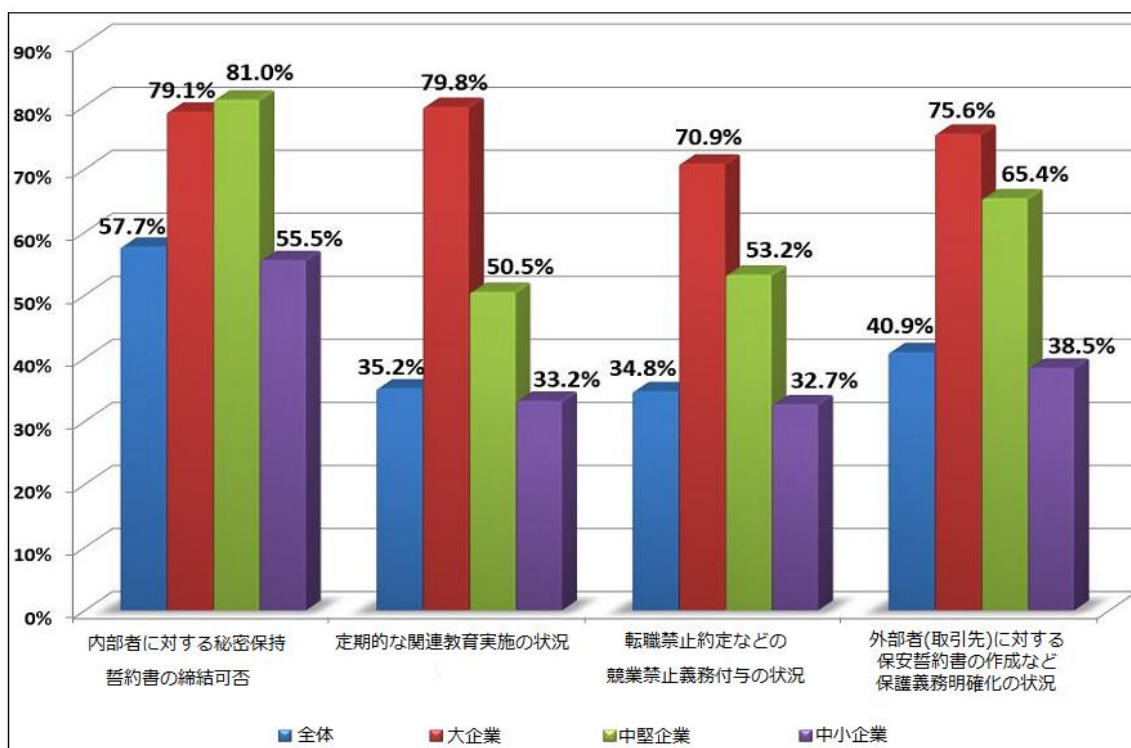
企業類型別では中堅企業の 91.3% (94.5%) が関連指針を保有していると答えて最も高く、中小企業の 79.7% (85.6%)、大企業の 79.4% (83.0%) が関連指針を保有していると答えた。関連指針を遵守している比率の場合は大企業の 67.3% (63.2%) が遵守すると答えて最も高く、中堅企業の場合 41.5% (46.9%)、中小企業の場合 36.4% (41.8%) が関連指針を遵守すると答え、関連指針を遵守する比率は相対的に低いことがわかった。



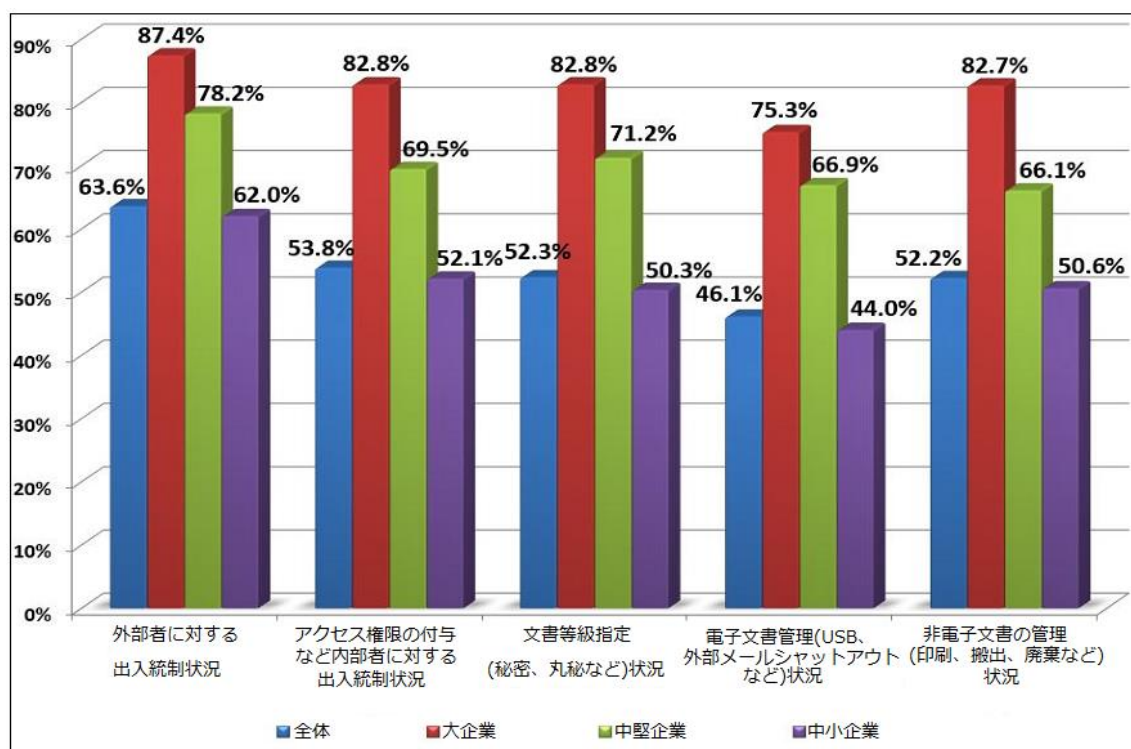
[図 2.40] 営業秘密の管理及び技術流出防止指針の保有及び遵守状況

営業秘密の管理及び技術流出防止のための人的、物的管理状況は以下の [図 2.41]、[図 2.42] のとおりである。大企業の場合、全体に比べて保安誓約書の作成など保護義務を明確にし、内・外部者の出入統制など営業秘密管理及び技術流出防止のために人

的・物的管理を高い比率で行っていることがわかった。中堅企業の場合は特に内部者に対する秘密保護誓約書の締結を通じた人的管理比率が高いことがわかった。

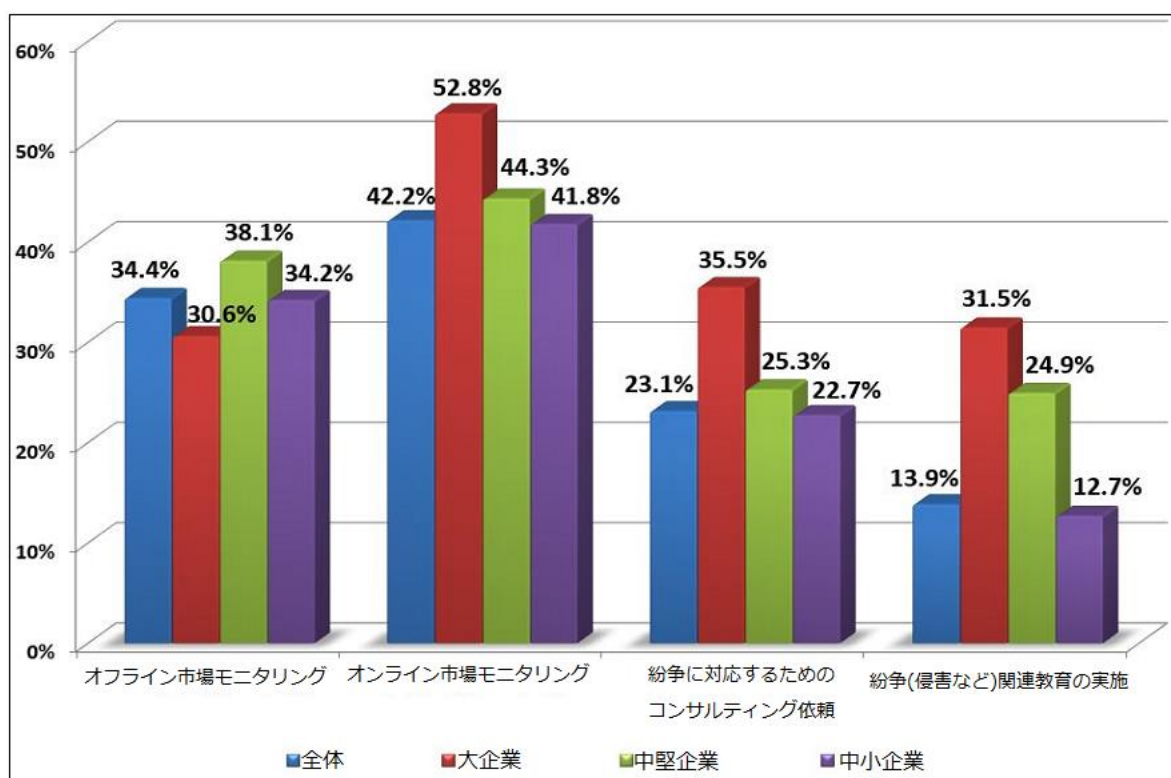


[図 2.41] 営業秘密管理及び技術流出防止のための人的管理状況



[図 2.42] 営業秘密管理及び技術流出防止のための物的管理状況

産業財産権紛争(侵害など)を事前に防ぐための活動状況は以下の〔図 2.43〕のとおりである。オンライン市場をモニタリングする比率は全体の42.2%(45.2%)で最も高く、特に大企業が52.8%(52.1%)と高かった。オフライン市場をモニタリングする比率もまた34.4%(37.2%)と高く、オフライン市場モニタリングの場合は中堅企業が38.1%(43.1%)で高いことがわかった。



〔図 2.43〕産業財産権紛争(侵害など)を事前に予防するための活動状況

5. 効果的な知的財産保護のために必要な政策支援

知的財産を効果的に保護するため「産業財産権の出願と登録にかかる費用の減免」が必要と答えた比率は63.7%(69.1%)で最も高く、「知的財産侵害に対する強力な処罰基準の制定」、「知的財産侵害に対するコンサルティング支援と共同取締」、「海外出願関連情報の提供」が必要と答えた比率はそれぞれ55.8%(58.7%)、53.3%(55.4%)、48.0%(53.1%)となっている(〔表 2.15〕)。

企業類型別で見ると「産業財産権の出願と登録にかかる費用の減免」が必要と答えた比率は中堅及び中小企業類型において最も高く、大企業の場合は「知的財産権侵害に対する強力な処罰基準の制定」に対する政策ニーズが最も高いことがわかった。

[表 2.15] 効果的な知的財産保護のための政策支援の必要性

	全体	大企業	中堅企業	中小企業
産業財産権の出願と登録にかかる費用の減免	63.7%	46.9%	59.3%	64.3%
海外出願関連情報の提供	48.0%	55.8%	47.4%	47.9%
知的財産権侵害に対する強力な処罰基準の制定	55.8%	69.5%	52.2%	55.8%
知的財産権害に対するコンサルティング支援と共同取締	53.3%	62.2%	53.4%	53.1%

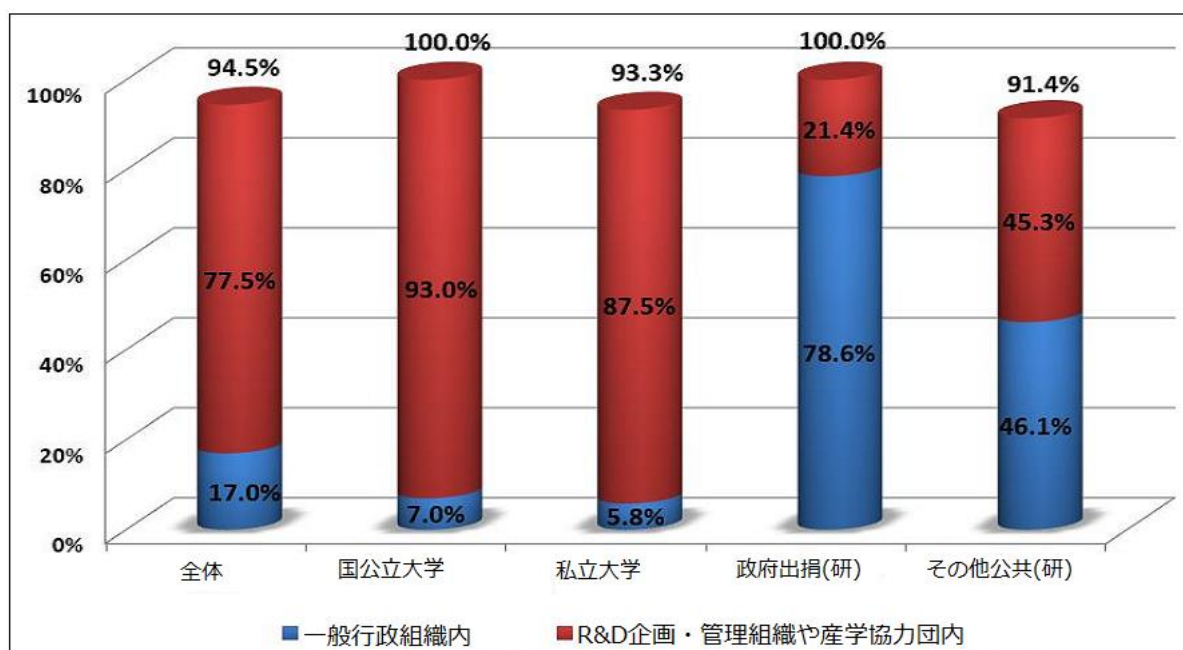
注. (%)は5点尺度(1:必要性が最も低い、5:必要性が最も高い)で[(4点または5点と答えた企業数)/(総回答機関数)]×100(%)

第3章 大学及び公共研究機関の知的財産活動

第1節 知的財産活動インフラ

1. 知的財産担当組織及び人材

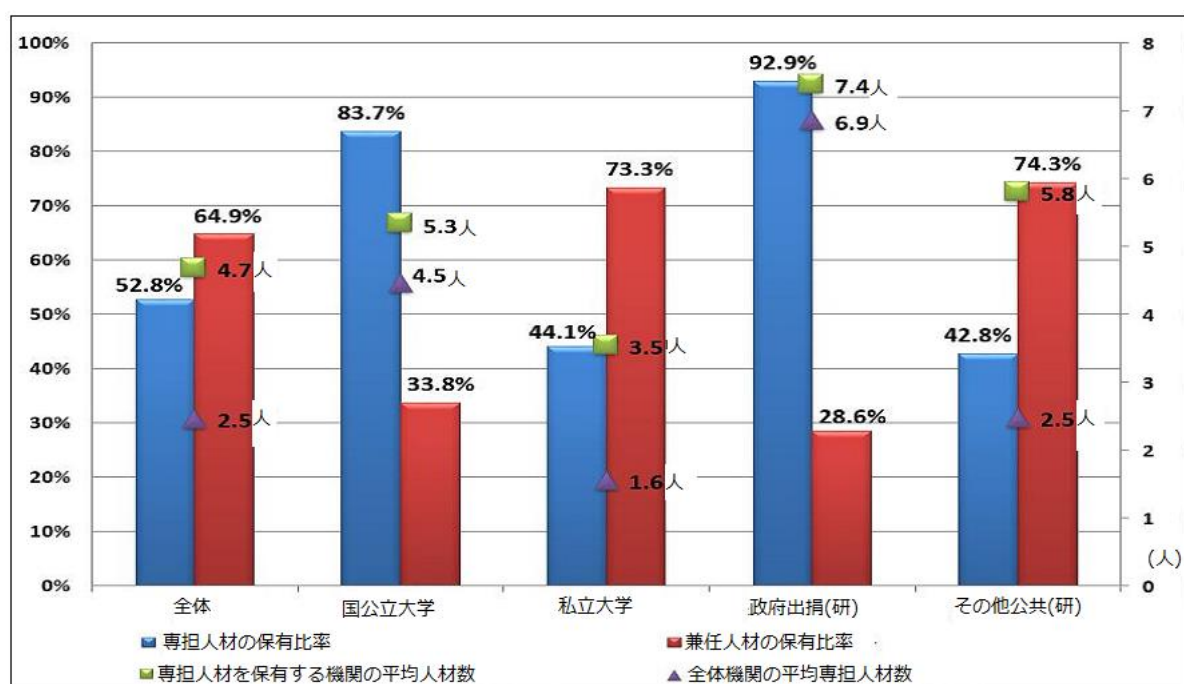
知的財産担当組織を保有している国内の大学及び公共(研)の比率は 94.5% (94.8%) となっている([図 3.1])。これを細分化すると知的財産担当組織が一般行政組織の中に存在する比率が 17.0% (17.2%)、R&D 企画・管理組織や産学協力団内に存在する比率が 77.5% (77.5%) となっている。機関類型別に見ると、国公立大学の 100.0% (100.0%)、私立大学の 93.3% (93.8%)、政府出捐(研)の 100.0% (100.0%) が知的財産担当組織を保有していることがわかった。その他公共(研)の場合 91.4% (91.2%) が知的財産担当組織を保有し、最も低い数値となっている。



[図 3.1] 知的財産担当組織の保有状況

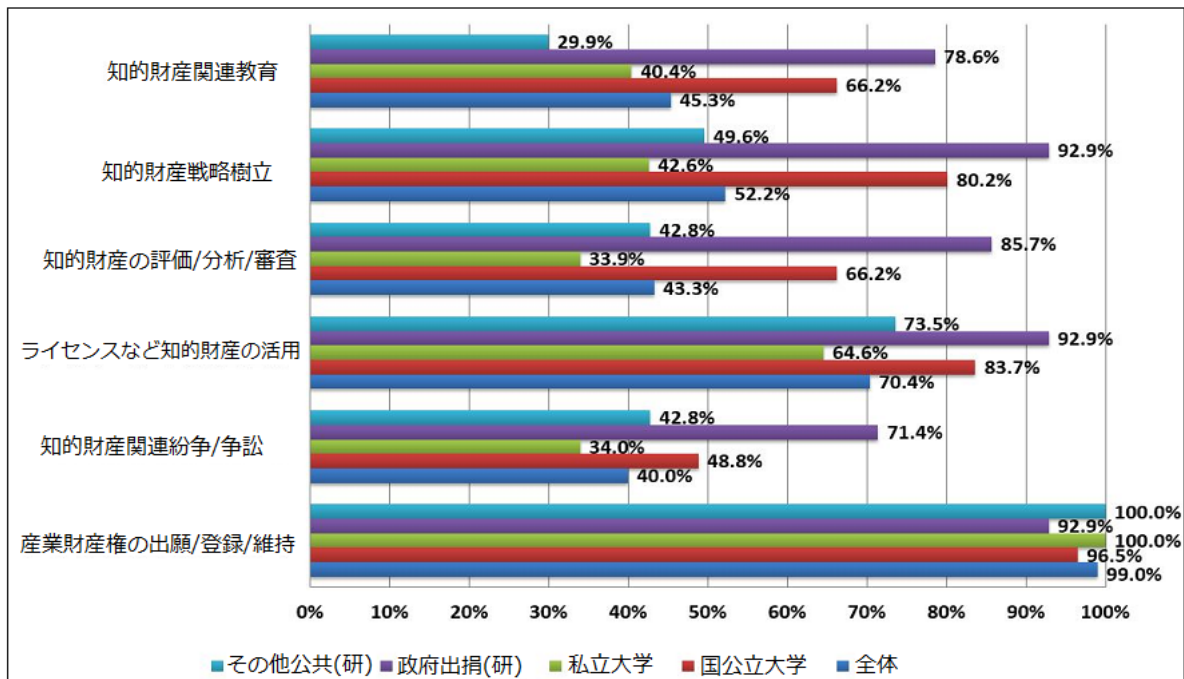
国内大学及び公共(研)のうち知的財産関連の業務だけを専門的に担当する専担人材を保有している比率は 52.8% (54.5%) となっている([図 3.2])。機関類型別には政府

出捐(研)の92.9%(92.9%)が専担人材を保有して最も高い。知的財産専担人材を保有している機関の平均専担人材数は4.7人(4.7人)、機関全体平均専担人材数は2.5人(2.5人)となっている。国公立大学と政府出捐(研)の場合、専担人材を保有する比率が兼任人材を保有する比率より高く、特に政府出捐(研)の場合はその格差が極めて大きいことがわかる。一方、私立大学とその他公共(研)の場合、専担人材より兼任人材を保有する機関の比率が相対的に高い。



[図 3.2] 知的財産専門担当人材の保有状況

国内大学及び公共(研)は知的財産兼任人材を平均的に1.1人(1.1人)保有しており、知的財産兼任人材を保有する機関の平均兼任人材数は1.8人(1.8人)となっている。兼任人材を保有する機関の平均兼任人材数を機関類型別で見ると、国公立大学が2.3人(2.5人)、その他公共(研)が2.3人(2.3人)で、私立大学が1.6人(1.6人)で最も低いことがわかった。

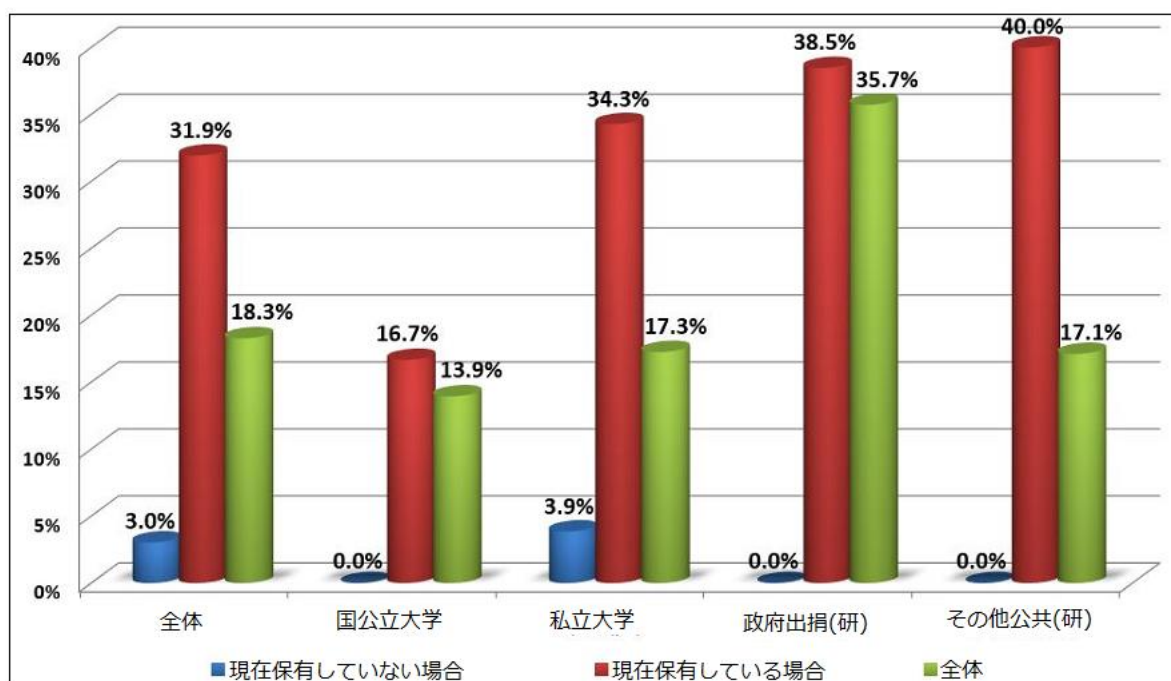


[図 3.3] 知的財産担当者の主要業務

知的財産担当人材(兼任人材を含む)を1人以上保有している場合、該当人材が産業財産権の出願/登録/維持業務を担当する比率は99.0%(99.0%)となっている。([図 3.3])。また、ライセンスなど知的財産活用関連業務と知的財産戦略の樹立業務を行っている比率はそれぞれ70.4%(72.0%)と52.2%(53.3%)となっている。知的財産関連教育を担当していると答えた比率は45.3%(46.8%)、知的財産の評価/分析/審査及び知的財産関連紛争業務を担当する比率はそれぞれ43.3%(44.7%)、40.0%(41.3%)となっている。

一方、国内大学及び公共(研)の18.3%(18.9%)は今後知的財産専担人材を採用する計画を持っていると答えている([図 3.4])。特に、現在専担人材を保有していない場合の3.0%(3.2%)が新規採用計画があり、現在保有している場合の31.9%(31.9%)は追加採用計画があると答えた。機関類型別に見ると、私立大学の場合現在保有していない場合の3.9%(4.1%)が新規採用計画があり、現在保有している場合も34.3%(34.3%)が追加採用計画があると答えている。国公立大学及び政府出捐(研)、その他公共(研)の場合、現在保有していない場合には新規採用計画が非常に低い、現在保有している場合に限定すると追加採用計画を持っている比率は比較的が高いことがわ

かった。このような事実は知的財産関連人材の採用において既存の人材を強化することで担当業務の品質向上及び集中に取り組んでいるものと判断できる。

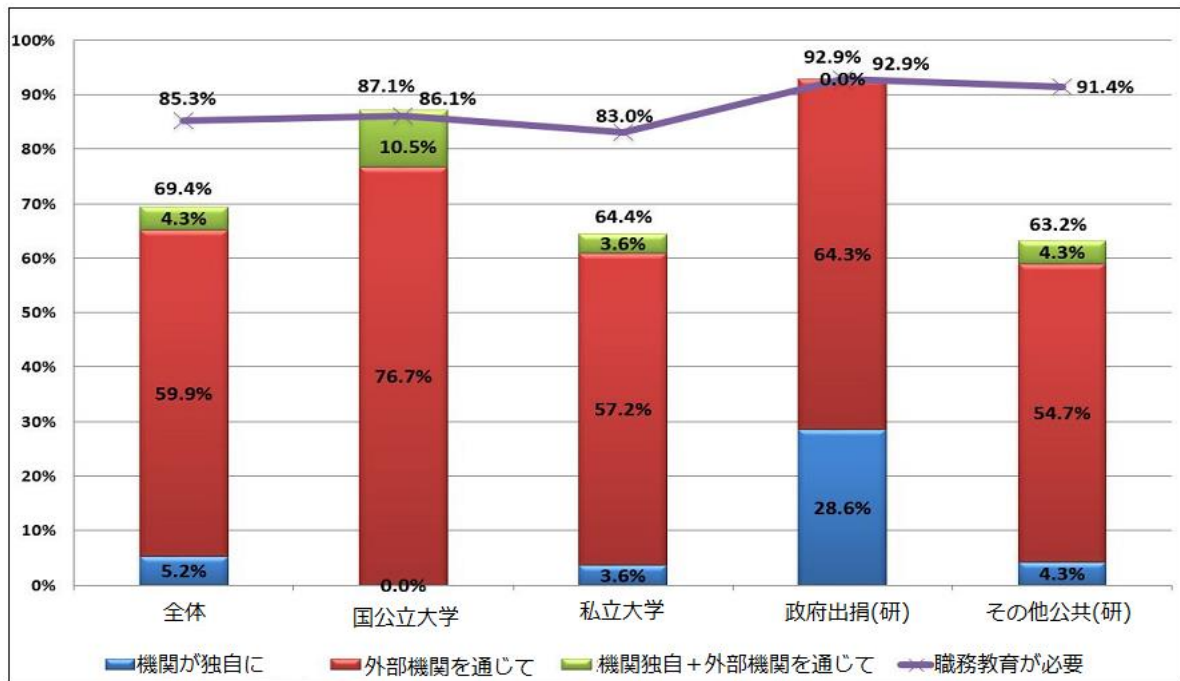


[図 3.4] 知的財産担当人材の採用計画

2. 知的財産担当人材に対する職務教育及び人件費・教育費

国内大学及び公共(研)のうち知的財産担当人材に対する職務教育を実施している比率は全体の 69.4% (69.3%) である。機関類型別では、政府出捐(研)の 92.9% (92.9%) が担当人材の職務教育を行い、国公立大学の場合も 87.1% (90.0%) が教育を実施しており、他機関に比べてその比率が高いことがわかった。私立大学及びその他公共(研)の場合それぞれ 64.4% (63.8%) と 63.2% (62.9%) が知的財産担当人材に対する職務教育を実施していることがわかった ([図 3.5])。

一方、全体の 85.3% (85.8%) が知的財産担当人材に対する職務教育が必要またはとても必要と答え、実際に実施している比率より非常に高いことがわかった。特に、私立大学とその他公共(研)の場合は必要性を認知している比率より実際に職務教育を実施している比率が相対的に低く、より積極的な職務教育が必要と見られる。



[図 3.5] 知的財産権担当人材に対する職務教育の状況及び必要性

注. 複数回答

知的財産人材向けの職務教育実施を希望する場合、主に取り扱うべき教育内容として全体の 78.7% (80.3%) と 63.9% (64.4%) がそれぞれ特許ライセンス(技術事業化)分野と特許制度を挙げている([表 3.1])。特許ライセンス(技術事業化)関連の職務教育が必要と答えた比率は全機関類型において最も高い比率であることがわかった。

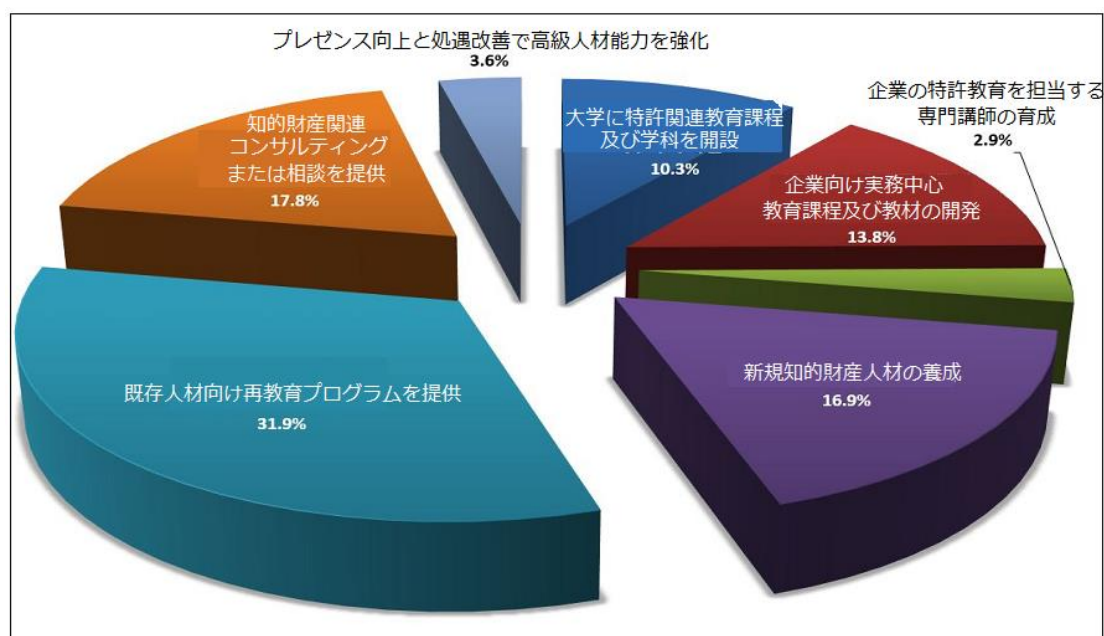
[表 3.1] 職務教育の実施を希望する場合、取り扱うべき内容

	全体	国公立大学	私立大学	政府出捐(研)	その他公共(研)
特許制度	63.9%	72.1%	59.9%	78.6%	67.5%
特許明細書の作成法	23.3%	43.0%	20.5%	21.4%	19.7%
特許情報の検索	52.3%	67.4%	45.9%	50.0%	71.8%
特許紛争(訴訟)	27.5%	32.6%	24.1%	42.9%	30.7%
特許情報の分析方法(特許マップ)	53.4%	65.1%	46.6%	57.1%	74.3%
特許ライセンス(技術事業化)	78.7%	77.9%	78.6%	78.6%	80.3%

海外特許出願及び訴訟	29.8%	36.1%	24.0%	42.9%	45.3%
営業秘密の保護	12.8%	10.5%	10.9%	14.3%	23.9%
特許契約(技術移転)の管理	1.9%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%

注. 複数回答

知的財産人材の能力を高めるために政府が最も急ぐべき推進課題として全体の31.9%(32.4%)が既存人材向け再教育プログラムの提供を挙げている([図 3.6])。また、知的財産関連のコンサルティングまたは相談の提供、新規知的財産人材の養成を挙げた比率はそれぞれ17.8%(17.5%)と16.9%(16.3%)となっている。



[図 3.6] 知的財産人材の能力強化のために必要な政府政策

2016年の1年間国内の大学及び公共(研)は知的財産担当者の人件費と知的財産関連の教育費としてそれぞれ1億1,649万ウォン(1億1,998万ウォン)と560万ウォン(579万ウォン)を支出している([表 3.2])。政府出捐(研)と私立大学の場合、人件費対比教育費の比重が相対的に高い³⁵ことがわかった。

³⁵ 国公立大学3.5%、私立大学6.3%、政府出捐(研)5.2%、その他公共(研)0.9%。

[表 3.2] 知的財産担当者の人件費及び教育費の状況

	人件費 ³⁶	教育費 ³⁷	合計
全体	1 億 1,649 万ウォン	560 万ウォン	1 億 2,209 万ウォン
国公立大学	1 億 4,332 万ウォン	508 万ウォン	1 億 4,841 万ウォン
私立大学	7,385 万ウォン	465 万ウォン	7,850 万ウォン
政府出捐(研)	4 億 3,530 万ウォン	2,269 万ウォン	4 億 5,800 万ウォン
その他公共(研)	1 億 549 万ウォン	99 万ウォン	1 億 648 万ウォン

3. 知的財産サービスの活用及び総合的な管理システムの構築状況

2016 年に外部知的財産サービスを利用した大学及び公共(研)の比率は 94.9% (96.0%)となっている([表 3.3])。その他公共(研)の場合 100.0%(100.0%)利用しており、他の機関類型も高いことがわかった。分野別平均支出額は知的財産法律代理の場合平均 1 億 9,730 万ウォン(2 億 1,048 万ウォン)を支出して最も多い比重を占め、政府出捐(研)の場合最も高い水準であることがわかった。知的財産流通の場合は平均 1,794 万ウォン(1,832 万ウォン)を支出し、知的財産の評価/賃貸及び仲介の場合は平均 1,077 万ウォン(1,099 万ウォン)を支出した。

[表 3.3] 知的財産サービスの利用状況

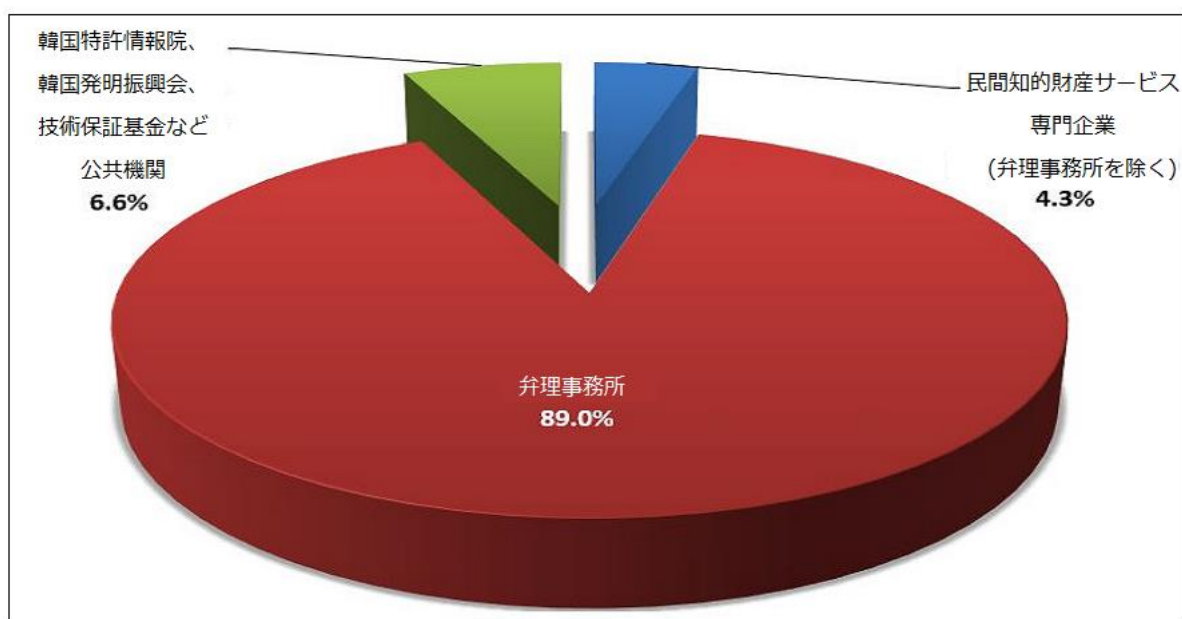
	全体	国公立大学	私立大学	政府出捐(研)	その他 公共(研)
利用している	94.9%	95.3%	94.1%	92.9%	100.0%
20 16 年 の	IP法律代理 1 億 9,730 万ウォン	3 億 3,896 万ウォン	1 億 3,106 万ウォン	4 億 3,920 万ウォン	2 億 4,251 万ウォン
	IP評価、賃貸 及び仲介 1,077 万ウォン	3,784 万ウォン	664 万ウォン	1,496 万ウォン	317 万ウォン
	IPの流通 1,794 万ウォン	13 万ウォン	7 万ウォン	2 億 3,115 万ウォン	-

³⁶ 他業務と兼職である場合、知的財産関連業務の比重を考慮して回答した結果である。

³⁷ 教育費は知的財産担当者対象の教育費と他従業員対象の教育費の合計である。

支出額	IP情報サービス	469 万ウォン	910 万ウォン	299 万ウォン	600 万ウォン	803 万ウォン
	IPコンサルティング、教育、広報	600 万ウォン	827 万ウォン	665 万ウォン	531 万ウォン	113 万ウォン
	IP金融、保険	-	-	-	-	-
	IP創出支援及び出版、施設運営	84 万ウォン	37 万ウォン	120 万ウォン	-	-
	合計	2 億 3,753 万ウォン	3 億 9,467 万ウォン	1 億 4,861 万ウォン	6 億 9,662 万ウォン	2 億 5,484 万ウォン

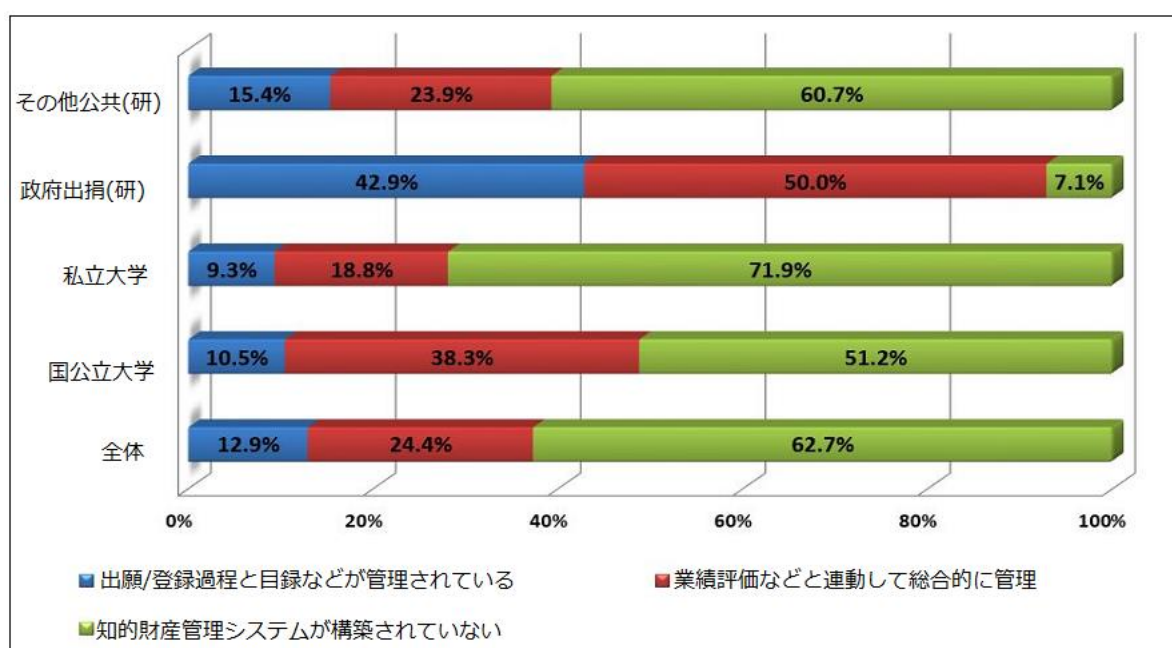
知的財産サービス提供機関別の利用比重は弁理士事務所が 89.0% (88.9%) で最も多い比重を占めている ([図 3.7])。その他に韓国特許情報院、韓国発明振興会など公共機関は 6.6% (6.6%) で、弁理士事務所を除いた民間知的財産サービス専門企業の利用比重は 4.3% (4.4%) に止まっている。



[図 3.7] 知的財産サービス提供機関別の利用比重

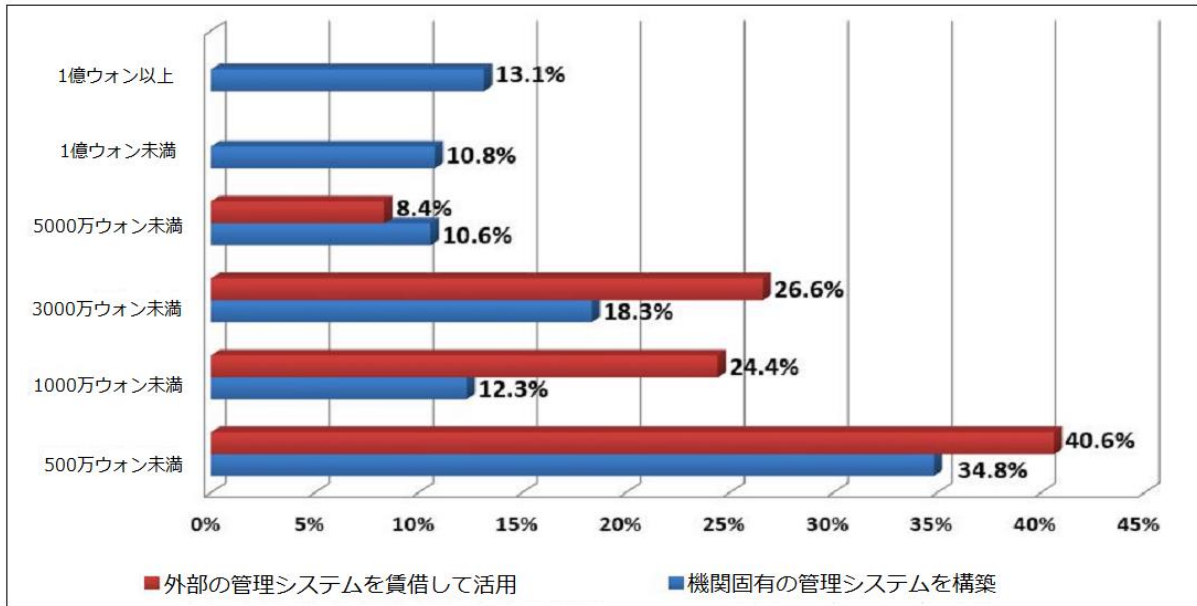
知的財産サービス提供機関別の利用比重は機関類型別で見ると、全ての機関類型において弁理士事務所を利用する場合が最も大きな比重を占めている。私立大学が 91.9% (91.7%) で最も高く、その他公共(研)、国公立大学、政府出捐(研)の順でそれぞれ 85.8% (85.9%)、83.2% (83.2%)、80.3% (80.3%) となっている。

現在総合的な知的財産管理システムを構築・活用している大学、公共(研)の比率は37.3% (38.3%)となっている([図 3.8])。機関類型別では政府出捐(研)が92.9% (92.9%)で最も高く、私立大学が28.1% (29.2%)で最も低い。これを細分化して見ると、発明届出から出願、中間事件、登録、維持、放棄などに関連する行政的な手続きと特許費用、関連情報などを管理するシステムを構築している比率が12.9% (13.2%)で、特許などの出願・登録過程と目録などを実績評価など人事管理、研究課題管理システム、技術移転システムと連動して総合的に管理している比率は24.4% (25.1%)である。



[図 3.8] 知的財産管理システムの構築及び活用状況

知的財産管理システムの構築及び活用にかかる費用は機関固有の管理システムを構築して活用する場合500万ウォン未満が34.8% (34.8%)で最も多く、1億ウォン以上を使用する大学・公共研究機関も13.1% (13.2%)となっている([図 3.9])。外部の管理システムを借りて活用する場合も500万ウォン未満が40.6% (39.6%)で最も多い。

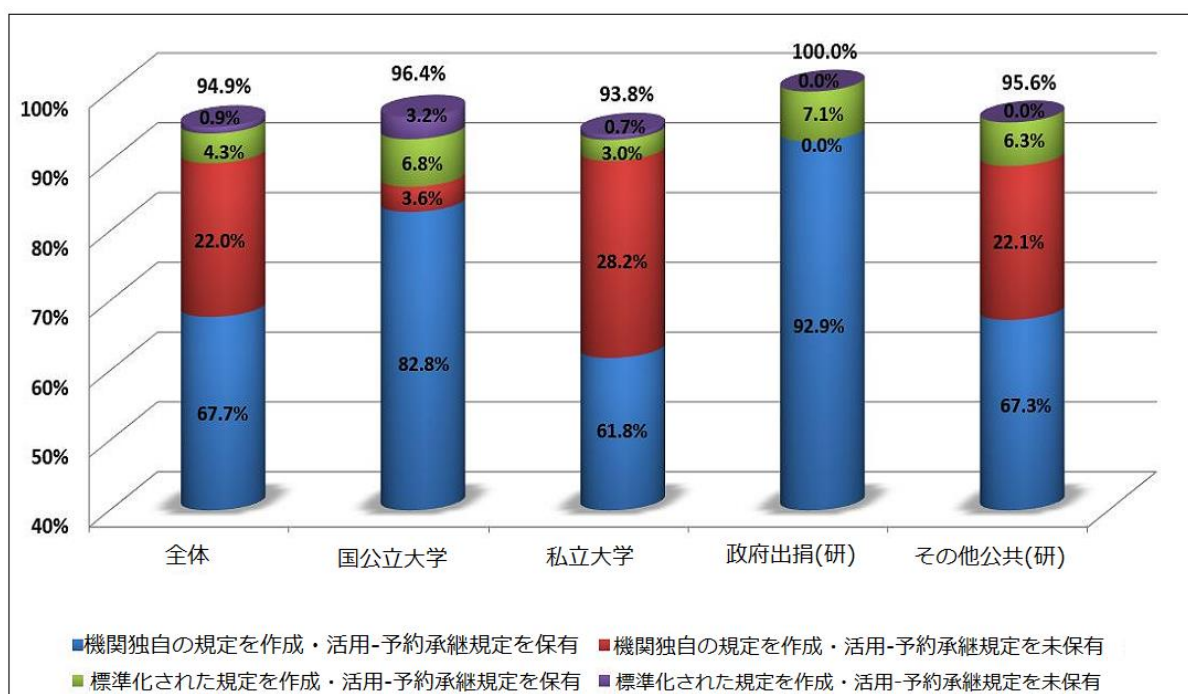


[図 3.9] 知的財産管理システムの構築費用

第2節 特許基盤の知的財産活動³⁸

1. 職務発明補償

職務発明補償規定を保有し、これを活用している大学、公共(研)の比率は94.9%である([図 3.10])。これを細分化すると、機関独自に職務発明補償規定を作成・活用している比率³⁹が89.7%で、特許庁など関連機関が作成・普及して標準化された職務発明補償規定を保有・活用している比率⁴⁰は5.2%である。



[図 3.10] 職務発明意補償規定の保有及び活用状況

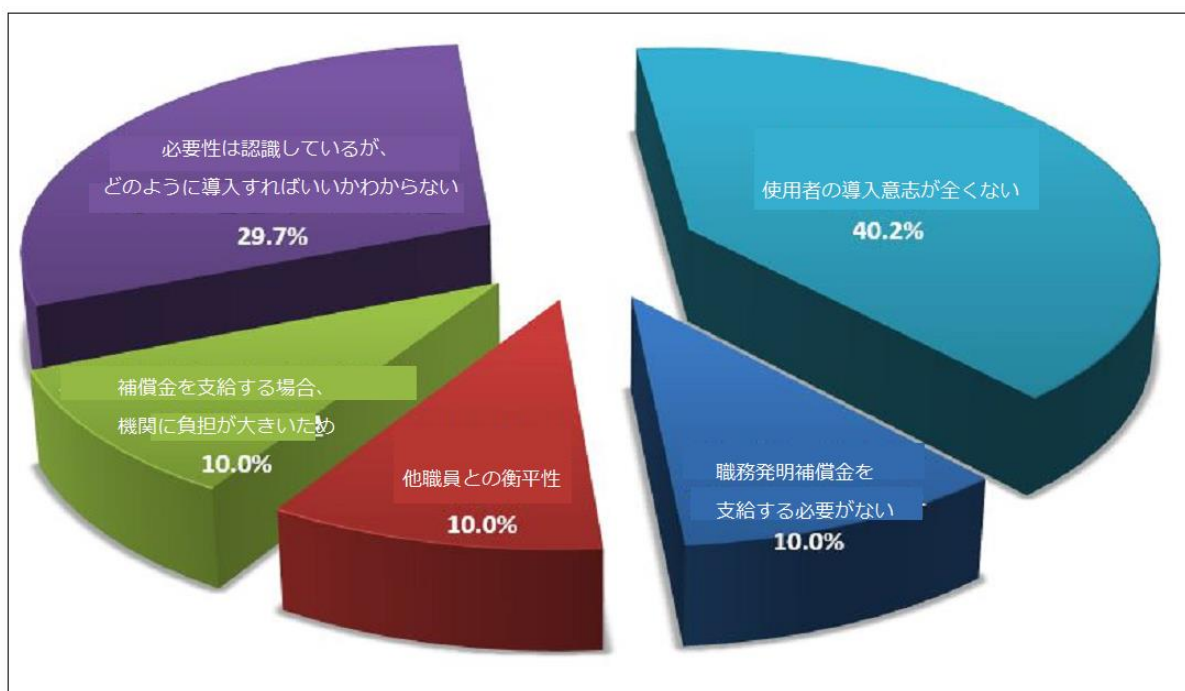
機関類型別では、国公立大学が職務発明補償規定を保有/活用している比率は100.0%であり、私立大学の場合93.8%で最も低いことがわかった。

³⁸ 大学・公共(研)の特許に基づいた知的財産活動もまた特許集中的な知的財産活動として特許、実用新案中心の2010年母集団を基準に算出した母集団推定値を表記している。

³⁹ 予約承継規定を保有する場合67.7%、予約承継規定を保有しない場合22.0%。

⁴⁰ 予約承継規定を保有する場合4.3%、予約承継規定を保有しない場合0.9%。

補償規定を保有していない理由として、必要性は認識しているもののどのように導入すればいいかわからないと答えた比率は 29.7%で、補償金を支給する場合企業の負担が大きという理由が 10.0%であることがわかった([図 3.11])。必要性を認識している機関の場合、職務発明の導入手続きに対する情報を提供することで補償規定が保有できるように支援する方法が求められている。



[図 3.11] 職務発明補償規定を保有していない場合、その主な理由

職務発明補償の類型別実施状況を見ると以下の[表 3.4]のとおりである。国内特許登録補償を実施している比率は 49.2%、国内特許登録補償を実施している比率は 86.9%であった。海外特許出願補償実施比率は 50.5%、海外特許登録補償実施比率は 87.0%であった。また、他社実施補償が 93.2%、処分補償が 92.4%で高いことがわかった。

機関類型全てにおいて他社実施補償と処分補償、国内及び海外特許登録補償を実施する比率が概ね高く、私立大学とその他公共(研)の場合は相対的に国内及び海外特許出願補償を実施する比率も高いことがわかった。

[表 3.4]職務発明補償の類型別実施比率

	全体	国公立大学	私立大学	政府出捐(研)	その他 公共(研)
発明提案(発明届出)補償	10.7%	3.7%	12.7%	7.1%	10.2%
出願留保補償	7.5%	3.7%	6.8%	7.1%	15.3%
国内特許出願補償	49.2%	29.9%	52.6%	28.6%	67.4%
国内特許登録補償	86.9%	82.1%	88.9%	85.7%	82.6%
海外特許出願補償	50.5%	37.3%	55.9%	21.4%	57.2%
海外特許登録補償	87.0%	85.8%	87.2%	85.7%	87.7%
その他産業財産権国内登録補償	60.1%	74.6%	61.0%	42.9%	52.1%
その他産業財産権海外登録補償	58.9%	74.6%	60.2%	35.7%	52.1%
自社実施補償	37.8%	33.2%	37.3%	35.7%	47.0%
他社実施補償	93.2%	96.7%	94.0%	100.0%	80.5%
処分補償	92.4%	89.6%	94.9%	85.7%	87.7%

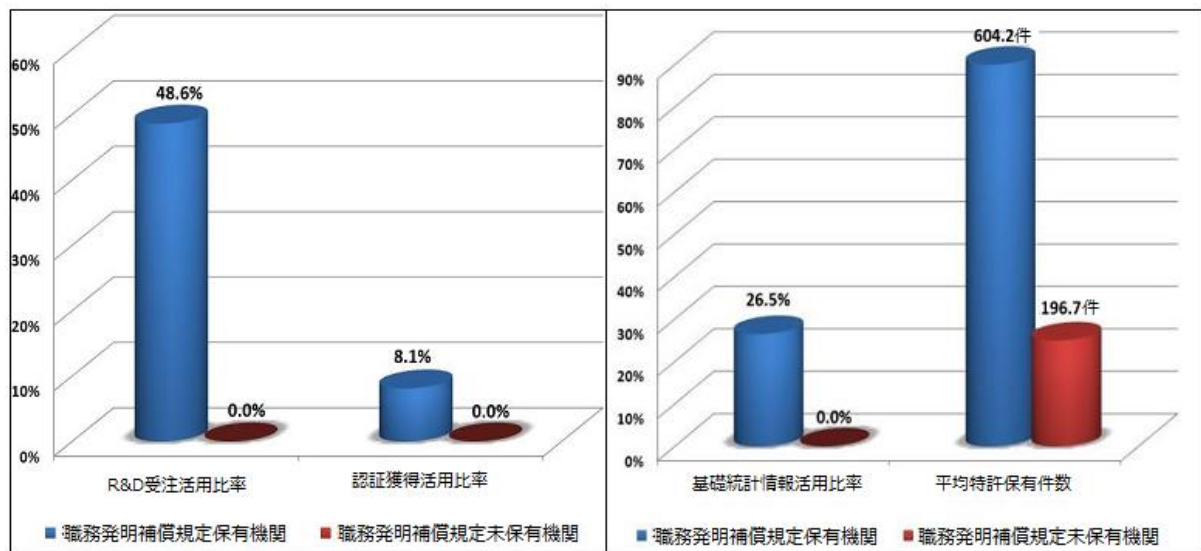
職務発明補償と関連する制度の効果と関連し、職務発明に対する補償実施または補償水準の拡大が機関内発明件数及び品質向上と技術流出防止に効果的であると答えた比率がそれぞれ 57.2%と 39.8%となっている。

また、職務発明補償金に対する所得税非課税制度が発明件数及び品質向上と技術流出防止に効果的であると答えた比率はそれぞれ 58.0%と 41.3%を占めていることがわかった。

＜職務発明補償規定の保有機関及び未保有機関における知的財産活動の比較＞

職務発明補償規定を保有している機関が産業財産権を R&D 実施または各種認証の獲得に活用した比率を調査した結果、未保有機関に比べて極めて高いことがわかった。職務発明補償規定を保有している機関が産業財産権を R&D 実施及び認証の獲得に活用した比率はそれぞれ 48.6%、8.1%であり、未保有機関の場合それぞれ 0.0%、0.0%である。また、職務発明保有機関の基礎統計情報を活用する比率と平均特許保有件数

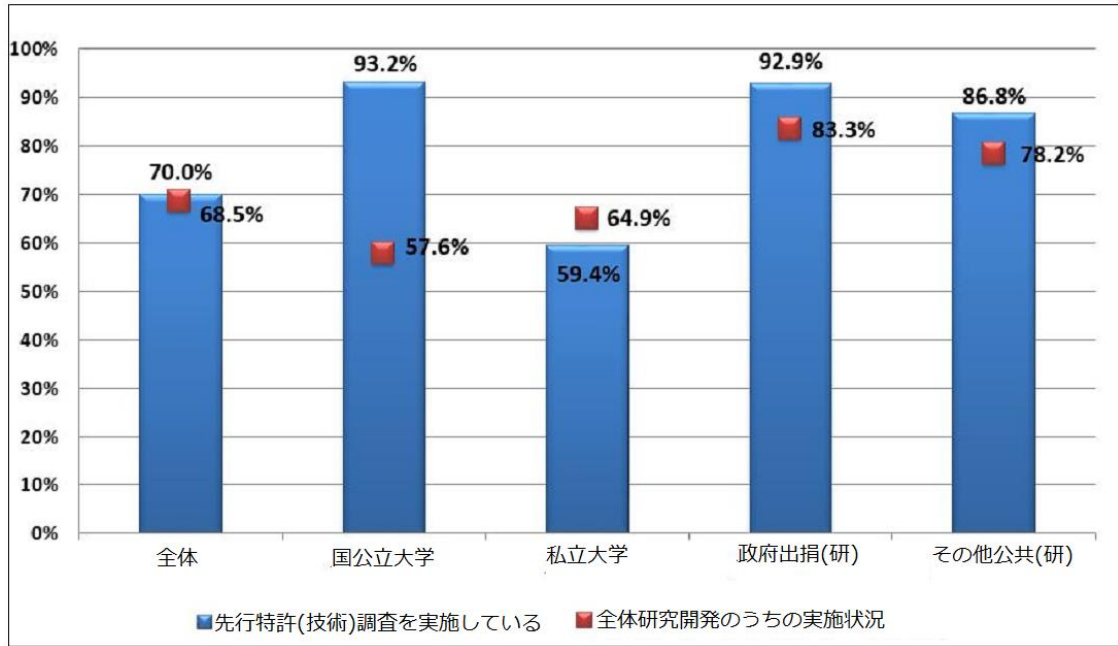
を調査した結果、未保有機関に比べて高いことがわかった。職務発明補償規定を保有している機関の場合、基礎統計情報の活用比率と平均特許保有件数はそれぞれ26.5%、604.2件であり、未保有機関の0.0%、196.7件に比べて比較的に高いことが確認できる([図 3.12])。



[図 3.12] 職務発明補償規定の保有・未保有機関における産業財産権の活用比率

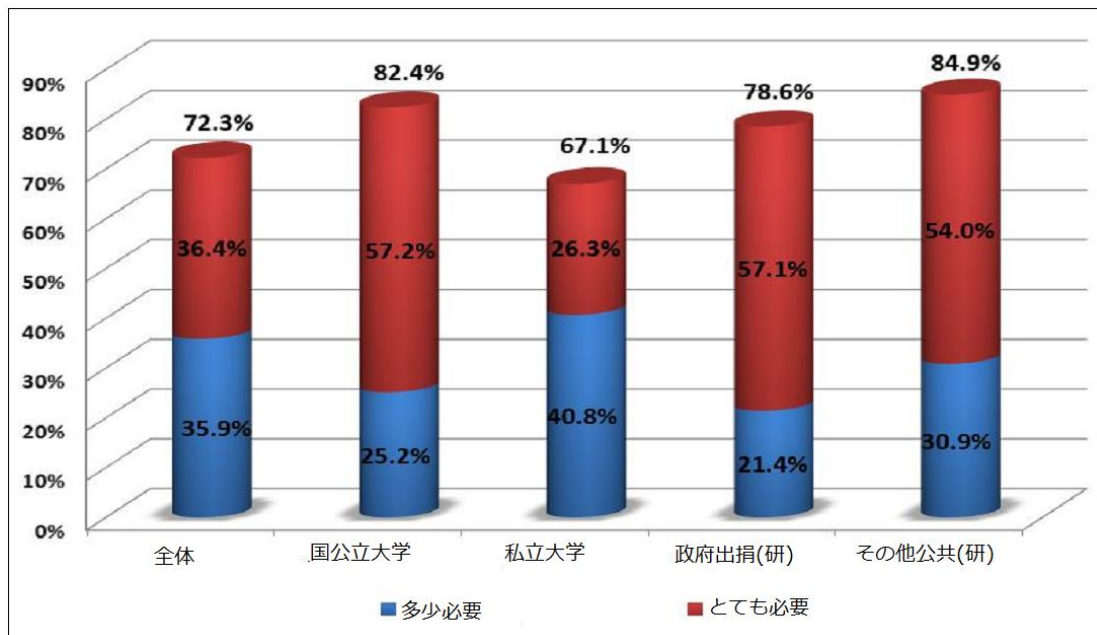
2. 先行特許(技術)調査など特許情報の活用

研究開発企画段階において先行特許(技術)を調査・活用している大学及び公共(研)の比率は全体の70.0%である([図 3.13])。機関類型別では、国公立大学が93.2%で最も高く、政府出捐(研)、その他公共(研)、私立大学と続いている。また、全体研究開発課題の中で先行特許(技術)を調査・活用している比率は全体の68.5%で、政府出捐(研)の場合が最も高い83.3%であった。



[図 3.13] 先行特許(技術)調査の状況

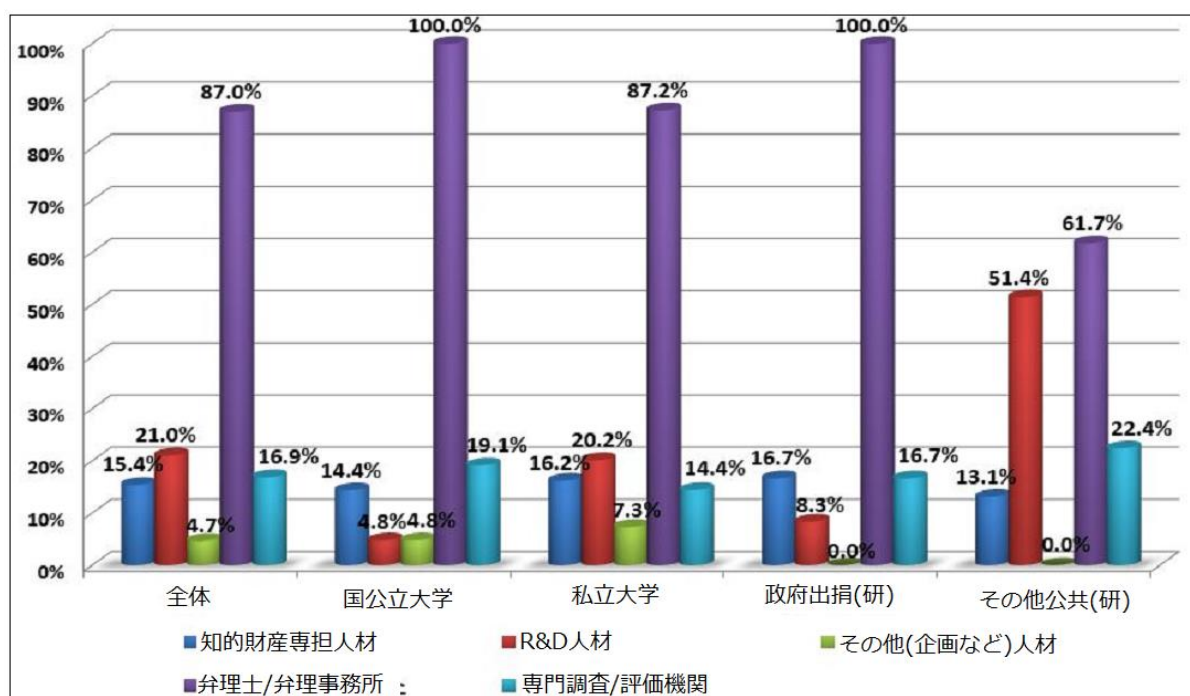
大学及び公共(研)の知的財産担当者が認識している先行特許(技術)調査の必要性和関連して全体の72.3%が必要またはとても必要と答えている([図 3.14])。機関類型別で見ると、政府出捐(研)と国公立大学のそれぞれ84.9%と82.4%が先行特許(技術)調査の必要性に対して肯定的に回答し、相対的に高いことがわかった。



[図 3.14] 先行特許(技術)調査の必要性

先行特許(技術)調査を行っている場合の87.0%が弁理士または弁理士事務所に該当業務を依頼していることがわかった([図 3.15])。また、研究開発人材が直接行っていると答えた機関は21.0%である。専門調査/評価機関、知的財産専担人材が行っていると回答した機関はそれぞれ16.9%と15.4%である。

機関類型別に見ると、政府出捐(研)と国公立大学の場合は弁理士または弁理士事務所に該当業務を依頼する比率がそれぞれ100.0%で最も高く、私立大学が87.2%、その他公共(研)が61.7%と続いている。その他公共(研)の場合、研究開発人材が先行特許(技術)調査を行っていると答えた比率が51.4%で相対的に非常に高いことがわかった。



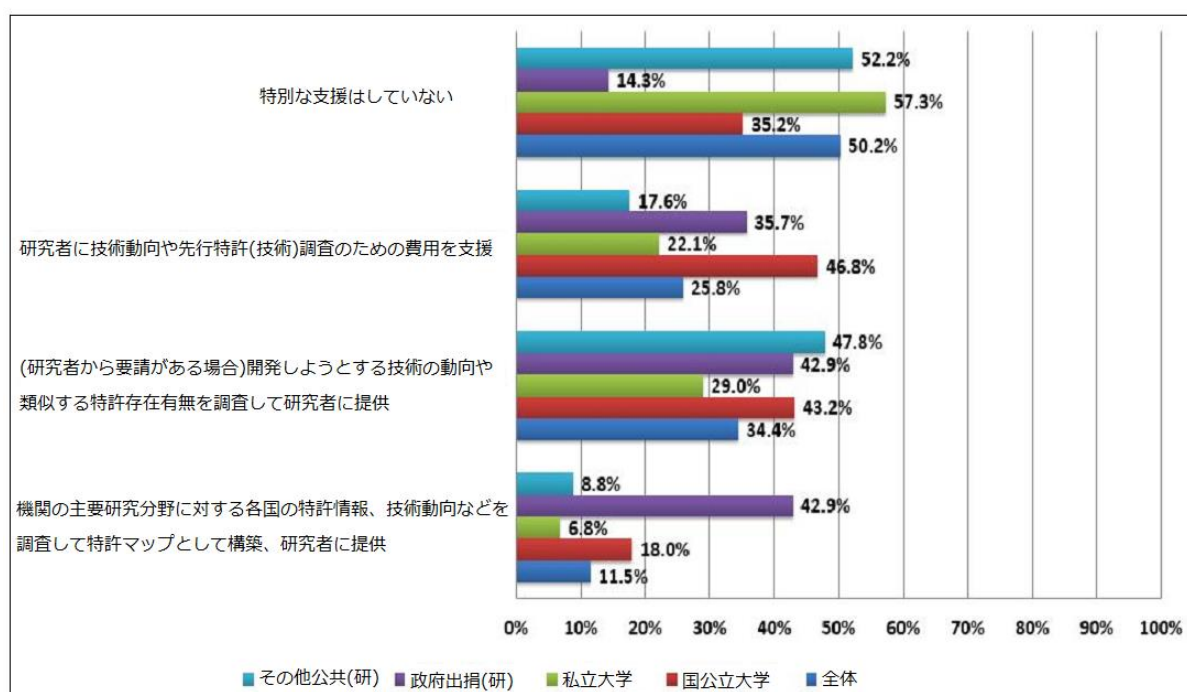
[図 3.15] 先行特許(技術)調査を行う場合の実行人材

注. 複数回答

先行特許(技術)調査のために機関レベルで支援している比率は全体の49.8%である([図 3.16])。支援の種類別に見ると、全体機関の34.4%が研究者の要請がある場合開発しようとする技術の動向や類似する特許が存在するかどうかを調査して研究者に

提供している。特に、その他公共(研)の 47.8%、国公立大学の 43.2%、政府出捐(研)の 42.9%が該当支援を提供していることがわかった。また、全体機関の 25.8%が研究者に技術動向や先行特許(技術)調査のための費用を支援している。特に、国公立大学の 46.8%、政府出捐(研)の 35.7%が技術動向及び先行特許(技術)調査のために費用を支援していることがわかった。

また、機関の主要研究分野に対する各国の特許情報、技術動向などを調査して特許マップとして構築、研究者に提供する比率も 11.5%であり、機関類型別で見ると政府出捐(研)の場合 42.9%で他機関類型に比べて高い比率を占めていることがわかった。

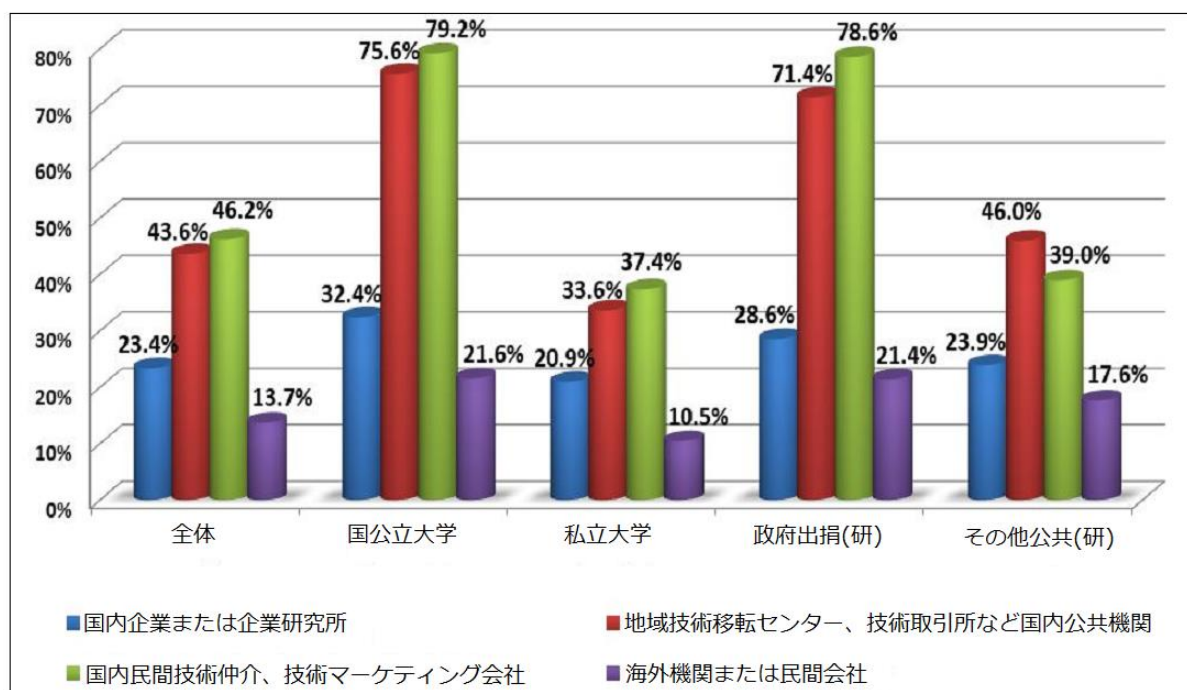


[図 3.16] 先行特許(技術)調査に対する機関の支援

3. 技術取引機関、技術マーケティング会社との協力

最近 3 年間技術取引機関に業務を依頼した比率を見ると、大学及び公共(研)の場合平均 46.2%が国内民間技術仲介、技術マーケティング会社に業務を依頼したり、業務協約を締結していることがわかった。また、地域技術移転センター、技術取引所など国内公共機関に関連業務を依頼及び締結した比率は 43.6%である([図 3.17])。その

他公共(研)を除いた全ての機関類型において国内民間技術仲介、技術マーケティング会社に依頼する比率が最も高く、国公立大学と政府出捐(研)、私立大学においてそれぞれ79.2%、78.6%、37.4%であることがわかった。その他公共(研)の場合は地域技術移転センター、技術取引所など国内公共機関に依頼及び締結した比率が46.0%で最も高いことがわかった。

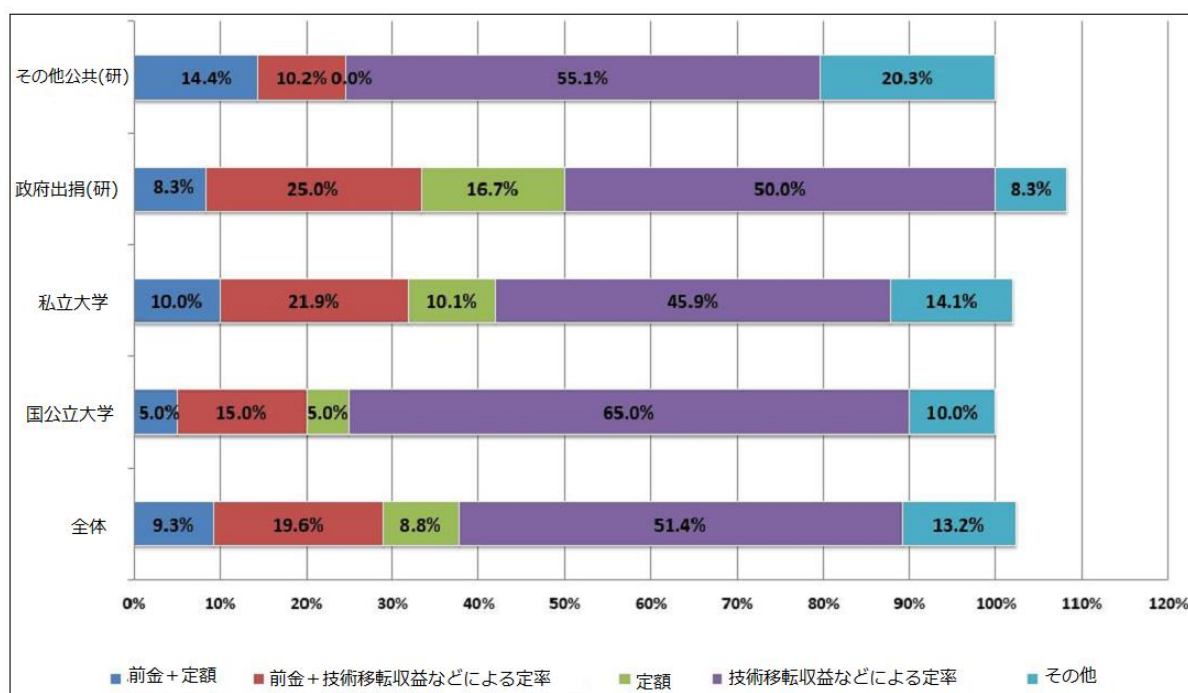


[図 3.17] 最近3年間技術取引機関への業務依頼及び締結の状況

注. 複数回答

技術取引機関などに業務を依頼した場合の主要費用支給方法として、全体の51.4%が技術移転収益などによる定率で計算した成功報酬を挙げている([図 3.18])。特に、国公立大学の65.0%、その他公共(研)の55.1%、政府出捐(研)の50.0%が該当の費用支給方法を選択した。このような結果は、企業の場合このような費用支給方法を選択した比率が10.7%で比較的に低いことを考えると、企業と大学・公共(研)間の技術移転取引の際に好む費用支給方法にかなり差異が存在していることを意味する。

その他に調査/マーケティング費用など活動費(前金)と技術移転収益などによる定率が結合した形態とその他方法を選択した比率がそれぞれ 19.6%、13.2%と続いている。



[図 3.18] 技術取引機関などに業務を依頼した場合の主な費用支給方法

注. 複数回答

[表 3.5]は国内技術取引システムに対する活用状況を示している。技術移転、取引のために IP-mart など国内オンライン技術取引システムを実際に活用している機関の比率は全体の 50.8%となっている。特に、国公立大学及び政府出捐(研)におけるオンライン取引システムの活用比率がそれぞれ 79.2%と 78.6%で高いことがわかった。しかし、実際活用している機関のうち該当システムの活用度が高いと認識している比率は全体の 19.2%に止まっている。

また、技術移転及び取引のために特許技術移転博覧会など国内オフライン取引システムを活用している比率は 53.3%で、オンライン取引システムを活用する比率より若干高い数値である。また、実際活用している機関のうち該当システムの活用度が高いと答えた比率は 38.2%で、オンラインシステムより高い結果となっている。

一方、yet2.com など海外オンライン取引システムを活用している比率は 23.3%で、該当システムの活用度が高いと答えた比率は 2.0%である。また、海外オフライン取引システムもまた活用比率は 22.7%であるが、活用度が高いと答えた比率は 2.6%に止まっている。

[表 3.5]国内技術取引システムの活用度

		全体	国公立 大学	私立 大学	政府 出捐(研)	その他公 共(研)
国内オンライン 取引システム	活用機関	50.8%	79.2%	40.4%	78.6%	58.5%
	活用度が比較的に高い	19.2%	31.8%	20.3%	0.0%	15.1%
国内オフライン 取引システム	活用機関	53.3%	82.8%	42.6%	85.7%	58.5%
	活用度が比較的に高い	38.2%	39.1%	35.0%	58.3%	30.2%
海外オンライン 取引システム	活用機関	23.3%	14.4%	16.5%	64.3%	40.8%
	活用度が比較的に高い	2.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
海外オフライン 取引システム	活用機関	22.7%	32.4%	15.7%	50.0%	32.0%
	活用度が比較的に高い	2.6%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%

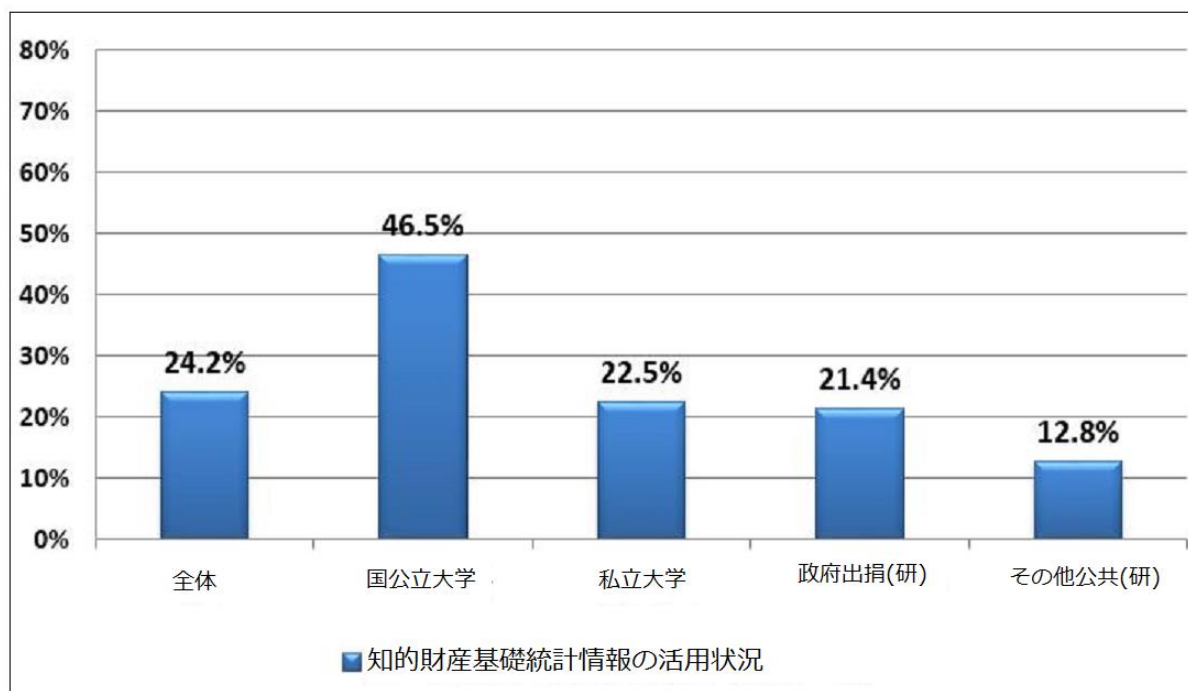
注. (%)は 5 点尺度(1:活用度が低い、5:活用度が高い)で[4 と 5 と答えた企業数]/(活用した経験のある企業数)]×100(%)、母集団推定値

第3節 知的財産の創出及び活用活動

1. 知的財産基礎統計情報及び情報システム

大学及び公共(研)の場合、知的財産統計など基礎統計情報を活用している比率は全体の24.2%(24.3%)である。機関類型別で見ると、国公立大学の活用比率が46.5%(46.4%)で最も高く、私立大学、政府出捐(研)と続いている([図 3.19])。

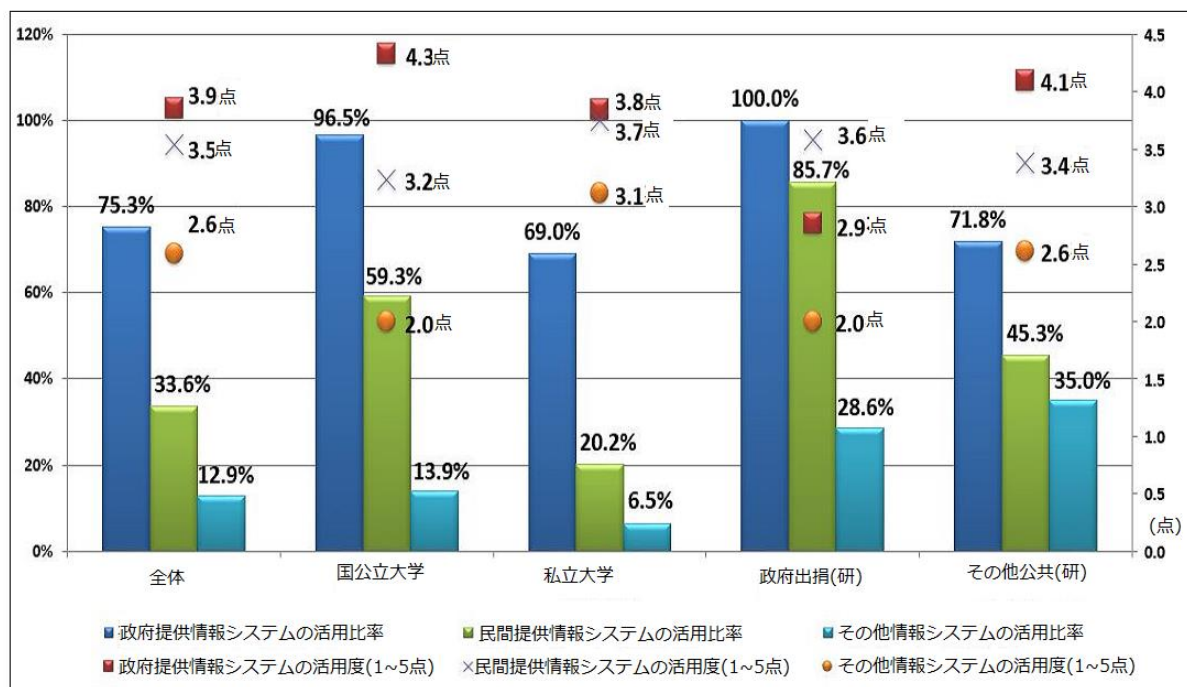
主に活用する統計指標として「年度別出願件数」が回答者の73.9%(73.2%)で、「特許登録件数」、「産業部門別出願件数」がそれぞれ56.1%(54.8%)、23.9%(24.6%)となっている。「年度別出願件数」の場合はその他公共(研)が100.0%(100.0%)の比率で最も多く活用しており、「特許登録件数」の場合は私立大学が64.5%(63.3%)の比率で最も多く活用していることがわかった。一方、その他公共(研)の場合は「産業部門別出願件数」の活用比率が66.7%(66.7%)で他の機関類型に比べて高いことがわかった。



[図 3.19] 知的財産基礎統計情報の活用状況

政府または民間が提供する知的財産情報システムに対する活用度を調べて見ると、まず政府が提供する知的財産情報システムを活用していると答えた比率が 75.3% (76.1%)であった([図 3.20])。活用している機関の平均活用度(5点尺度)は 3.9点 (3.9点)である。特に政府出捐(研)の場合、100.0%(100.0%)が情報システムを活用していると答えて最も高く、私立大学の場合は最も低い比率である 69.0%(70.1%)が情報システムを活用していると答えた。主に活用している政府提供情報システムの場合「KIPRIS」が 89.8%(89.5%)で最も高い。

民間が提供する知的財産情報システムを活用していると答えた比率は 33.6% (34.1%)であることがわかった([図 3.20])。活用している機関の平均活用度は 3.5点 (3.5点)である。同様に政府出捐(研)が 85.7%(85.7%)で最も高く、国公立大学 59.3%(61.2%)、その他公共(研)45.3%(46.0%)、私立大学 20.2%(20.2%)と続いている。主に活用している民間提供情報システムの場合「WIPS」が 92.1%(92.0%)で最も高いことがわかった。

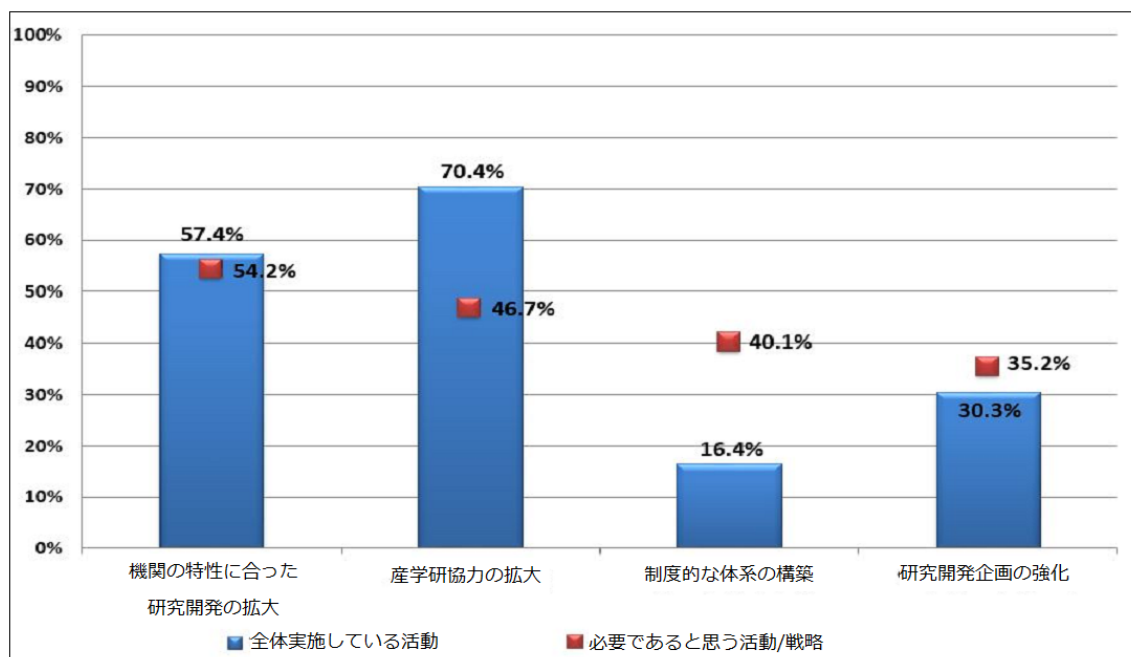


[図 3.20]機関類型別の知的財産情報システムの活用

2. 知的財産を創出するための研究開発活動及び今後の戦略

優秀な知的財産を創出するための戦略として、大学及び公共(研)の70.4%(70.8%)が産学研協力を通じた共同・委託研究開発を拡大していると答えた([図 3.21])。また、機関特性に適した研究開発課題を発掘して機関独自の研究開発投資を拡大していると答えた比率も57.4%(58.4%)と続いている。一方、優秀な知的財産を創出するための方法として研究開発企画の際に市場ニーズが反映できる制度的な体系を構築していると答えた比率は16.4%(17.0%)で最も低い。

機関類型別では、優秀な知的財産を創出するために国公立大学、私立大学、その他公共(研)の場合は産学研協力を通じた共同・委託研究開発を拡大しているという比率が最も高い。但し、政府出捐(研)の場合は該当比率も高いほうであるが、機関特性に適した研究開発課題を発掘して機関独自の研究開発投資を拡大しているという回答が85.7%(85.7%)、中大型、重要課題における優秀特許の創出に向けた研究開発企画強化戦略が85.7%(85.7%)と高いことがわかった。また、研究開発を企画する際に市場ニーズが反映できる制度的な体系を構築している比率もまた政府出捐(研)が35.7%(35.7%)で他機関類型に比べて高いことがわかった。



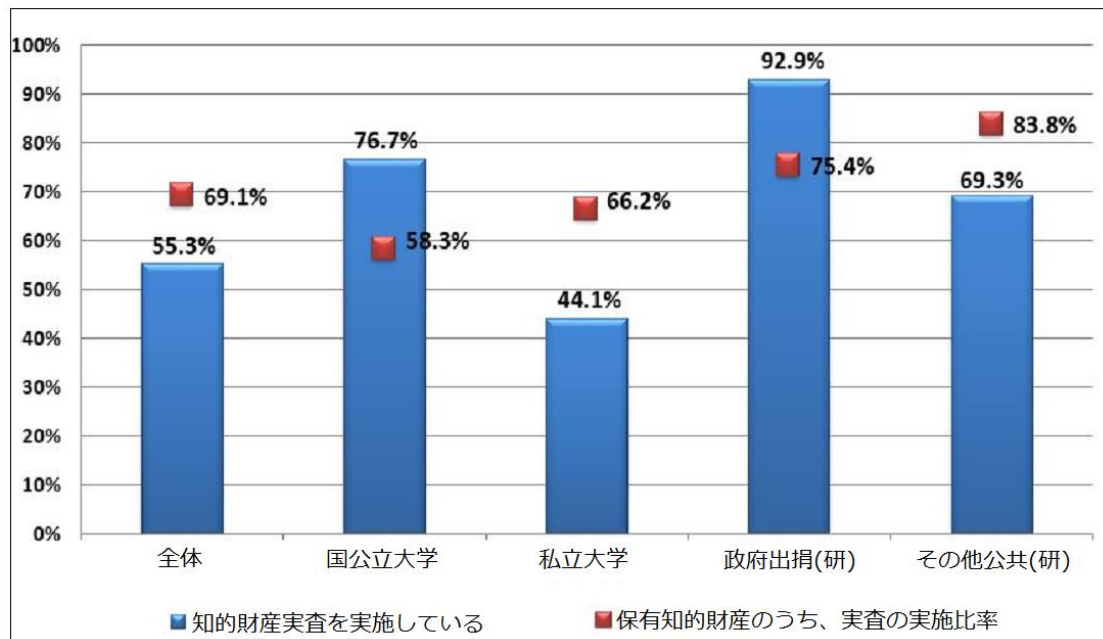
[図 3.21] 優秀な知的財産を創出するための活動及び戦略

注. 複数回答

一方、現在行っているかどうかとは関係なく優秀な知的財産を創出するために必要と見られる活動や戦略は機関特性に適した研究開発課題を発掘して機関独自の研究開発を拡大することと答えた比率が 54.2% (54.1%) で最も高い。中大型、重要課題における優秀特許の創出に向けた研究開発企画の強化が必要と答えた比率は全体の 35.2% (36.2%) で最も低い。産学研協力を通じた共同・委託研究開発の拡大が 46.7% (46.3%)、研究開発企画の際に市場ニーズが反映できる制度的な体系の構築に対する比率が 40.1% (41.3%) で必要性を認識していることがわかった。特に、市場ニーズを反映するための制度的な体系の構築は実際行っている比率は低いものの、必要性は高く調査されたため、関連政策が求められる。

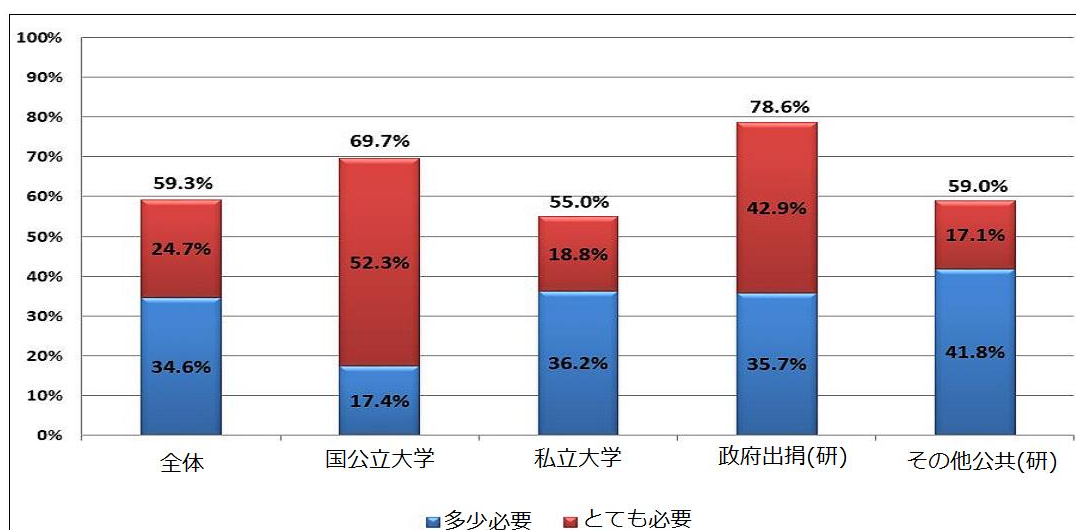
3. 保有知的財産の調査状況

保有知的財産に対する調査(評価)を行っている大学、公共(研)の比率は 55.3% (55.9%)、保有している知的財産のうち調査を行っている比率は 69.1% (68.4%) である([図 3.22])。機関類型別で見ると、政府出捐(研)の場合は知的財産調査を行っている比率が 92.9% (92.9%) で最も高いが、保有知的財産のうち調査の実施比率は 75.4% (75.4%) で全体平均より若干高い水準である。国公立大学の場合、知的財産調査の実施比率は 76.7% (79.2%) で高いほうであるが、保有知的財産のうち調査の実施比率は 58.3% (58.3%) で平均より低い水準であった。その他公共(研)の場合は逆に調査実施比率は 69.3% (69.9%) で、保有知的財産のうち調査実施比率は 83.8% (83.6%) で高いことがわかった。



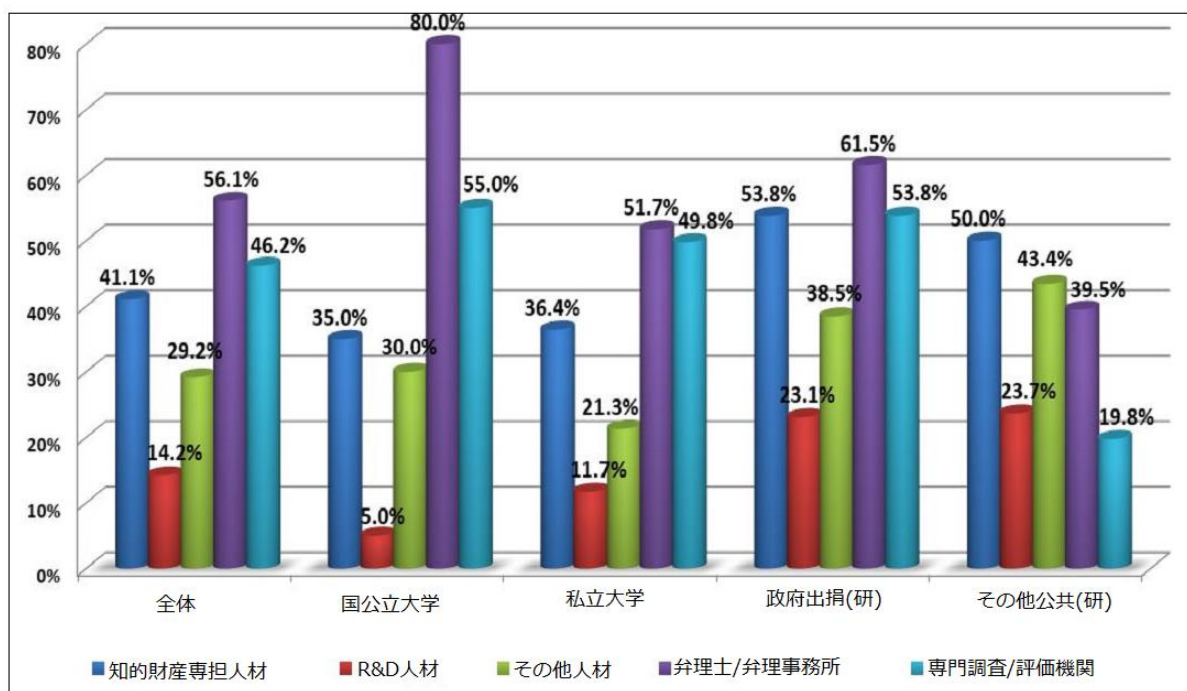
[図 3.22] 知的財産調査の実施状況

国内大学及び公共(研)の 59.3% (60.4%)は知的財産に対する調査が必要またはとても必要と答えている([図 3.23])。これは実際行っている比率である 55.3% (55.9%) に比べて高い。知的財産調査の必要性に対して肯定的に回答した比率は政府出捐(研)と国公立大学がそれぞれ 78.6% (78.6%)と 69.7% (72.0%)で高いことがわかった。特に、政府出捐(研)の 42.9% (42.9%)、国公立大学の 52.3% (54.0%)が知的財産に対する調査がとても必要と答えている。



[図 3.23] 知的財産調査の必要性

一方、知的財産の調査を行っている場合、弁理士または弁理士事務所に依頼したり、専門調査/評価機関に依頼する場合はそれぞれ 56.1% (57.5%) と 46.2% (47.3%) で高く、知的財産専担人材が行っていると答えた比率も 41.1% (41.9%) となっている ([図 3.24])。知的財産の専門性増加とともに知的財産専担人材が行っている比率が高い比率占めた。最近では外部人材を活用すると同時に内部的な調査を実施することから知的財産調査に対する認識が根付いていることが確認できる。



[図 3.24] 知的財産調査を行っている場合の実施人材

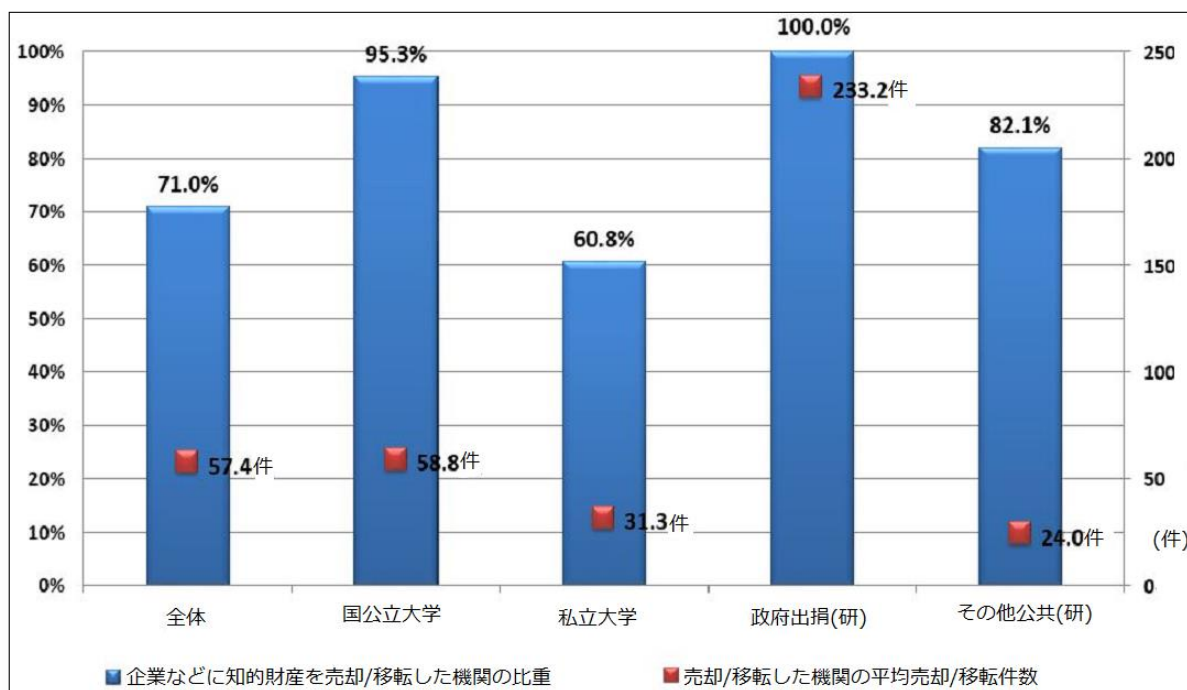
注. 複数回答

4. 知的財産権の売却・移転及び活用状況

2016 年の 1 年間 1 件以上の知的財産を企業などに売却/移転した大学及び公共(研)の比率は全体の 71.0% (73.0%) で、知的財産を売却/移転した大学、公共(研)の平均売却/移転件数は 57.4 件 (57.6 件)⁴¹となっている ([図 3.25])。

⁴¹ 全体機関平均としては 40.7 件 (42.1 件)

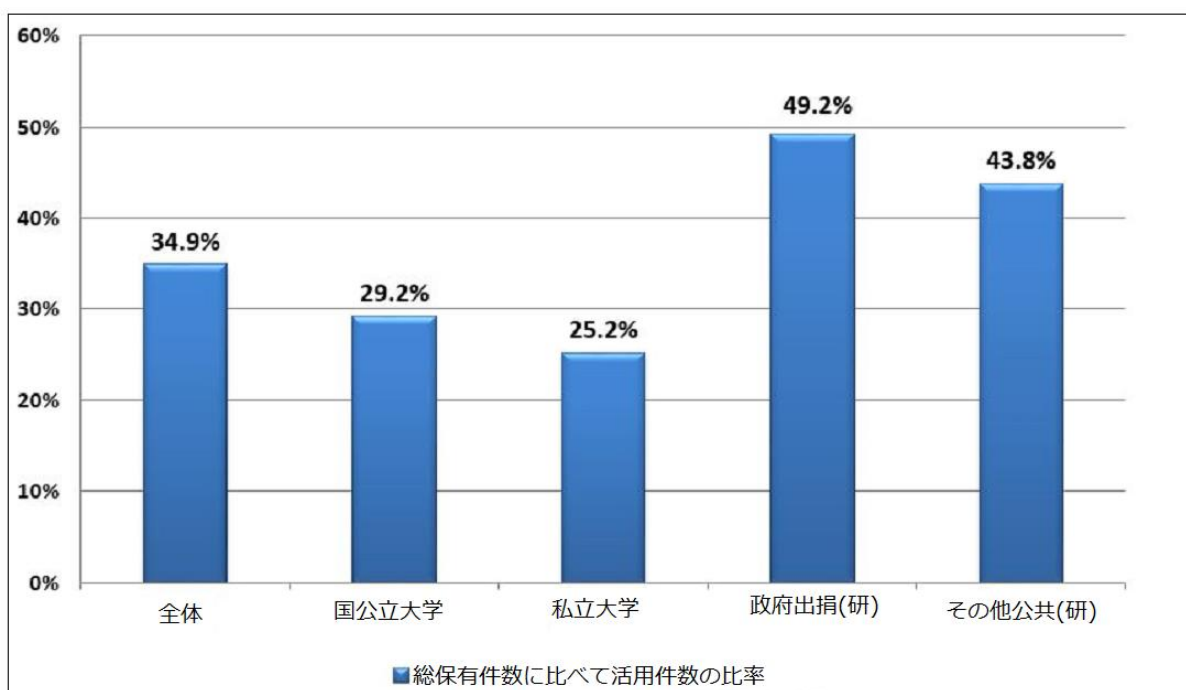
機関類型別では、政府出捐(研)の100.0%(100.0%)が平均233.2件(233.2件)の知的財産を売却/移転し、国公立大学の95.3%(96.8%)が平均58.8件(59.8件)の知的財産を売却/移転したことがわかった。一方、海外に1件以上の知的財産を売却/移転した機関の比率は全体の6.0%(5.7%)となっている。



[図 3.25] 知的財産を売却/移転した機関の比率及び件数

大学及び公共(研)が2016年産業財産権を有償実施許与または売却することで得た金銭的な成果は平均15億2,446万ウォン(15億7,401万ウォン)である。機関類型別で見ると、政府出捐(研)の平均が43億5,121万ウォン(43億5,121万ウォン)で他機関に比べて非常に高いことがわかった。また、ノウハウだけを実施許与したり、売却することで得た成果は平均12億2,064万ウォン(12億6,050万ウォン)で、政府出捐(研)の平均は5億850万ウォン(5億850万ウォン)である。

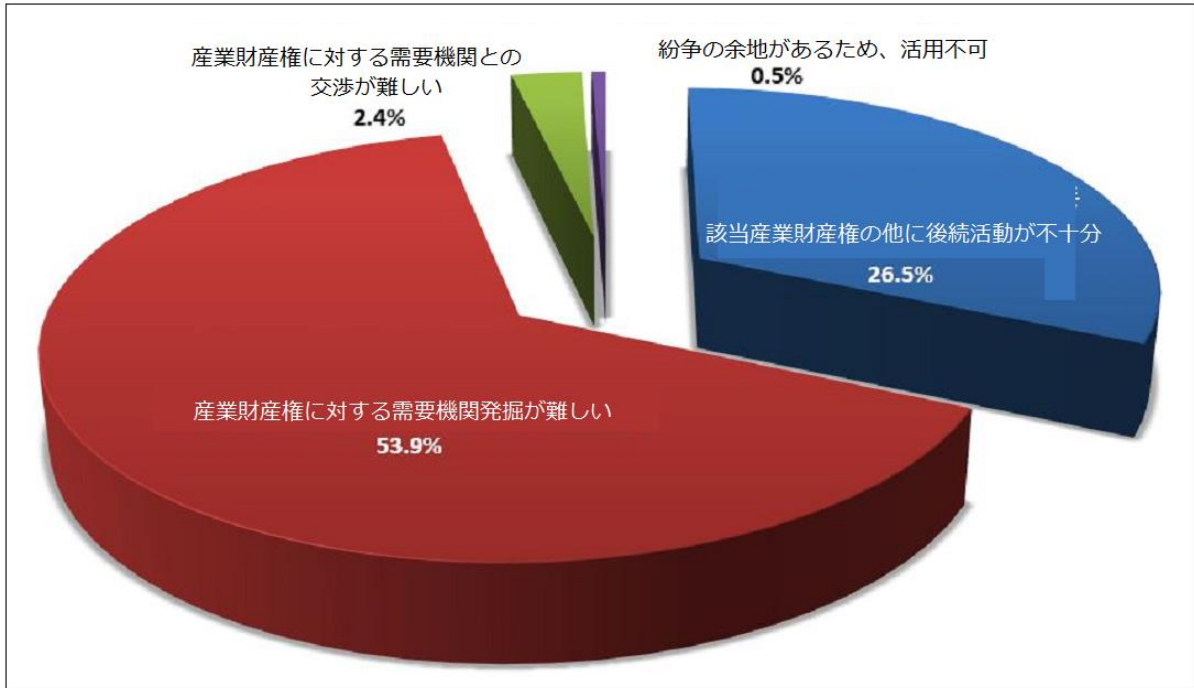
大学、公共(研)が保有する特許権全体の中で外部の他機関に移転されたり、実験室創業、研究院創業などに活用された活用件数の比率⁴²は 34.9% (34.9%)である([図 3.26])。特許の活用件数比率は政府出捐(研)、その他公共(研)、国公立大学がそれぞれ 49.2% (49.2%)、43.8% (43.8%)、29.2% (29.2%)と続いている。しかし、このような活用率は機関の全体保有件数の中で現在活用されている産業財産権の件数を示すもので、現在は活用されていないものの今後活用される可能性の高い産業財産権が多いと見られる。



[図 3.26] 特許権の総保有件数対比活用件数の比率

特許権の未活用理由として「産業財産権に対する需要機関の発掘が難しい」を指摘した比率が 53.9% (54.6%)で最も高く、「該当産業財産権の他にフォローアップが不十分」と答えた比率が 26.5% (25.3%)となっている。その他に少数意見としては「産業財産権に対する需要機関との交渉が難しい」が 2.4% (2.5%)、「紛争の可能性があるため、活用不可」が 0.5% (0.5%)となっている[図 3.27]。

⁴² 企業の場合生産活動や技術移転などには直接活用していないが、戦略的な目的(核心技術の防御、特許訴訟防止、国家レベルでの必要性など)で保有・活用している特許が存在するため、これを反映して活用率と事業化率を区分するが、大学、公共研究機関の場合はこのような差が殆どないため活用率と事業化率を同じ意味で使うことにする。



[図 3.27] 特許権未活用の理由

5. 効果的な知的財産の創出及び活用のために必要な政策支援

大学及び公共(研)の効果的な知的財産創出のために研究者などを対象にした知的財産権関連の教育支援が必要と答えた比率は全体の 67.3% (68.5%) で最も高い([表 3.6])。特に、国公立大学の 77.9% (78.8%) が必要と答え、様々な政策支援の中で最も高い比重で必要と答えている。政府出捐(研)の場合は専門家の派遣、知財権コンサルティング事業の拡大など大学と公共研究機関の知的財産権創出活動の支援が必要と答えた比率と多様な技術分野に対する特許マップ構築支援が必要と答えた比率がそれぞれ 64.3% (64.3%)、64.3% (64.3%) の最も高い。

[表 3.6] 効果的な知的財産創出に向けた政策支援の必要性

	全体	国公立大学	私立大学	政府出捐(研)	その他公共(研)
職務発明補償制度を導入したり、補償水準が拡大できるように支援	59.9%	53.5%	56.1%	50.0%	91.4%
特許情報活用拡散事業の拡大など先行特許調査と特許情報活用支援	62.9%	67.4%	62.6%	50.0%	67.5%

専門家の派遣、知財権コンサルティング事業の拡大など大学と公共研究機関の知的財産権創出活動の支援	61.7%	67.4%	59.7%	64.3%	65.0%
多様な技術分野に対する特許マップ構築支援	56.7%	70.9%	53.1%	64.3%	56.4%
研究者などを対象にした知的財産権関連教育の支援	67.3%	77.9%	65.6%	50.0%	76.1%

注. (%)は 5 点尺度(1: 必要性が最も低い、5: 必要性が最も高い)で[(4 点または 5 点と答えた企業数)/(総回答機関数)]×100(%)

国内大学及び公共(研)の効果的な知的財産活用に向けた政策支援として保有特許技術に対する価値評価支援が必要と答えた比率が全体の 76.3%(72.2%)で最も高い([表 3.7])。技術移転関連のマーケティング及びコンサルティング支援が必要と答えた比率も 73.0%(74.4%)と続いている。

機関類型別に見ると、国公立大学とその他公共(研)の場合は保有特許技術に対する価値評価の支援及び技術移転関連のマーケティング及びコンサルティング支援が必要と答えた比率が高く、私立大学と政府出捐(研)の場合もまた保有特許に対する価値評価支援を最も必要な政策支援方法として挙げていることがわかった。

[表 3.7]効果的な知的財産活用に向けた政策支援の必要性

	全体	国公立 大学	私立 大学	政府出 捐(研)	その他公 共(研)
保有特許技術に対する価値評価支援	76.3%	77.9%	73.6%	71.4%	91.4%
新技術の事業化のための研究所企業 /実験室創業支援	63.1%	60.5%	62.6%	57.1%	71.8%
特許技術取引、流通システムの改善	60.8%	60.5%	59.6%	57.1%	69.3%
技術移転関連のマーケティング及び コンサルティング支援	73.0%	77.9%	69.2%	64.3%	93.2%
優秀技術の輸出支援	58.2%	70.9%	54.6%	57.1%	65.0%

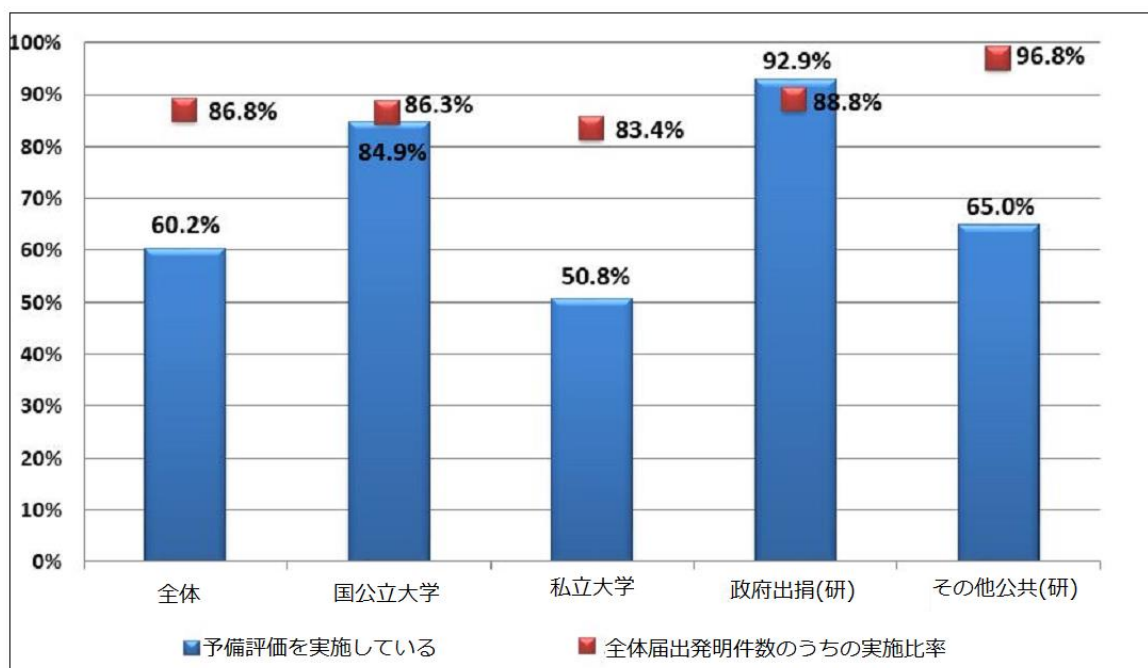
注: (%)は 5 点尺度(1: 必要性が最も低い、5: 必要性が最も高い)で[(4 点または 5 点と答えた企業数)/(総回答機関数)]×100(%)

第4節 知的財産の保護

1. 予備評価の実施状況

産業財産権の出願などに先立って機関内で予備評価を行っている大学及び公共(研)の比率は 60.2%(60.8%)となっている([図 3.28])。機関類型別で見ると、予備評価の実施比率が最も高い機関は政府出捐(研)で 92.9%(92.9%)に達していることがわかった。一方、予備評価を実施している比率が最も低い機関は私立大学で 50.8%(51.1%)に止まっている。

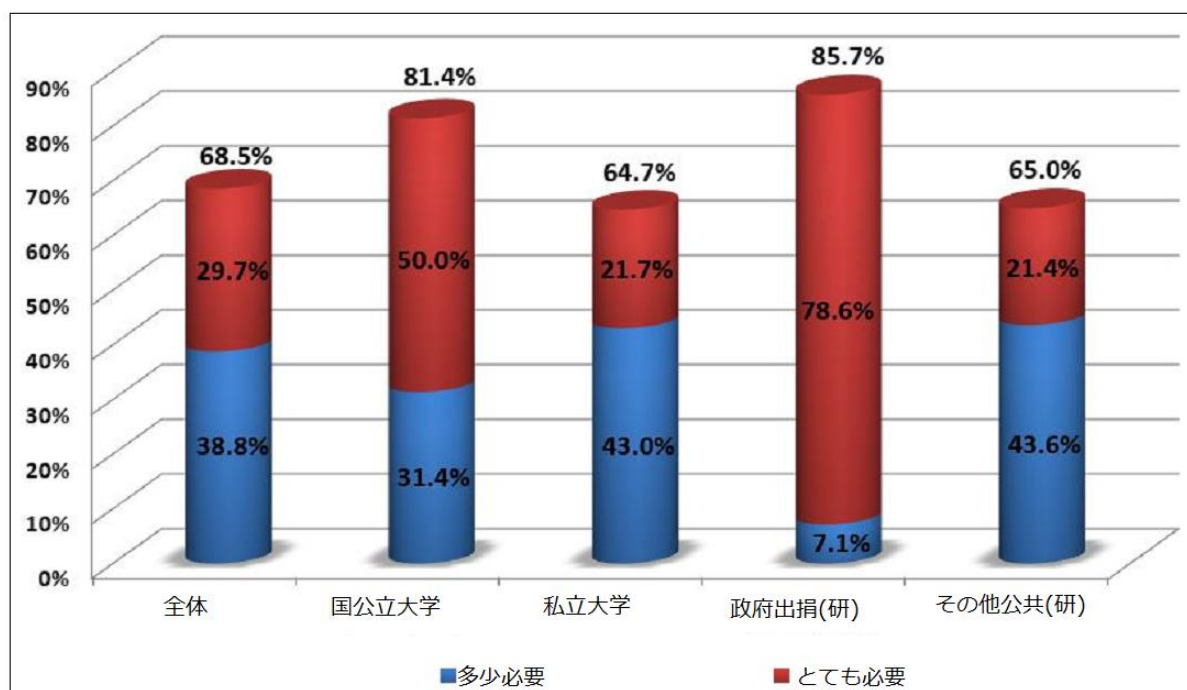
また、予備評価を実施する場合、全体届出發明件数のうち平均 86.8%(86.4%)に対して実施していることがわかった。全体届出發明件数のうち予備評価を行う比率はその他公共(研)が 96.8%(96.7%)で最も高く、政府出捐(研)が 88.8%(88.8%)、国公立大学が 86.3%(86.1%)と続いている。その他公共(研)と私立大学の場合は実施比率そのものは低いものの、全体届出發明件数のうち実施している比率が他の機関類型に比べて相対的に高いことがわかった。



[図 3.28] 産業財産権の出願などに先立って行う予備評価の実施状況

産業財産権を出願する前に予備評価が必要かどうかに関しては、[図 3.29]のように全体の 68.5% (69.4%)が必要またはとても必要と答えている。これは現在の実施比率である 60.2% (60.8%)に比べて高く、予備評価の必要性に対して認識はしているものの、あらゆる制限によって実施出来ない機関が存在することを意味する。

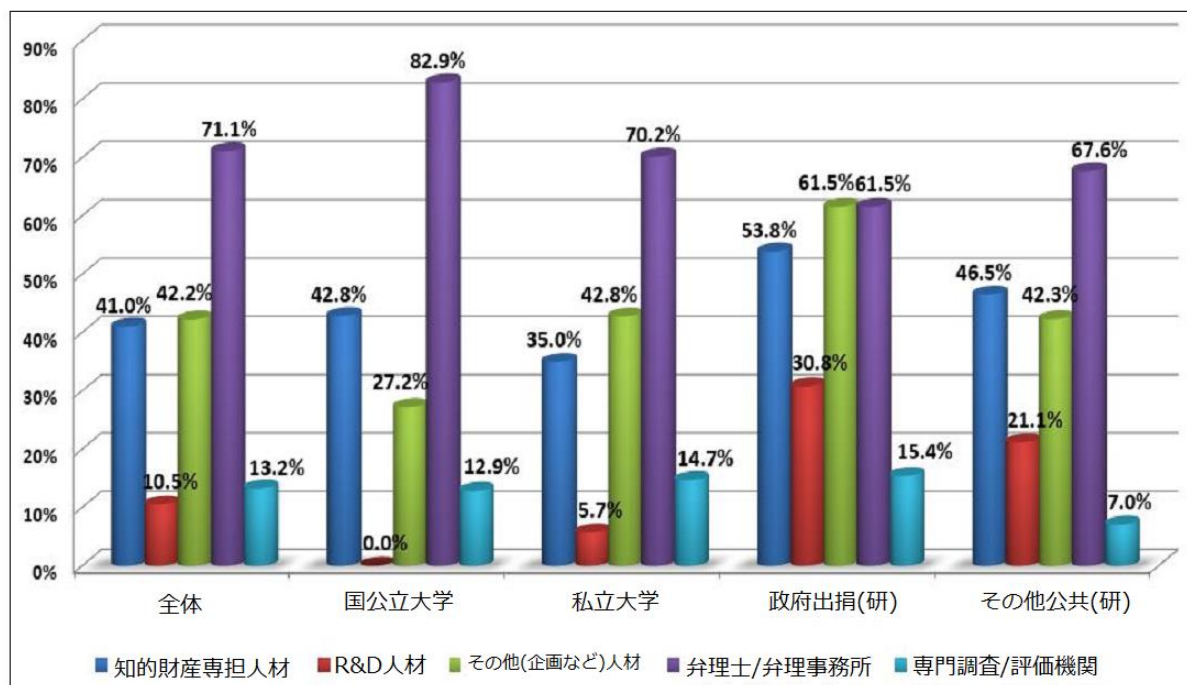
機関類型別で見ると、予備評価が必要と答えた比率は政府出捐(研)が 85.7% (85.7%)で最も高い。特に、とても必要と答えた比率が 78.6% (78.6%)に達した。また、国公立大学の 81.4% (82.4%)が予備評価が必要と答え、とても必要と答えた比率は 50.0% (50.0%)となっている。



[図 3.29] 予備評価実施の必要性

一方、予備評価を実施していると答えた場合の 71.1% (70.5%)が弁理士または弁理士事務所に該当業務を依頼すると答えている ([図 3.30])。その他(企画など)人材、知的財産専担人材、専門調査/評価機関が該当業務を行っている と答えた比率もそれぞれ 42.2% (43.0%)、41.0% (41.9%)、13.2% (13.6%)となっている。R&D 人材が行っている場合は全体の 10.5% (10.8%)に過ぎない。機関類型別では、知的財産専担人材

が予備評価を実施している比率は政府出捐(研)が 53.8% (53.8%) で相対的に高いことがわかった。

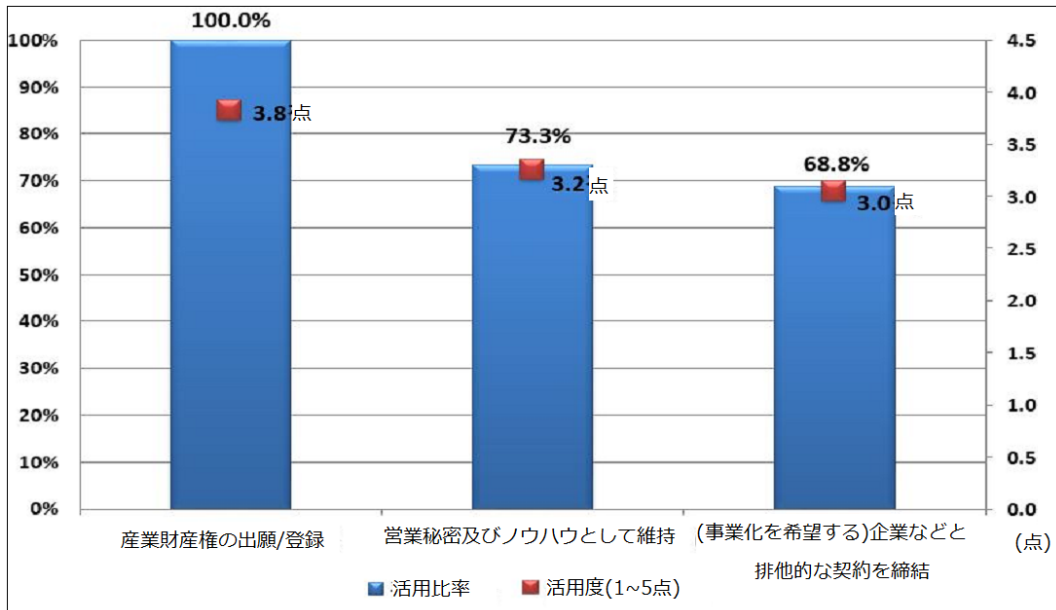


[図 3.30] 予備評価を実施している場合の実施人材

注：複数回答

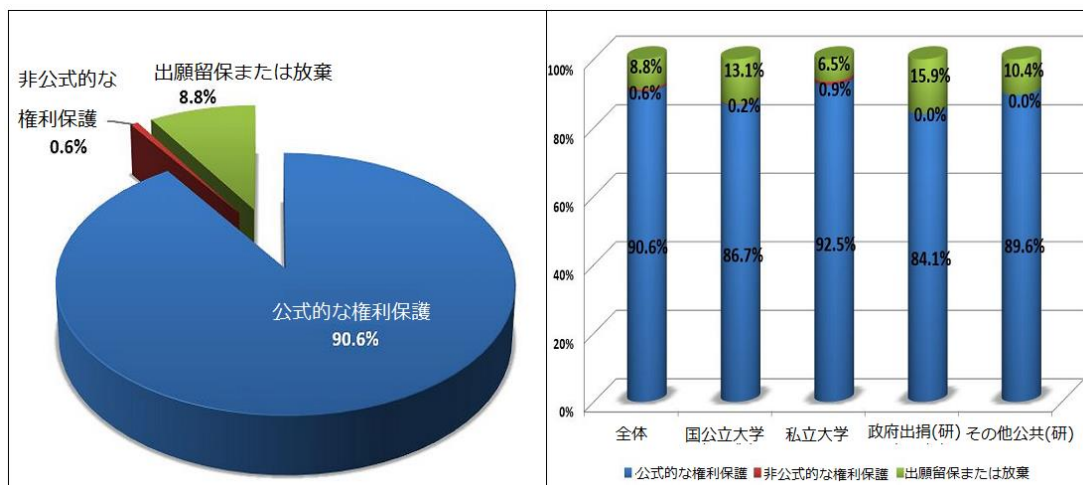
2. 研究開発成果の保護戦略

研究開発活動の成果を保護するために活用する戦略として特許など産業財産権の出願を活用すると答えた比率は全体の 100.0% (100.0%) を占めている ([図 3.31])。また、機関内の営業秘密及びノウハウとして維持する戦略と事業化を図る企業などと排他的な契約を締結すると答えた比率もそれぞれ 73.3% (74.6%) と 68.8% (69.4%) に達している。



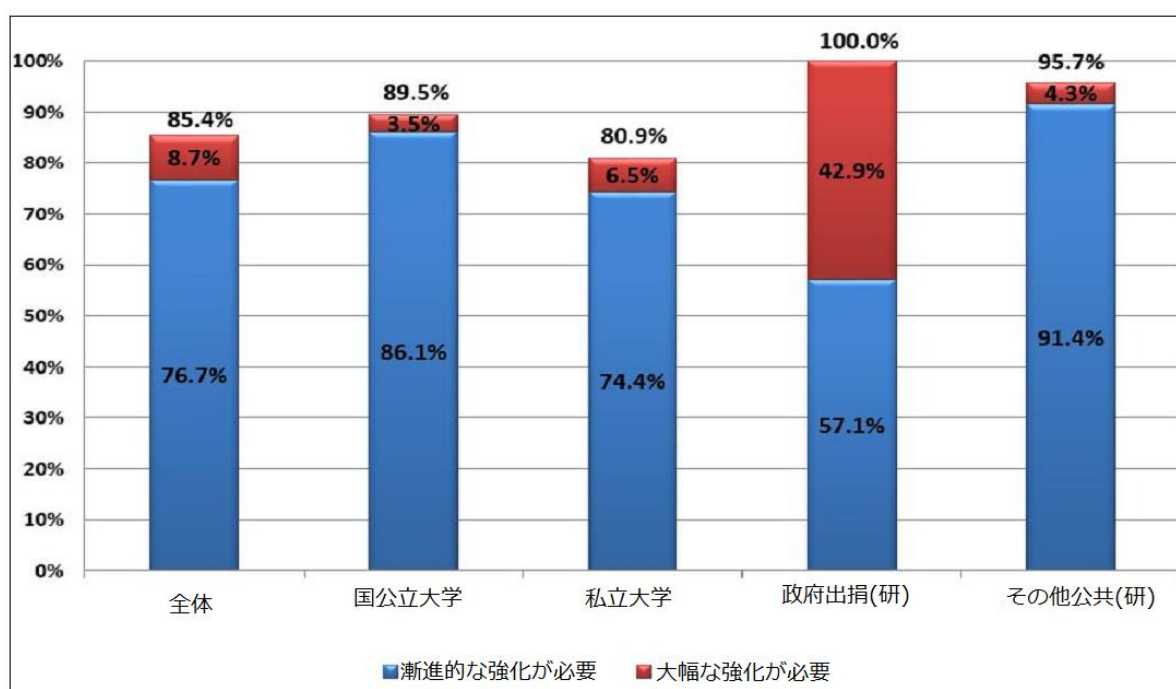
[図 3.31] 研究開発成果保護戦略の活用比率及び活用度

全体発明届出件数の中で予備評価などを経て産業財産権の出願など公式的な権利保護手続きを踏んだ比率は、[図 3.32]のように、機関平均 90.6% (90.4%) となっている。また、全体の 8.8% (9.0%) が経済性、技術性の不足などの理由で出願を留保または放棄しており、非公式的な権利保護の比率は 0.6% (0.6%) となっている。全ての機関類型において公式的な権利保護比率は高く、出願留保または放棄の比率も同水準を維持している。しかし、政府出捐(研)と国公立大学の場合は他機関類型に比べて出願の留保または放棄の比率がそれぞれ 15.9% (15.9%)、13.1% (13.3%) と相対的に高い比重を占めている。



[図 3.32] 公式的/非公式的な権利保護の比率

現在国内知的財産の保護水準⁴³と関連して今後更に強化する必要があると答えた比率が全体の 85.4% (86.0%) となっている ([図 3.33])。特に、大幅な強化が必要であるという意見が全体の 8.7% (9.0%) を占めている。機関類型別で見ると、国内知的財産の保護水準を強化する必要があると答えた比率が政府出捐(研)の場合 100.0% (100.0%) であるが、一方私立大学の場合 80.9% (81.7%) で最も低いことがわかった。



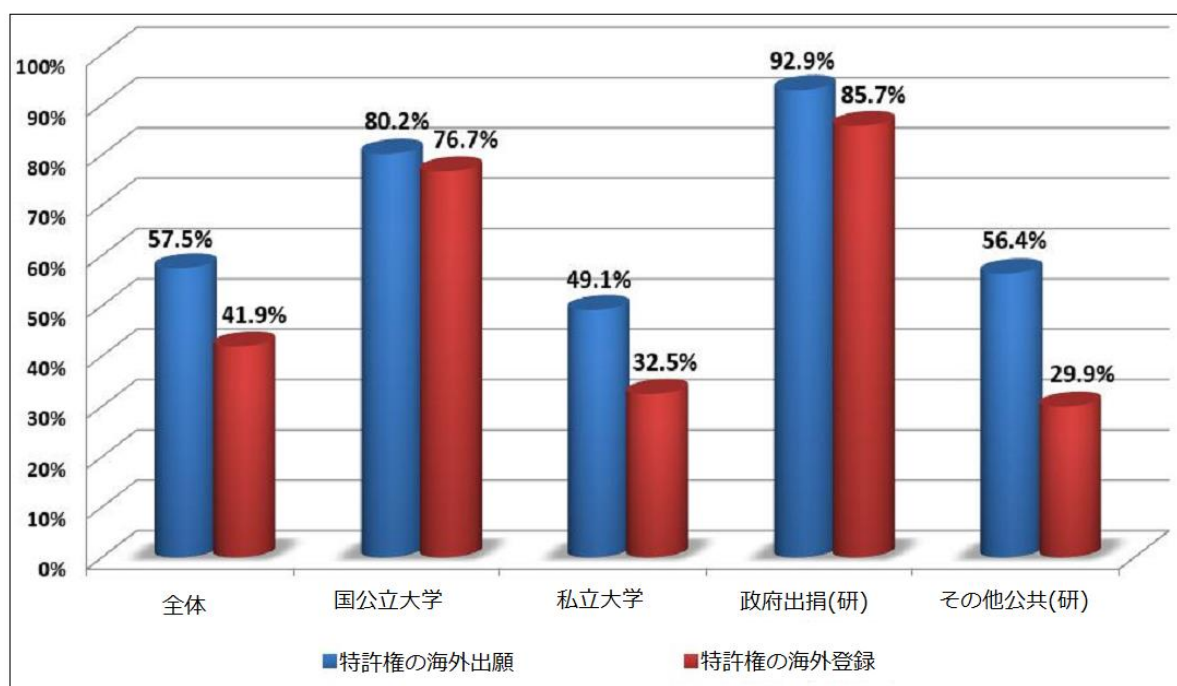
[図 3.33] 現在国内知的財産保護水準に対する認識

3. 産業財産権の海外出願/登録及び国内出願計画

国内大学、公共研究機関のうち 2016 年に 1 件以上の特許権 (PCT を含む) を海外に出願した機関は 57.5% (59.1%) となっている ([図 3.34])。また、1 件以上の特許権を個別国家に登録した機関は 41.9% (43.3%) を占めている。特許権の他にデザイン権と商標権を海外出願した比率はそれぞれ 0.0% (0.0%) と 0.5% (0.5%) となっている。政

⁴³ 知的財産の保護水準は特許制度のように創出された知的財産に権利を付与するシステムが効率的に運営されているかどうか、またこれを通じて成立された知的財産権が他人によって侵害された時にそれに対抗できる効率的な行政的・司法的措置が如何に整えられているかを意味する。

府出捐(研)の場合は PCT を含めて特許権を海外に出願した比率が 92.9% (92.9%) で最も高く、私立大学が 49.1% (51.0%) で最も低い。



[図 3.34] 特許権の海外出願及び登録の比重

大学及び公共(研)の知的財産担当者が予想する 2016 年対比 2017 年の知的財産権国内出願と関連し、全体の 40.2% (40.0%) が特許権の出願を拡大すると答え、縮小すると答えた比率 8.4% (8.6%) に比べて非常に高い([表 3.8])。機関類型別では、私立大学が 45.2% (45.3%) で最も高く、政府出捐(研)が 21.4% (21.4%) で最も低い。また、政府出捐(研)は特許出願が縮小されると答えた比率が 21.4% (21.4%) で他機関類型に比べてやや高い。

[表 3.8] 2016 年対比 2017 年の知的財産権出願計画

		全体	国公立大学	私立大学	政府出捐(研)	その他公共(研)
特許	縮小	8.4%	17.4%	5.1%	21.4%	8.6%
	拡大	40.2%	33.8%	45.2%	21.4%	32.5%
実用新案	縮小	6.4%	7.0%	5.8%	7.1%	8.6%
	拡大	14.0%	13.9%	16.8%	0.0%	8.6%

デザイン	縮小	6.8%	10.5%	5.8%	7.1%	8.6%
	拡大	15.1%	18.6%	16.7%	0.0%	12.8%
商標	縮小	8.4%	10.5%	7.2%	14.3%	8.6%
	拡大	11.1%	7.0%	13.8%	0.0%	8.6%

国内出願の増減に影響を及ぼす要因として大学及び公共(研)全体の63.0%(64.7%)が研究開発投資または予算の増減による研究成果の変化と回答している⁴⁴([表 3.9])。また、機関の産業財産権戦略の変化⁴⁵と産業財産権に対する成果評価の比重変化または評価方向の変化⁴⁶を重要な要因と選択した比率はそれぞれ59.0%(60.5%)と58.5%(60.0%)と続いている。一方、国内及び世界の景気変動が影響を及ぼす要因として重要であると選択した比率は26.5%(27.1%)に過ぎず、外部環境的な要因よりは機関内部的な要因が機関の出願件数の変化に与える影響がより大きいと見られる。

[表 3.9] 産業財産権の国内出願の増減に影響を及ぼす要因

影響を及ぼす要因	全体	国公立 大学	私立 大学	政府 出捐(研)	その他 公共機関
研究開発投資または予算の増減による研究成果の変化	63.0%	66.2%	61.8%	42.9%	78.6%
機関の産業財産権戦略の変化	59.0%	69.7%	50.8%	71.4%	82.9%
産業財産権に対する成果評価の比重変化 または評価方向の変化	58.5%	69.7%	50.8%	78.6%	74.3%
市場及び技術競争環境の変化	50.3%	55.8%	45.1%	57.1%	67.5%
国内及び世界の景気変動	26.5%	20.9%	22.6%	28.6%	50.4%
産業財産権出願環境の改善及び支援制度 の強化	51.2%	52.3%	48.8%	42.9%	67.5%

⁴⁴ 重要度において「高い」と「中間より高い」を選択した比率を比較する。

⁴⁵ 量または品質中心の知的財産出願戦略、維持費用対比収益性の変化など。

⁴⁶ 論文などその他成果対比産業財産権実績の評価比重の拡大または縮小、量的成果評価の止揚及び質的成果評価の指向など。

4. 産業財産権の出願/審査/維持費用及び関連規定の状況

国内大学及び公共(研)は2016年の1年間知的財産の出願/審査/維持に平均4億3,190万ウォン(4億4,585万ウォン)を支出していることがわかった([表3.10])。機関類型別では、政府出捐(研)が20億5,813万ウォン(20億5,813万ウォン)で最も多く、国公立大学が4億7,259万ウォン(4億8,775万ウォン)、その他公共(研)が4億3,905万ウォン(4億5,027万ウォン)、私立大学が2億3,267万ウォン(2億4,125万ウォン)を支出している。政府出捐(研)とその他公共(研)の場合は国内出願/審査費用より海外出願/審査費用をより多く支出していることがわかった。

[表3.10] 知的財産の出願・審査・維持費用

	国内		海外		出願・審査・維持費用の合計
	出願・審査	維持	出願・審査	維持費用	
全体	1億 5,940万ウォン	8,064万ウォン	1億 3,896万ウォン	5,289万ウォン	4億 3,190万ウォン
国公立 大学	2億 3,598万ウォン	9,173万ウォン	1億 1,838万ウォン	2,650万ウォン	4億 7,259万ウォン
私立大学	1億 1,160万ウォン	4,603万ウォン	6,045万ウォン	1,459万ウォン	2億 3,267万ウォン
政府 出捐(研)	4億 8,114万ウォン	3億 3,350万ウォン	7億 9,277万ウォン	4億 5,071万ウォン	20億 5,813万ウォン
その他 公共(研)	1億 2,995万ウォン	9,112万ウォン	1億 8,699万ウォン	3,099万ウォン	4億 3,905万ウォン

5. 効果的な知的財産保護のために必要な政策支援

国内大学及び公共(研)は効果的に知的財産を保護するため「出願前または出願後の知的財産評価費用の支援」と「産業財産権の出願と登録にかかる費用の減免」が必要と答えた比率がそれぞれ75.1%(76.1%)と73.3%(74.7%)で高いことがわかった([表3.11])。また、「企業などとの共同・委託研究契約の際に不平等契約防止のため

のガイドラインの制定及び広報」が必要と答えた比率は 65.1% (66.4%) であり、特にその他公共(研)の場合 80.3% (80.5%) で比較的に高いことがわかった。「出願前または出願後の知的財産評価費用の支援」が必要と答えた比率もまたその他公共(研)の場合 88.9% (89.3%) で他機関に比べて相対的に高いことがわかった。

[表 3.11] 効果的な知的財産保護のための政策支援の必要性

	全体	国公立 大学	私立 大学	政府 出捐(研)	その他 公共(研)
産業財産権の出願と登録にかかる費用 の減免	73.3%	77.9%	72.1%	57.1%	84.6%
海外出願関連情報の提供	48.9%	48.8%	47.3%	42.9%	60.7%
企業などとの共同・委託研究契約の 際、不平等契約防止のためのガイドラ インの制定及び広報	65.1%	69.7%	60.4%	71.4%	80.3%
出願前または出願後の知的財産評価費 用の支援	75.1%	77.9%	71.4%	78.6%	88.9%

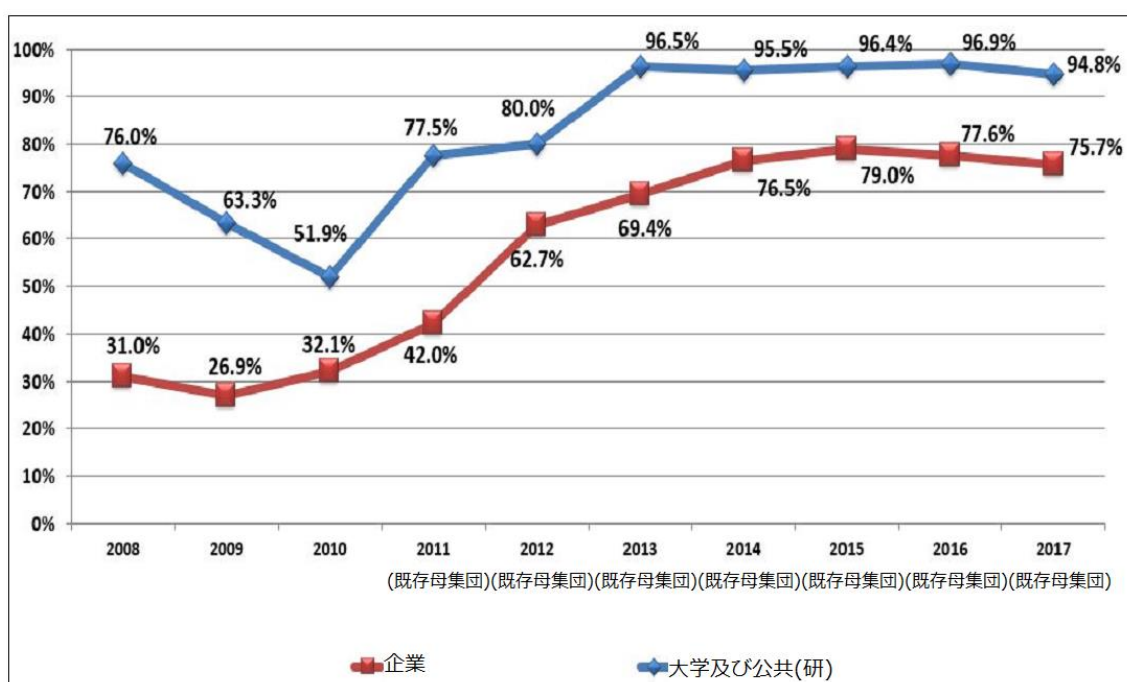
注. (%)は 5 点尺度(1: 必要性が最も低い、5: 必要性が最も高い)で[(4 点または 5 点と答えた企業数)/(総回答機関数)]×100(%)

第4章 韓国知的財産活動の年度別傾向

本章では知的財産活動の主要項目別・年度別の比較を通じて、国内企業及び大学・公共(研)の知的財産インフラ、特許基盤知的財産活動、創出及び活用、保護などの活動がどのような方向に変化しているかを示している。また、2017年の既存母集団の結果を算出して比較しやすくしている。

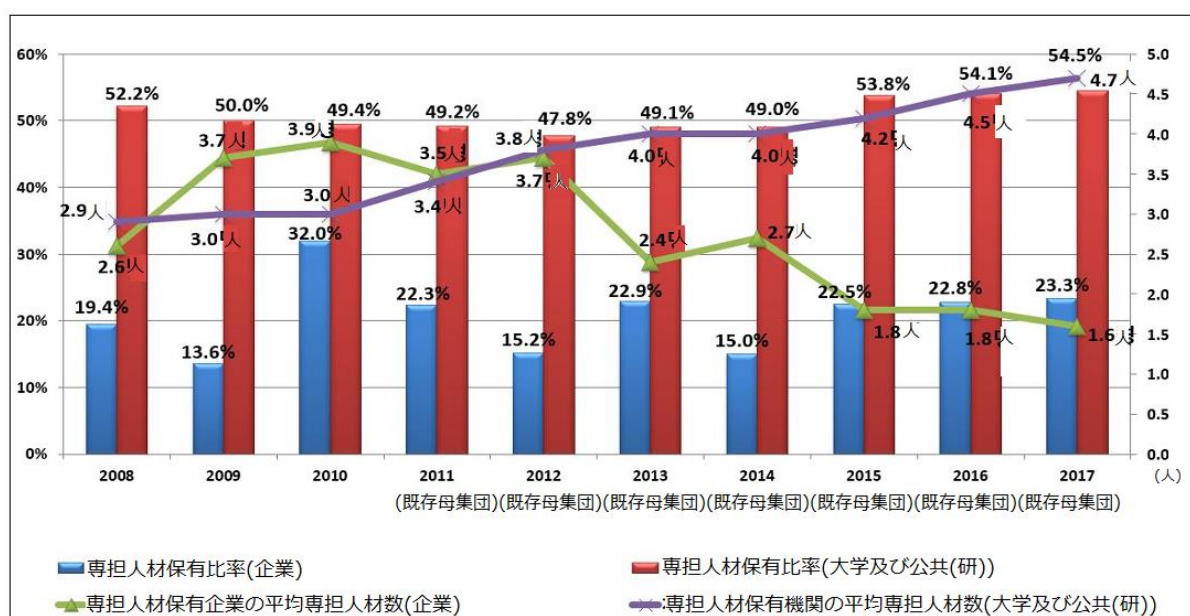
1. 知的財産担当組織及び人材保有比率の変化

知的財産を担当する組織を保有している比率の年度別推移は[図 4.1]のとおりである。企業の場合は知的財産担当組織の保有比率が2009年から着実に増加傾向にあったが、昨年に続いて小幅減少した。大学公共(研)の場合、2013年以後小幅の増減を示しており、2016年に比べるとやや減少した結果となっている。企業と大学及び公共(研)は共に前年比減少したが、担当組織を保有する比率は同水準で維持されている。これは知的財産の重要性に対する認識が普遍化したため、一定水準以上の知的財産管理が行われていると見られる。



[図 4.1] 知的財産担当組織保有比率の推移

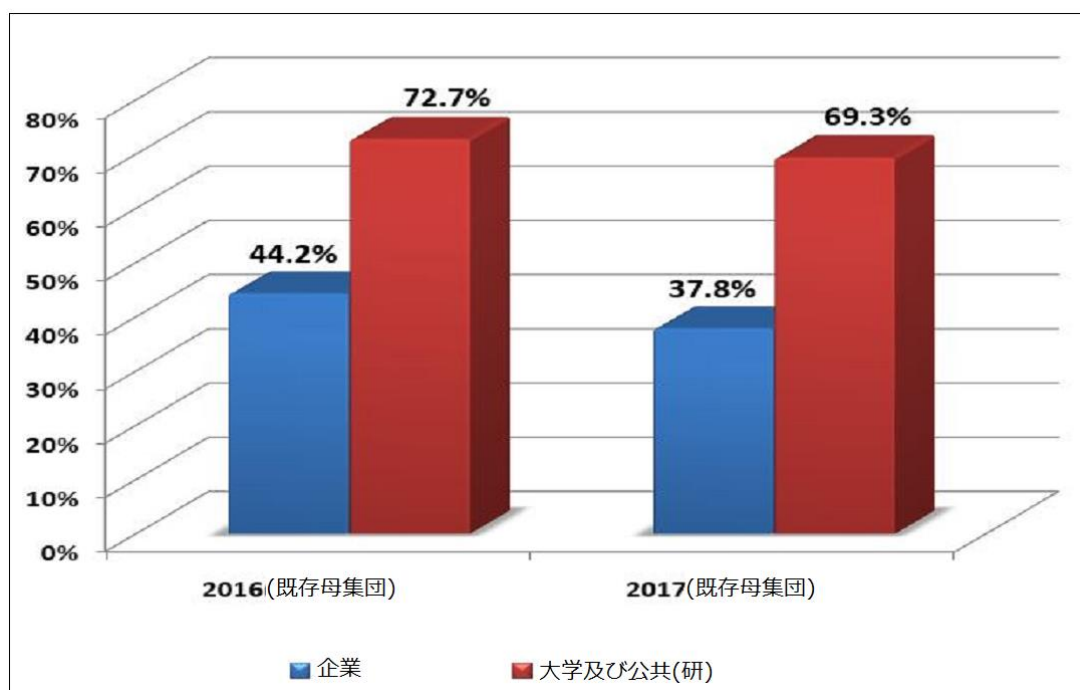
知的財産関連業務だけを専門的に行う専担人材を保有している企業の比率は 2016 年に比べて 2017 年に 22.8%から 23.3%に増加し、大学及び公共(研)の場合も 54.1%から 54.5%へと増加した。専担人材を保有している企業の平均専担人材数は 2016 年の 1.8 人から 2017 年の 1.6 人に小幅減少し、大学及び公共(研)の場合は 2016 年の 4.5 人から 2017 年は 4.7 人に小幅増加したことがわかった([図 4.2])。企業の場合、前述したように担当組織保有比率はやや減少したが、専担人材の保有比率は増加したことがわかった。これは企業が専門人材の重要性を認知し、知的財産専門性の強化に向けてインフラを構築していると判断できる。



[図 4.2] 専担人材の保有比率及び専担人材数の推移

知的財産担当人材を対象に職務教育を実施している比率は企業の場合 2016 年の 44.2%から 2017 年は 37.8%に減少し、大学及び公共(研)の場合も 72.7%から 69.3%に小幅減少した([図 4.3])。希望する職務教育の内容として、企業の場合「特許明細書の作成法」、「営業秘密保護」に関する教育比率が 2016 年のそれぞれ 22.6%、20.0%に比べて 2017 年の 24.5%、20.8%に増加した。大学及び公共(研)の場合は「特許ライセンス(技術事業化)」、「特許紛争(訴訟)」に関する関連教育に対する要請比率がそれぞれ 2016 年度の 76.2%、26.3%から 2017 年度の 80.3%、28.0%に増加した。企業の場合はより実務的な職務教育を通じて保有している知的財産を保

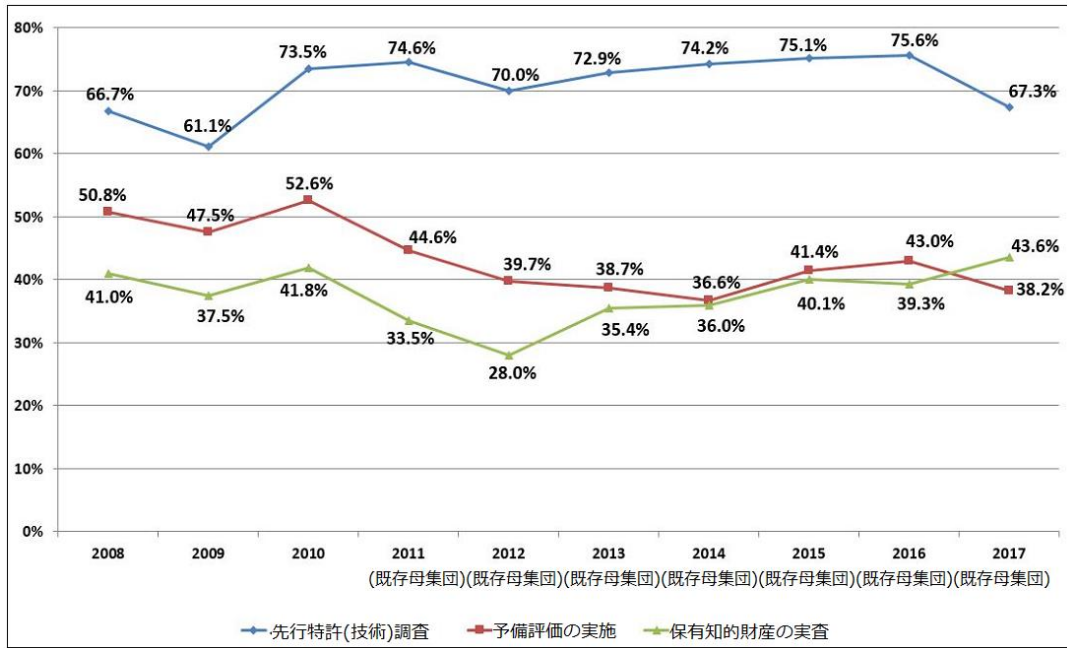
護しようとしており、大学及び公共(研)の場合は知的財産を戦略的に活用する過程において発生する問題を管理する過程などに関してより適切な職務教育を求めていると見られる。



[図 4.3] 知的財産担当人材職務教育の実施状況

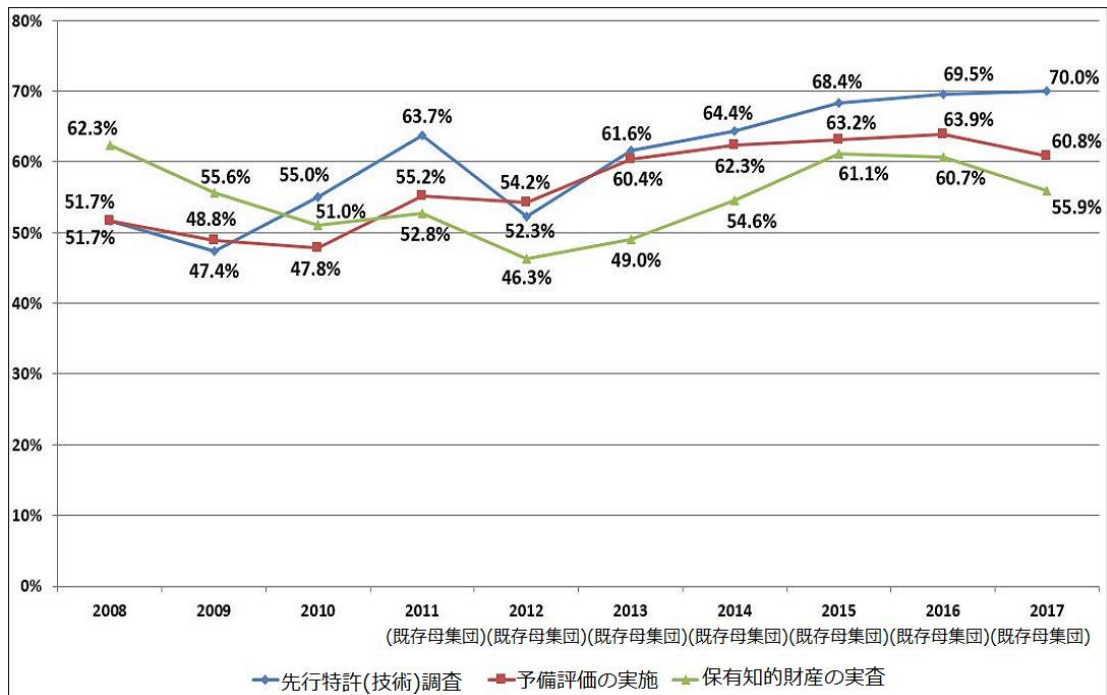
2. 知的財産先行活動の変化

先行特許(技術)調査、出願前の予備評価、保有知的財産に対する調査など特許先行活動を行っているとした企業の比率を年度別に見ると[図 4.4]のとおりである。まず、先行特許(技術)調査を行っている比率は 2016 年の 75.6%から 2017 年は 67.3%にやや減少し、予備評価を実施している比率もまた 2016 年の 43.0%から 2017 年は 38.2%に減少したことがわかった。但し、保有知的財産の調査比率は 2016 年の 39.3%から 2017 年は 43.6%に増加している。企業の場合は知的財産の創出及び活用のための先行活動の際に多少人材及び費用に関して悩んでいると見られるが、保有知的財産に対する調査活動の増加を通じて保有している知的財産の内部管理を強化していると思われる。



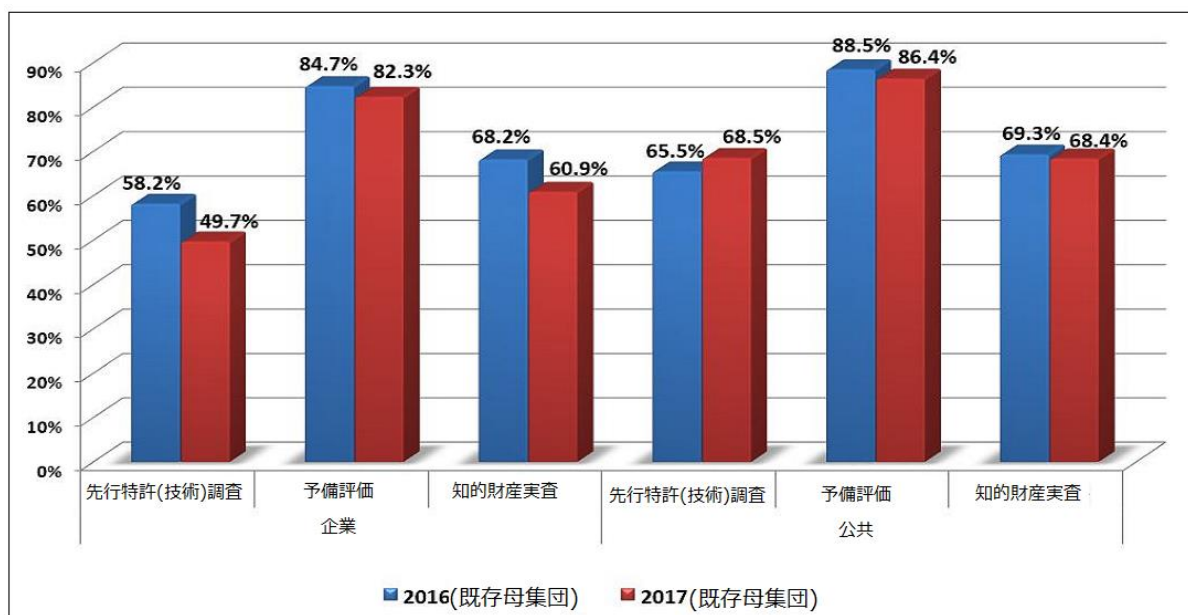
[図 4.4] 企業の先行活動実施比率の推移

大学及び公共(研)の場合は先行活動実施比率の中で先行特許(技術)調査の実施比率が2016年の69.5%から2017年の70.0%に増加した。予備評価の場合は2016年の63.9%から2017年の60.8%に減少し、保有知的財産に対する調査評価の比率もまた2016年の60.7%から2017年の55.9%に減少した([図 4.5])。



[図 4.5] 大学及び公共(研)の先行活動実施比率の推移

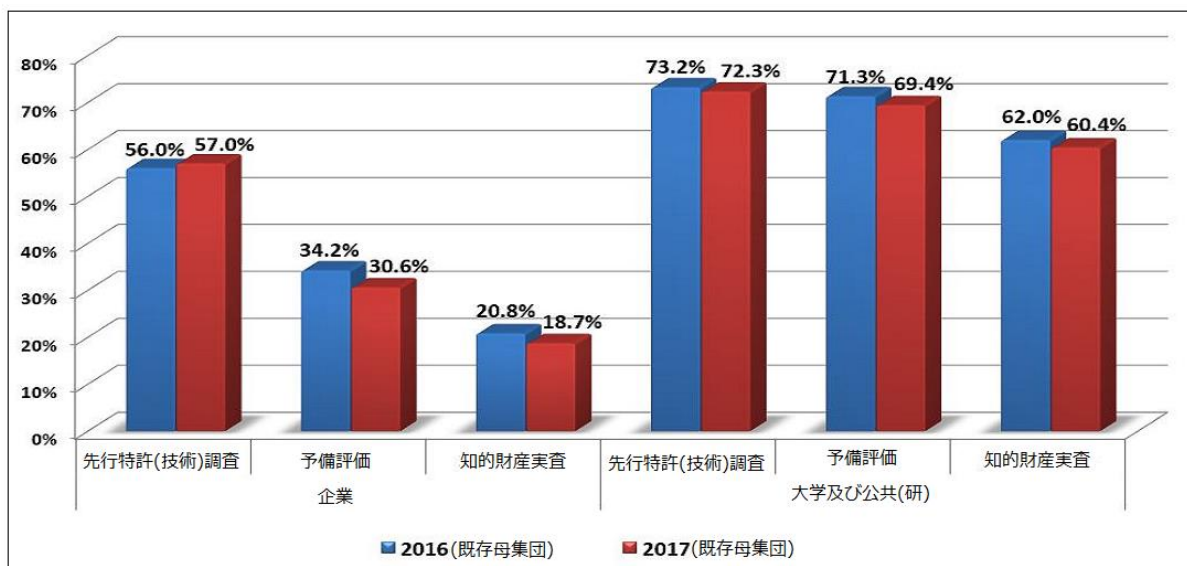
次に全体研究開発課題において先行特許(技術)調査を行う比率、全体発明件数のうち出願前に予備評価を実施する比率、保有知的財産のうち調査を行っている比率の年度別推移は[図 4.6]のとおりである。図からも分かるように、2017 年調査で企業の場合は全体研究開発課題のうち先行特許(技術)調査の実施比率が 49.7%、全体発明件数のうち予備評価の実施比率が 82.3%にやや減少した。また、保有知的財産のうち調査を行う比率も 60.9%で 2016 年に比べて減少した。大学・公共(研)の場合には全体研究開発課題のうち実施先行特許(技術)調査の比率が 68.5%で 2016 年に比べて増加したが、発明件数のうち予備評価の比率及び保有知的財産のうち調査実施比率はいずれも 2016 年に比べてやや減少したことがわかった。前述したように、大学及び公共研究機関の場合は先行特許(技術)調査活動を強化し、全体研究開発課題のうち実施比率を高めることで研究開発初期段階で戦略的な知的財産管理の取組みを強化していると思われる。



[図 4.6] 全体研究開発課題、発明、保有知的財産のうち実施比率の変化

各先行活動が必要と認識している国内企業、大学・公共(研)の比率は[図 4.7]のとおりである。企業の場合先行特許(技術)調査活動に対する必要性の認識度を除いて 2016 年に比べていずれも減少したことがわかった。知的財産関連先行活動の場合、知

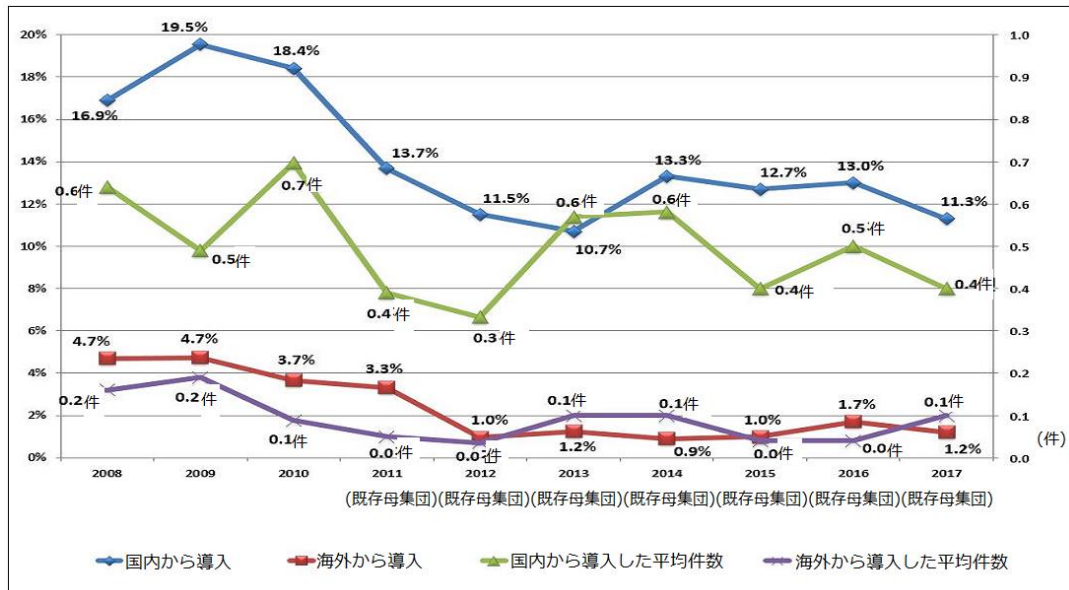
的財産を運営・管理する重要な活動にもかかわらず、費用や時間などの問題による難点が実際の実行及び必要性に関する認識に反映されたと判断される。



[図 4.7] 先行活動の必要性に対する認識の変化

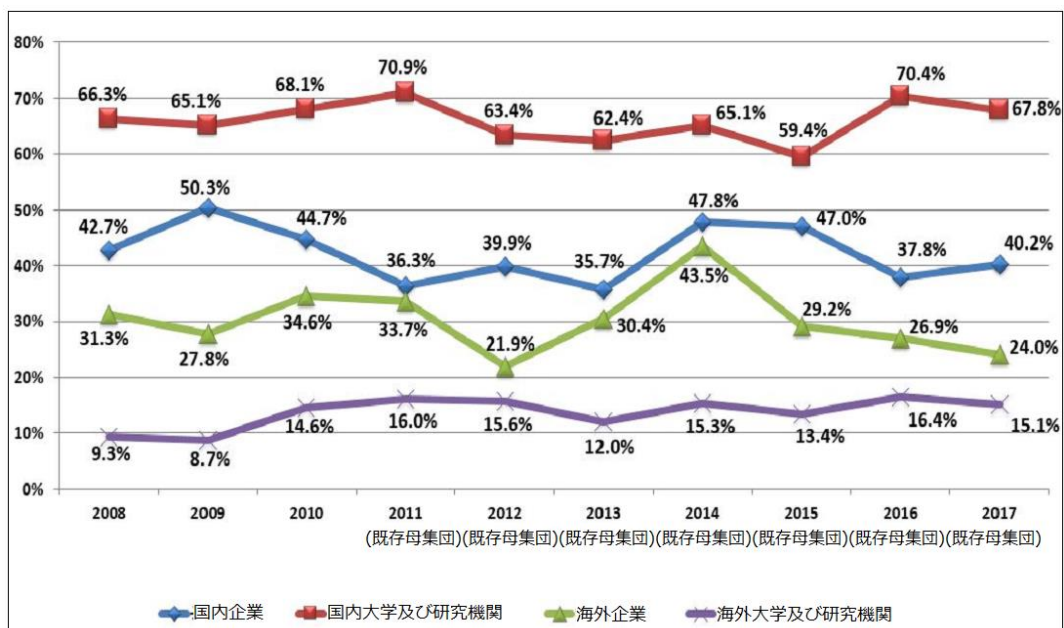
3. 外部からの知的財産導入の変化

1 年間企業外部から知的財産を導入した企業の比率は[図 4.8]のとおりである。図からもわかるように、国内から知的財産を導入した企業の比率は 2016 年にやや増加したが、2017 年に再び 11.3%に小幅減少したことがわかった。同様に海外から知的財産を導入した企業の比重も 2016 年に比べて 2017 年には小幅減少した。



[図 4.8] 知的財産導入の推移

知的財産の導入を拡大すると答えた企業が導入を希望する技術の出处と関連した年度別の推移は[図 4.9]のとおりである。このうち、国内企業から知的財産を導入すると答えた比率は 40.2%に増加し。しかし、海外企業や国内外大学及び研究機関から知的財産を導入すると答えた比率はやや減少した。国内企業間知的財産の導入に比べて海外企業からの導入は導入課程において発生し得るリスクの負担が大きく、必要な情報の共有及び検討などに関する負担があると見られる。

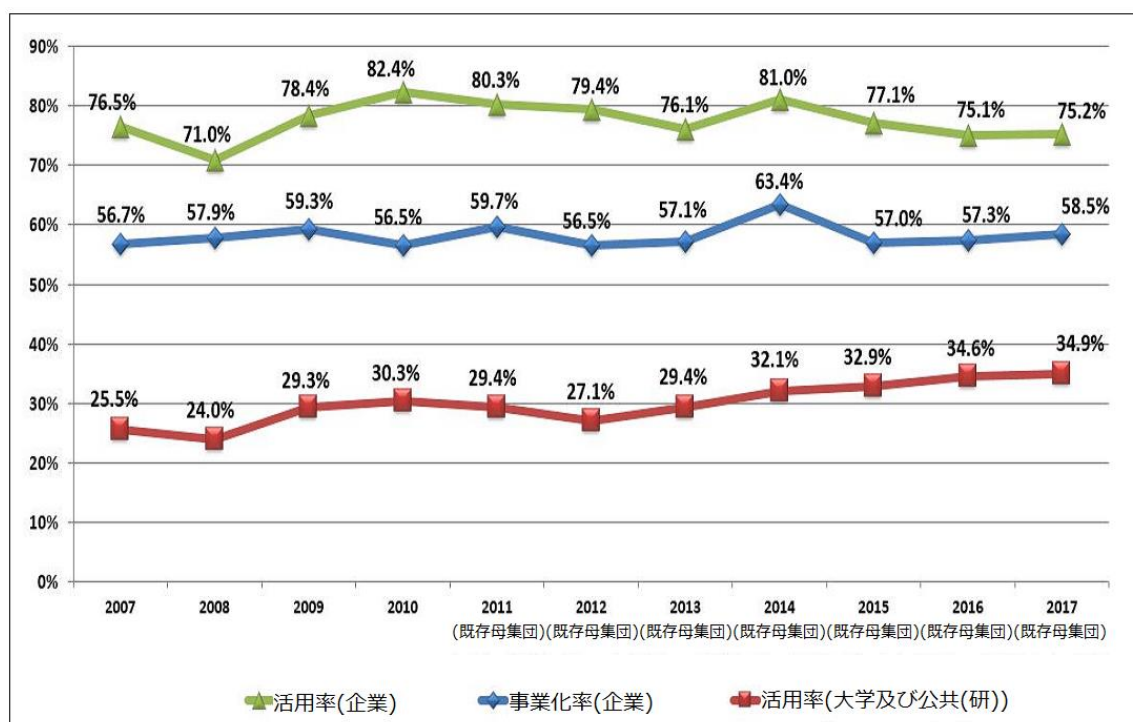


[図 4.9] 知的財産導入拡大方向の変化

4. 知的財産の活用及び事業化活動の強化

回答した全ての企業が保有している特許に比べて活用されている比率と事業化されている比率は[図 4.10]のとおりである。図からもわかるように、企業の特許活用率は2016年の75.1%から2017年は75.2%に小幅増加し、事業化率もまた2016年の57.3%から2017年は58.5%に増加したことがわかった。特許活用率及び事業化率の増加は保有特許の戦略的な活用の側面が増加しているものと判断され、知的財産のインフラ構築を土台として拡大していると思われる。

大学及び公共研究機関の場合にも全ての機関が保有している特許に比べて活用比率が2016年の34.6%に比べて2017年は34.9%に増加したことがわかった。最近国公立大学を中心にR&D中心の研究管理だけでなく、独自の技術事業化センターを運営することで自ら知的財産活動の強化に向けて様々な取り組みを展開していることがわかる。これは政府の支援政策によってよりスピードアップし、今後も持続的に推進できるよう、政策方向を決めていく必要があると思われる。

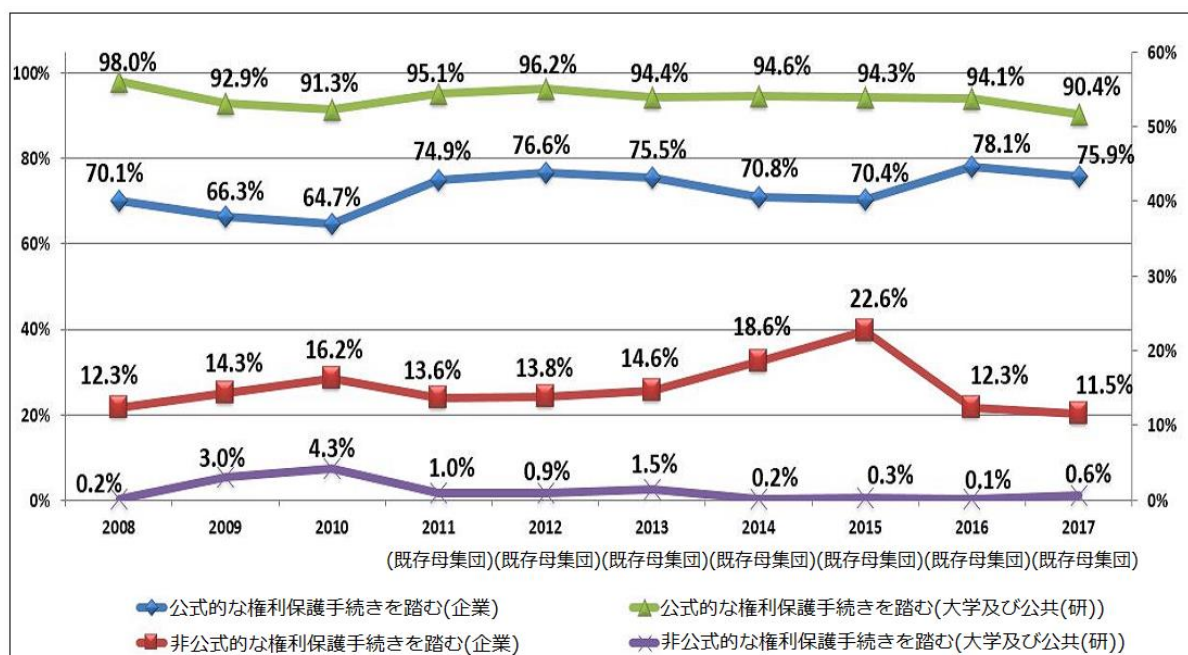


[図 4.10] 全体特許保有件数対比の活用率及び事業化率

5. 知的財産保護戦略の変化

研究開発の成果を保護するための戦略として産業財産権の出願など公式的な権利保護手続きを踏む比率、非公式的な保護手続きを踏む比率の推移は[図 4.11]のとおりである。企業の場合公式的な権利保護手続きを踏む比率は2016年の78.1%から2017年の75.9%に減少し、非公式的な保護手続きを踏む比率の場合も2016年の12.3%から2017年の11.5%に減少した。

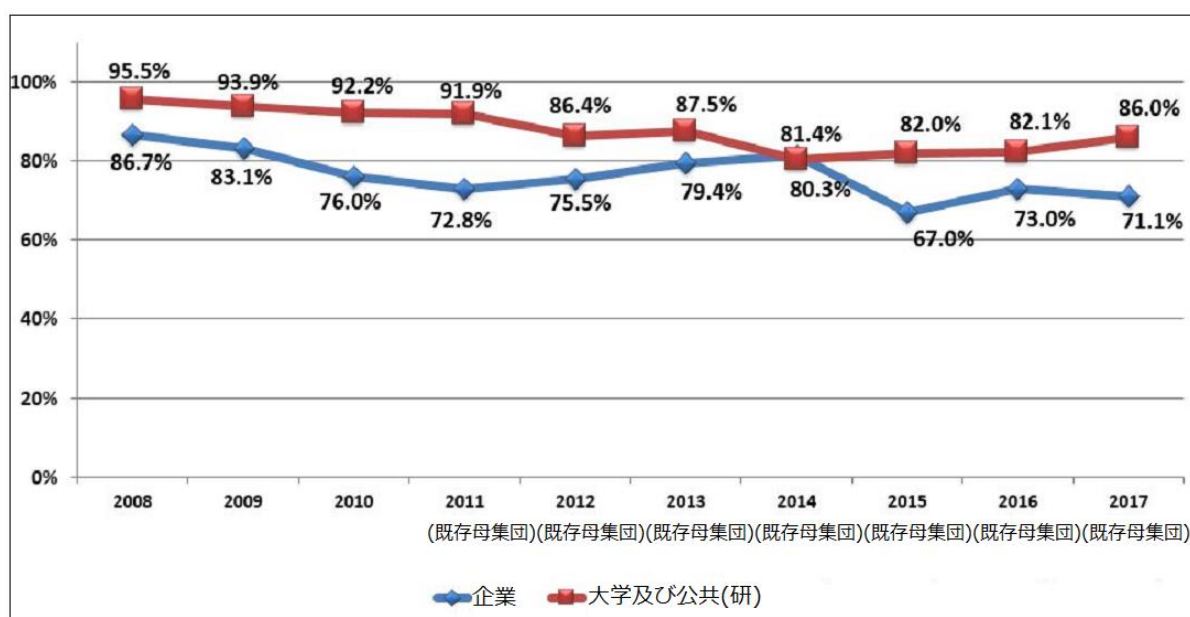
大学及び公共研究機関の場合にも公式的な権利保護手続きを踏む比率は2016年の94.1%から2017年の90.4%に減少した。但し、非公式的な権利保護手続きを踏む比率は2016年の0.1%から2017年の0.6%に増加したことがわかった。大学及び公共研究機関の場合公式的な権利保護手続きの進行比率が前年比やや減少したが、90.4%という数値からもわかるように殆どの場合権利出願など公式的な手続きを通じて保護しており、その比率が一定水準以上維持されていると見られる。



[図 4.11] 権利保護手続きの進行比率

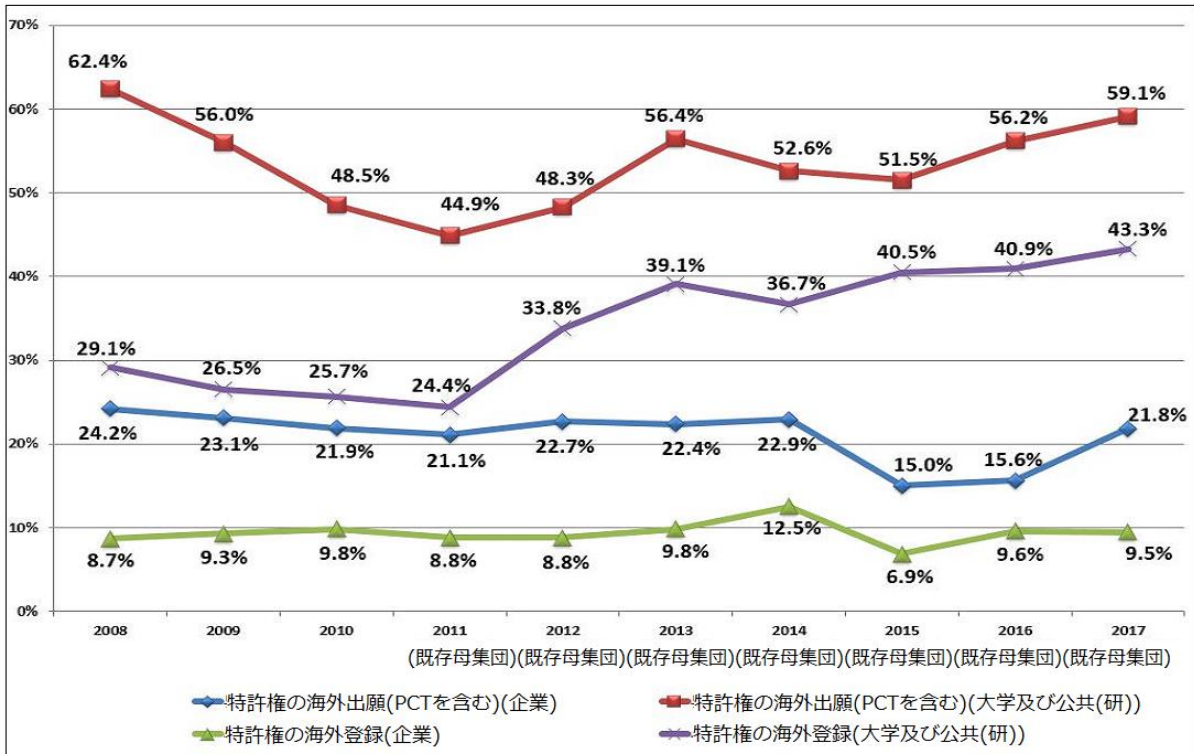
国内の知的財産保護水準を強化する必要があると答えた企業と大学・公共(研)の比率は[図 4.12]のとおりである。図からも分かるように、企業の場合知的財産保護水準

の強化必要性が 2016 年の 73.0%に比べて 2017 年は 71.1%にやや減少したが、依然として必要性は高いことがわかる。特に、大学・公共(研)の場合はその比率が 2016 年の 82.1%から 2017 年は 86.0%に増加しており、知的財産保護水準に対する強化必要性が持続的に反映されていると見られる。企業の場合、「現水準が適正」と答えた比率は 2016 年の 24.9%に比べて 2017 年は 27.4%に増加した。これは知的財産の保護及び紛争など関連 이슈が持続的に提起され、重要性に対する認識が高まる状況の中で、知的財産保護に対する持続的な努力が反映されていると見られ、今後地道な保護強化努力が求められていると判断される。



[図 4.12] 国内知的財産保護水準強化の必要性

2016 年の 1 年間海外に特許出願及び登録をした企業、大学・公共(研)の比率推移は[図 4.13]のとおりである。企業の海外出願の比率は 2016 年の 15.6%に比べて 2017 年は 21.8%に増加した。海外登録の比率は 2016 年の 9.6%に比べて 2017 年は 9.5%に小幅減少したが、年平均 61 件以上多出願企業の場合は 2016 年の 43.4%に比べて 2017 年は 50.6%に増加したことがわかった。知的財産規模の大きい多出願企業の場合は、特に海外での権利確保を通じた知的財産の保護がとても重要であるという点が反映されていると見られる。大学及び公共研究機関の場合は海外出願及び登録比率がともに増加した。



[図 4.13] 海外出願及び登録の推移

用語整理

登録補償

登録された職務発明を対象に支給する補償。

産業財産権

産業上の利用価値を持つ発明などに関する権利であり、本調査の対象は特許権、
実用新案権、デザイン権、商標権である。

先行特許(技術)調査

新技術開発などのための研究開発(R&D)活動に先行して開発しようとする技術に対する先行技術または該当技術と同一もしくは類似する特許が存在するかどうかなどを調査。

調査

特許などの維持/放棄の決定、事業化有望技術及び移転対象技術などを発掘するために保有している知的財産権の価値を把握すること。

予備評価

提出された発明届出書に対して職務発明委員会などを通じて発明の評価、承継の可否、出願の可否、審査請求の可否などを決定すること。

自社実施補償

職務発明を発明者の属している会社が利用して収益が発生した場合に発明者に支給する補償。

知的財産

人間の創造的な活動産物として産業財産権(特許、実用新案、商標、デザイン、サービス表)、著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)、ノウハウなどを全て含む。

知的財産権

産業、科学、文化、芸術分野の知的財産活動の結果として得られる法的権利であり、産業財産権の他に著作権、新知的財産権を総称。

知的財産権の被侵害

知的財産権を侵害した製品・サービスが外部で製造・販売されることで該当知的財産権を保有する企業の利益に直間接的に被害を受けること。

知的財産担当組織

知的財産の戦略企画、国内外産業財産権の出願及び登録・維持管理、知的財産権の動向調査、特許侵害関連の対応及び訴訟業務、知的財産権の販売またはライセンス交渉及び技術料管理などの業務を担当する組織。

知的財産保護活動

保有している知的財産を権利化したり、社内機密及びノウハウとして維持するなど創出された知的財産を私有化するための活動。

知的財産サービス

知的財産の創出、管理、活用、保護、取引などを支援する専門サービスであり、情報調査・分析、技術移転・取引、IP 翻訳、コンサルティングなどの事業。

処分補償

職務発明を売却などを通じて処分して収入が発生した場合に支給する補償。

出願補償

出願が完了した職務発明を対象に支給する補償。

出願・審査費用

産業財産権の出願手数料、審査請求料、弁理士費用、決定系審判(特許出願に対する拒絶決定など審査官の処分不服して請求する審判)にかかった費用などを含めた金額。

他社実施補償

職務発明をライセンス契約などを通じて他企業に移転し、技術料収入が発生した場合に支給する補償。

特許維持費用

産業財産権の登録と権利維持にかかる金額で、登録料と維持年金を含めた金額。

付録1. 業種分類と韓国標準産業分類表(KSIC)との連結

知的財産活動実態調査の業種分類	韓国標準産業分類(KSIC)10次改訂	
農林水産及び鉱業、 飲食料及びタバコ製造業	A	農業、林業及び漁業
	B	鉱業
	C10	食料品製造業
	C11	飲料製造業
	C12	タバコ製造業
卸及び小売業	G	卸及び小売業
事業サービス業、通信業	J	情報通信業
	M	専門、科学及び技術サービス業
金融及び保険業	N	事業施設管理及び事業支援及び賃貸サービス業
	K	金融及び保険業
建設業	F	建設業
その他サービス業	D	電気、ガス、蒸気及び空気調節供給業
	E	水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業
	H	運輸及び倉庫業
	I	宿泊及び飲食店業
	L	不動産業
	O	公共行政、国防及び社会保障行政
	P	教育サービス業
	Q	保健業及び社会福祉サービス業
	R	芸術、スポーツ及びレジャー関連サービス業
	S	協会及び団体、修理及びその他個人サービス業
繊維製品、衣服、靴製造	C13	繊維製品製造業；衣服を除く
	C14	衣服、衣服アクセサリ及び毛皮製品製造業
	C15	皮、鞆及び靴製造業
紙及び印刷出版業	C17	パルプ、紙及び紙製品製造業
	C18	印刷及び記録媒体複製業
化学産業	C19	コークス、練炭及び石油精製品製造業
	C20	化学物質及び化学製品製造業；医薬品を除く
	C21	医療用物質及び医薬品製造業
	C22	ゴム製品及びプラスチック製品製造業
鉄鋼及び金属産業	C23	非金属鉱物製品製造業
	C24	1次金属製造業

電気電子産業	C26	電子部品、コンピュータ、映像、音響及び通信装備製造業
機械産業	C25	金属加工製品製造業；機械及び家具を除く
	C27	医療、精密、光学機器及び時計製造業
	C28	電気装備製造業
	C29	その他機械及び装備製造業
	C30	自動車及びトレーラー製造業
	C31	その他運送装備製造業
その他製造業	C16	木材及び木製品製造業；家具を除く
	C32	家具製造業
	C33	その他製品製造業

付録2. 調査票(企業用)

実施機関：特許庁

承認番号：第 138002 号

付録 2.

知的財産活動調査票

- 企業用 -

2017

特許庁

韓国知識財産研究院

知的財産活動調査票(企業用)

ID

--	--	--	--

<調査概要>

本調査は韓国企業及び大学・公共(研)の知的財産活動状況を把握することで競争力強化に役立つ課題を発掘し、これを知的財産政策の樹立に反映することで**企業及び大学・公共(研)の効果的な知的財産活動を支援**するために**特許庁と韓国知識財産研究院**が共同で行っております。

本調査は**統計庁の承認統計**であり、この調査票に記載された内容は**統計法第 33 条によって秘密が保護**され、本調査の要約結果は今後ご回答頂いた企業及び公共研究機関のご担当の方に e-mail で送付致します。本調査にご協力いただき、ありがとうございます。

<お問合せ>

韓国知識財産研究院 (KIIP)
 ㈱コリアデータネットワーク (KDN) 電話番号 : 02-2183-9159

<送付方法>

調査票の送付手段はメール、FAX、郵便いずれも可能で、書類様式は韓国知識財産研究院のホームページ (<http://www.kiip.re.kr>) からダウンロードすることができます。

<送り先>

135-914 ソウル市江南区駅三洞 667-14KDN ビル チェ・キュヒョック代理
 FAX : 02-512-0777 E-mail : kdn21@kdn21.co.kr

企業名		業種分類* (下記の産業分類表を参照して一つだけ選択)		主要事業製品名**
法人番号				
企業(本社)所在地		設立年月	年	月
回答者名前		部署/職位		
回答者連絡先		回答者 E-mail		

***10 次標準産業分類(新分類)**

1. 農業、林業及び漁業 2. 鉱業 3. 電気、ガス、蒸気及び空気調節供給業 4. 水道、下水・廃棄物処理、原料再生業 5. 建設業 6. 卸及び小売業 7. 運輸及び倉庫業 8. 宿泊及び飲食店業 9. 情報通信業 10. 金融及び保険業 11. 不動産業 12. 専門科学及び技術サービス業 13. 事業施設管理及び事業支援及び賃貸サービス業 14. 食料品製造業 15. 飲料製造業 16. タバコ製造業 17. 繊維製品製造業 18. 衣服、衣服アクセサリ及び毛皮製品製造業 19. 皮、鞆及び靴製造業 20. 木材及び木製品製造業 21. パルプ及び紙製品製造業 22. 印刷及び記録媒体複製業	23. コークス、練炭及び石油精製品製造業 24. 化学物質及び化学製品製造業 25. 医療用物質及び医薬品製造業 26. ゴム及びプラスチック製品製造業 27. 非金属鉱物製品製造業 28. 第 1 次金属産業 29. 金属加工製品製造業 30. 電子部品、コンピュータ、映像、音響及び通信装備製造業 31. 医療、精密、光学機器及び時計製造業 32. 電気装備製造業 33. その他機械及び装備製造業 34. 自動車及びトレーラー製造業 35. その他運送装備製造業 36. 家具製造業 37. その他製品製造業 38. 公共行政、国防及び社会保障 39. 教育サービス業 40. 保健業及び社会福祉サービス業 41. 芸術、スポーツ及びレジャー関連サービス業 42. 協会及び団体、修理及びその他個人サービス業 43. 世帯内の雇用活動及び他に分類されな
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	い自家消費生産活動 44. 国際及び外国機関
**(例示1)「業種分類」: 32. 電気設備製造業 「主要事業製品名」: 変圧器	
**(例示2)「業種分類」: 34. 自動車及びトレーラー製造業 「主要事業製品名」: 自動車用エンジン	

I. 会社の一般事項及び知的財産インフラ

● 会社の形態及び規模

1. 企業類型による会社の形態(該当欄に✓チェック、2016年12月基準)

企業類型 1	企業類型 2	企業類型 3
・独立企業 ① ・国内グループ系列会社 ② ・海外グループ系列会社 ③	・大企業 ① ・中堅企業* ② ・一般中小企業*** ③ ・ベンチャー企業/ INNO-BIZ 企業 ④	・企業研究所(または R&D ① 専担部署)を保有 ・企業研究所を ② 保有していない

*中堅企業とは「産業発展法」第10条の2第1項の要件を全て備えた企業である。


***中小企業とは「中小企業基本法」第2条第1項及び同法施行令第3条(中小企業の範囲)による企業である。

2. 従業員数、売上高、輸出額、R&D人材及び費用(該当欄に数字記入、□2016年または□会計年度基準)

従業員数 (臨時・日雇職を除く)	人		総売上高	億ウォン	
研究開発(R&D) 人材**	全体 人		輸出活動の有無 及び総輸 出入額	輸出活動の有無及び総輸出額	
	男性 人	女性 人		①有る(総輸出額: 億ウォン)	②無い
研究開発(R&D)費***	億ウォン			輸入活動の有無及び総輸入額	
				①有る(総輸出額: 億ウォン)	②無い

*研究開発人材は研究所及び研究専担部署などに所属され、科学技術、産業技術などの研究開発活動に従事している人材と生産技術人材を意味し、機能職従事者、臨時職や管理職従事者は除く。「研究開発活動調査」に回答した場合、「科学技術研究開発活動調査票」の「研究開発人材」項目のうち「研究員数」を参照して研究開発人材数を記入。

***研究開発費は新しい技術、製品を開発したり、既存の知識を活用して新しい方法を探し出すために行われた調査・研究活動に支出された費用であり、間接費は除く。「科学技術研究開発活動調査」に回答した場合は「科学技術研究開発活動調査票」の「研究開発費」項目を参照して記入。

 知的財産*担当人材(報告書ページ 47~)

※**知的財産**とは人間の創造的な活動の産物を総称する用語として、産業財産権(特許、実用新案など)、著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)及び権利化されていないアイデア、ノウハウなどを全て含む。

※**産業財産権**とは産業上の利用価値を持つ発明などに関する権利として、特許権、実用新案権、デザイン権、商標権を含む。

※※**著作権**とは著作者が自分の著作物を独占的に利用したり、それを他人に許諾できる人格的、財産的権利を意味する。

※※※**新知的財産権**とは経済・社会または文化の変化や科学技術の発展によって新しい分野で出現する知的財産(知識財産基本法第 3 条の 2)で、伝統的な知的財産権の範疇では保護が難しいコンピュータプログラム、遺伝子組み換え動植物、半導体設計、インターネット、キャラクター産業などに関連する権利を意味する。

※**特許権**とは産業財産権の中で最も高度な技術性を持つもので、基本的に産業上の利用可能性、新規性、進歩性の 3 つの要件によって登録が可能。

※※**実用新案権**とは既存の物品を改良して実用性と有用性を高めた考案を出願して付与を受ける権利を意味する。

※※※**デザイン権**とは産業的物品または製品の独創的かつ装飾的な外見形状を保護するために登録を通じて許容された権利を意味し、技術とは関係なく物品の美的外見を視覚的な観点から把握できるものを意味する。

※※※※**商標権**とは生産者または商人が商標を特許庁に出願して登録することで登録商標を指定商品に独占的に使用できる権利を意味する。

3. 知的財産担当組織*の存在有無状況(該当欄に✓チェック)

担当組織保有			担当組織なし
独立専担部署	法務組織/研究開発組織内	その他組織内	
①	②	③	④

4. 知的財産担当組織総括者の職位(一つのみ✓チェック)

①社員 ②代理 ③課長 ④次長 ⑤部長 ⑥役員 ⑦その他()

5. 知的財産担当人材*の数(該当欄に数字記入、いなければ 0 と表示)

知的財産専担人材**	人	男性	人
		女性	人
その他部署業務(例:総務、人事、R&D 企画)との兼任人材	人	男性	人
		女性	人

*知的財産担当組織または人材は知的財産の戦略企画、国内外産業財産権の出願及び登録・維持管理、知的財産権の動向調査、特許侵害関連の対応及び訴訟業務、知的財産権の販売またはライセンス交渉及び技術料管理などの業務を担当する組織及び人材を意味する。

**知的財産専担人材: 知的財産関連業務だけを専門的に担当する人材

6. 知的財産担当者(兼任人材を含む)の主要業務(知的財産担当人材を 1 人以上保有する場合該当欄に✓チェック)

業務内容	人材数				
	ない	1～3人未満	3～5人未満	5～10人未満	10人以上
産業財産権の出願/登録/維持	①	②	③	④	⑤
知的財産関連の紛争/訴訟	①	②	③	④	⑤
ライセンスなど知的財産の活用	①	②	③	④	⑤
知的財産の評価/分析/審査	①	②	③	④	⑤
知的財産戦略の樹立	①	②	③	④	⑤
知的財産関連の教育	①	②	③	④	⑤

7. 知的財産専担人材に対する今後の採用計画(該当欄に✓チェック)

現在保有していない場合		現在保有している場合	
新規採用計画がある	採用計画はない	追加採用計画がある	追加採用計画はない
①	②	③	④

知的財産担当人材の職務教育(報告書ページ48～)

8. 知的財産担当人材に対する職務教育の状況(該当欄に✓チェック)

職務教育を行っている		しない
機関が独自に実施	外部機関を通じて	
①	②	③

9. 知的財産担当人材向け職務教育の必要性(該当欄に✓チェック)

必要ない	←	普通	→	とても必要
①	②	③	④	⑤

10. 知的財産人材向け職務教育の実施を希望する場合、主に取り扱うべき教育内容(該当するものは全て✓チェック)

- ①特許制度 ②特許明細書の作成法 ③特許情報検索 ④特許紛争(訴訟)
 ⑤特許情報の分析法(特許マップ) ⑥特許ライセンス(技術事業化)
 ⑦海外特許出願及び訴訟 ⑧営業秘密保護 ⑨その他()

11. 知的財産人材の能力を高めるため政府が最も推進を急ぐべき課題(1つだけ✓チェック)

- ①大学に特許関連教育課程及び学科の開設
 ②企業を対象とする実務中心教育課程の構成及び教材の開発
 ③企業の特許教育を担当する専門講師の育成 ④新規知的財産人材の養成
 ⑤既存人材向けの再教育プログラムの提供
 ⑥知的財産関連のコンサルティングまたは相談の提供 ⑦その他()

12. 知的財産担当者の人件費及び教育費、知的財産関連教育費

(該当欄に数字を記入、□2016年または□会計年度基準)

知的財産担当者に対する人件費※	(百万ウォン)
教育費(知的財産担当者対象)※※	(百万ウォン)
知的財産関連の教育費(研究開発者及び構成員対象)※※※	(百万ウォン)
*他業務と兼職である場合、知的財産関連業務の比重を考慮してお答えください。	
**知的財産担当者及び担当部署の <u>知的財産専門能力を高める</u> ために行われた <u>対内外教育プログラムへの参加及び知的財産関連専門セミナーの進行</u> など教育と関連する費用を意味する。	
***知的財産の創出、権利化、活用などに関連して企業内部の <u>研究開発者及び従業員の基礎的な知的財産関連素養を涵養</u> するための教育費用を意味する。	

知的財産サービスの活用状況(報告書ページ 51～)

※知的財産(IP)サービスとは知的財産の創出、保護、活用などを支援する専門サービスとして、情報調査・分析、技術移転・取引、翻訳、コンサルティングなどの事業

13. 国内知的財産サービスの活用状況及び分野別支出額(該当欄に✓チェック及び金額を記入)

現在の利用状況 (2016 基準、該当欄 に✓チェック)	分野※	説明	支出額(2016年) (ない場合は0記入)
利用している	① IP 法律代理	IP 出願・登録及び紛争・訴訟の代理、維持管理など	万ウォン
	IP 評価、賃貸及び仲介	IP 評価、賃貸及び仲介など	万ウォン
	知的財産の流通	知的財産の流通	万ウォン
	IP 情報サービス	IP 通翻訳、情報調査資料処理、DB 構築及び情報サービスなど	万ウォン
	IP コンサルティング教育及び広報	IP コンサルティング・教育及び広報	万ウォン
	IP 金融保険	IP 金融・保険	万ウォン
	IP 創出支援及び出版、施設運営	IP 出版及び創出支援、提供施設の運営など	万ウォン
利用していない	利用していない理由(複数回答可能)		
	②	自社の保有人材で充分該当業務を行うことができる	
	③	必要性は認識しているもののどの機関を利用すればいいかわからない	
	④	知的財産サービスにかかる費用が高価である	
	⑤	知的財産サービス提供機関の品質が信頼できない	
	⑥	知的財産サービス提供機関の情報保安が信頼できない	
	⑦	その他()	
※知的財産サービスの分野は知的財産サービス産業特殊分類体系の7大分類を従う。			

14. (Q13 で①と答えた場合)知的財産サービス提供機関別の利用比重(該当欄に数値を記入)

区分	利用比重
民間知的財産サービス専門企業(弁理士事務所を除く)	%
弁理士事務所	%
韓国特許情報院、韓国発明振興会、韓国知識財産戦略院、技術保証基金など公共機関	%
合計	100%

II. 特許基盤の知的財産活動

※該当部分の調査項目は「特許に特異的な項目」に対してより明確な現状を把握するためのもので、保有している産業財産権(特許権、実用新案権、商標権、デザイン権)のうち特に特許を念頭に置いてお答えください。

先行特許調査※など特許情報の活用(報告書ページ 57～)

*先行特許(技術)調査とは新技術開発などのための研究開発(R&D)活動に先行して開発しようとする技術に対する先行技術または該当技術と同一もしくは類似する特許が存在するかどうかなどを調査することである。機関レベルで行う先行技術調査活動及び研究者レベルで行う先行技術調査活動を全て含む。

15. 特許(技術)情報調査の現状(該当欄に✓チェック及び数字記入)

実施状況	
行っている(✓チェック及び数字記入後、Q17へ)	① 研究開発企画段階で全体研究開発課題のうち()%
行っていない(✓チェック後、Q16へ)	②

16. (先行特許調査を行っていない場合)その主な理由(該当欄に✓チェックまたはその他意見の作成後、Q18へ)

- ①先行特許(技術)調査の実施による費用負担
- ②先行特許(技術)調査の実施のための専門人材の不足
- ③先行特許(技術)調査の実施に対する認識不足
- ④先行特許(技術)調査活動の実効性不足(技術の寿命周期の短縮などで先行技術調査の実効性減少など)
- ⑤その他(_____)


17. (先行特許調査を行っている場合)実施人材(該当するものは全て✓チェック後、Q18へ)

内部人材		外部人材		
知的財産専任人材	R&D 人材	その他(企画など)人材	弁理士/弁理士事務所	専門調査/評価機関

①	②	③	④	⑤
---	---	---	---	---

18. 特許(技術)情報調査の必要性(該当欄に✓チェック)

必要性				
必要ない	←	中間	→	とても必要
①	②	③	④	⑤

 **職務発明補償(報告書ページ 53～)**

※職務発明：従業員(法人の役員を含む)がその職務に関して発明したものが性質上使用者・法人の業務範囲に属し、その発明をした行為が従業員の現在または過去の職務に属する発明(特許、実用新案、デザイン)
 ※職務発明補償制度：従業員は職務発明に対して特許などを受けられる権利や特許権などを契約や勤務規定によって使用者・法人に承継させたり、専用実施権を設定した場合は正当な補償を受けられる権利を持つ制度(発明振興法)

19. 職務発明補償制度に対する認識度(該当欄に✓チェック)

区分	全く知らない ← → 非常に詳しい				
(1)職務発明補償制度に対して	①	②	③	④	⑤
(2)職務発明と個人発明(職務発明以外の発明)の概念に対して	①	②	③	④	⑤
(3)職務発明に対する権利の帰属または承継に対して	①	②	③	④	⑤
(4)補償の算定方法(金銭的・非金銭的)に対して	①	②	③	④	⑤

20. 職務発明補償規定の保有・活用状況(該当欄に✓チェック)

保有している(該当欄に✓チェック後、Q22へ)				保有していない (チェック後、Q21へ)
企業独自に 職務発明補償規定を作成・活用		特許庁など関連機関が作成・ 普及した標準化された職務発 明補償規定を保有・活用		
予約承継規定* を保有する	予約承継規定を 保有しない	予約承継規定 を保有する	予約承継規定を 保有しない	
①	②	③	④	
*予約承継規定：従業員の職務発明に対して特許を受けられる権利ないしは特許権を使用者が承継すると(または使用者のために専用実施権を設定すると)予め使用者と従業員間で締結する契約または勤務規定				

21. (職務発明補償規定を保有していない場合)その主な理由(該当欄に✓チェックまたはその他意見の作成後、Q24へ)

- ①職務発明補償金を支給する必要がない ②他職員との衡平性
- ③補償規定がなくても別途のインセンティブが与えられる
- ④補償金を支給する場合、企業の負担が大きいため
- ⑤必要性は認識しているもののどのように導入すればいいか分からない
- ⑥使用者の導入意志が全くない ⑦その他(_____)

22. 職務発明補償の実施状況と補償金の水準(該当欄に✓チェック後、Q23へ)

*出願補償：出願が完了した職務発明を対象に支給する補償						
**登録補償：登録された職務発明を対象に支給する補償						
***自社実施補償：職務発明を発明者が属している会社で利用して収益が発生した場合に支給する補償						
****他社実施補償：職務発明をライセンス契約などを通じて他企業に移転し、技術料収入が発生した場合に支給する補償						
*****処分補償：職務発明を売却などを通じて処分して収入が発生した場合に支給する補償						
区分	実施状況				金銭的補償を実施する場合、職務発明補償金の水準	
	金銭的補償	非金銭的補償(昇進、成果評価反映)	両方補償	実施しない		
発明提案(発明届出)補償	①	②	③	④	万ウォン	
出願留保補償	①	②	③	④	万ウォン	
国内特許出願補償*	①	②	③	④	万ウォン	
国内特許登録補償**	①	②	③	④	万ウォン	
海外特許出願補償	①	②	③	④	万ウォン	
海外特許登録補償	①	②	③	④	万ウォン	
その他産業財産権の国内登録補償	①	②	③	④	万ウォン	
その他産業財産権の海外登録補償	①	②	③	④	万ウォン	
					一定比率支給の場合	固定金額支給の場合
自社実施補償***	①	②	③	④	収入金の平均____%	万ウォン
他社実施補償****	①	②	③	④	収入金の平均____%	万ウォン
処分補償*****	①	②	③	④	収入金の平均____%	万ウォン

23. 支給された職務発明関連の補償費用*(□2016年または□会計年度基準、該当欄に数字で記入)

補償の種類	補償費用
(1) 発明届出補償/出願/登録補償	(百万ウォン)
(2) 実施/処分補償	(百万ウォン)

*職務発明補償費用は貴社が定めた補償制度に基づき発明者と創作者などに支払った補償金である(実施補償、処分補償など)

24. 職務発明補償と関連するあらゆる制度の効果(該当欄に✓チェック)

(企業レベルや国家レベルで現在の実施状況とは関係なくお答えください。)

関連制度		効果ない ← →とても効果的				
従業員の職務発明に対する	発明の品質及び件数の増加	①	②	③	④	⑤

る補償実施または補償水準の拡大(企業→発明者)	技術流出の防止	①	②	③	④	⑤
職務発明補償制度の実施 企業に対する税金の減免 (政府→企業)	発明の品質及び件数の増加	①	②	③	④	⑤
	技術流出の防止	①	②	③	④	⑤
職務発明補償金に対する 所得税の非課税 (政府→発明者)	発明の品質及び件数の増加	①	②	③	④	⑤
	技術流出の防止	①	②	③	④	⑤

 **技術取引機関、技術マーケティング会社との協力(報告書ページ 60～)**

25. 最近3年間(2014～2016年)技術取引、技術マーケティングのために大学・公共研究機関 TLO や民間技術取引機関などに業務を依頼したり、業務協約を締結しているかどうかに関して(該当欄に✓チェック)

	業務協約を締結	業務を依頼	依頼しない
(1) 大学・公共研究機関 TLO、産学協力団	①	②	③
(2) 地域技術移転センター、技術取引所など国内公共機関	①	②	③
(3) 国内民間技術仲介、技術マーケティング会社	①	②	③
(4) 海外機関または民間会社	①	②	③

26. (技術取引機関などに業務を依頼した場合)主な費用支給方法(該当欄に✓チェック)

- ①調査/マーケティング費用など活動費(前金)+成功報酬(定額)
 ②調査/マーケティング費用など活動費(前金)+成功報酬(技術移転収益などによる定率)
 ③成功報酬(定額) ④成功報酬(技術移転収益などによる定率) ⑤その他

27. 技術取引システムの活用度(該当欄に✓チェック)

	活用しない	活用度				
		低い	← 中間 →	高い		
(1) IP-mart(インターネット特許技術広場)、NTBなど国内オンライン取引システム/DB	①	②	③	④	⑤	
(2) 特許技術移転説明会など国内オフライン取引システム	①	②	③	④	⑤	
(3) yet2.com など海外オンライン取引システム/DB	①	②	③	④	⑤	
(4) 海外オフライン取引システム	①	②	③	④	⑤	

28. 特許技術を事業化する上で最も大きな問題(該当欄に✓チェック)

- ①資金不足 ②マーケティング不足 ③事業化専門人材の不足

④模倣品の登場

⑤その他()

III. 知的財産の創出及び活用活動

● 知的財産基礎統計情報及び情報システムの活用(報告書ページ 65～)

※知的財産統計年報などで提示する年度別出願件数及び登録件数、産業部門別出願件数、国家別審判請求件数など主に参考として活用する知的財産関連の統計指標を意味する。

29. 知的財産統計など基礎統計情報の活用(該当欄に✓チェック及び直接記入)

①活用している(主に活用する統計指標※ :)

②活用していない

30. より頻繁に公表してほしい統計指標 ()

31. 知的財産情報システムの活用度及び主に活用する情報システムの例示(該当欄に✓チェック及び直接記入)

	活用しない	活用度					(活用する場合) 主に活用する 情報システム
		低い	←	中間	→	高い	
KIPRIS など政府提供の情報システム	①	②	③	④	⑤	()	
WIPS、DELPION など民間提供の情報システム	①	②	③	④	⑤	()	
その他情報システム	①	②	③	④	⑤	()	

● 外部からの知的財産導入(outsourcing)※の方向と戦略(報告書ページ 67～)

※外部から導入した知的財産は産業財産権(特許、実用新案、商標、デザイン)、著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)、ノウハウなどを全て含む。

32. 外部からの知的財産導入方法による実績(該当欄に数字で記入)

※導入した回数ではなく、導入した産業財産権やノウハウの総件数でご記入ください。

□2016年または□会計年度基準		国内から	海外から
外部から導入した知的財産件数※		件 (このうち特許件数)	件 (このうち特許件数)
→	実施許諾(licensing-in)を通じて導入	件	件
	購買/譲受を通じて導入	件	件
	クロスライセンス、特許プール(patent pool)を通じて相互実施または共有形態で導入	件	件
	外部と共同開発または委託開発を通じて導入	件	件
	ジョイントベンチャーまたは M&A を通じて導入	件	件

その他	件	件
-----	---	---

33. 外部からの知的財産導入経路による実績(該当欄に✓チェック)

(1)～(7)の機関から最近3年間(2014～2016年)の知的財産導入経験		ない	件数				
			1件	2～3件	4～5件	6～9件	10件以上
国内	企業	(1)グループ系列会社	①	②	③	④	⑤
	公共	(2)需要(納品)/供給(下請)企業	①	②	③	④	⑤
		(3)その他企業	①	②	③	④	⑤
		(4)大学	①	②	③	④	⑤
海外	企業	(5)出捐(研)など公共研究機関	①	②	③	④	⑤
		(6)企業	①	②	③	④	⑤
	公共	(7)大学及び研究所	①	②	③	④	⑤

34. 外部から知的財産を導入するための投資に対する今後の計画(該当欄に✓チェック、①または②チェックの場合 Q36へ、③チェックの場合 Q35へ)

①現在の水準より縮小 ②現在の水準を維持 ③現在の水準より拡大

35. (Q34で③を選択した場合)知的財産導入に向けた投資の拡大方向(該当するものは全て✓チェック)

国内		海外	
企業	大学及び研究機関	企業	大学及び研究機関
①	②	③	④

知的財産活用の方向と戦略(報告書ページ71～)

36. 保有している知的財産権※に対する調査***(評価)の実施状況(該当欄に✓チェック及び数字記入)

実施状況	
実施している (✓チェック及び数字記入後、Q38へ)	① 保有している全体知的財産権のうち____%
実施していない(✓チェック後、Q37へ)	②

※知的財産権とは産業財産権(特許、実用新案など)の他に著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)を総称

***保有知的財産権に対する調査とは特許などの維持/放棄の決定、事業化有望技術及び移転対象技術などを発掘するために保有している知的財産権の価値を把握することを意味する。

37. (調査を実施していない場合)その主な理由(該当欄に✓チェックまたはその他意見の作成後、Q39へ)

①知的財産権調査の実施による費用の負担

②知的財産権調査を実施するための専門人材の不足

- ③知的財産権調査の実施に対する認識不足
- ④知的財産権調査を行うには累積された知的財産権数が少ないため行っていない
- ⑤調査(評価)活動の実効性不足(調査結果の活用度が落ちる)
- ⑥その他(_____)

38. (調査を実施している場合)実施人材(該当する全てのものに✓チェック後、Q39へ)

内部人材			外部人材	
知的財産専任人材	R&D人材	その他(知的財産調査委員会など)人材	弁理士/弁理士事務所	専門調査/評価機関
①	②	③	④	⑤

39. 実際実施の必要性(該当欄に✓チェック)

必要性				
必要ない	←	中間	→	とても必要
①	②	③	④	⑤

知的財産*の売却または移転状況(報告書ページ73~)

※知的財産は産業財産権(特許、実用新案、商標、デザイン)、著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)、ノウハウなどを全て含む

40. 知的財産の売却または移転実績(該当欄に数字で記入、2016年基準)

<input type="checkbox"/> 2016年または <input type="checkbox"/> 会計年度基準	国内に売却または移転	海外に売却または移転
他企業などに売却または移転した知的財産の件数*	件 (このうち特許件数 件)	件 (このうち特許件数 件)
→ 実施許諾を通じて移転(licensing-out)	件 (このうち特許件数 件)	件 (このうち特許件数 件)
売却/譲渡を通じて売却(sale)	件 (このうち特許件数 件)	件 (このうち特許件数 件)
クロスライセンス、特許プール(patent pool)を通じて相互実施または共有形態で移転	件 (このうち特許件数 件)	件 (このうち特許件数 件)

41. 知的財産の売却または移転の際、最も大きな問題(該当欄に✓チェック)

- ①取引機関の能力不足
- ②需要先-供給先の発掘が難しい
- ③技術料の算定が難しい(信頼できる評価機関の不足)
- ④保安上の問題で取引の推進が難しい
- ⑤その他(_____)

42. 保有している登録産業財産権の活用状況(回答時点を基準に該当欄に数字で記入)

	特許権*	実用新案権	デザイン権*	商標権*
権利保有件数** (A+B)	件	件	件	件
活用件数(A)	件	件	件	件

→	自社実施	件	件	件	件
	他社実施＋自社実施	件	件	件	件
	他社実施	件	件	件	件
	現物出資	件	件	件	件
	防御的な目的で保有/活用	件	件		
未活用件数(B)	件	件			
	(登録5年未満) 件	(登録5年未満) 件			
→ 他機関に移転可能***	件	件			
	(登録5年未満) 件	(登録5年未満) 件			

※特許権、デザイン権、商標権は「登録された」特許権、デザイン権、商標権を対象とする。
 ※※現在(回答時点)を基準に登録され(取消、無効、放棄などで権利が消滅せず)権利が生きている総件数を記入する。
 ※※※他機関に移転可能：ライセンス契約などを通じて移転することに問題がない産業財産権で、事業化可能性や経済的な価値が著しく落ちるため他機関への移転が不可能と判断される産業財産権は除く。

43. 保有している出願及び登録産業財産権を活用した R&D 受注及び各種認証獲得の状況(該当欄に全て チェック、 2016年または 会計年度基準)

*産業財産権は各種 R&D 事業及び主要認証を獲得する上で基盤となる根拠になり得るため、本質問では貴社が国家及び民間 R&D 事業を受注する際(提案書の作成など)、各種認証獲得のための申請の際に出願及び登録産業財産権を活用した事例を全て含む。

*NET(New Excellent Technology) 認証とは技術標準院及び韓国産業技術振興協会が運営主体であり、新技術を早期に発掘して優秀性を認証することで、新技術の商用化及び取引を促進するとともに初期市場進出基盤作りを目的として設立された認証制度

**NEP(New Excellent Product) 認証とは技術標準院が運営主体であり、国内で初めて開発された技術またはこれに準ずる代替技術を適用した製品を認証することで製品の初期販路の開拓を支援し、技術開発を促進することを目的に設立された制度

***世界一商品認証とは産業資源通商部が運営主体であり、大韓民国国籍企業が生産する製品として一定の条件を満たせる商品のうち、産業資源通商部長官が「現在世界一商品」または「次世代世界一商品」として選定した商品を意味する。

(1) 産業財産権を活用した R&D 受注の状況	R&D 受注のために産業財産権を活用した経験がある			活用経験無し	
	政府 R&D に活用	民間 R&D に活用			
	①	②		③	
(2) 産業財産権を活用した主要認証獲得の状況	主要認証獲得のために産業財産権を活用した経験がある				活用経験無し
	NET 認証獲得	NEP 認証獲得	世界一商品認証獲得	その他認証獲得	
	①	②	③	④ ()	

44. 産業財産権を活用しなかった主な理由(該当欄に チェックまたは その他意見の作成)

①(自社実施)産業財産権の活用に必要な資本など生産要素の不足

- ②(自社実施、他社実施)活用するためには該当産業財産権の他に後続研究開発を通じた関連産業財産権の獲得が必要であるが、該当後続活動が不十分
- ③(他社実施、技術移転)産業財産権に対する需要機関の発掘が難しい
- ④(他社実施、技術移転)産業財産権に対する需要機関との交渉が難しい
- ⑤既存産業財産権との利用・抵触関係によって紛争の恐れがあるため、活用不可
- ⑥その他(_____)

 政府の政策支援及びその必要性(報告書ページ 76～)

45. 国内企業の効果的な知的財産創出に向けた政策支援の必要性

	政府政策の必要性				
	低い	← 中間	→	高い	
(1)職務発明補償制度の実施企業に対する税制メリットの付与、関連規定の整備などを通じて企業が職務発明補償制度を導入したり、補償水準が拡大できるように支援	①	②	③	④	⑤
(2)特許情報活用拡散事業の拡大などを通じて深みのある先行特許調査と特許情報活用を支援	①	②	③	④	⑤
(3)中小企業特許コンサルティング事業の拡大などを通じて中小企業の知的財産権創出活動を支援	①	②	③	④	⑤
(4)多様な技術分野に対する特許マップ(patent map)の構築支援	①	②	③	④	⑤
(5)研究者などを対象とする知的財産権関連教育の支援(例:教育プログラムの開発及び普及、教育関連費用の支援など)	①	②	③	④	⑤
(6)その他(_____)	①	②	③	④	⑤

46. 国内企業の効果的な知的財産活用のための政策支援

	政府政策の必要性				
	低い	← 中間	→	高い	
(1)保有特許技術に対する価値評価の支援	①	②	③	④	⑤
(2)新技術製品の販路支援及びマーケティング活動支援	①	②	③	④	⑤
(3)偽造品及び模倣品の取締り強化	①	②	③	④	⑤
(4)新技術事業化のための中小/ベンチャー創業支援	①	②	③	④	⑤
(5)特許技術取引、流通システムの改善	①	②	③	④	⑤
(6)優秀技術の輸出支援	①	②	③	④	⑤
(7)地域知的財産センターなどを通じた出願から事業化までの特許総合コンサルティング支援(one-stop service)	①	②	③	④	⑤
(8)その他(_____)	①	②	③	④	⑤

IV. 知的財産保護活動

知的財産保護の方向と戦略(報告書ページ 79～)

47. 産業財産権の出願などに先行して社内予備評価※を実施しているかどうか。(該当欄に✓チェック及び数字で記入)

実施状況	
実施している (✓チェック及び数字記入後、Q49へ)	① 全体届出発明のうち _____ %
実施していない(✓チェック後、Q48へ)	②

※「予備評価」とは提出された発明届出書に対して職務発明委員会などを通じて発明の評価、承継の可否、出願の可否、審査請求の可否などを決定することを意味する。

48. (予備評価を実施していない場合)その主な理由(該当欄に✓チェックまたはその他意見の作成後、Q50へ)

- ① 予備評価の実施による費用の負担
- ② 予備評価を実施するための専門人材の不足
- ③ 予備評価の実施に対する認識不足
- ④ 予備評価活動の実効性不足(予備評価のスクリーニング機能などがうまく働かない)
- ⑤ その他(_____)

49. (予備評価を実施している場合)遂行人材(該当するもの全てに✓チェック後、Q50へ)

内部人材			外部人材	
知的財産専門 担当人材	R&D 人材	その他(知的財産審 議委員会など)人材	弁理士/ 弁理士事務所	専門調査/ 評価機関
①	②	③	④	⑤

50. 予備評価実施の必要性(該当欄に✓チェック)

必要性				
必要ない	←	中間	→	とても必要
①	②	③	④	⑤

51. (模倣者などから)研究開発活動の成果を保護するために活用する戦略(該当欄に✓チェック)

	活用 しない	活用度				
		低い	← 中間 →	高い		
(1)特許など産業財産権の出願/登録	①	②	③	④	⑤	
(2)営業秘密及びノウハウとして維持	①	②	③	④	⑤	
(3)競合社より先に市場を先占	①	②	③	④	⑤	
(4)複雑な設計方法を採択	①	②	③	④	⑤	

52. 発明届出(Invention disclosure)件数対比特許など産業財産権の出願比率

□2016年または□会計年度基準	比率
発明届出(Invention disclosure)件数=100とする場合、	100((1)+(2)+(3)+(4))%
(1)産業財産権の出願など公式的な権利保護手続きを進行	%
(2)(営業秘密として維持など)非公式的な権利保護手続きを進行	%
(3)(経済性、技術性不足などの理由で)出願を留保または放棄する	%
(4)その他：	%

知的財産の管理及び保護に関する認識度(報告書ページ81～)

53. 現在国内の知的財産保護水準*に対する意見(該当欄に✓チェック)

大幅な弱化が必要	漸進的な弱化が必要	現在の水準が適正	漸進的な強化が必要	大幅な強化が必要
①	②	③	④	⑤
*知的財産保護水準は特許制度のように知的財産に権利を付与するシステムの効率性と知的財産権が他人によって侵害を受けた時に対抗できる行政的、司法的措置が如何に整えられているのかを意味する。				

54. 産業財産権の海外出願/登録の実績(該当欄に数字で記入)

		特許権の 海外出願/登録	デザイン権の 海外出願/登録	商標権の 海外出願/登録
2016年 実績	(個別国家)出願件数*	(件)	(件)	(件)
	→ 米国など北米地域	(件)	(件)	(件)
	日本などアジア地域	(件)	(件)	(件)
	ヨーロッパ(EU)	(件)	(件)	(件)
	その他の地域	(件)	(件)	(件)
	PCT出願**	(件)		
2016年 実績	登録件数*	(件)	(件)	(件)
	→ 米国など北米地域	(件)	(件)	(件)
	日本などアジア地域	(件)	(件)	(件)
	ヨーロッパ(EU)	(件)	(件)	(件)
	その他の地域	(件)	(件)	(件)

*同じ産業財産権を複数の国家に個別に出願または登録した場合にはこれを全て合算してご記入ください。例えば、Aという特許を米国、日本、ドイツに出願した場合、出願件数は1ではなく3でご記入ください。

**但し、PCT出願の場合は出願書に記載されている指定国の数に関係なく、1件としてご記入ください。

産業財産権出願の今後の計画(報告書ページ84～)

55. 2017年産業財産権の予想国内出願件数(該当欄に数字で記入及び✓チェック)

		国内特許	国内実用新案	国内デザイン	国内商標
2017年	出願/予想出願件数	(件)	(件)	(件)	(件)
2018年 以後	縮小	①	①	①	①
	維持	②	②	②	②
	拡大	③	③	③	③

56. 貴社の産業財産権国内出願の増減に影響を及ぼす要因(該当欄に✓チェック)

主要産業財産権の国内出願の増減に影響を及ぼす要因		重要度 低い ← 中間 → 高い				
企業内部的 な要因	①研究開発投資の増減による研究成果の変化	①	②	③	④	⑤
	②企業の事業戦略の変化(事業分野の多角化または事業構造調整など)	①	②	③	④	⑤
	③企業の産業財産権戦略の変化(量または品質中心の産業財産出願戦略、維持費用対比収益性戦略の変化など)	①	②	③	④	⑤
外部環境的 な要因	④市場及び技術競争環境の変化(市場の拡大または縮小、新技術または新市場の出現など)	①	②	③	④	⑤
	⑤国内及び世界景気の変動(国内総生産の増減、物価及び為替の変化、世界金融危機など)	①	②	③	④	⑤
	⑥産業財産権出願環境の改善及び支援制度の強化(出願手数料の減免、手続きの簡素化、産業財産権創出支援制度など)	①	②	③	④	⑤

57. 出願・審査・維持費用(□2016年または□会計年度基準、弁理士費用を含む)

	国内出願	海外出願 (PCT出願を含む)
出願・審査費用*	(百万ウォン)	(百万ウォン)
→ 特許/実用新案権の出願・審査費用	%	%
維持費用**	(百万ウォン)	(百万ウォン)
→ 特許/実用新案権の維持費用	%	%

*出願・審査費用は産業財産権の出願手数料、審査請求料、弁理士費用、決定系審判(特許出願に対する拒絶決定など審査官の処分不服して請求する審判)にかかった費用などを含めた金額である。

**維持費用は産業財産権の登録と権利維持にかかる金額であり、登録料と維持年金を含めた金額である。

● 営業秘密管理及び技術流出防止管理の状況(報告書ページ 87~)

58. 営業秘密管理及び技術流出防止指針の保有及び遵守状況

- ① 営業秘密管理指針及び技術流出防止指針があり、これを遵守している。
- ② 営業秘密管理指針及び技術流出防止指針はあるが、これに対する認識度が低い。
- ③ 関連指針がない。

59. 営業秘密管理及び技術流出防止のための人材管理の状況(該当欄に✓チェック)

	している	しない
--	------	-----

(1) 内部者に対する秘密保護誓約書の締結	①	②
(2) 定期的な関連教育の実施	①	②
(3) 転職禁止約定などの競業禁止の義務付け	①	②
(4) 外部者(取引先)に対する保安誓約書の作成など保護義務の明確化	①	②

60. 営業秘密管理及び技術流出防止のための物的管理の状況(該当欄に✓チェック)

	している	しない
(1) 外部者に対する出入統制	①	②
(2) アクセス権限の付与など内部者に対するアクセス管理	①	②
(3) 文書のレベル指定(秘密、対外秘など)	①	②
(4) 電子文書の管理(USB、外部メール、シャットアウトなど)	①	②
(5) 非電子文書の管理(印刷、搬出、廃棄など)	①	②

61. 産業財産権紛争(侵害など)を事前に予防するための活動(該当欄に✓チェック)

	している	しない
(1) オフライン市場のモニタリング	①	②
(2) オンライン市場のモニタリング	①	②
(3) 紛争対応のためのコンサルティングの依頼	①	②
(4) 紛争(侵害など)関連教育の実施	①	②
(5) その他()		

62. 国内企業の効果的な知的財産保護のための政策支援

	政府政策の必要性				
	低い	← 中間	→	高い	
(1) 産業財産権の出願と登録にかかる費用の減免	①	②	③	④	⑤
(2) 海外出願関連の情報を提供	①	②	③	④	⑤
(3) 知的財産権侵害に対する強力な処罰基準の制定	①	②	③	④	⑤
(4) 知的財産権侵害に対するコンサルティング支援と共同取締り	①	②	③	④	⑤
(5) その他()	①	②	③	④	⑤

最後までアンケート調査にご協力頂きまして誠にありがとうございます。

付録3. 調査票(大学及び公共研究機関用)

実施機関：特許庁

承認番号：第 138002 号

付録 3.

知的財産活動調査票

－ 大学、公共研究機関用 －

2017

特許庁

韓国知識財産研究院

知的財産活動調査票(大学及び公共研究機関用)

ID

--	--	--	--

<調査概要>

本調査は韓国企業及び大学・公共(研)の知的財産活動状況を把握することで競争力強化に役立つ課題を発掘し、これを知的財産政策の樹立に反映することで**企業及び大学・公共(研)の効果的な知的財産活動を支援**するために**特許庁と韓国知識財産研究院**が共同で行っております。

本調査は**統計庁の承認統計**として、この調査票に記載された内容は**統計法第 33 条によって秘密が保護**され、本調査の要約結果は今後ご回答頂いた企業及び公共研究機関のご担当の方に e-mail で送付致します。本調査にご協力いただき、ありがとうございます。

<お問合せ>

韓国知識財産研究院 (KIIP)
 ㈱コリアデータネットワーク (KDN) 電話番号 : 02-2183-9159

<送付方法>

調査票の送付手段はメール、FAX、郵便いずれも可能で、書類様式は韓国知識財産研究院のホームページ (<http://www.kiip.re.kr>) からダウンロードすることができます。

<送り先>

135-914 ソウル市江南区駅三洞 667-14KDN ビル チェ・キュヒョック代理
 FAX : 02-512-0777 E-mail : kdn21@kdn21.co.kr

機関名		機関所在地 (市/郡単位)	
回答者名前		部署/職位	
回答者連絡先		回答者 E-mail	

I. 機関の一般事項及び知的財産インフラ

● 機関の研究開発規模

1. 研究開発人材[※] (該当欄に数字で記入。2016 年基準)

研究開発 (R&D) 人材			
全体	男性	女性	
人	人	人	人

※ 研究開発人材は学士号以上の学位所持者または同等以上の専門知識を備えている人で、科学技術、産業技術などの研究開発活動に従事している人材を意味し、機能職従事者、臨時職、管理職従事者は除く。

※ 「研究開発活動調査」に回答した場合は「科学技術研究開発活動調査票」の「研究開発人材」項目のうち「研究員数」を参照して研究開発人材数を記入。

2. 研究開発費[※] (該当欄に数字で記入。2016 年基準)

研究開発 (R&D) 費 (共通)	政府からの研究開発費	億ウォン
-------------------	------------	------

	企業からの研究開発費	億ウォン
	自己負担の研究開発費	億ウォン
※ 研究開発費は新しい技術、製品を開発したり、既存の知識を活用して新しい方法を探し出すために行われた調査・研究活動に支出された費用として間接費は除く。「科学技術研究開発活動調査」に回答した場合は「科学技術研究開発活動調査票」の「研究開発費」項目を参照して記入。		

知的財産*担当人材(報告書ページ 92~)

※ 知的財産とは人間の創造的な活動の産物を総称する用語として、産業財産権(特許、実用新案など)、著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)及び権利化されていないアイデア、ノウハウなどを全て含む。
※ 産業財産権とは産業上の利用価値を持つ発明などに関する権利として、特許権、実用新案権、デザイン権、商標権を含む。
*** 著作権とは著作者が自分の著作物を独占的に利用したり、これを他人に許諾できる人格的、財産的権利を意味する。
*** 新知的財産権とは経済・社会または文化の変化や科学技術の発展によって新しい分野で出現する知的財産(知識財産基本法第3条の2)で、伝統的な知的財産権の範疇では保護が難しいコンピュータプログラム、遺伝子組み換え動植物、半導体設計、インターネット、キャラクター産業などに関連する権利を意味する。
※ 特許権とは産業財産権の中で最も高度な技術性を持つもので、基本的に産業上の利用可能性、新規性、進歩性の3つの要件によって登録が可能。
*** 実用新案権とは既存の物品を改良して実用性と有用性を高めた考案を出願して付与を受ける権利を意味する。
*** デザイン権とは産業的物品または製品の独創的かつ装飾的な外見形状を保護するために登録を通じて許容された権利を意味し、技術とは関係なく物品の美的外見を視覚的な観点から把握できるものを意味する。
**** 商標権とは生産者または商人が商標を特許庁に出願して登録することで登録商標を指定商品に独占的に使用できる権利を意味する。

3. 知的財産担当組織*の保有状況(該当欄に✓チェック)

担当組織の保有状況		担当組織なし
一般行政組織内	R&D 企画・管理組織や産学協力団内	
①	②	③

4. 知的財産担当人材*の人数(該当欄に数字で記入)

知的財産専門担当人材***	人	男性	人
		女性	人
その他部署業務(例: 総務、人事、R&D 企画)との兼任人材	人	男性	人
		女性	人

※ 知的財産担当組織または人材は知的財産の戦略企画、国内外産業財産権の出願及び登録、維持管理、知的財産権の動向調査、特許侵害関連の対応及び訴訟業務、知的財産権の販売またはライセンス交渉及び技術料管理などの業務を担当する組織及び人材を意味する。

*** 知的財産専門人材: 知的財産関連業務だけを専門的に担当する人材

5. 知的財産担当者(兼任人材を含む)の主要業務(知的財産担当人材を1人以上保有する場合該当欄に✓チェック)

実施業務	人材数				
	ない	1~3人未満	3~5人未満	5~10人未満	10人以上
産業財産権の出願/登録/維持	①	②	③	④	⑤
知的財産関連の紛争/訴訟	①	②	③	④	⑤
ライセンスなど知的財産の活用	①	②	③	④	⑤
知的財産の評価/分析/審査	①	②	③	④	⑤
知的財産戦略の樹立	①	②	③	④	⑤
知的財産関連の教育	①	②	③	④	⑤

6. 知的財産専任人材に対する今後の採用計画(該当欄に✓チェック)

現在保有していない場合		現在保有している場合	
新規採用計画がある	採用計画はない	追加採用計画がある	追加採用計画はない
①	②	③	④

知的財産担当人材の職務教育(報告書ページ95~)

7. 知的財産担当人材に対する職務教育の状況(該当欄に✓チェック)

職務教育を行っている		しない
機関が独自に実施	外部機関を通じて	
①	②	③

8. 知的財産担当人材向け職務教育の必要性(該当欄に✓チェック)

必要ない	←	普通	→	とても必要
①	②	③	④	⑤

9. 知的財産人材向け職務教育の実施を希望する場合、主に取り扱うべき教育内容(該当するものは全て✓チェック)

- ①特許制度 ②特許明細書の作成法 ③特許情報検索 ④特許紛争(訴訟)
 ⑤特許情報の分析法(特許マップ) ⑥特許ライセンス(技術事業化)
 ⑦海外特許出願及び訴訟 ⑧営業秘密保護 ⑨その他()


10. 知的財産人材の能力を高めるため政府が最も推進を急ぐべき課題(1つだけ✓チェック)

- ①大学に特許関連教育課程及び学科の開設
 ②企業を対象とする実務中心教育課程の構成及び教材の開発
 ③企業の特許教育を担当する専門講師の育成 ④新規知的財産人材の養成
 ⑤既存人材のための再教育プログラムの提供

⑥知的財産関連のコンサルティングまたは相談の提供 ⑦その他()

11. 知的財産担当者に対する人件費及び教育費(2016年基準)

知的財産担当者に対する人件費*	(百万ウォン)
教育費(知的財産担当者対象)**	(百万ウォン)
知的財産関連の教育費(研究開発者など構成員対象)***	(百万ウォン)
*他業務と兼職である場合、知的財産関連業務の比重を考慮してお答えください。	
**知的財産担当者及び担当部署の知的財産専門能力を高めるために行われた対内外教育プログラムへの参加及び知的財産関連専門セミナーの進行など教育と関連する費用を意味する。	
***知的財産の創出、権利化、活用などに関連して企業内部の研究開発者及び従業員の基礎的な知的財産関連素養を涵養するための教育費用を意味する。	

 知的財産サービスの活用状況(報告書ページ98~)

※知的財産(IP)サービスとは知的財産の創出、保護、活用などを支援する専門サービスとして、情報調査・分析、技術移転・取引、翻訳、コンサルティングなどの事業


12. 国内知的財産サービスの活用状況及び分野別支出額(該当欄に✓チェック及び金額を記入)

現在の利用状況 (2016年基準、該当欄に✓チェック)	分野	説明	支出額(2016年) (ない場合0)	
利用している	①	知的財産法律代理	知的財産の出願・登録及び紛争・訴訟の代理、維持管理など	万ウォン
		知的財産の評価、賃貸及び仲介	知的財産の評価、賃貸及び仲介など	万ウォン
		知的財産の流通	知的財産の流通	万ウォン
		知的財産情報サービス	知的財産の通翻訳、情報調査・資料処理、DB構築及び情報サービスなど	万ウォン
		知的財産コンサルティング・教育及び広報	知的財産のコンサルティング・教育及び広報	万ウォン
		知的財産の金融・保険	知的財産の金融・保険	万ウォン
		知的財産の創出支援及び出版、施設運営	知的財産の出版及び創出支援、提供施設の運営など	万ウォン
利用していない	利用していない理由(複数回答可能)			
	②	自社の保有人材で充分該当業務を行うことができる		

	③	必要性は認識しているもののどの機関を利用すればいいかわからない
	④	知的財産サービスにかかる費用が高価である
	⑤	知的財産サービス提供機関の品質が信頼できない
	⑥	知的財産サービス提供機関の情報保安が信頼できない
	⑦	その他()
※知的財産サービスの分野は知的財産サービス産業特殊分類体系の7大分類に従う。		

13. 知的財産サービス提供機関別の利用比重(該当欄に数値を記入)

区分	利用比重
民間知的財産サービス専門企業(弁理士事務所を除く)	%
弁理士事務所	%
韓国特許情報院、韓国発明振興会、韓国知識財産戦略院、技術保証基金など公共機関	%
合計	100%


 総合的な知的財産管理システム(報告書ページ100~)

14. 総合的な知的財産管理システムの構築または活用状況(該当欄に✓チェック)

- ①特許など出願/登録過程と目録などが管理されている(発明届出から出願、中間事件、登録、維持、放棄などに関連する行政手続きと特許費用、関連情報などの管理システムを保有)
- ②特許などの出願/登録過程と目録などが業績評価など人事管理、研究課題管理システム、技術移転システムと連動して総合的に管理されている。
- ③知的財産管理システムが構築されていない(→③にチェックした場合 Q16へ)

15. (知的財産管理システムを構築または活用している場合)構築方法と所要費用(2016年基準)

構築方法	構築費用または賃借費用 (年間維持費用を含む)					
	500万 ウォン 未満	1000万 ウォン 未満	3000万 ウォン 未満	5000万 ウォン 未満	1億 ウォン 未満	1億 ウォン 以上
①機関固有の管理システムを構築	①	②	③	④	⑤	⑥
②外部の管理システムを賃借して活用	①	②	③	④	⑤	⑥

 (大学の場合)知的財産関連教育の状況

16. 知的財産関連講座の開設状況及び講座数

- ①開設されている(講座数_____ 講座)

②開設されていない

17. 知的財産関連講座講師における専任教員の存在有無

①専任教員として存在する

②専任教員として存在しない

II. 特許基盤の知的財産活動

*該当部分の調査項目は「特許に特異的な項目」に対してより明確な状況を把握するためのものであり、保有している産業財産権(特許権、実用新案権、商標権、デザイン権)のうち特に特許を念頭においてお答えください。

● 先行特許調査*など特許情報の活用(報告書ページ 105～)

* 先行特許(技術)調査とは新技術開発などのための研究開発(R&D)活動に先行して開発しようとする技術に対する先行技術または該当技術と同一もしくは類似する特許が存在するかどうかなどを調査することである。機関レベルで行う先行技術調査活動及び研究者レベルで行う先行技術調査活動を全て含む。

18. 特許(技術)情報調査の状況(該当欄に✓チェック及び数字で記入)

実施状況	
実施している(✓チェック及び数字記入後、Q20へ)	① 研究開発企画段階で全体研究開発課題のうち_____%
実施していない(✓チェック後、Q19へ)	②

19. (先行特許調査を行っていない場合)その主な理由(該当欄に✓チェックまたはその他意見の作成後、Q21へ)

①先行特許(技術)調査の実施による費用負担

②先行特許(技術)調査を実施するための専門人材の不足

③先行特許(技術)調査の実施に対する認識不足

④先行特許(技術)調査活動の実効性が不足(技術の寿命周期の短縮などで先行技術調査の実行性減少など)

⑤その他(_____)

20. (先行特許調査を行っている場合)実施人材(該当するものは全て✓チェック後、Q21へ)


内部人材			外部人材	
知的財産専担人材	R&D人材	その他(企画など)人材	弁理士/弁理士事務所	専門調査/評価機関
①	②	③	④	⑤

21. 機関レベルでの特許(技術)情報調査支援の状況(該当するものは全て✓チェック)

- ①機関の主要研究分野に対する各国の特許情報、技術動向などを調査して特許マップとして構築、研究者に提供
- ②(研究者の要請がある場合)開発しようとする技術の動向や類似する特許が存在するかどうかを調査して研究者に提供
- ③研究者に技術動向や先行特許(技術)調査のための費用を支援
- ④特別な支援は行っていない

22. 特許(技術)情報調査の必要性(該当欄に✓チェック)

必要性				
必要ない	←	中間	→	とても必要
①	②	③	④	⑤

 職務発明補償(報告書ページ 102~)

※職務発明：従業員(法人の役員を含む)がその職務に関して発明したものが性質上使用者・法人の業務範囲に属し、その発明行為が従業員の現在または過去の職務に属する発明(特許、実用新案、デザイン)

※職務発明補償制度：従業員は職務発明に対して特許などを受けられる権利や特許権などを契約や勤務規定によって使用者・法人に承継させたり、専用実施権を設定した場合は正当な補償を受けられる権利を持つ制度(発明振興法)

23. 職務発明補償制度の認識度(該当欄に✓チェック)

区分	全く知らない ← → 非常に詳しい				
(1)職務発明補償制度に対して	①	②	③	④	⑤
(2)職務発明と個人発明(職務発明以外の発明)の概念に対して	①	②	③	④	⑤
(3)職務発明に対する権利の帰属または承継に対して	①	②	③	④	⑤
(4)補償の算定方法(金銭的・非金銭的)に対して	①	②	③	④	⑤

24. 職務発明補償規定*の保有・活用状況(該当欄に✓チェック)

保有している(該当欄に✓チェック後 Q26へ)				保有していない(✓チェック後、Q25へ)
企業独自に職務発明補償規定を作成・活用		特許庁など関連機関が作成・普及した標準化された職務発明補償規定を保有・活用		
予約承継規定を保有する	予約承継規定を保有していない	予約承継規定を保有する	予約承継規定を保有していない	
①	②	③	④	⑤

※職務発明補償規定：使用者・法人が承継した従業員の職務発明に対して正当な補償を定めた契約や勤務規定

25. (職務発明補償規定を保有していない場合)その主な理由(該当欄に✓チェックまたはその他意見の作成後、Q29へ)

- ①職務発明補償金を支給する必要がない
- ②他職員との衡平性
- ③補償規定がなくても別途のインセンティブが与えられる
- ④補償金を支給する場合、企業の負担が大きい
- ⑤必要性は認識しているもののどのように導入すればいいかわからない
- ⑥使用者の導入意志が全くない
- ⑦その他()

26. 職務発明補償の実施状況と補償金の水準(該当欄に✓チェック後、Q27へ)

*出願補償：出願が完了した職務発明を対象に支給する補償
 **登録補償：登録された職務発明を対象に支給する補償
 ***実施補償：職務発明をライセンス契約などを通じて企業などに移転し、技術料収入が発生した場合に支給する補償
 ****処分補償：職務発明を売却などを通じて処分して収入が発生した場合に支給する補償

区分	実施状況				金銭的補償を実施する場合、職務発明補償金の水準	
	金銭的補償	非金銭的補償(昇進、成果評価反映)	両方補償	実施しない	一定比率支給の場合	固定金額支給の場合
発明提案(発明届出)補償	①	②	③	④	万ウォン	
出願留保補償	①	②	③	④	万ウォン	
国内特許出願補償**	①	②	③	④	万ウォン	
国内特許登録補償***	①	②	③	④	万ウォン	
海外特許出願補償	①	②	③	④	万ウォン	
海外特許登録補償	①	②	③	④	万ウォン	
その他産業財産権の国内登録補償	①	②	③	④	万ウォン	
その他産業財産権の海外登録補償	①	②	③	④	万ウォン	
自社実施補償****	①	②	③	④	収入金の平均(%)	万ウォン
他社実施補償****	①	②	③	④	収入金の平均(%)	万ウォン
処分補償****	①	②	③	④	収入金の平均(%)	万ウォン

27. 職務発明に対する非金銭的な補償(業績評価など)(該当欄に✓チェック)

	業績評価などに反映していない	(SCI 級)論文提出の時、業績評価への反映=100とした場合				
		30 以下	50 以下	70 以下	100 以下	100 超過
特許など産業財産権の国内出願	①	①	②	③	④	⑤
特許など産業財産権の海外出願	①	①	②	③	④	⑤

特許など産業財産権の国内登録	①	②	③	④	⑤
特許など産業財産権の海外登録	①	②	③	④	⑤
産業財産権の移転や売却を通じた技術料収入の発生	①	②	③	④	⑤

28. 支給された職務発明*の補償費用（2016年基準、該当欄に数字で記入）

補償の種類	補償費用
(1) 発明届出補償/出願/登録補償	(百万ウォン)
(2) 実施/処分補償	(百万ウォン)

※職務発明補償費用は貴機関が定めた補償制度に基づき発明者と創作者などに支払った補償金である（実施補償、処分補償など）。

29. 職務発明補償と関連するあらゆる制度の効果（該当欄に✓チェック）

※企業レベルや国家レベルで現在の実施状況とは関係なくお答えください。

関連制度		効果ない ← →とても効果的				
職務発明に対する補償実施または補償水準の拡大 (機関レベル)	発明の品質及び件数の増加	①	②	③	④	⑤
	技術流出の防止	①	②	③	④	⑤
職務発明補償金に対する 所得税の非課税 (政府レベル)	発明の品質及び件数の増加	①	②	③	④	⑤
	技術流出の防止	①	②	③	④	⑤

● 技術取引機関、技術マーケティング会社との協力（報告書ページ108～）

30. 最近3年間(2014～2016年)技術取引、技術マーケティングのために国内外企業、技術取引機関などに業務を依頼したり、業務協約を締結しているかどうかに関して（該当欄に✓チェック）

	業務協約を締結	業務を依頼	依頼しない
(1) 国内企業または企業研究所	①	②	③
(2) 地域技術移転センター、技術取引所など国内公共機関	①	②	③
(3) 国内民間技術仲介、技術マーケティング会社	①	②	③
(4) 海外機関または民間会社	①	②	③

31. (技術取引機関などに業務を依頼した場合)主な費用支給方法(該当欄に✓チェック)

- ① 調査/マーケティング費用など活動費(前金)+成功報酬(定額)
 ② 調査/マーケティング費用など活動費(前金)+成功報酬(技術移転収益などによる定率)
 ③ 成功報酬(定額) ④ 成功報酬(技術移転収益などによる定率) ⑤ その他

32. 技術取引システムの活用度(該当欄に✓チェック)

	活用し ない	活用度				
		低い	← 中間 →	高い		
(1) IP-mart(インターネット特許技術広場)、NTB など国内オンライン取引システム/DB	①	②	③	④	⑤	
(2) 特許技術移転説明会など国内オフライン取引 システム	①	②	③	④	⑤	
(3) yet2.com など海外オンライン取引システム/DB	①	②	③	④	⑤	
(4) 海外オフライン取引システム	①	②	③	④	⑤	

Ⅲ. 知的財産の創出及び活用活動

● 知的財産統計など基礎統計情報の活用(報告書ページ 112～)

33. 知的財産統計など基礎統計情報の活用(該当欄に✓チェック及び直接記入)

①活用している(主に活用する統計指標* : _____)

②活用していない

*知的財産統計年報などで提示する年度別出願件数及び登録件数、産業部門別出願件数、国家別審判請求件数など主に参考として活用する知的財産関連の統計指標を意味する。

34. より頻繁に公表してほしい統計指標 (_____)

35. 知的財産情報システムの活用度(該当欄に✓チェック)

	活用 しな い	活用度					(活用する場合) 主に活用する 情報システム
		低い	← 中間 →	高い			
KIPRIS など政府提供の 情報システム	①	②	③	④	⑤	(_____)	
WIPS、DELPION など民 間提供の情報システム	①	②	③	④	⑤	(_____)	
その他情報システム	①	②	③	④	⑤	(_____)	

● 知的財産創出のための研究開発(R&D)活動及び今後の戦略(報告書ページ 114～)

36. 優秀な知的財産を創出するため、現在機関レベルで行っている活動(該当するものは全て✓チェック)

①機関の特性に適した研究開発の発掘及び機関独自の研究開発の拡大

②産学研協力を通じた共同/委託研究開発の拡大

③研究開発企画の際に市場ニーズが反映できる制度的な体系の構築

④中大型、重要研究開発課題から優秀特許を創り出すための研究開発企画の強化

37. (現在の実施状況とは関係なく)優秀な知的財産を創り出すために必要と考える活動や戦略(重要度によって2つ以内で✓チェック)

- ①機関の特性に適した研究開発の発掘及び機関独自の研究開発の拡大
- ②産学研協力を通じた共同/委託研究開発の拡大
- ③研究開発企画の際に市場ニーズが反映できる制度的な体系の構築
- ④中大型、重要研究開発課題から優秀特許を創り出すための研究開発企画の強化

 知的財産活用の方向と戦略(報告書ページ 115～)

38. 保有している知的財産権※に対する調査** (評価)の実施状況(該当欄に✓チェック及び数字で記入)

実施状況	
実施している(✓チェック及び数字記入後、Q40へ)	① 保有している全体知的財産権のうち _____ %
実施しない(✓チェック後、Q39へ)	②
<small>※知的財産権とは産業財産権(特許、実用新案など)の他に著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)を総称。 **保有知的財産権に対する調査とは特許などの維持/放棄の決定、事業化有望技術及び移転対象技術などを発掘するために保有している知的財産権の価値を把握することを意味する。</small>	

39. (調査を行っていない場合)その主な理由(該当欄に✓チェックまたはその他意見の作成後、Q41へ)

- ①知的財産権調査の実施による費用負担
- ②知的財産権調査を実施するための専門人材の不足
- ③知的財産権調査の実施に対する認識不足
- ④知的財産権調査活動を行うには累積知的財産権の数が少ない関係で行っていない
- ⑤調査(評価)活動の実効性が不足(調査結果の活用度が落ちる)
- ⑤その他(_____)

40. (調査を実施している場合)実施人材(該当する全てのものに✓チェック後、Q41へ)

内部人材			外部人材	
知的財産専担人材	R&D人材	その他(知的財産調査委員会など)人材	弁理士/弁理士事務所	専門調査/評価機関
①	②	③	④	⑤

41. 調査実施の必要性(該当欄に✓チェック)

必要性

→	実験室創業、研究員創業などに活用	件	件	件	件
	現物出資	件	件	件	件
	未活用件数(B)	件	件		
		(登録5年未満) 件	(登録5年未満) 件		
	他機関に移転可能※ ※※	件	件		
(登録5年未満) 件		(登録5年未満) 件			

*特許権、デザイン権、商標権は「登録された」特許権、デザイン権、商標権を対象とする。
 **現在(回答時点)を基準に登録され(取消、無効、放棄などで権利が消滅されず)権利が生きている総件数を記入する。
 ***他機関に移転可能：ライセンス契約などを通じて移転することに問題がない産業財産権で、事業化可能性や経済的な価値が著しく落ちるため他機関への移転が不可能と判断される産業財産権は除く。

46. 保有している出願及び登録産業財産権を活用した R&D 実施及び認証獲得の状況 (該当欄に全て✓チェック、2016年または会計年度基準)

*産業財産権は各種 R&D 事業及び主要認証を獲得する上で基盤根拠になり得るため、本質問では貴機関が国家及び民間 R&D 事業を受注する際(提案書の作成など)、各種認証獲得のための申請の際に出願及び登録産業財産権を活用した事例を全て含む。					
*NET(New Excellent Technology)認証とは技術標準院及び韓国産業技術振興協会が運営主体であり、新技術を早期に発掘して優秀性を認証することで、新技術の商用化及び取引を促進するとともに初期市場進出基盤作りを目的として設立された認証制度					
**NEP(New Excellent Product)認証とは技術標準院が運営主体であり、国内で初めて開発された技術またはこれに準ずる代替技術を適用した製品を認証することで製品の初期販路の開拓を支援し、技術開発を促進することを目的に設立された制度					
***世界一流商品認証とは産業資源通商部が運営主体であり、大韓民国国籍企業が生産する製品として一定の条件を満たせる商品のうち、産業資源通商部長官が「現在世界一流商品」または「次世代世界一流商品」として選定した商品を意味する。					
(1)産業財産権を活用した R&D 受注の状況	R&D 受注のために産業財産権を活用した経験がある				活用経験無し
	政府 R&D に活用		民間 R&D に活用		
	①		②		
(2)産業財産権を活用した主要認証獲得の状況	主要認証獲得のために産業財産権を活用した経験がある				活用経験無し
	NET 認証獲得	NEP 認証獲得	世界一流商品認証獲得	その他認証獲得	
	①	②	③	④()	

47. 産業財産権を活用しない主な理由(該当欄に✓チェックまたはその他意見の作成)
 ①(自社実施、他社実施)活用するためには該当産業財産権の他に後続研究開発を通じた関連産業財産権の獲得が必要であるが、該当後続活動が不十分

- ②(他社実施、技術移転)産業財産権に対する需要機関の発掘が難しい
- ③(他社実施、技術移転)産業財産権に対する需要機関との交渉が難しい
- ④既存産業財産権との利用・抵触関係によって紛争の恐れがあるため、活用不可
- ⑤その他(_____)

48. 企業などに移転されたり、実験室創業、研究員創業などに活用している産業財産権のうち、これを通じて売上(技術料収入)が発生した権利の比率(回答時点を基準に該当欄に数字で記入)

	特許権	実用新案権	デザイン権	商標権
外部の他機関に移転または実験室創業、研究員創業、現物出資などに活用されている権利の数(Q45の活用件数(A)と同じ)	件	件	件	件
→売上(技術料収入)が発生した権利の数	件	件	件	件

 政府の政策支援及び必要性(報告書ページ 120～)

49. 国内大学及び公共研究機関の効果的な知的財産創出を支援するための政策支援

	政府政策の必要性				
	低い	← 中間	→	高い	
(1)個別機関が職務発明補償制度を導入したり、または補償水準が拡大できるように支援(例:特許などの出願/登録による金銭的、非金銭的な補償に関する規定の整備及び広報など)	①	②	③	④	⑤
(2)特許情報活用拡散事業の拡大などを通じて深みのある先行特許(技術)調査と特許情報の活用を支援	①	②	③	④	⑤
(3)専門家の派遣、知財権コンサルティング事業の拡大などを通じて大学と公共研究機関の知的財産権創出活動を支援	①	②	③	④	⑤
(4)多様な技術分野に対する特許マップの構築支援	①	②	③	④	⑤
(5)研究者などを対象とした知的財産権関連教育の支援(例:教育プログラムの開発及び普及、教育関連費用の支援など)	①	②	③	④	⑤
(6)その他(_____)	①	②	③	④	⑤

50. 国内大学及び公共研究機関の効果的な知的財産活用を支援するための政策支援

	政府政策の必要性				
	低い	← 中間	→	高い	
(1)保有特許技術に対する価値評価の支援	①	②	③	④	⑤
(2)新技術の事業化に向けた研究所企業/実験室創業の支援	①	②	③	④	⑤
(3)特許技術の取引、流通システムの改善	①	②	③	④	⑤
(4)技術移転関連のマーケティング及びコンサルテ	①	②	③	④	⑤

イング支援					
(5) 優秀技術の輸出支援	①	②	③	④	⑤
(6) その他()	①	②	③	④	⑤

IV. 知的財産の保護活動

知的財産保護の方向と戦略(報告書ページ 122～)

51. 産業財産権(特許権、実用新案権、デザイン権、商標権)の出願などに先行して社内予備評価*の実施状況(該当欄に✓チェック及び数字で記入)

実施状況	
実施している(✓チェック及び数字記入後、Q53へ)	① 全体届出られた発明のうち _____ %
実施していない(✓チェック後、Q52へ)	②

*「予備評価」とは提出された発明届出書に対して職務発明委員会などを通じて発明の評価、承継の可否、出願の可否、審査請求の可否などを決定することを意味する。

52. (予備評価を行っていない場合)その主な理由(該当欄に✓チェックまたはその他意見の作成後、Q54へ)

- ① 予備評価の実施による費用負担
- ② 予備評価を実施するための専門人材の不足
- ③ 予備評価の実施に対する認識不足
- ④ 予備評価活動の実効性が不足(予備評価のスクリーニング機能などがうまく働かない)
- ⑤ その他(_____)

53. (予備評価を実施している場合)遂行人材(該当するもの全てに✓チェック後、Q54へ)

知的財産専担人材	内部人材		外部人材	
	R&D 人材	その他(審議委員会など)人材	弁理士/弁理士事務所	専門調査/評価機関
①	②	③	④	⑤

54. 予備評価実施の必要性(該当欄に✓チェック)

必要性				
必要ない	←	中間	→	とても必要
①	②	③	④	⑤

55. 研究開発活動成果の専有(専有:模倣業者などからの保護または独占的に活用)するために活用する戦略(該当欄に✓チェック)

	活用 しない	活用度				
		低い	← 中間	→	高い	
(1)特許など産業財産権の出願/登録	①	②	③	④	⑤	
(2)営業秘密及びノウハウとして維持	①	②	③	④	⑤	
(3)(事業化しようとする)企業などと排他的な契約を締結	①	②	③	④	⑤	

56. 発明届出(Invention disclosure)件数対比特許など産業財産権の出願比率 (2016年基準)

発明届出(Invention disclosure)の件数	件
(経済性、技術性不足などの理由で)出願を留保または放棄する	件
(営業秘密として維持など)非公式的な権利保護手続きを進行	件
産業財産権の出願など公式的な権利保護手続きを進行	件

知的財産の管理及び保護に関する認識度(報告書ページ 126～)

57. 現在国内の知的財産保護水準*に対する意見(該当欄に✓チェック)

大幅な 弱化が必要	漸進的な 弱化が必要	現在の水準が 適正	漸進的な 強化が必要	大幅な 強化が必要
①	②	③	④	⑤

*知的財産保護水準は特許制度のように知的財産に権利を付与するシステムの効率性と知的財産権が他人によって侵害を受けた時に対抗できる行政的、司法的措置が如何に整えられているのかを意味する。

58. 産業財産権の海外出願/登録の実績(該当欄に数字で記入)

*同じ産業財産権を複数の国家に個別に出願または登録した場合にはこれを全て合算してご記入ください。例えば、Aという特許を米国、日本、ドイツに出願した場合、出願件数は1ではなく3でご記入ください。

**但し、PCT出願の場合は出願書に記載されている指定国の数に関係なく、1件としてご記入ください。

		特許権の 海外出願/登録	デザイン権の 海外出願/登録	商標権の 海外出願/登録
2016年 実績	(個別国家)出願件数*	(件)	(件)	(件)
	→ 米国など北米地域	(件)	(件)	(件)
	日本などアジア地域	(件)	(件)	(件)
	ヨーロッパ(EU)	(件)	(件)	(件)
	その他の地域	(件)	(件)	(件)
PCT出願***		(件)		
2016年 実績	登録件数*	(件)	(件)	(件)
	→ 米国など北米地域	(件)	(件)	(件)
	日本などアジア地域	(件)	(件)	(件)
	ヨーロッパ(EU)	(件)	(件)	(件)
	その他の地域	(件)	(件)	(件)

● 産業財産権出願の今後の計画(報告書ページ 126～)

59. 2017年産業財産権の予想国内出願件数(該当欄に数字で記入及び✓チェック)

		国内特許	国内実用新案	国内デザイン	国内商標
2017年	出願/予想出願件数	(件)	(件)	(件)	(件)
2018年以後	縮小	①	①	①	①
	維持	②	②	②	②
	拡大	③	③	③	③

60. 産業財産権の国内出願の増減に影響を及ぼす要因(該当欄に✓チェック)

主要産業財産権の国内出願の増減に影響を及ぼす要因		重要度 低い ← 中間 → 高い				
		①	②	③	④	⑤
機関内部的な 要因	① 研究開発投資または予算の増減による研究成果の変化	①	②	③	④	⑤
	② 機関の産業財産権戦略の変化(量または品質中心の知的財産出願戦略、維持費用対比収益性の変化など)	①	②	③	④	⑤
	③ 産業財産権に対する成果評価比重の変化または評価方向の変化(論文などその他成果対比産業財産権実績評価比重の拡大または縮小、量的成果評価の止揚及び質的成果評価の指向など)	①	②	③	④	⑤
外部環境的な 要因	④ 市場及び技術競争環境の変化(市場の拡大または縮小、新技術または新市場の出現など)	①	②	③	④	⑤
	⑤ 国内及び世界景気の変動(国内総生産の増減、物価及び為替の変化、世界金融危機など)	①	②	③	④	⑤
	⑥ 産業財産権出願環境の改善及び支援制度の強化(出願手数料の減免、手続きの簡素化、産業財産権創出支援制度など)	①	②	③	④	⑤

61. 出願・審査・維持費用(□2016年または□会計年度基準)

		国内出願	海外出願 (PCT出願を含む)
出願・審査費用*		(百万ウォン)	(百万ウォン)
→	特許/実用新案権の出願・審査費用	%	%
維持費用**		(百万ウォン)	(百万ウォン)
→	特許/実用新案権の維持費用	%	%

*出願・審査費用は産業財産権の出願手数料、審査請求料、弁理士費用、決定系審判(特許出願に対する拒絶決定など審査官の処分不服に不服して請求する審判)にかかった費用などを含めた金額である。

**維持費用は産業財産権の登録と権利維持にかかる金額であり、登録料と維持年金を含めた金額である。

62. 国内大学及び公共研究機関の効果的な知的財産管理及び保護を支援するための政策支援

	政府政策の必要性 低い ← 中間 → 高い				
	①	②	③	④	⑤
(1) 産業財産権の出願と登録にかかる費用の減免	①	②	③	④	⑤

(2) 海外出願関連情報の提供	①	②	③	④	⑤
(3) 企業などとの共同/委託研究契約の際、(発明所有権、実施権許与に対する決定権利、技術事業化の収益配分における)不平等契約を防止するためガイドラインの制定/広報	①	②	③	④	⑤
(4) 出願前または出願後に知的財産の評価費用を支援	①	②	③	④	⑤
(5) その他()	①	②	③	④	⑤

アンケート調査に最後までご協力いただきまして誠にありがとうございます。